

厚生労働省 令和3年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に
関する調査研究事業
報告書

令和4年（2022年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

I.	事業概要	1
1	背景・目的.....	1
2	調査方法.....	2
3	実施体制.....	2
4	事業スケジュール.....	3
II.	アンケート調査.....	4
1.	調査の目的.....	4
2.	調査概要.....	4
	＜調査対象＞	4
	＜調査方法・調査時期＞	4
	＜回収状況＞	4
3.	アンケート調査結果.....	6
	＜都道府県票＞	6
	＜市区町村票＞	31
	＜養護老人ホーム票＞	77
	＜軽費老人ホーム・ケアハウス票＞	133
III.	ヒアリング調査.....	181
1	調査の目的.....	181
2	調査概要.....	181
3	調査結果.....	183
4	ヒアリング結果の分析.....	196
IV.	まとめと提言.....	206
1	本調査研究のまとめ.....	206
2	今後の養護老人ホーム及び軽費老人ホームの持続可能な経営に向けて ..	217
3	おわりに―地域共生社会の実現に向けた今後の検討課題―	222
	参考資料	226

I. 事業概要

1 背景・目的

わが国では、2018年に改正社会福祉法が施行され、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を推進することが一層求められている。こうした中、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスにおいては、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現に向けて、身寄りのない方、在宅生活の困難な方、低所得の方といった生活課題を抱える高齢者の受け皿や複雑化・多様化する地域福祉のニーズに対する支え手としての役割が期待されている。

しかしながら、近年の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスに係る先行研究や経営レポート等^{1) 2) 3)}においては、これらの施設経営の約3～4割は赤字であり、耐震工事を含め大規模修繕、改築に要する資金の確保等が持続的な経営を行う上での課題となっていることが指摘されている。その要因として、施設の運営費等については、一般財源化⁴⁾以降、施設建築当時に存在した国庫補助や都道府県補助の縮小・廃止や、消費税増税後も老人保護措置費に係る支弁額等の据え置き等がある。なお、養護老人ホームは措置施設であることから、利用率や単価の向上等にかかる施設側の努力のみでは解決の難しさがある。

また、先行研究¹⁾において、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの約8割が地域ケア会議の参加には至っていない、自治体に寄せられた低所得高齢者等の生活課題の相談について、施設は主要な相談先となっていないというように、地域共生社会の実現に向けた支え手としての施設の役割や経営のあり方について、自治体・施設の双方の共通認識が持てているとは必ずしも言えない実態が明らかとなった。

上記を踏まえ、本調査では、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営や設備等の状況及び、施設経営を取り巻く環境として、各自治体の措置費及び補助金の実態、施設と関係機関との連携状況等を明らかにするとともに、地域共生社会の実現を果たすために施設がどうあるべきか、持続可能な経営の在り方とそれに向けた今後の課題を検討するための基礎資料をとりまとめる。

- 1) 令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業
- 2) 独立行政法人福祉医療機構 Research Report 「2018年度 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営状況について」、「2019年度（令和元年度）決算 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営分析参考指標の概要について」
- 3) 独立行政法人福祉医療機構 Research Report 「2018年度養護老人ホームの経営状況について」、「2019年度（令和元年度）決算 養護老人ホームの経営分析参考指標の概要について」
- 4) 三位一体改革による地方分権化・一般財源化により、2004年度に軽費老人ホーム事務費の助成に対する国庫補助を都道府県等に財源移譲、2005年度に養護老人ホーム保護費負担金が、市町村へ税源移譲された。2006年度には、養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の整備に対する支援（交付金）について、廃止・税源移譲がなされている。
（出所：<https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/shiryoul404171.pdf>）

2 調査方法

(1) アンケート調査

アンケート調査は全国の自治体（都道府県、市区町村）、および各施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス）を対象とする。自治体においては、各施設に対する財政措置等の実態を把握するため、措置費及び措置入所、契約入所、補助金、管理費、大規模修繕等の対応、施設との連携状況等について調査を行う。各施設においては、経営における課題等の実態を把握するため、各施設の経営状況、措置費及び措置入所、契約入所、補助金、管理費、大規模修繕等の状況、自治体等との連携状況等について調査を行う。

また、各施設向けのアンケート調査にて得られた経営に係る取組等の情報を、後述するヒアリング調査の対象候補選定やヒアリング項目の設定の際の参考とする。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査では、アンケート調査結果または委員からの推薦に基づき対象を選定する。アンケート調査等を踏まえ、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにおける経営状況及び経営課題、措置費、補助金等の影響、経営に係る先駆的な取組に焦点を当てて事例検討をする。

3 実施体制

(1) 調査検討委員会の設置

本事業を効果的に実施するため、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営に関する学識経験者、関連団体及び自治体の関係者等から構成する、調査検討委員会を下記の体制で設置した。

【調査検討委員会委員】 ◎委員長

梶木 太輔	明石市福祉局 高齢者総合支援室 高年福祉担当課 課長
川西 基雄	一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会 理事長
◎北本 佳子	昭和女子大学大学院生活機構研究科福祉社会研究専攻 教授
清水 正美	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科 教授
田中 昌和	香川県健康福祉部 長寿社会対策課 課長
常盤 勝範	特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会 事務局長
利光 弘文	公益社団法人全国老人福祉設協議会 介護保険事業等経営委員会 養護老人ホーム部会 部会長
藤井 陽子	公益社団法人全国老人福祉設協議会 介護保険事業等経営委員会 軽費老人ホーム ケアハウス部会 部会長

（計 8 名、敬称略、五十音順）

【オブザーバー】

石毛 雅之 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
宮本 和也 厚生労働省 老健局 高齢者支援課予算係 係長
安部 加奈子 厚生労働省 老健局 高齢者支援課予算係

(敬称略)

【運営事務局】

足立 圭司 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアマネージャー
大塚 恒治 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 マネージャー
池永 藍 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント
奈良 夕貴 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 コンサルタント

(2) 調査検討委員会の開催

調査検討委員会の開催実績は以下の通り。

- ・第1回 令和3年12月13日
- ・第2回 令和4年2月7日
- ・第3回 令和4年3月7日

4 事業スケジュール

事業スケジュールは以下の通り。

図表 1 スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン	★事業開始		★第1回調査検討委員会 (12/13)	★第2回 (2/7)		報告書提出★ ★第3回 (3/7)
委員委嘱 プレヒアリング		委員委嘱 プレヒアリング				
アンケート調査		調査客体の設計 調査票の設計	修正 発送準備・ 調査案内発送	アンケート調査実施	データ集計・分析	
ヒアリング調査				ヒアリングの企画	日程調整 ヒアリング実施	
報告書作成				報告書骨子案作成		報告書作成

II. アンケート調査

1. 調査の目的

アンケート調査は全国の自治体（都道府県、市町村）、および各施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス）を対象とする。自治体においては、各施設に対する財政措置等の実態を把握するため、措置費及び措置入所、契約入所、補助金、管理費、大規模修繕等の対応、施設との連携状況等について調査を行う。各施設においては、経営における課題等の実態を把握するため、各施設の経営状況、措置費及び措置入所、契約入所、補助金、管理費、大規模修繕等の状況、自治体等との連携状況等について調査を行う。

また、各施設向けのアンケート調査にて得られた経営に係る取組等の情報を、ヒアリング調査の対象候補選定やヒアリング項目の設定の際の参考とする。

2. 調査概要

<調査対象>

- ・ 自治体：都道府県、市区町村
- ・ 施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス

<調査方法・調査時期>

- ・ 調査方法：Web 調査
- ・ 調査時期：令和3年12月22日～令和4年1月20日

<回収状況>

図表 2 アンケート調査の回収状況

調査対象	調査客体数	有効回収数	有効回収率
1. 都道府県	47 (悉皆)	41	87.2%
2. 市区町村	1,742 (悉皆)	746	42.8%
3. 養護老人ホーム	942 (悉皆)	359	38.1%
4. 軽費老人ホーム・ケアハウス	2,313 (悉皆)	717	31.0%

＜調査項目＞

（都道府県票）

- ・ 養護老人ホームに対する取組状況
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する方針
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスへの事務費・補助等の状況
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する取組状況
- ・ 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの担当者について

（市区町村票）

- ・ 養護老人ホームの現状
- ・ 養護老人ホームへの措置費等の状況
- ・ 養護老人ホームに対する取組状況
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する方針
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスへの事務費・補助等の状況
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する取組状況
- ・ 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの担当者について

（養護老人ホーム票）

- ・ 施設の基本情報・入所者の状況
- ・ 施設の経営等の状況
- ・ 措置費等の状況
- ・ 施設の現状（入所者の利用状況、職員及び取組、学生の受入等）
- ・ 施設の設備等について
- ・ 措置入所について
- ・ 地域における取組
- ・ 今後の事業展開の方針

（軽費老人ホーム・ケアハウス票）

- ・ 施設の基本情報・受け入れ状況・入居者の状況
- ・ 施設の経営等の状況
- ・ 事務費・補助等の状況
- ・ 施設の現状（入所者の利用状況、職員及び取組、学生の受入等）
- ・ 施設の設備等について
- ・ ケアハウスへの移行について
- ・ 地域における取組
- ・ 今後の事業展開の方針

3. アンケート調査結果

以下に、都道府県票、市区町村票、養護老人ホーム票、軽費老人ホーム・ケアハウス票の順にアンケート調査結果をお示しする。

※クロス集計結果は、一部の設問において 5%以上の差がみられた場合のみ掲載している。

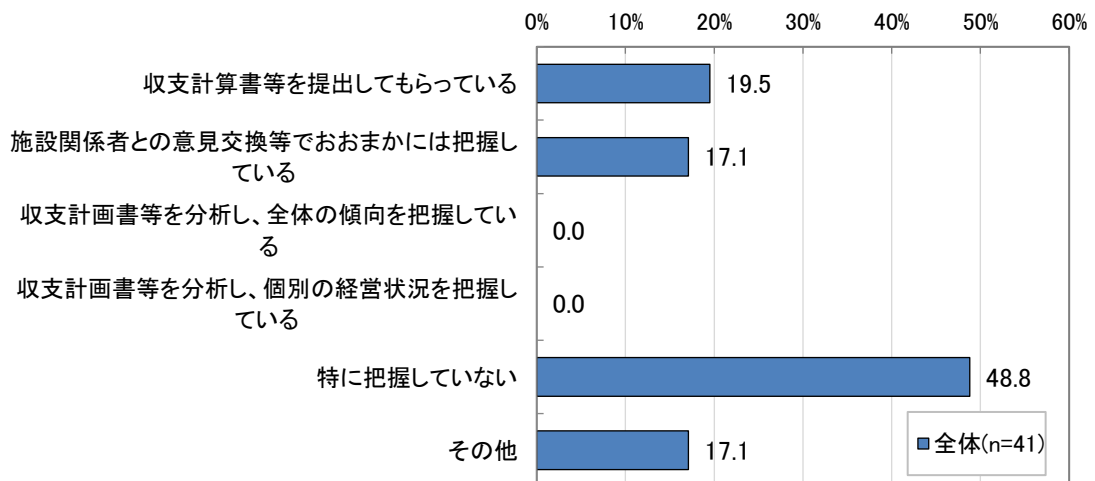
<都道府県票>

■ 養護老人ホームに対する取組状況

(1) 問 1. 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況の把握

全体では、「特に把握していない」が 48.8%と最も高く、次いで「収支計算書等を提出してもらっている」が 19.5%、「施設関係者との意見交換等でおおまかには把握している」が 17.1%、「収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」が 0.0%、「収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」が 0.0%であった。

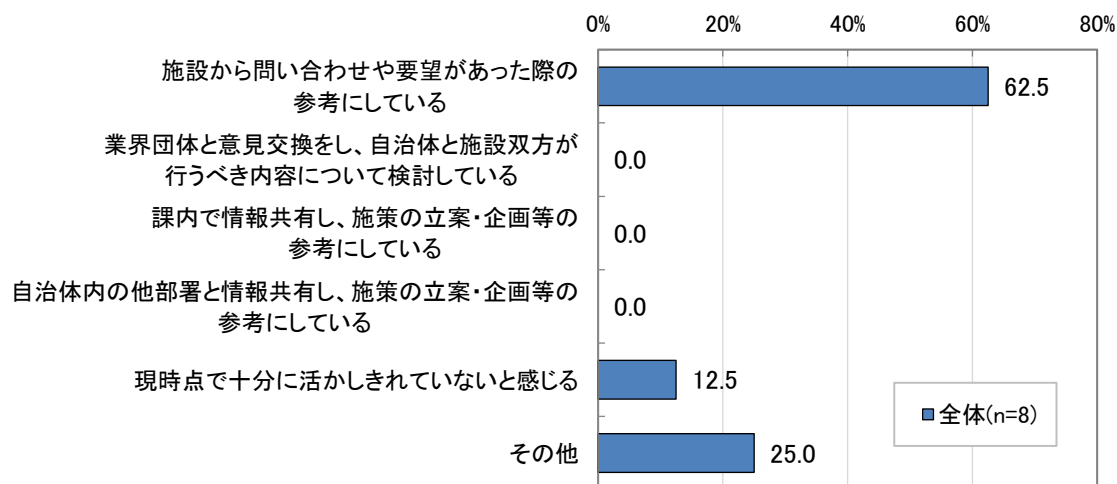
図表 3 1. 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況の把握



(2) 【問1で「1.～3.」のいずれかを回答した方】把握した情報の活かし方

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている」が62.5%と最も高く、次いで「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が12.5%であった。

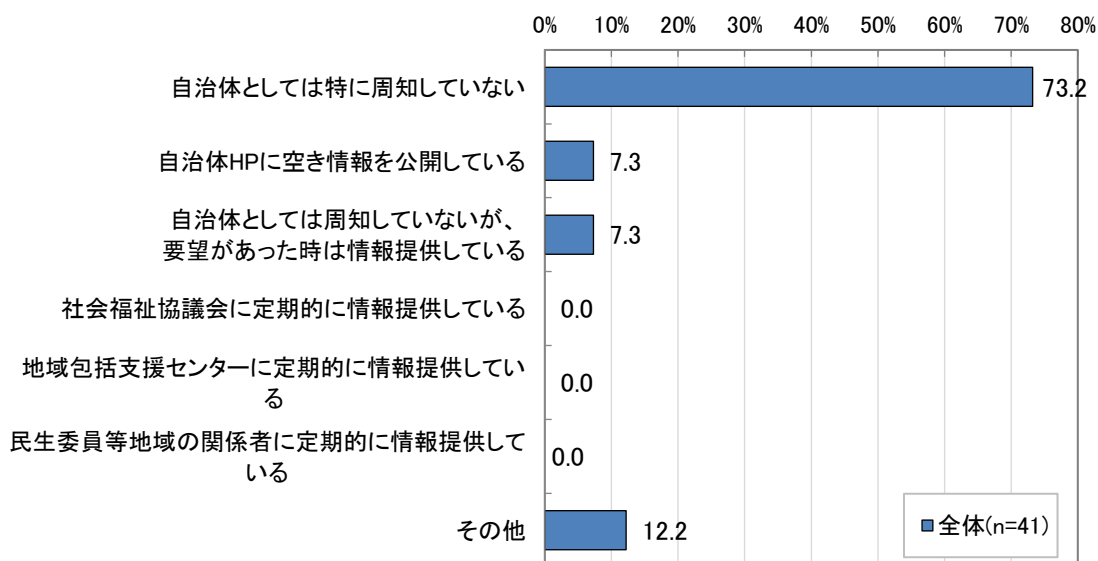
図表4 【問1で「1.～3.」のいずれかを回答した方】把握した情報の活かし方



(3) 問2. 養護老人ホームの空き情報の周知

全体では、「自治体としては特に周知していない」が73.2%と最も高く、次いで「自治体HPに空き情報を公開している」が7.3%、「自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が7.3%であった。

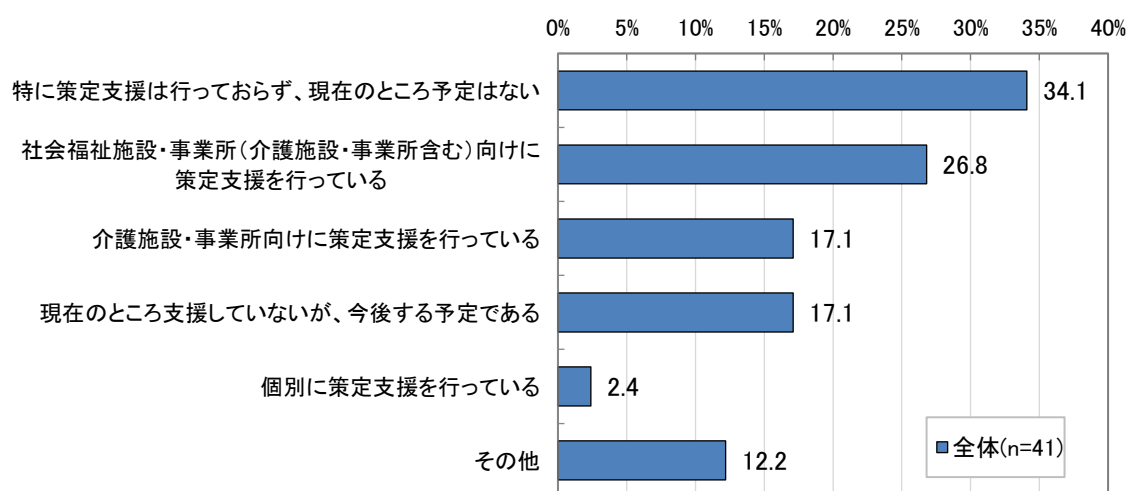
図表5 養護老人ホームの空き情報の周知



(4) 問 3. 養護老人ホームにおける BCP（事業継続計画）の策定支援

全体では、「特に策定支援は行っておらず、現在のところ予定はない」が 34.1%と最も高く、次いで「社会福祉施設・事業所（介護施設・事業所含む）向けに策定支援を行っている」が 26.8%、「介護施設・事業所向けに策定支援を行っている」が 17.1%、「現在のところ支援していないが、今後する予定である」が 17.1%、「個別に策定支援を行っている」が 2.4%であった。

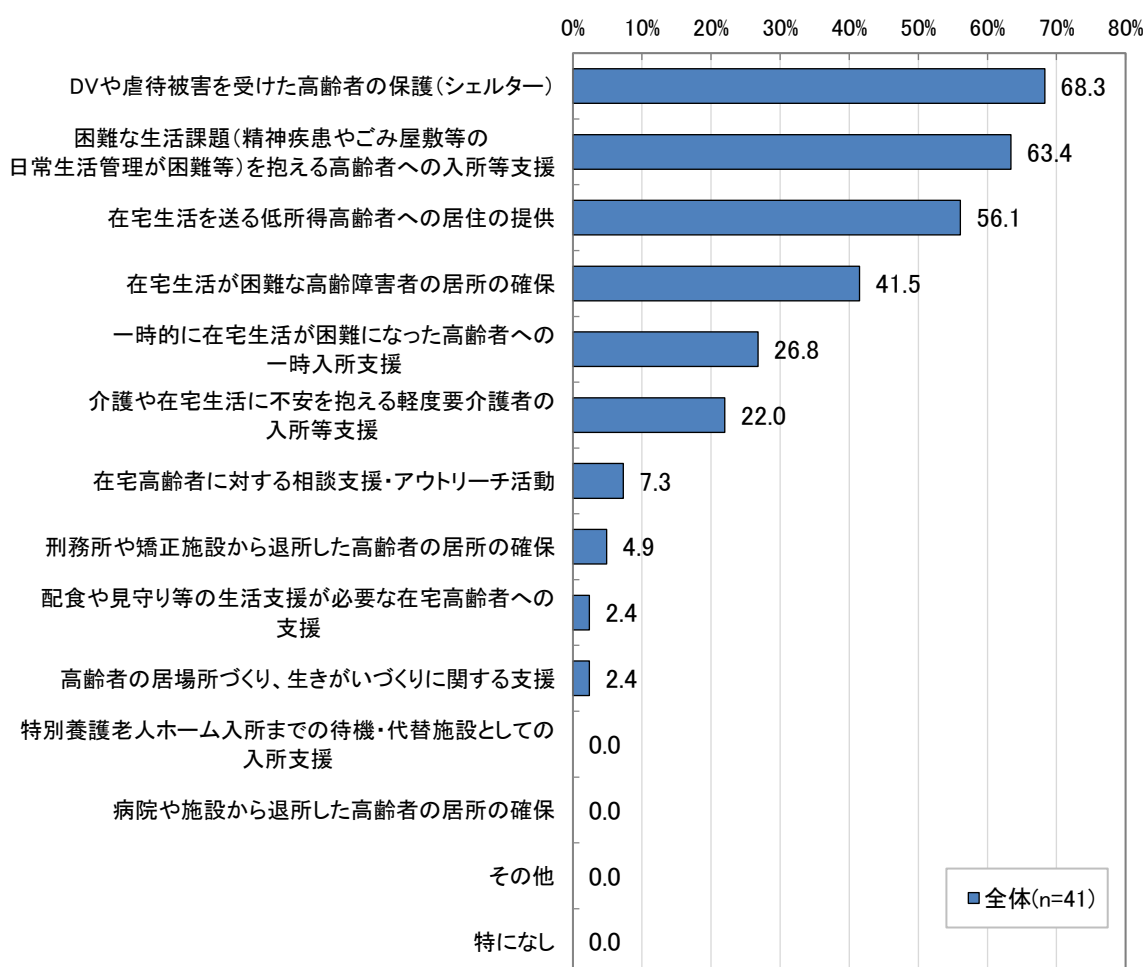
図表 6 養護老人ホームにおける BCP（事業継続計画）の策定支援



(5) 問 4. 養護老人ホームが地域に果たす役割として、期待していること

全体では、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が 68.3%と最も高く、次いで「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等支援」が 63.4%、「在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供」が 56.1%であった。

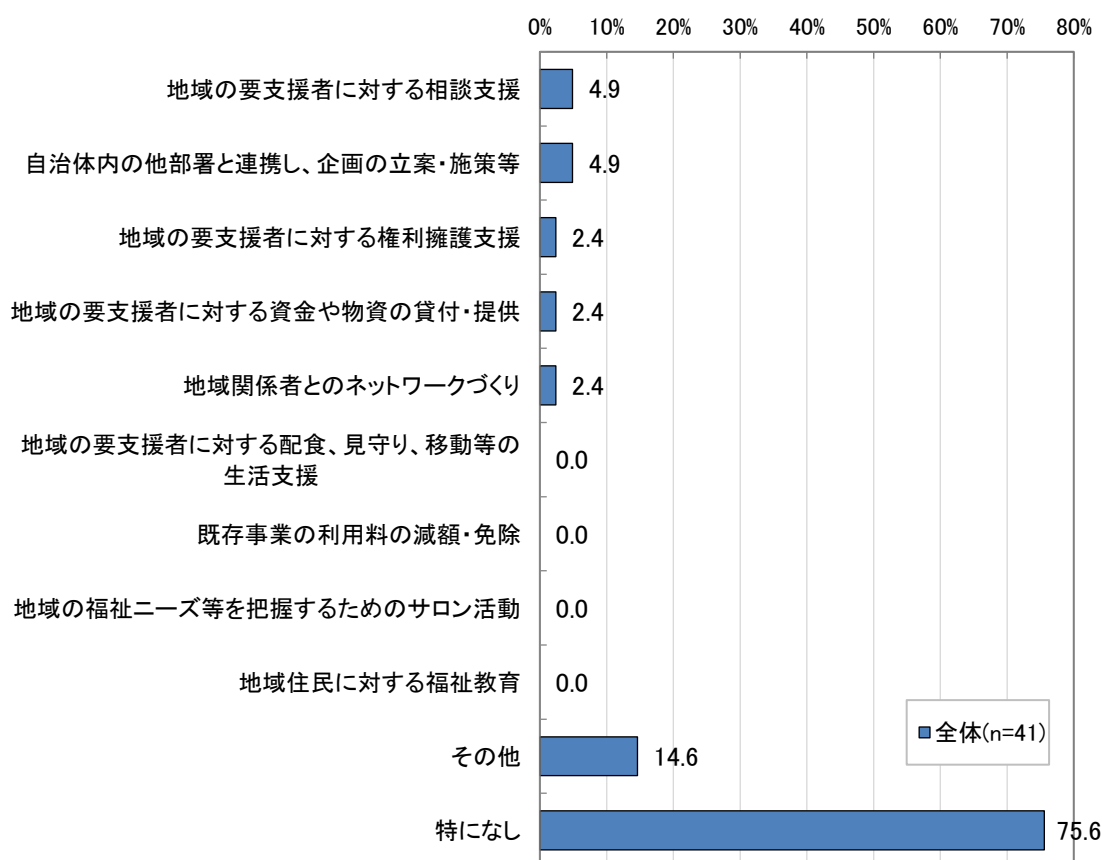
図表 7 養護老人ホームが地域に果たす役割として、期待していること



(6) 問 4-1. 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援

全体では、「特になし」が 75.6%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」「自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等」が 4.9%、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」「地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供」「地域関係者とのネットワークづくり」が 2.4%であった。

図表 8 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援



(7) 問 4-2. 【問 4 で「1. ～10.」のいずれかを回答した方】貴自治体がこれまで養護老人ホームとの関わりや支援の中で取り組まれた具体的事例

※主な回答は以下の通り。

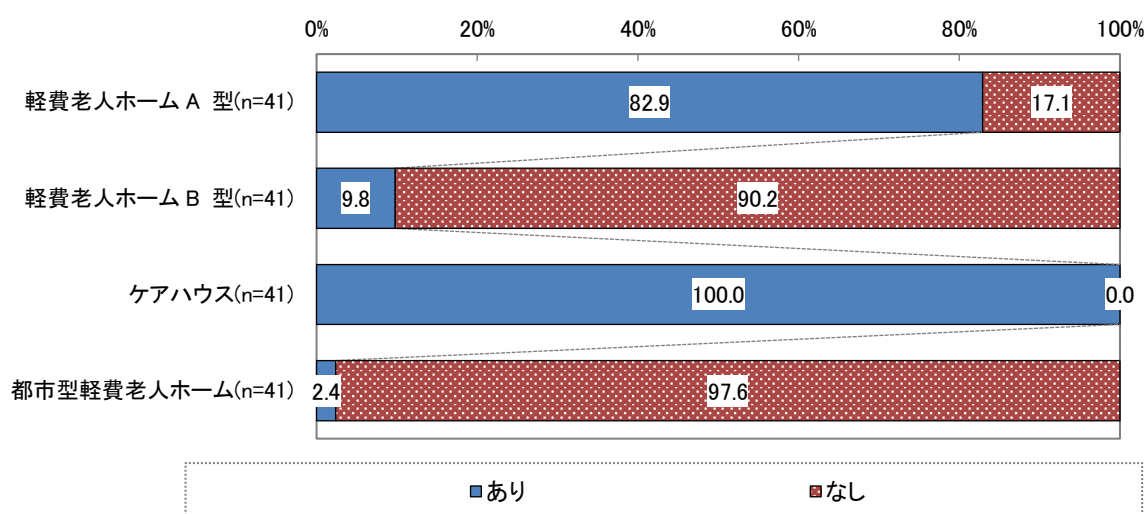
- ・ 市町村から措置費や実施機関の取扱いについて照会がある際に技術的助言。
- ・ 県所有施設の無償貸与。
- ・ 市町村措置担当者向け研修会の開催。
- ・ 令和元年度に養護老人ホーム情報交換会（施設と市町村担当者との意見交換会）に出席し、養護老人ホームへの措置について市町村担当者に説明を行った。
- ・ 各市町村等からの措置入所に関する問い合わせに個別に対応している。
- ・ 県内養護老人ホームの活用を促進するため、県外を含めた自治体への情報提供や自治体からの情報収集を行った。
- ・ 指導監査を通じて、個別の事案等についても助言等を行っている。

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスの状況

(8) 問 5-1. 貴自治体内（政令市・中核市分は除く）の軽費老人ホーム・ケアハウスの有無

「あり」では、「ケアハウス」が 100%と最も高く、次いで「軽費老人ホーム A 型」が 82.9%、「軽費老人ホーム B 型」が 9.8%であった。

図表 9 貴自治体内（政令市・中核市分は除く）の軽費老人ホーム・ケアハウスの有無



(9) 問 5-2. 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数・定員数・入居者数

軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数・定員数・入居者数の結果は以下の通り。

図表 10 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数・定員数・入居者数

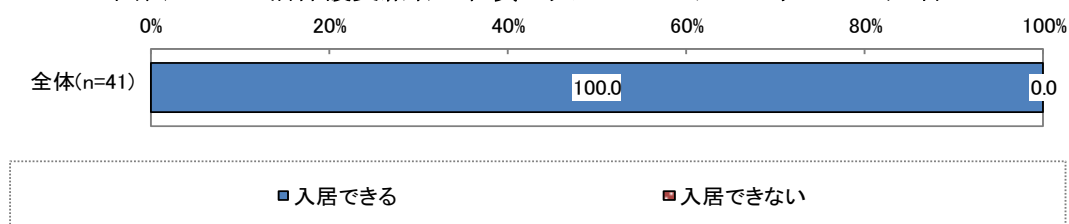
[単位：件]

		調査数	平均	中央値
軽費老人ホーム A 型	施設数	34	3.2	2.0
	内、特定指定施設数	34	0.0	0.0
	定員数（人）	34	174.5	100.0
	入居者数(人)	31	174.5	93.0
軽費老人ホーム B 型	施設数	4	1.3	1.0
	内、特定指定施設数	4	0.0	0.0
	定員数（人）	4	52.5	50.0
	入居者数(人)	4	36.5	38.0
ケアハウス	施設数	41	28.6	25.0
	内、特定指定施設数	41	7.7	6.0
	定員数（人）	41	1090.3	926.0
	入居者数(人)	37	1051.3	902.0
都市型軽費老人 ホーム	施設数	1	87.0	87.0
	内、特定指定施設数	1	0.0	0.0
	定員数（人）	1	1510.0	1510.0
	入居者数(人)	1	1488.0	1488.0

(10) 問 6. 生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居

全体では、「入居できる」が 100.0%であった。

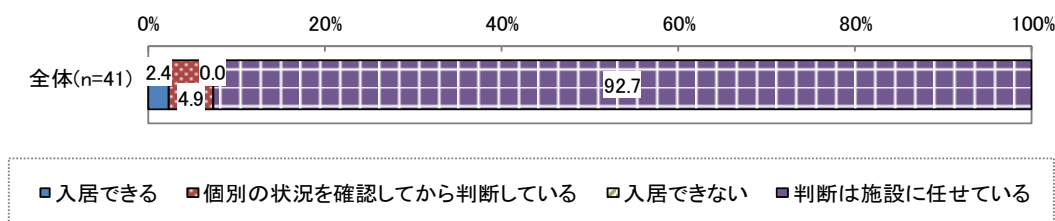
図表 11 生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居



(11) 問 7. 身元保証等がない方の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居

全体では、「判断は施設に任せている」が 92.7%と最も高く、次いで「個別の状況を確認してから判断している」が 4.9%、「入居できる」が 2.4%であった。

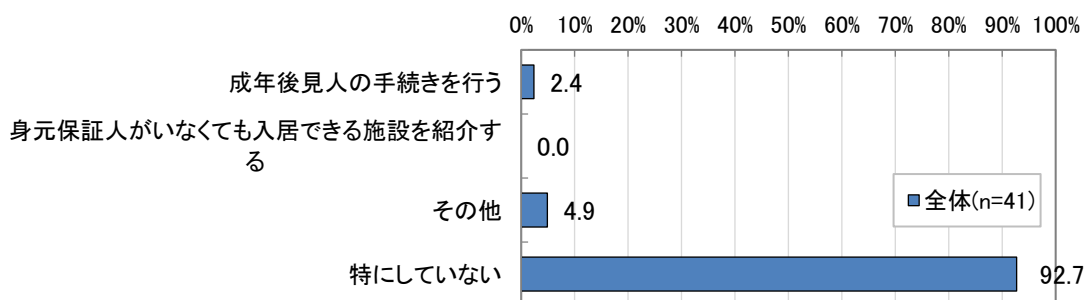
図表 12 身元保証等がない方の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居



(12) 問 8. 身元保証等がない方に対して、貴自治体が行っている支援

全体では、「特にしていない」が 92.7%と最も高く、次いで「成年後見人の手続きを行う」が 2.4%であった。

図表 13 身元保証等がない方に対して、貴自治体が行っている支援



(13) 問 9. 貴自治体における軽費老人ホーム A 型からケアハウスへの転換数

平成 20 年以降の軽費老人ホーム A 型からケアハウスへの転換数の結果は以下の通り。

図表 14 貴自治体における軽費老人ホーム A 型からケアハウスへの転換数 [単位：件]

	調査数	平均
全体	37	0.9

(14) 問 10. 貴自治体における軽費老人ホーム B 型からケアハウスへの転換数

平成 20 年以降の軽費老人ホーム B 型からケアハウスへの転換数の結果は以下の通り。

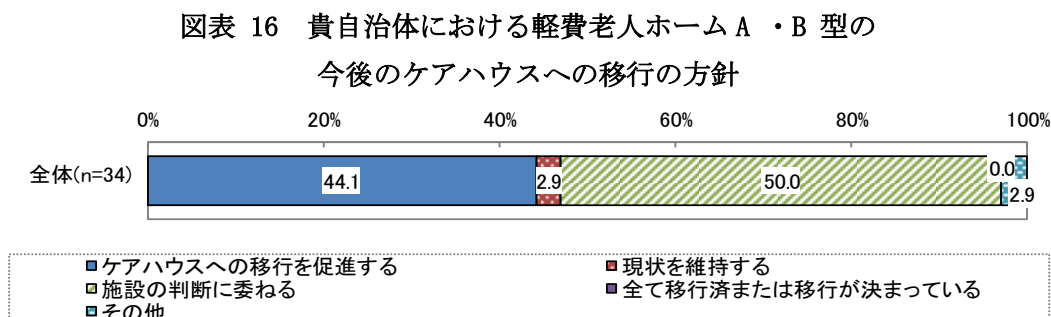
図表 15 貴自治体における軽費老人ホーム B 型からケアハウスへの転換数 [単位：件]

	調査数	平均
全体	37	0.03

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する方針

(15) 問 11. 貴自治体における軽費老人ホーム A ・ B 型の今後のケアハウスへの移行の方針

全体では、「施設の判断に委ねる」が 50.0%と最も高く、次いで「ケアハウスへの移行を促進する」が 44.1%、「現状を維持する」が 2.9%であった。



(16) 問 11. で「2. 現状を維持する」または「3. 施設の判断に委ねる」と回答した方の主な理由

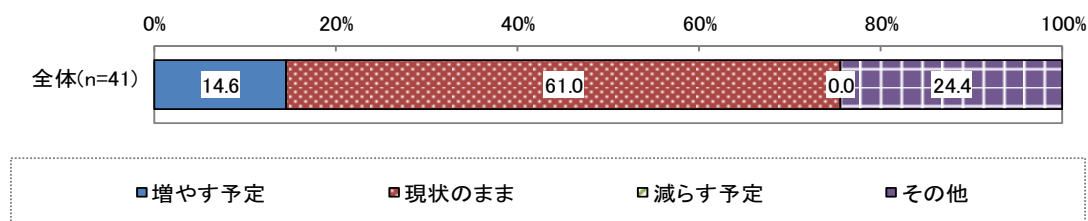
※主な回答は以下の通り。

- ・ 移行について、行政の判断で進めるべきではないと考えることから。
- ・ 市で設置している施設のため、転換の際には市との協議を行ったうえで方針を決める必要があるため。
- ・ 基本的にケアハウスへ移行すべきですが、個別具体の状況を勘案すべきと考えるため。
- ・ 現状支障はないため。
- ・ 施設の改築等のタイミングによるため。
- ・ 軽費老人ホーム A 型を運営する法人から具体的な改修計画を聞いていないため
- ・ 軽費老人ホームの経営・運営方針は各施設の判断によるもののため。
- ・ A 型を必要とする方が一定数いるため。
- ・ 施設の運営方針を尊重すべきと考えるため。
- ・ ケアハウスへの移行計画を行っていないから。
- ・ 県として方針を定めていない。
- ・ 施設が地域性に合わせて判断すると考えているため。
- ・ 建て替えが可能かは法人の経営状況によるもので、事業を継続するかどうかの経営方針等については法人が決定すべき。

(17) 問 12. ケアハウスの今後の方針

全体では、「現状のまま」が 61.0%と最も高く、次いで「増やす予定」が 14.6%であった。

図表 17 ケアハウスの今後の方針



(18) 問 12. を回答した理由

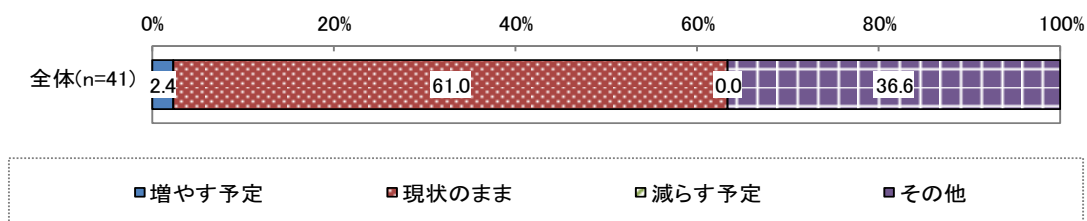
※主な回答は以下の通り。

- ・ 近年、有料老人ホーム等の受け皿が整備されている中で、軽費老人ホームのあり方について検討の必要性を感じている。
- ・ 県から補助を行っている施設と補助を行っていない施設があり、契約により入居する施設のため、施設の経営について各法人の経営判断によるところが大きい。
- ・ 全体の入居率が9割程度であり、増減の必要がないため。
- ・ 施設整備の補助も限られているため斡旋しづらい。常にほぼ満員であるためニーズはある。
- ・ 第8期介護保険計画上、施設の新設（20床）を予定している事業者がいる。
- ・ 新規開設の希望があればその都度検討する。
- ・ 当県老人福祉計画・介護保険事業支援計画において、ケアハウスを増やす予定となっているため。
- ・ 法人から希望がなければ施設数を増減させる予定はないため。
- ・ 日常生活や介護に不安をもつ低所得の単身高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、居住サービスと、見守りや生活相談等の支援サービスが組み合わされた形で提供される施設が必要であるため。
- ・ 長寿プランの計画上では増やす予定がないため。
- ・ 地域バランスや需要動向等を踏まえるとともに、同様の機能を持つ生活支援ハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況にも配慮しながら、計画的な整備を促進していく。
- ・ 県全体の入居率が96%程度であり、入居の需要がひっ迫しているとはいえず、また、極端に入居が少ない施設もないことから、現状で推移を見守る。
- ・ 県高齢者保健福祉計画（R3～R5）において、現状維持としているため。

(19) 問 13. 都市型軽費老人ホームの今後の方針

全体では、「現状のまま」が 61.0%と最も高く、次いで「増やす予定」が 2.4%であった。

図表 18 都市型軽費老人ホームの今後の方針



(20) 問 13. の回答した理由

※主な回答は以下の通り。

1. 増やす予定

- ・ 2400 人分の整備目標を定めている。

2. 現状のまま

- ・ 新設を検討していない。
- ・ 該当施設がない。
- ・ 地域的な特性や現在の要望状況等を踏まえ、当面の間は整備する予定はないため。
- ・ 設置要件である既成市街地等に該当する区域がないため。
- ・ 特にニーズを聞かない。
- ・ 現状で充足しているため。

3. 減らす予定

- ・ (回答無し)

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費・補助等の状況

(21) 問 14. 都道府県の軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等

都道府県による軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等の結果は以下の通り。

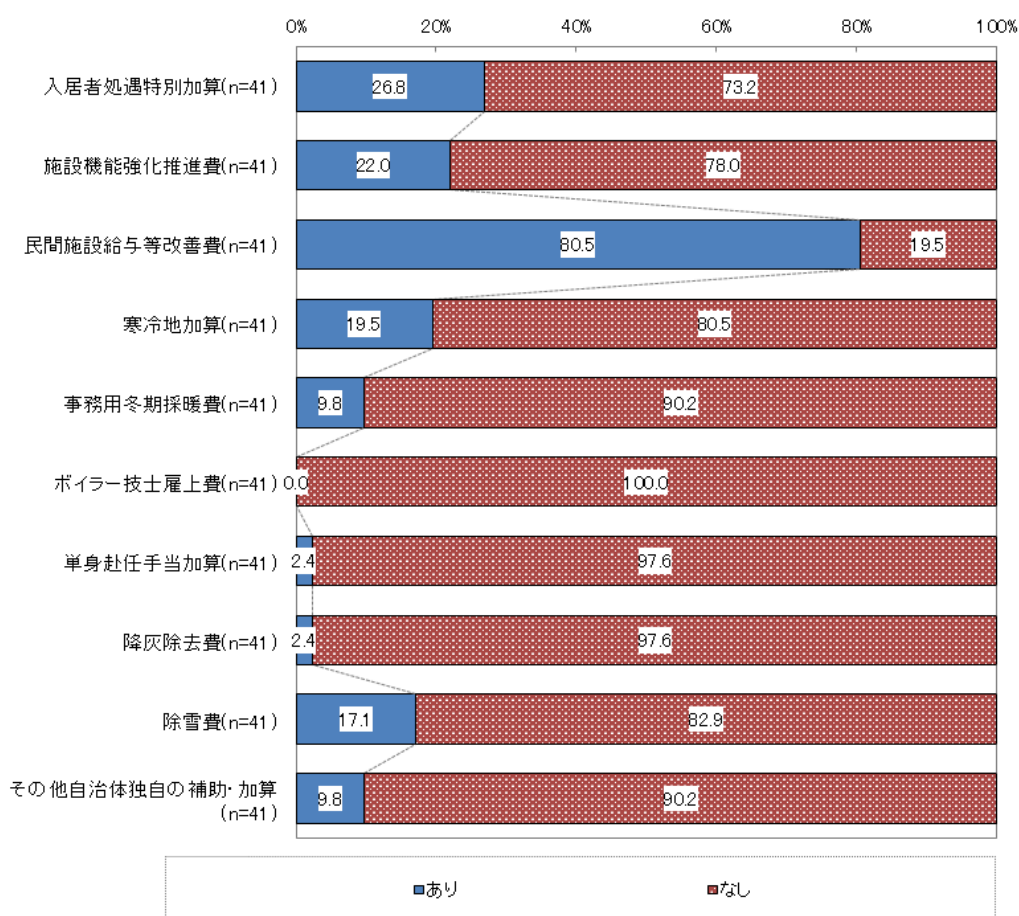
図表 19 都道府県の軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等 [単位：千円／年]

	調査数	平均	中央値
都道府県補助額(A)	35	858,299	652,181
本人徴収額(B)	35	294,619	212,257
事務費計(X)=(A)+(B)	35	1,152,917	900,012
利用者人数(Y)	35	1,280	989
1人あたり事務費単価(X)／(Y)	35	901	910

(22) 問 15. 軽費老人ホーム・ケアハウスに対して支給実績のある加算

全体では、民間施設給与等改善費で「あり」が80.5%と高かったが、それ以外では「なし」が70%以上であった。

図表 20 軽費老人ホーム・ケアハウスに対して支給実績のある加算



(23) [問 15.10) その他自治体独自の補助・加算「1.あり」と回答した方]

支給実績のある主なもの

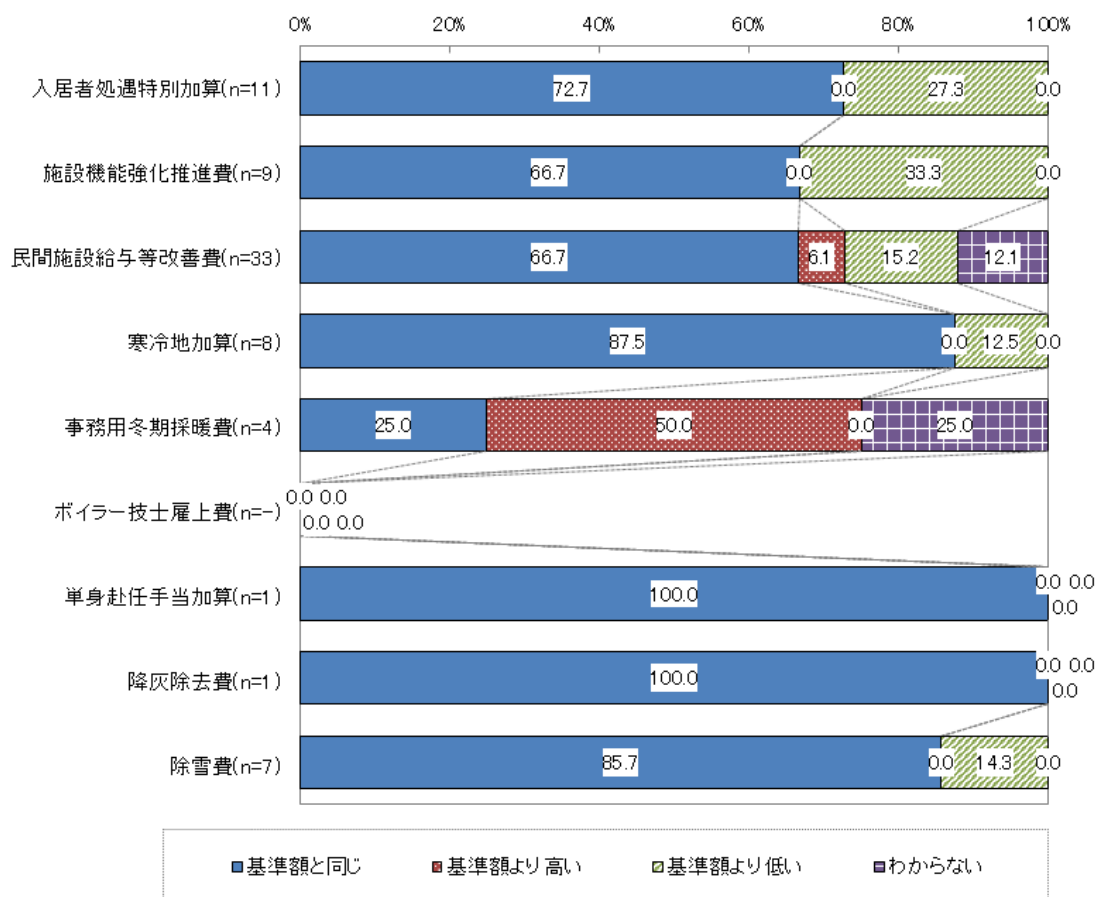
※主な回答は以下の通り。

- ・ 介護予防事業強化推進費。
- ・ 毎年の人事委員会勧告、消費者物価指数等の変動を勘案して決定した割合を、サービスの提供に関する基本額に掛けて補助額を算定。
- ・ サービス提供に要する費用。
- ・ 入居者サービス向上費。
- ・ 高齢者あんしんサポートハウス（ケアハウス、独自）について、居住にかかる費用を収入 80 万円以下 9 千円、80 万円を超え 150 万円以下 1 万 9 千円とし、収入 80 万円以下の入居者が計画を上回る等一定条件を満たす高齢者あんしんサポートハウスの収入 80 万円以下の利用者 1 人あたり月額 1 万円分を法人に加算して補助。
- ・ 生活費。
- ・ 地区別冬期加算。
- ・ 高齢者あんしんサポートハウス（ケアハウス、独自）について、収入 150 万円超の利用者の居住にかかる費用が 3 万円を超え、3 万円以下に引き下げの場合の法人負担の 1 / 2 を補助。
- ・ 機能維持・向上加算。

(24) 問 15-1. 支給した加算と国の基準額との比較

全体では、事務用冬期採暖費を除いて、「基準額と同じ」が約 70～100%と最も割合が高かった。

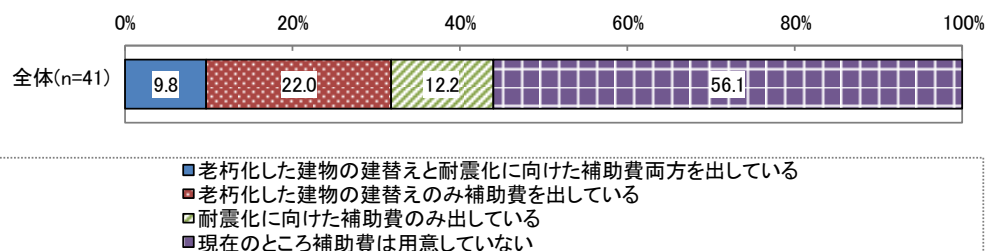
図表 21 支給した加算と国の基準額との比較



(25) 問 16. 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替えや耐震化に向けた補助費

全体では、「現在のところ補助費は用意していない」が 56.1%と最も高く、次いで「老朽化した建物の建替えのみ補助費を出している」が 22.0%、「耐震化に向けた補助費のみ出している」が 12.2%であった。

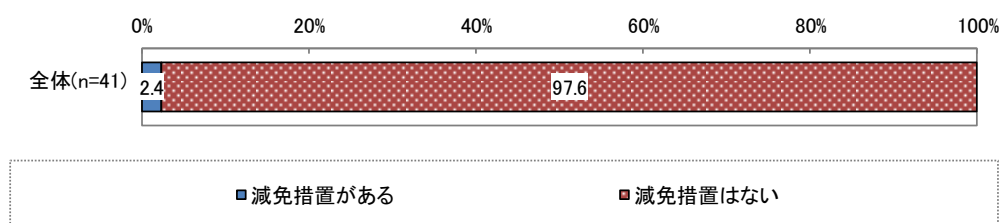
図表 22 軽費老人ホームの建替えや耐震化に向けた補助費



(26) 問 17. 軽費老人ホーム建替えの際に、費用負担増となる利用者への減免措置

全体では、「減免措置はない」が 97.6%と最も高く、次いで「減免措置がある」が 2.4%であった。

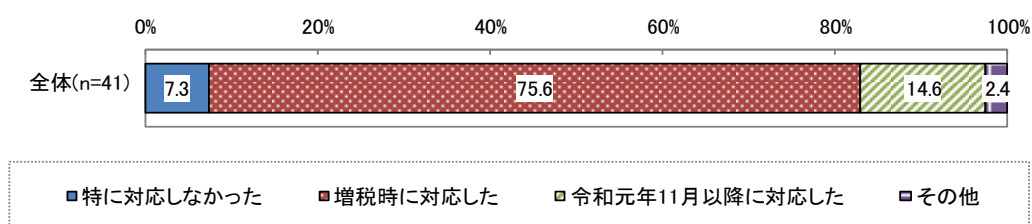
図表 23 軽費老人ホーム建替えの際に、費用負担増となる利用者への減免措置



(27) 問 18. 消費税 10%増税時（令和元年 10 月）の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応

全体では、「増税時に対応した」が 75.6%と最も高く、次いで「令和元年 11 月以降に対応した」が 14.6%、「特に対応しなかった」が 7.3%であった。

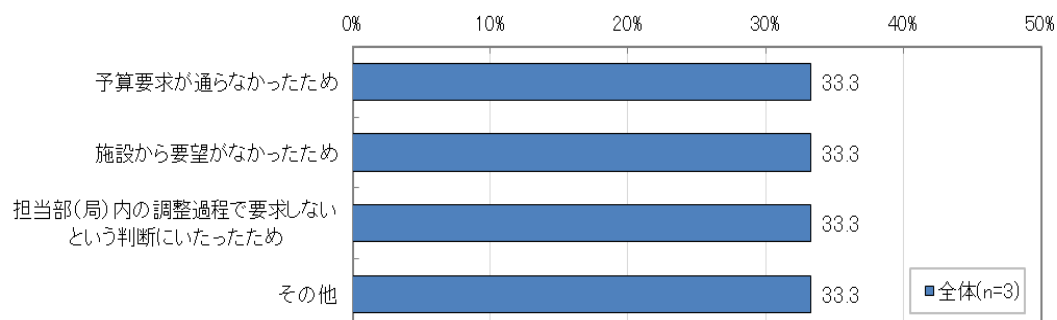
図表 24 消費税 10%増税時の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応



(28) 問 18-1. 【問 18 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由

回答のあった 3 件の理由は、「予算要求が通らなかったため」、「施設から要望がなかったため」、「担当部(局)内の調整過程で要求しないという判断にいたったため」であった。

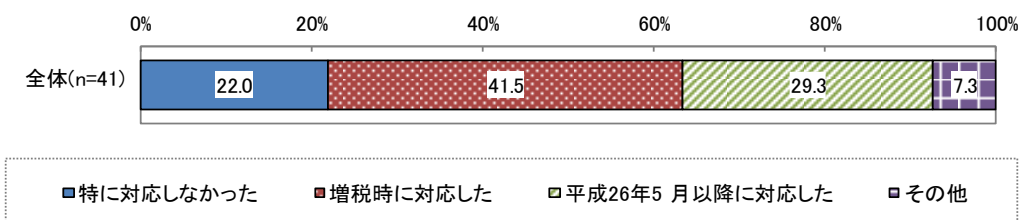
図表 25 【問 18 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由



(29) 問 19. 消費税 8 %増税時（平成 26 年 4 月）の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応

全体では、「増税時に対応した」が 41.5%と最も高く、次いで「平成 26 年 5 月以降に対応した」が 29.3%、「特に対応しなかった」が 22.0%であった。

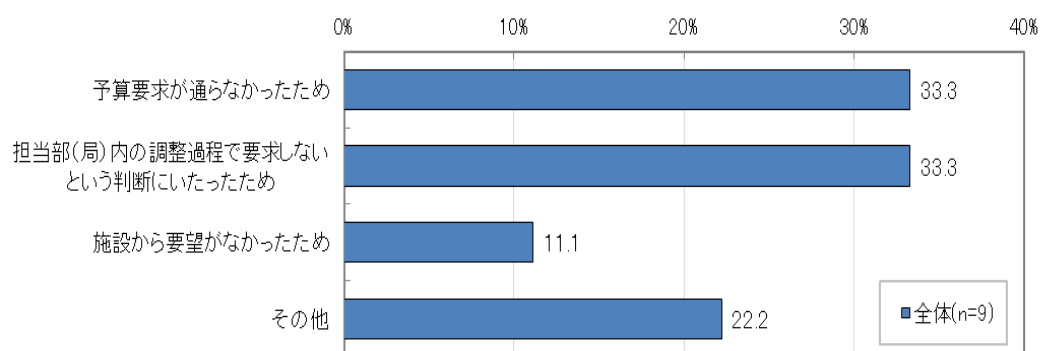
図表 26 消費税 8 %増税時の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応



(30) 問 19-1. 【問 19 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由

全体では、「予算要求が通らなかったため」、「担当部（局）内の調整過程で要求しないという判断にいたったため」が 33.3%と最も高く、次いで「施設から要望がなかったため」が 11.1%であった。

図表 27 【問 19 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由



(31) 【問 19 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】消費税増税のために考えられること

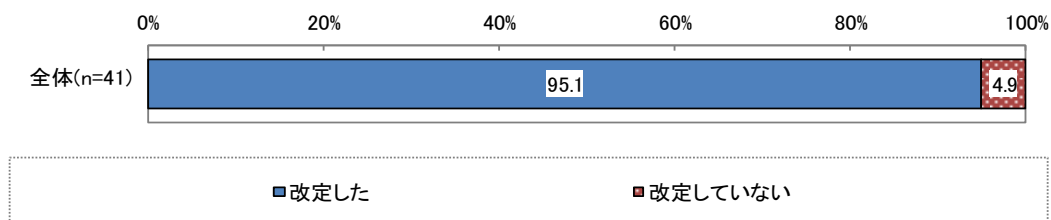
※主な回答は以下の通り。

- ・ 県内の各施設の収支状況、人員配置を調査し、消費税増税分も含めた施設ごとの適切な補助水準を調査、検討の上で予算要求を行う。
- ・ 国が利用料等の積算根拠を示すこと。

(32) 問 20. 平成 17 年（2005 年）以降、事務費補助金の改定

全体では、「改定した」が 95.1%と最も高く、次いで「改定していない」が 4.9%であった。

図表 28 平成 17 年（2005 年）以降、事務費補助金の改定



(33) 【問 20 で「1 . 改定した」と回答した方】直近の改定年

「改定した」と回答した方の直近の改定年の結果は以下の通り。「改定した」と回答した 39 自治体のうち、35 自治体（89.7%）は消費税が 10%に引き上げられた 2019 年以降に改定していた。都道府県については、多くが消費税率 10%を踏まえて改定されていたが、消費税増税後も事務費補助金の改定がなされていない自治体があることがわかった。

図表 29 【問 20 で「1 . 改定した」と回答した方】直近の改定年

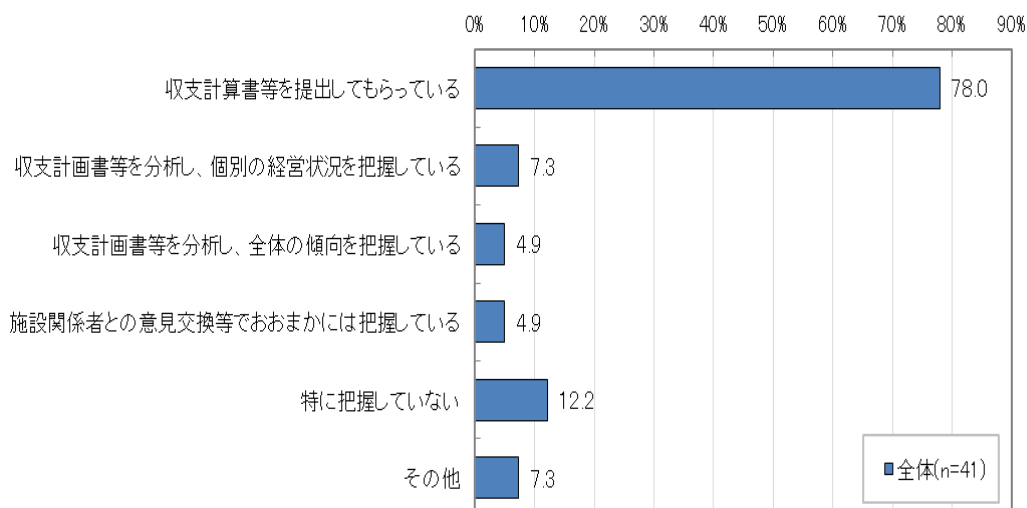
改定年	件数	割合	改定年	件数	割合
2006	1	2.6%	2015	1	2.6%
2007	0	0.0%	2016	0	0.0%
2008	1	2.6%	2017	0	0.0%
2009	0	0.0%	2018	1	2.6%
2010	0	0.0%	2019	22	56.4%
2011	0	0.0%	2020	8	20.5%
2012	0	0.0%	2021	5	12.8%
2013	0	0.0%	合計	39	100.0%
2014	0	0.0%			

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する取組状況

(34) 問 21. 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握

全体では、「収支計算書等を提出してもらっている」が 78.0%と最も高く、次いで「特に把握していない」が 12.2%、「収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」が 7.3%であった。

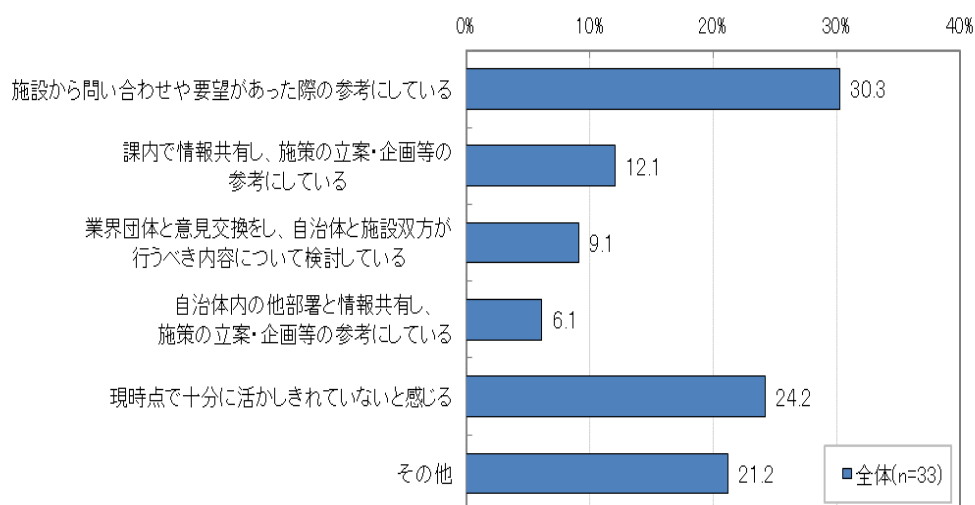
図表 30 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握



(35) 問 21-1. 【問 21 で「1. ～ 3.」のいずれかを回答した方】把握した情報の活かし方

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている」が 30.3%と最も高く、次いで「現時点で十分に活かされていなく感じる」が 24.2%、「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている」が 12.1%であった。

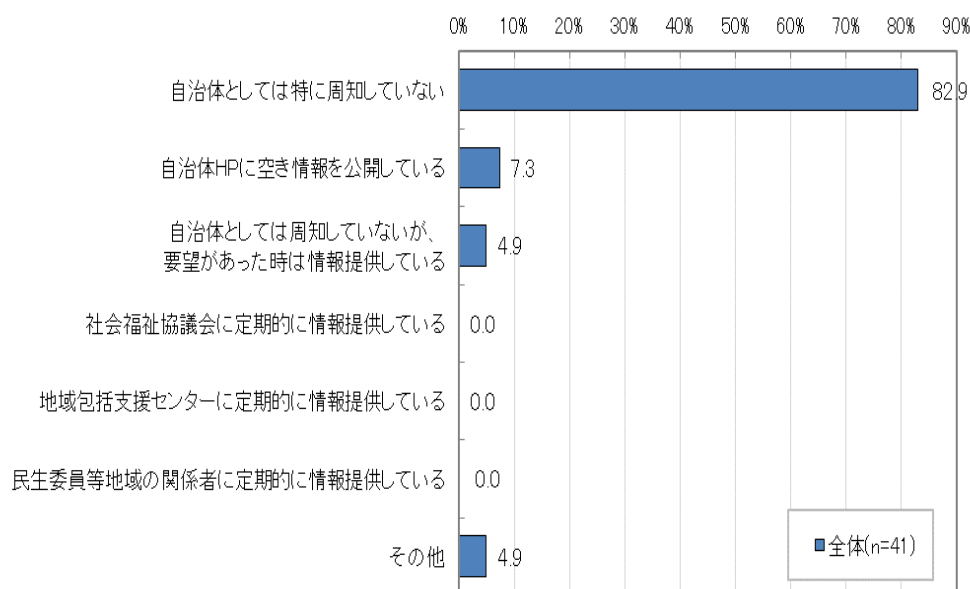
図表 31 把握した情報の活かし方



(36) 問 22. 軽費老人ホーム・ケアハウスの空き情報の周知

全体では、「自治体としては特に周知していない」が 82.9%と最も高く、次いで「自治体 HP に空き情報を公開している」が 7.3%、「自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 4.9%であった。

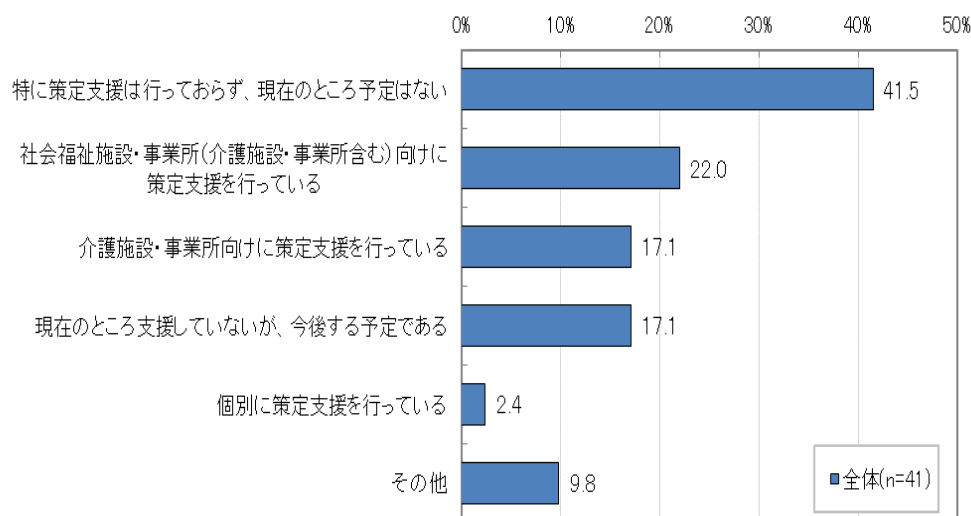
図表 32 軽費老人ホーム・ケアハウスの空き情報の周知



(37) 問 23. 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける BCP（事業継続計画）の策定支援

全体では、「特に策定支援は行っておらず、現在のところ予定はない」が 41.5%と最も高く、次いで「社会福祉施設・事業所（介護施設・事業所含む）向けに策定支援を行っている」が 22.0%、「介護施設・事業所向けに策定支援を行っている」、「現在のところ支援していないが、今後する予定である」が 17.1%であった。

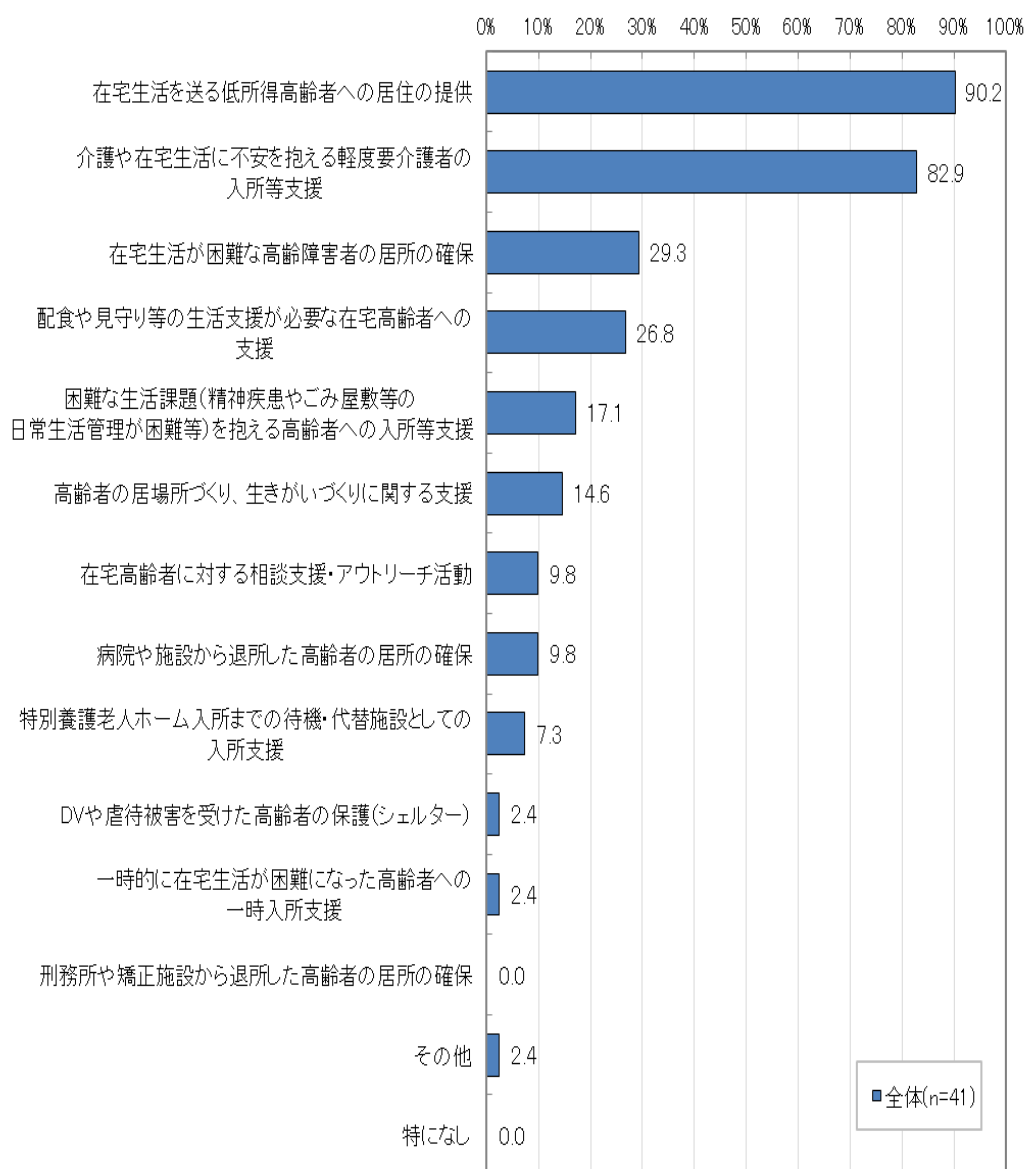
図表 33 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける BCP（事業継続計画）の策定支援



(38) 問 24. 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域に果たす役割として、期待していること

全体では、「在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供」が 90.2%と最も高く、次いで「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等支援」が 82.9%、「在宅生活が困難な高齢障害者の居所の確保」が 29.3%であった。

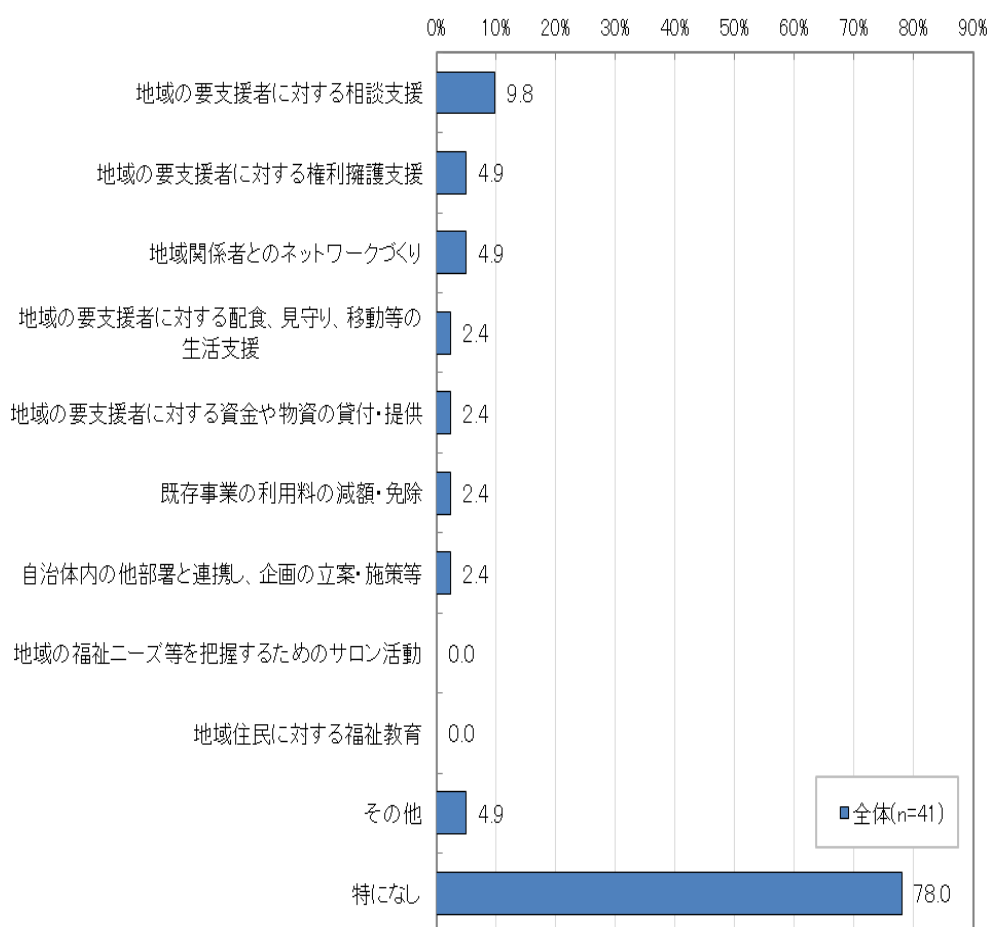
図表 34 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域に果たす役割として、期待していること



(39) 問 24-1. 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援

全体では、「地域の要支援者に対する相談支援」が 9.8%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 4.9%、「地域関係者とのネットワークづくり」が 4.9%、「地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援」、「地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供」、「既存事業の利用料の減額・免除」、「自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等」が 2.4%であった。また「特になし」が 78.0%であった。

図表 35 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援



(40) [問 24-1. で「1. ～10. 」のいずれかを回答した方] 貴自治体がこれまで軽費老人ホーム・ケアハウスとの関わりや支援の中で取り組まれた具体的事例

※主な回答は以下の通り。

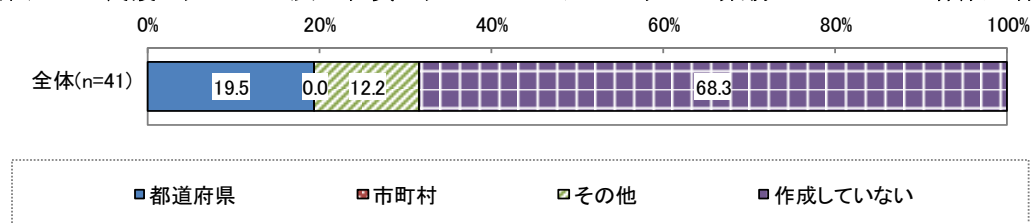
- ・ 法人から取り扱いについての照会がある際に回答。
- ・ 入居を検討している旨の相談を受け、施設の一覧表を送付する等の情報提供を行った。
- ・ 各市町村等からの入所に関する問い合わせに個別に対応している。
- ・ 入所者の収入認定に関する支援。
- ・ 施設運営や職員配置基準に関する照会への対応。

■ 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの担当者について

(41) 問 25. 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体

全体では、「都道府県」が 19.5%と最も高く、次いで「作成していない」が(68.3%)であった。

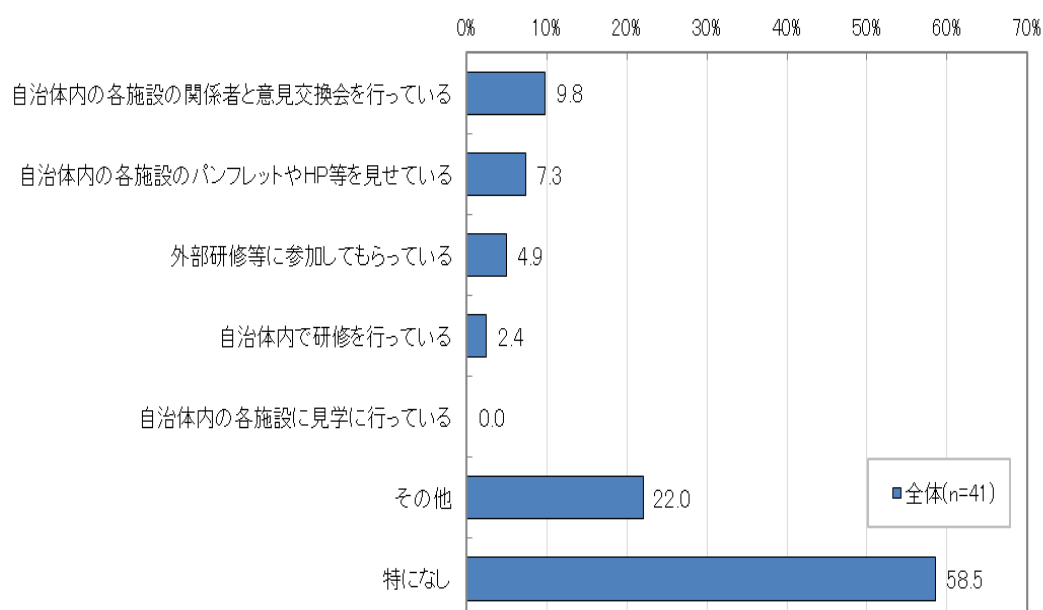
図表 36 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体



(42) 問 26. 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていること

全体では、「自治体内の各施設の関係者と意見交換会を行っている」が 9.8%と最も高く、次いで「自治体内の各施設のパンフレットや HP 等を見せている」が 7.3%、「外部研修等に参加してもらっている」が 4.9%であった。また「特になし」が 58.5%であった。

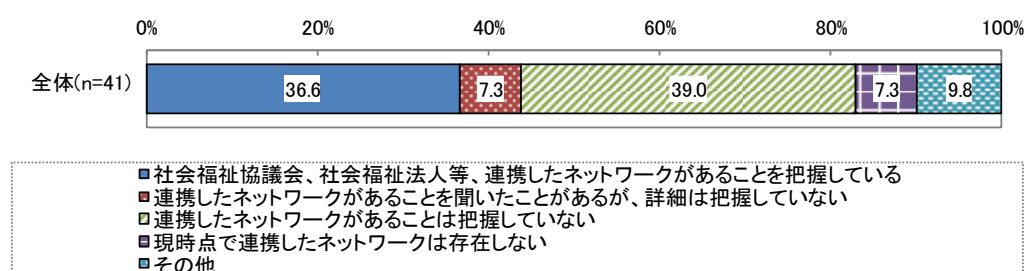
図表 37 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていること



(43) 問 27. 貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況

社会福祉法第 24 条で社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されたが、全体では、「連携したネットワークがあることは把握していない」が 39.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」が 36.6%、「連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない」、「現時点で連携したネットワークは存在しない」が 7.3%であった。

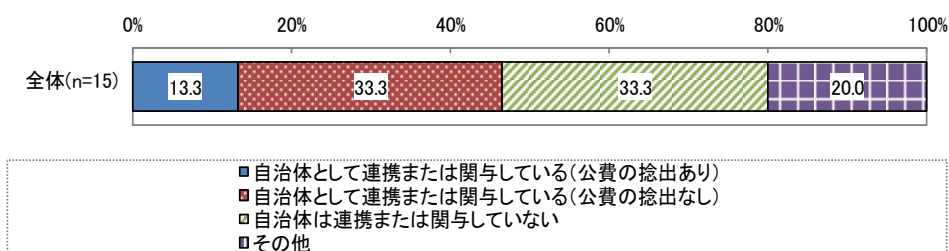
図表 38 貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況



(44) 問 27-1. 【問 27 で「1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」と回答した方】貴自治体の連携または関与

全体では、「自治体として連携または関与している（公費の捻出なし）」、「自治体は連携または関与していない」が 33.3%と最も高く、次いで「自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」が 13.3%（2 件）であった。

図表 39 【問 27 で「1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」と回答した方】貴自治体の連携または関与



(45) 問 27-1.1 【問 27-1 で「1. 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」と回答した方】捻出した公費の金額

公費の捻出ありと回答のあった 2 件の自治体からは、捻出した公費の金額は回答いただけていない（いずれも無回答）。

(46) 問 28. 社会福祉法人が担う「地域における公益的な取組」に、貴自治体が連携または関与することについての考え

※主な回答は以下の通り。

- ・ 「地域における公益的な取組」について社会福祉法人に対し促していく。
- ・ 県実施事業と目的が合致する取組については、連携、関与する。
- ・ 小規模法人が地域における公益的な取組を実施するにあたっては、複数法人が連携して実施することが効率的であることから、令和4年度より、小規模法人のネットワーク化を支援する事業を実施したいと考えている。
- ・ 検討したことがないのでわからない。
- ・ 本県でも社会福祉協議会、社会福祉法人等の連携したネットワークを把握した上で、社会福祉法人が担う公益的な取組について関与することが必要であれば検討したい。
- ・ 有効的に活用する方法は検討する必要があると考える。
- ・ 取組に直接連携または関与していないが、県の「高齢者福祉施設協議会」の養護部会または軽費部会に参加し、情報交換、情報提供等により、公益的な取組の推進に努めている。
- ・ 社会福祉法の改正（令和3年4月1日）により、市町に地域住民の課題に対する（分野別でない）包括的な支援体制整備のための新たな事業の実施が求められている。法人単独で地域貢献事業を実施する余裕のない小規模法人でも、市町社協や他社会福祉法人との連携により、地域貢献事業の実施が可能となるよう、市町社協と社会福祉法人の連携に要する費用（ネットワーク補助金）を当県から補助している。また、市町社協と社会福祉法人の連携は、市町において受け皿事業となることを行政、社協に周知し、ネットワーク補助金の利用促進を図っている。
- ・ 問 27-1 とは別に、社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」を促進し、地域共生社会の実現を図るため、府においては「地域共生社会サポート事業補助金」を実施しており、自治体が法人の取組を支援することは重要と考えます。
- ・ 社会福祉法人からの要請等があれば、助言等を行う可能性はあるが、原則として社会福祉法人が自主的に行う性質のものであると考えている。
- ・ 法定受託事務として、法人監査を通じて実施するものと承知している。
- ・ 社会福祉法人指導監査において、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、「地域における公益的な取組」を全く実施していなかったり、取組内容について、地域住民に対する積極的な情報発信を行っていなかったりする場合は、助言をしている。
- ・ 県全体のレベルアップのためには広域的な視点からの助言が必要と考える。

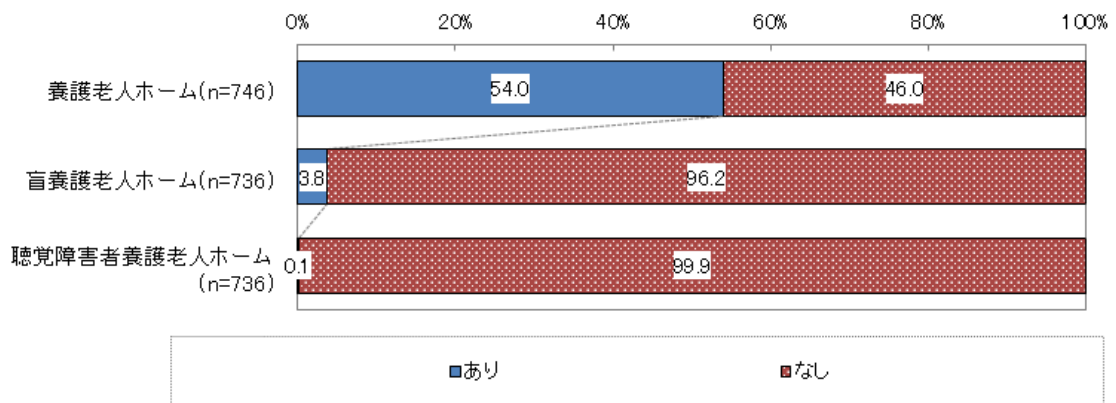
<市区町村票>

■ 養護老人ホームの現状

(1) 問 1. 貴自治体内の養護老人ホームの施設の有無

養護老人ホームでは、「あり」が 54.0%、「なし」が 46.0%であった。

図表 40 貴自治体内の養護老人ホームの施設の有無



(2) 問 1-1. 貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数・入所者数

養護老人ホームの施設数・定員数・入所者数の結果は以下の通り。

図表 41 貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数・入所者数 [単位：件]

施設種別	施設数・定員数・入所者数	調査数	平均	中央値
養護老人ホーム	施設数	403	1.5	1.0
	内、特定指定施設数	401	0.7	0.0
	定員数 (人)	401	95.2	60.0
	入所者数(人)	396	80.1	54.0
盲養護老人ホーム	施設数	28	1.0	1.0
	内、特定指定施設数	28	0.7	1.0
	定員数 (人)	28	59.6	50.0
	入所者数(人)	27	55.6	50.0
聴覚障害者養護老人ホーム	施設数	1	1.0	1.0
	内、特定指定施設数	1	0.0	0.0
	定員数 (人)	1	50.0	50.0
	入所者数(人)	1	50.0	50.0

(3) 問 2. 貴自治体の被措置者数（各年度 4 月 1 日現在）

年度ごとの被措置者数の結果は以下の通り。平成 26 年度以降は平均、中央値ともに減少の一途であった。

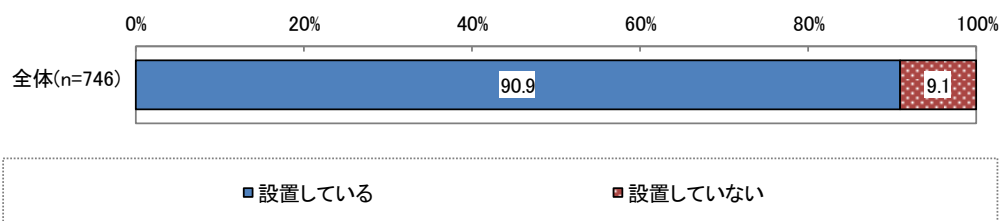
図表 42 貴自治体の被措置者数 [単位：人]

年度	調査数	平均	中央値
平成 18 年度	276	51.1	17.0
平成 19 年度	305	52.4	21.0
平成 20 年度	333	52.0	19.0
平成 21 年度	370	53.0	23.0
平成 22 年度	398	52.8	23.0
平成 23 年度	424	53.7	24.0
平成 24 年度	459	52.4	24.0
平成 25 年度	490	51.6	25.0
平成 26 年度	535	52.5	26.0
平成 27 年度	566	51.3	24.0
平成 28 年度	614	49.9	23.0
平成 29 年度	640	49.5	23.0
平成 30 年度	662	49.2	23.0
平成 31 年度	688	48.9	22.0
令和 2 年度	707	48.2	22.0
令和 3 年度	745	46.9	20.0

(4) 問 3. 入所判定委員会の設置状況

全体では、「設置している」が 90.9%、「設置していない」が 9.1%、であった。

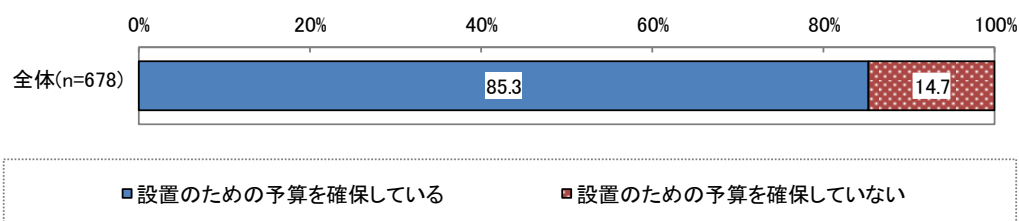
図表 43 入所判定委員会の設置状況



(5) 問 3-1. 【問 3 で「1 . 設置している」と回答した方】入所判定委員会設置の予算の確保状況

全体では、「設置のための予算を確保している」が 85.3%と最も高く、次いで「設置のための予算を確保していない」が 14.7%であった。

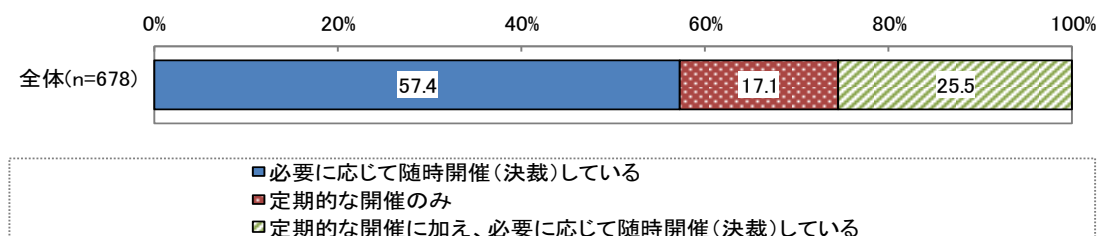
図表 44 入所判定委員会設置の予算の確保状況



(6) 問 3-2. 【問 3 で「1 . 設置している」と回答した方】入所判定委員会の開催（決裁）の頻度

全体では、「必要に応じて随時開催（決裁）している」が 57.4%と最も高く、次いで、「定期的な開催に加え、必要に応じて随時開催（決裁）している」が 25.5%、「定期的な開催のみ」が 17.1%であった。

図表 45 入所判定委員会の開催（決裁）の頻度



(7) 問 3-3. 【問 3 で「1 . 設置している」と回答した方】令和 2 年度の入所判定委員会の開催（決裁）回数

入所判定委員会を設置していると回答した自治体の令和 2 年度の入所判定委員会の開催（決裁）回数の結果は以下の通り。最も多く開催しているところは政令指定都市 2 自治体の 24 回であった。また、入所判定委員会は設置しているものの、令和 2 年度に開催していない自治体が 138 か所あった。

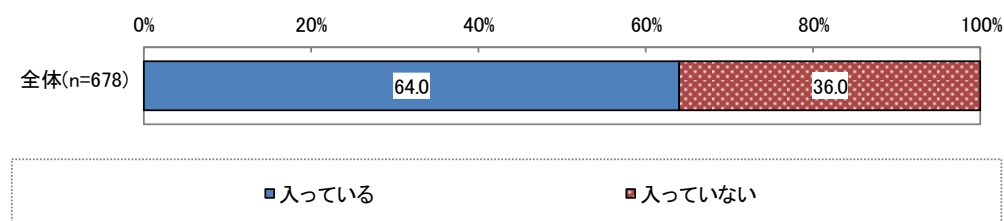
図表 46 令和 2 年度の入所判定委員会の開催（決裁）回数 [単位：回]

	調査数	平均	中央値	最大値	最小値
全体	669	2.8	2.0	24.0	0.0

(8) 問 3-4. 【問 3 で「1 . 設置している」と回答した方】入所判定員委員会メンバーへの養護老人ホームの関係者の関わり

全体では、「入っている」が 64.0%、「入っていない」が 36.0%であった。

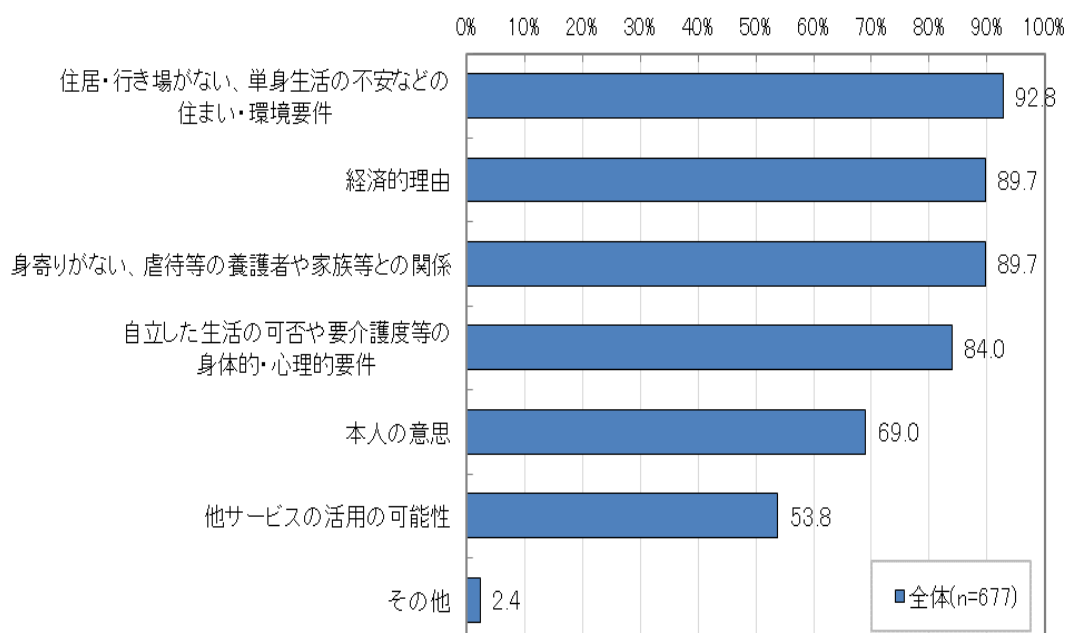
図表 47 入所判定員委員会メンバーへの養護老人ホームの関係者の関わり



(9) 問 3-5. 【問 3 で「1 . 設置している」と回答した方】入所措置要件で重視している事項

全体では、「住居・行き場がない、単身生活の不安などの住まい・環境要件」が 92.8%と最も高く、次いで「経済的理由」、「身寄りがない、虐待等の養護者や家族等との関係」が 89.7%、「自立した生活の可否や要介護度等の身体的・心理的要件」が 84.0%であった。

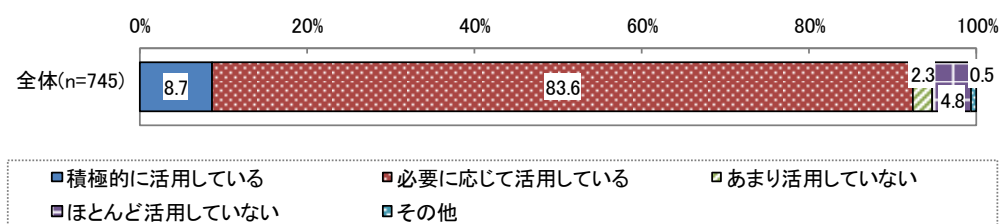
図表 48 入所措置要件で重視している事項



(10) 問 4. 養護老人ホームへの措置について、貴自治体の活用状況

全体では、「必要に応じて活用している」が 83.6%と最も高く、次いで「積極的に活用している」が 8.7%、そして「ほとんど活用していない」が 4.8%、「あまり活用していない」が 2.3%であった。

図表 49 養護老人ホームへの措置について、貴自治体の活用状況



(11) 問 4-1. 問 4 の回答した理由

1. 「積極的に活用している」として挙げられた主な回答は以下の通り。
 - ・ 町内の施設が広域組合で運営されており、空床が生じないよう、町・施設の連携を密に行っている。
 - ・ 社協や居宅事業所の協力により、入所者の掘り起こしに関する体制が整備されている。
 - ・ 要介護 3 未満の居宅高齢者の入所先として重要視しているから。
 - ・ 在宅生活が困難または不安を感じているが、経済的に他の施設では利用料を支払えないため、養護老人ホーム入所の申し出が多数あり、常に待機者がいる状態。
 - ・ 年金等の収入が少ない方は生活保護申請という選択肢があるが、さらに在宅生活が困難な方は、養護老人ホームへの措置がないと行き場がないため、積極的に活用している。
 - ・ 虐待やホームレスなどの緊急措置についても積極的に活用している。
 - ・ 関係機関等からの相談に応じ、対象者の健康状態、取り巻く環境状況、経済状況を鑑み、入所判定委員会を経て、適切に措置を行っている。
 - ・ 高齢者虐待において、対象者の生命、安全に危険を生じる恐れがある場合、一時的な保護から入所措置を行っている。
 - ・ 介護保険対象外又は介護度が軽い方で収入が少ない場合、入所施設として養護老人ホームが主な選択肢となるため積極的に活用している。
 - ・ 経済的理由、一人暮らしは困難であるがある程度の見守り（食事の準備や服薬、金銭管理等）があれば自立して生活できる高齢者、身寄りがいない、虐待など、あらゆる困った状況の方を受け入れることができる選択肢の一つで、相談があれば入所の可否を判断し、施設につなげている。
 - ・ 元気な方、総合事業対象者、要支援 1、2、要介護 1、2 までの方の入所可能な施設が少ない。
 - ・ 市政広報誌や市ホームページにて施設周知及び入所者の募集をかけている。また、相談に来た人で入所条件に合う場合は、積極的に入所を案内している。
 - ・ 必要があるから申し出があると考えている。本市の養護老人ホームは入所待ち状態であるが、他市の養護老人ホームへの入所希望があれば、積極的に措置している。
 - ・ 地域性により多くの待機者がいるため。
 - ・ 虐待からの避難や、在宅生活が困難だが、契約による施設入所が困難等、入所措置が適切か協議しており、積極的に活用している。
 - ・ 必要な方への支援を実施するため、市内の養護老人ホームについては本市からの措置で概ね満床であり、必要な方に対しては他都市の養護老人ホームへの措置も実施しているため。

2. 「必要に応じて活用している」として挙げられた主な回答は以下の通り。

- ・ 身寄りが無い、経済的等、老人保健施設等に入所できない、介護サービスを受けても生活できない等の場合に活用している。
- ・ 他の制度・サービスで補えない場合に措置対応をとることとしている。
- ・ 介護保険施設への入所等、他サービスの可能性を必ず検討することとしている。
- ・ 市内の有料老人ホームや、ケアハウス等が複数あり、養護老人ホーム以外への入居相談対応で解決するケースが多いが、最終的に、これらの手段で解決できない場合に必要に応じて活用している。
- ・ 虐待や退院後の帰来先がない等、養護老人ホームへの措置入所以外の方法で、高齢者が在宅で生活していくことが困難なケースを中心に措置を実施しているため。
- ・ 入所の相談は多数寄せられるが、そのすべてを措置すると際限がなく予算も著しく不足するため、面談等を行い真に措置が必要な者のみ措置し、他のサービス利用で足る場合は措置していない。
- ・ 予算の範囲内での措置を実施しているため。
- ・ 介護保険のサービスを利用できず、他に方法がない場合のみ措置をしている。
- ・ 常に対象者がいるわけではないから。
- ・ 虐待対応として分離を検討した際の避難場所として重要な選択肢。
- ・ 養護老人ホームの居室が一人部屋になったこともあり、入所の相談は増加している。他サービスの入所施設の利用が経済的・心身的に困難な方、精神疾患をお持ちの方、身寄りのない方からの入所依頼も増加している。入所状況は、ほぼ満床で推移している。
- ・ 様々なサービスを使えば在宅で生活ができる方は措置では対応していない。どうしても措置を必要とする方を対象としている。
- ・ 予算に限りがあるため、積極的には活用していないが、他サービスの活用では対応できないケースの最終手段として活用している。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅など中間施設がないので、そういった方の中間的施設となっているため。
- ・ 養護老人ホームは自宅での生活ができず他の施設への入所もかなわない方のための、最後のセーフティネットとして位置付けている。
- ・ 可能な限り、介護施設、介護サービスやボランティア団地、福祉団体などの社会的資源を活用し、それでも措置の必要性があると判断した場合に活用している。
- ・ 現在は、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など多数存在することから、措置を活用する際には、経済的理由や住居がない等、緊急度が高い方の入所を検討している。
- ・ 早急に施設入所の必要があるが、他施設への入所が困難な方等については、養護老人ホームに措置することで早急な解決につながるため。

3. 「あまり活用していない」として挙げられた主な回答は以下の通り。

- ・ 措置の実績がないため。
- ・ 入所措置要件に該当する者がいなかった。
- ・ 介護保険の適用があればそちらを優先しているためほとんど事例がない。
- ・ 措置入所が必要な事例が少ないため。
- ・ 介護保険施設等他の入所施設の利用により問題解決できるケースが多い。
- ・ 市の財政的負担が大きいため、他の介護サービス活用をまずは検討し、養護老人ホームは最終手段としている。
- ・ 財源確保が困難なため。
- ・ 入所までの待機期間が長く、在宅での生活がさらに難しくなり軽費老人ホームへ入所した方もいる。
- ・ 案件があれば、活用する認識である。

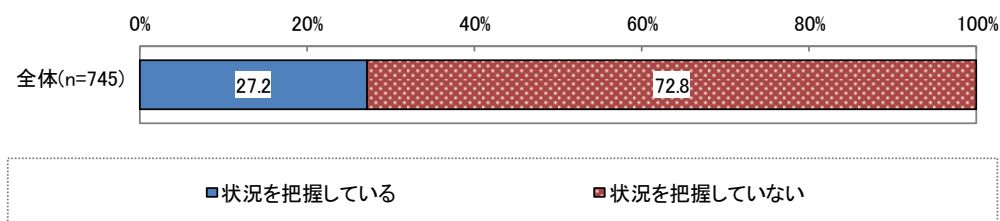
4. 「ほとんど活用していない」として挙げられた主な回答は以下の通り。

- ・ 対象者がいない。
- ・ 管内に養護老人ホームがない。
- ・ 介護保険サービスの利用が可能のため。
- ・ 介護保険施設への入所や町内の生活支援ハウスや高齢者向け住宅の入居等、他サービスの活用を優先している。結果、平成 19 年度以降の措置は行っていない。
- ・ 活用すべき事案がないため。
- ・ 現状、活用していないから。
- ・ 高齢者住宅等への住み替え移行。
- ・ 措置の対象となる人がいない。
- ・ 村内及び近隣市町村に養護老人ホームがない。
- ・ 自治体の負担が多く、予算確保が困難であるため。
- ・ 該当者がいないため。
- ・ 措置入所が必要となるケースが少ないため。
- ・ 原則、生活保護による支援対応。
- ・ 本人の意思確認が必要であるものの、強制力のある制度のため慎重に活用している。また、現在入所者 3 名であるが積極的な活用を行っておらず、家族の支援や他制度の活用を検討し最終的な拠り所として活用している。

(12) 問 5. 被措置者数による地方交付税額の増減把握状況

全体では、「状況を把握していない」が 72.8%、「状況を把握している」が 27.2%であった。

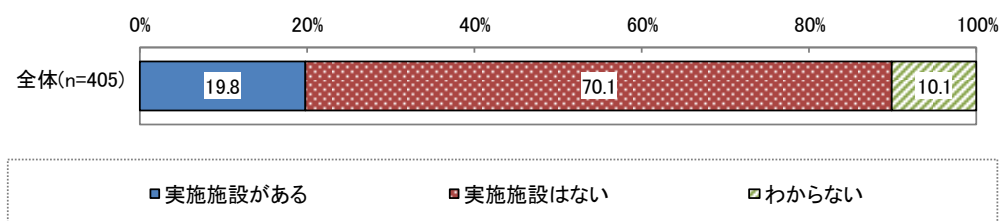
図表 50 措置者数による地方交付税額の増減把握状況



(13) 問 6. 貴自治体における、養護老人ホームの契約入所の実施状況

全体では、「実施施設はない」が 70.1%と最も高く、次いで「実施施設がある」が 19.8%、「わからない」が 10.1%であった。

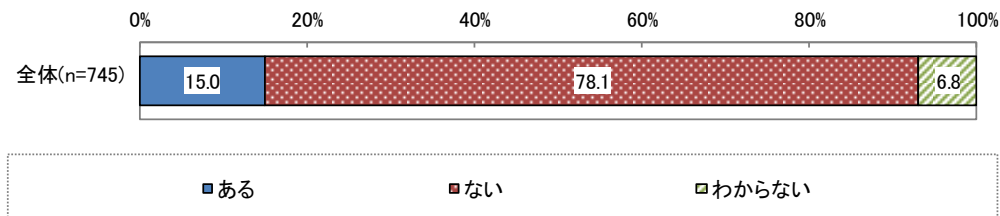
図表 51 貴自治体における養護老人ホームの契約入所の実施状況



(14) 問 7. 養護老人ホームの契約入所に関して、施設からの相談・問い合わせの有無

全体では、「ない」が 78.1%と最も高く、次いで「ある」が 15.0%、「わからない」が 6.8%であった。

図表 52 養護老人ホームの契約入所に係る施設からの相談・問い合わせの有無



〈養護老人ホームの契約入所の実施状況別〉

〈問 6. 貴自治体における、養護老人ホームの契約入所の実施状況〉別にみると、実施施設がある自治体では、施設からの相談・問い合わせの回答割合が実施施設はない自治体に比べ高かった。

図表 53 養護老人ホームの契約入所に係る施設からの相談・問い合わせの有無 [単位：％]

	調査数	ある	ない	わからない
全体	405	20.7	74.3	4.9
実施施設がある	80	51.3	48.8	0.0
実施施設はない	284	14.1	83.1	2.8
わからない	41	7.3	63.4	29.3

〈養護老人ホームへの措置の活用状況別〉

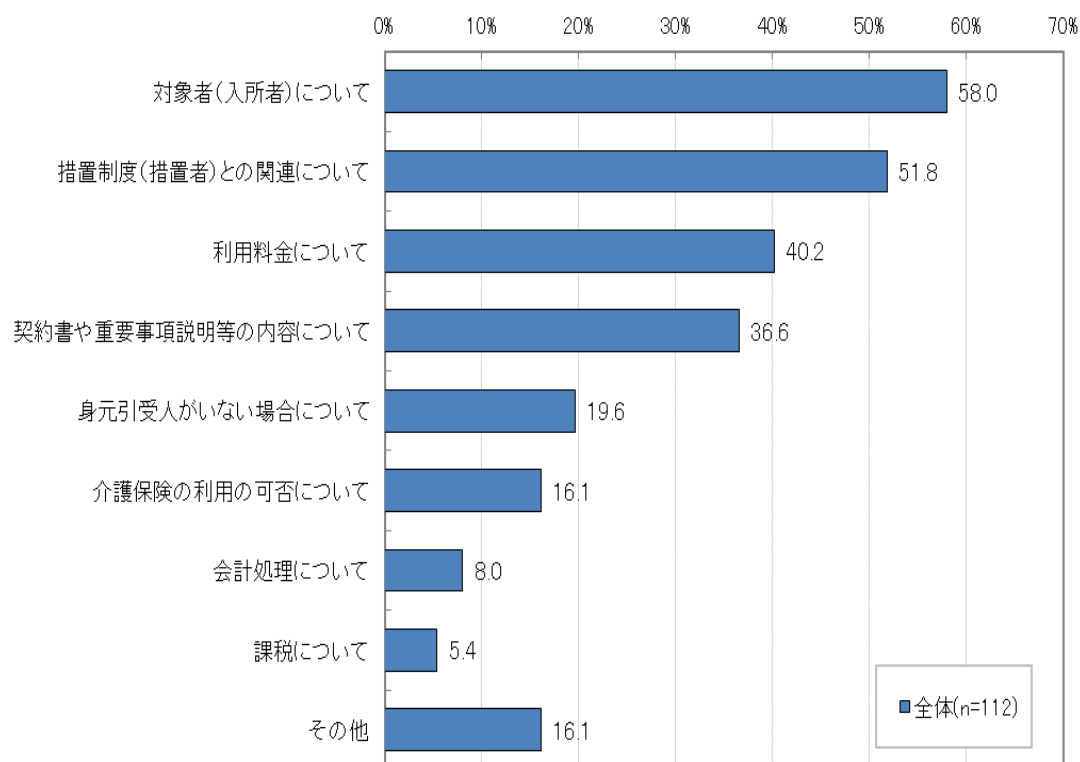
〈問 4. 養護老人ホームへの措置について、貴自治体の活用状況〉別にみると、積極的に活用している自治体では、施設からの相談・問い合わせの回答割合が他に比べ高かった。

図表 53 養護老人ホームの契約入所に係る施設からの相談・問い合わせの有無 [単位：％]

	調査数	ある	ない	わからない
全体	745	15.0	78.1	6.8
積極的に活用している	65	27.7	72.3	0.0
必要に応じて活用している	623	14.4	78.3	7.2
あまり活用していない	17	17.6	64.7	17.6
ほとんど活用していない	36	2.8	88.9	8.3
その他	4	0.0	100.0	0.0

- (15) 問 7-1. 【問 7 で「1 . ある」と回答した方】施設からの相談・問い合わせの内容
 全体では、「対象者（入所者）について」が 58.0%と最も高く、次いで「措置制度（措置者）との関連について」が 51.8%、「利用料金について」が 40.2%であった。

図表 53 養護老人ホームの契約入所に関して、施設からの相談・問い合わせの内容



■ 養護老人ホームへの措置費等の現状

(16) 問 8. 貴自治体の措置費

自治体の措置費の結果は以下の通り。

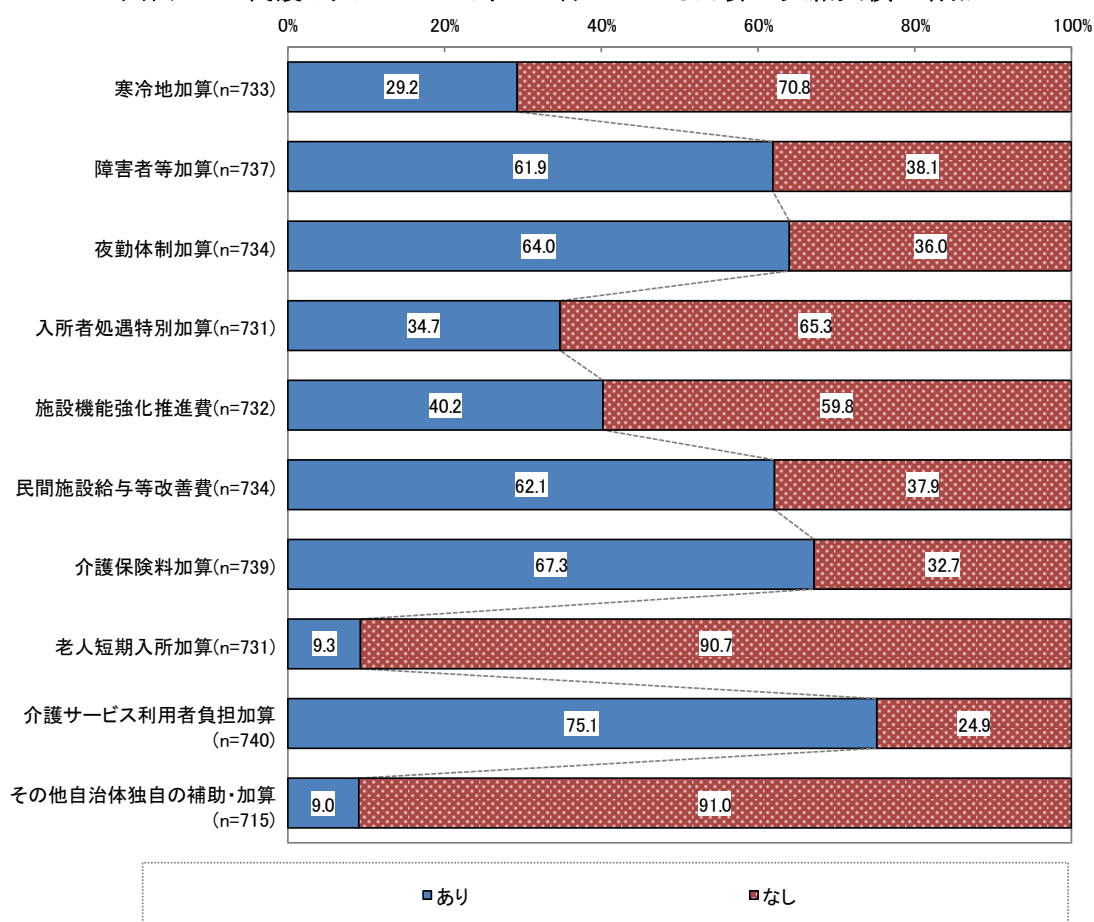
図表 54 貴自治体の措置費 [単位：千円／年]

	調査数	平均	中央値
措置費市町村負担額(A)	702	105,850	48,278
本人徴収額(B)	701	20,457	8,512
扶養義務者徴収額(C)	698	268	0
措置費計(X)=(A)+(B)+(C)	699	127,100	58,661
措置人数(Y) (人)	700	51.5	24
1人あたり単価(X)／(Y)	697	2,510	2,574

(17) 問 9. 1. 養護老人ホームに対して行っている加算の支給実績の有無

全体では、「あり」が約 10～75、「なし」が約 25～90％であった。

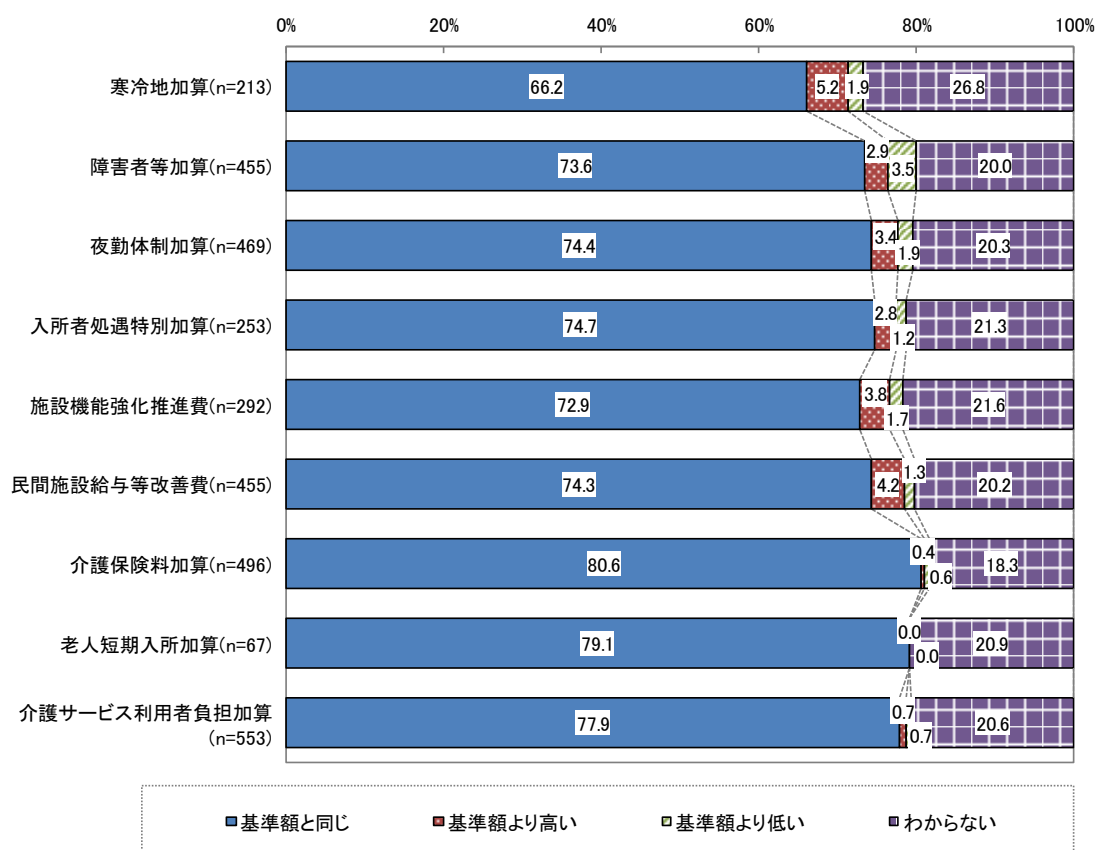
図表 55 養護老人ホームに対して行っている加算の支給実績の有無



(18) 問 9.2. 【問 9-1 の各項目で「1 . あり」と回答した方】支給した加算と国の基準額との比較

全体では、「基準額と同じ」が約 60～80%と最も割合が高かった。

図表 56 支給した加算と国の基準額との比較



(19) 問 9 10) その他自治体独自の補助・加算で、支給実績のある主なもの

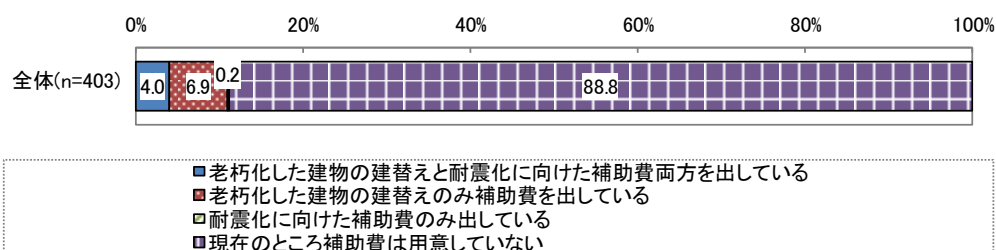
※主な回答は以下の通り。

- ・ 冬期加算
- ・ 期末加算
- ・ 除雪費加算
- ・ 被服費加算
- ・ 無年金者補助（月 12,000 円）
- ・ 病弱加算
- ・ 職員雇用費
- ・ 処遇改善加算
- ・ 施設入所市町特別加算
- ・ 老人ホーム入所者生活補給金

(20) 問 10. 養護老人ホームの老朽化した建物の建替えや耐震化に向けた補助費

全体では、「現在のところ補助費は用意していない」が 88.8%と最も高く、次いで「老朽化した建物の建替えのみ補助費を出している」が 6.9%、そして「老朽化した建物の建替えと耐震化に向けた補助費両方を出している」が 4.0%、「耐震化に向けた補助費のみ出している」が 0.2%であった。

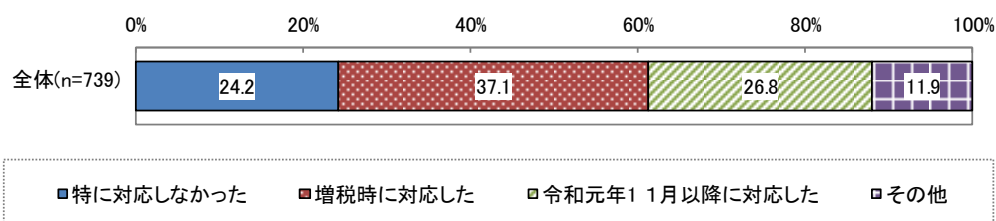
図表 57 養護老人ホームの老朽化した建物の建替えや耐震化に向けた補助費



(21) 問 11. 消費税 10%増税時（令和元年 10 月）の養護老人ホームの措置費の対応

全体では、「増税時に対応した」が 37.1%と最も高く、次いで「令和元年 11 月以降に対応した」が 26.8%、そして「特に対応しなかった」が 24.2%であった。

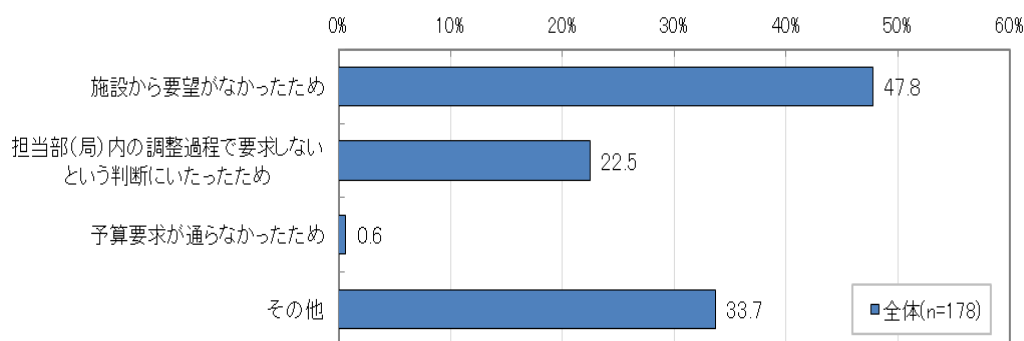
図表 58 消費税 10%増税時（令和元年 10 月）の養護老人ホームの措置費の対応



(22) 問 11-1. 【問 11 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由

全体では、「施設から要望がなかったため」が 47.8%と最も高く、次いで「担当部（局）内の調整過程で要求しないという判断にいたったため」が 22.5%、そして「予算要求が通らなかったため」が 0.6%であった。

図表 59 【問 11 で「1. 特に対応しなかった」と回答した方】その理由



(23) 問 11-2. 問 11「1. 特に対応しなかった」と回答した方、消費税増税のために考えられること

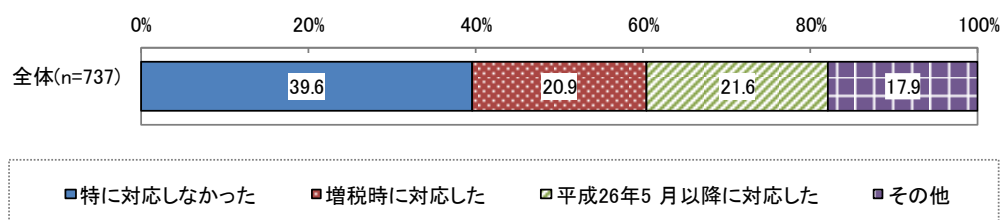
※主な回答は以下の通り。

- ・ 公立の指定管理施設になっており、措置費で賄えない運営費用を設置市町村が負担している。市町村単独で基準額を引き上げる明確な基準がなく、生活保護の基準額のように国の基準額が引き上げになれば対応が可能だと思う。
- ・ 国から標準的な金額の指針が示されると良い。
- ・ 市内に養護老人ホームがなく入所措置はすべて他自治体にある施設で対応しているため、措置費の設定は施設が設置されている自治体の対応による。
- ・ 市外施設のため単価設定については不明。
- ・ 施設所在自治体からの基準額通知に基づく年間所要額を算定し予算措置しているため、消費税率の改定分が反映されたものと解している。
- ・ 施設所在地市町村と施設での協議を行い、協議結果を各市町村へ通知する。
- ・ 国、県からの指針が必要と考えます。
- ・ 直営施設であり、別の運営費が出ているため、今後も現行通りと思われる。
- ・ 施設側及び各所管市町村から具体的な増税上乘せ分の決定・請求があれば予算の補正・要求等の対応を検討できる。
- ・ 都内の市区町村で話し合い、措置費の基準を定める。
- ・ 施設ごとの対応ではなく、養護老人ホーム全体の公平な基準があると対応しやすい。
- ・ 他自治体の動向を見ながら、基準をどのように定めるのが適当か検討する必要がある。
- ・ 施設からの要望を、十分に聞きとることが重要であると考えます。
- ・ 指定管理施設と協議していきたいと考える。
- ・ 国などから、新たな通知およびその指針が示された場合。

(24) 問 12. 消費税 8 %増税時（平成 26 年 4 月）の養護老人ホームの措置費の対応

全体では、「特に対応しなかった」が 39.6%と最も高く、次いで「平成 26 年 5 月以降に対応した」が 21.6%、そして「増税時に対応した」が 20.9%であった。

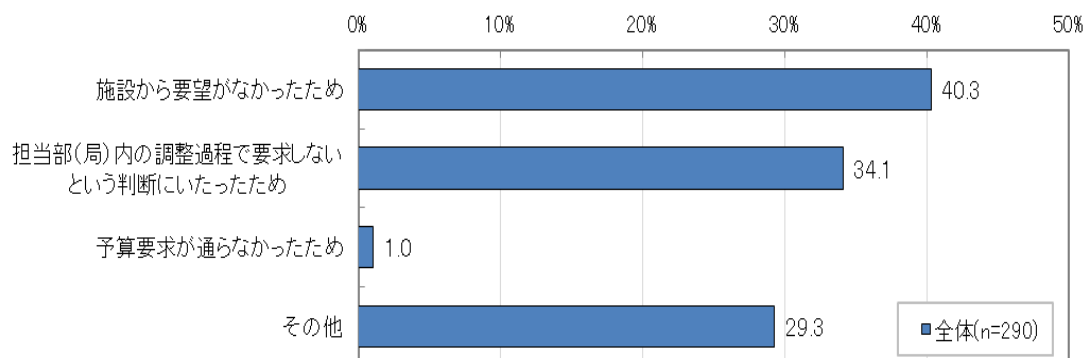
図表 60 消費税 8 %増税時（平成 26 年 4 月）の養護老人ホームの措置費の対応



(25) 問 12-1. 【問 12 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由

全体では、「施設から要望がなかったため」が 40.3%と最も高く、次いで「担当部（局）内の調整過程で要求しないという判断にいたったため」が 34.1%、そして「予算要求が通らなかったため」が 1.0%であった。

図表 61 【問 12 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由



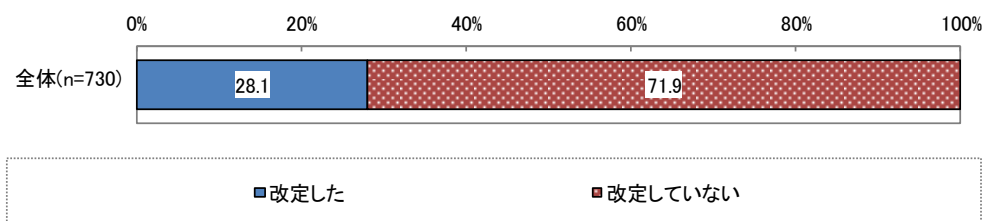
(26) 問 12-2 【問 12 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】消費税増税のために考えられること

※主な回答は以下の通り。

- ・ 他自治体への影響があるため、独断では動きにくく、国や都から具体的な対応方法や時期について、統一的な指示があれば対応しやすかったと思われる。
- ・ 交付税措置がとられるのであれば、関係各所との協議調整により対応ができるものと思われる。
- ・ 消費税増税に伴い、国通知の基準額についても増額した結果を改めて通知いただければ対応しやすい。
- ・ 国及び県からの具体的な方針や指示が必要。
- ・ 施設側及び各所管市町村から具体的な増税上乘せ分の決定・請求があれば予算の補正・要求等の対応を検討できる。
- ・ 都もしくは国から、措置費の改定に関する具体的な指針を示してもらい、他自治体と足並みをそろえて改定する。
- ・ 施設から要望があれば対応できる。
- ・ 基準が明示されている。他市と足並みを揃えて進められる程度にスケジュールに余裕がある。
- ・ 施設事務について、施設と行政が意見交換する場を設置する。
- ・ 消費税率の引き上げ時等適正な転嫁・改定については、その計算方法の具体例を示すなど国や県において指導（助言）いただけるとありがたい。
- ・ 施設との定期的な打ち合わせの実施。
- ・ 国による措置費支弁基準の改定。
- ・ 施設からの要望と実績を踏まえつつ調整すれば対応できると考える。
- ・ 措置費の引き上げの方法が市町ごとに異なり迷った。引き上げ方法を示していただけたらスムーズにできると思う。
- ・ 契約書に消費税額の金額明記を義務付ける。
- ・ 指定管理者との意見交換を積極的に行い、消費税の増税や最低賃金の上昇などの経済情勢の変化に対応する。
- ・ 都道府県等において措置費の基準を定めていただく。
- ・ 国もしくは都道府県から指針を示すか指導助言等を実施してほしい。地方交付税で措置されるに額に対して、どの費目をどの程度改定するのが適切なのか分からない。
- ・ 県内の市町の全てが対応しておらず、県等からの具体的な指示があれば対応できたと考ええる。
- ・ 増税を見越した予算要求を行う。
- ・ 事務費の支給対象人員を実入所者数にする。

- (27) 問 13. 平成 18 年（2006 年）以降、「老人保護措置費支弁基準費」の改定
全体では、「改定していない」が 71.9%、「改定した」が 28.1%であった。

図表 62 平成 18 年（2006 年）以降、「老人保護措置費支弁基準費」の改定



- (28) 【問 13 で「1 . 改定した」と回答した方】直近の改定年

「老人保護措置費支弁基準額」の直近の改定年の結果は以下の通り。「改定した」と回答した 204 自治体のうち、80.4%の自治体は消費税が 10%に引き上げられた 2019 年以降に改定していた。全回答者数 730 で見ると、消費税率 10%を踏まえて改定した自治体は 164 (22.5%) であり、消費税増税後も老人保護措置費支弁基準費の改定がなされていない自治体が多くあることがわかった。

図表 63 【問 13 で「1 . 改定した」と回答した方】直近の改定年

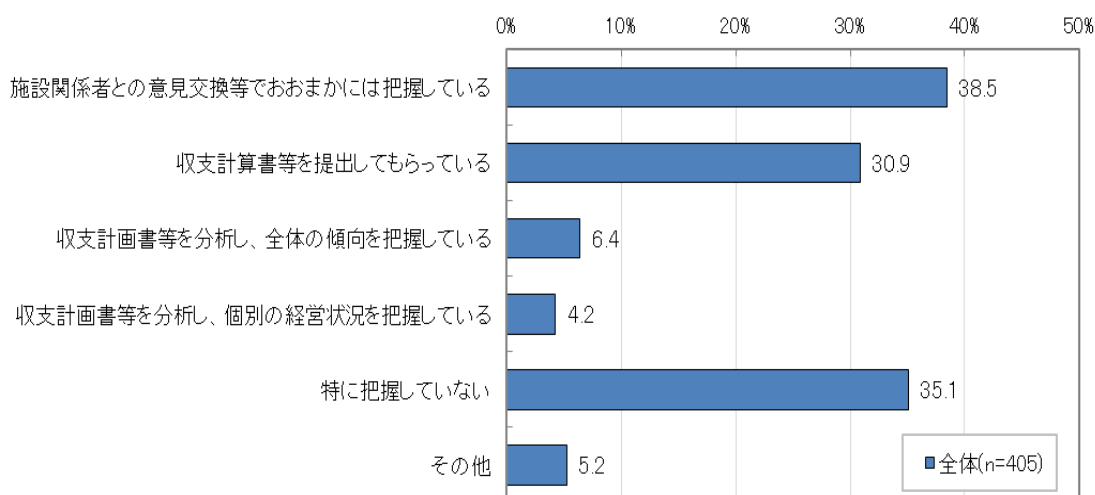
改定年	件数	割合	改定年	件数	割合
2006	5	2.5%	2015	4	2.0%
2007	3	1.5%	2016	9	4.4%
2008	2	1.0%	2017	4	2.0%
2009	2	1.0%	2018	3	1.5%
2010	1	0.5%	2019	52	25.5%
2011	0	0.0%	2020	51	25.0%
2012	0	0.0%	2021	61	29.9%
2013	1	0.5%	未回答	1	0.5%
2014	5	2.5%	合計	204	100.0%

■ 養護老人ホームに対する取組状況

(29) 問 14. 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況の把握

全体では、「施設関係者との意見交換等でおおまかには把握している」が 38.5%と最も高く、次いで「特に把握していない」が 35.1%、「収支計算書等を提出してもらっている」が 30.9%であった。

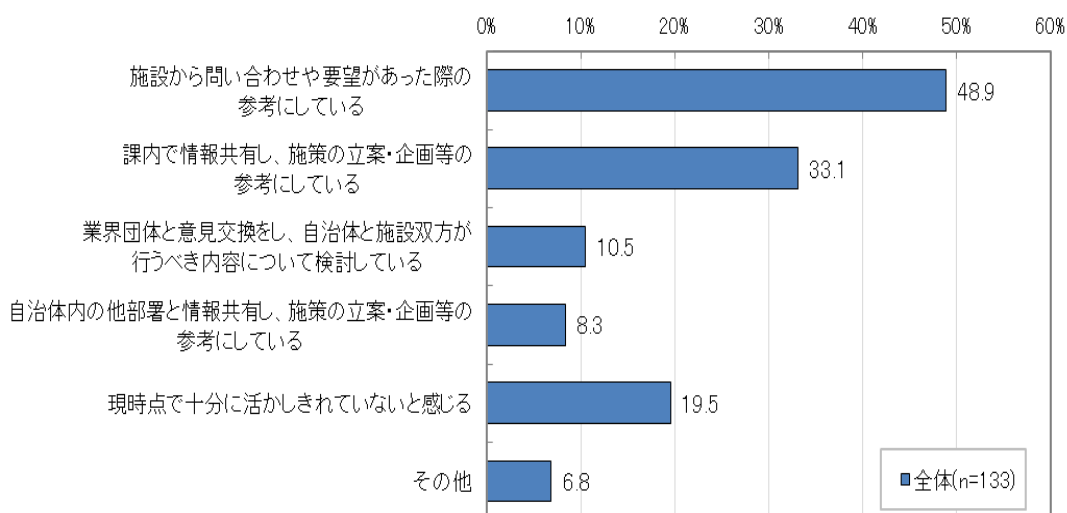
図表 64 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況の把握



(30) 問 14-1. 【問 14 で「1. ～3.」のいずれかを回答した方】把握した情報の活かし方

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている」が 48.9%と最も高く、次いで「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考になっている」が 33.1%、「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が 19.5%であった。

図表 65 【問 14 で「1. ～3.」のいずれかを回答した方】把握した情報の活かし方



(31) 問 14-2. 問 14 で「5. 特に把握していない」と回答した方、そのように考える理由について

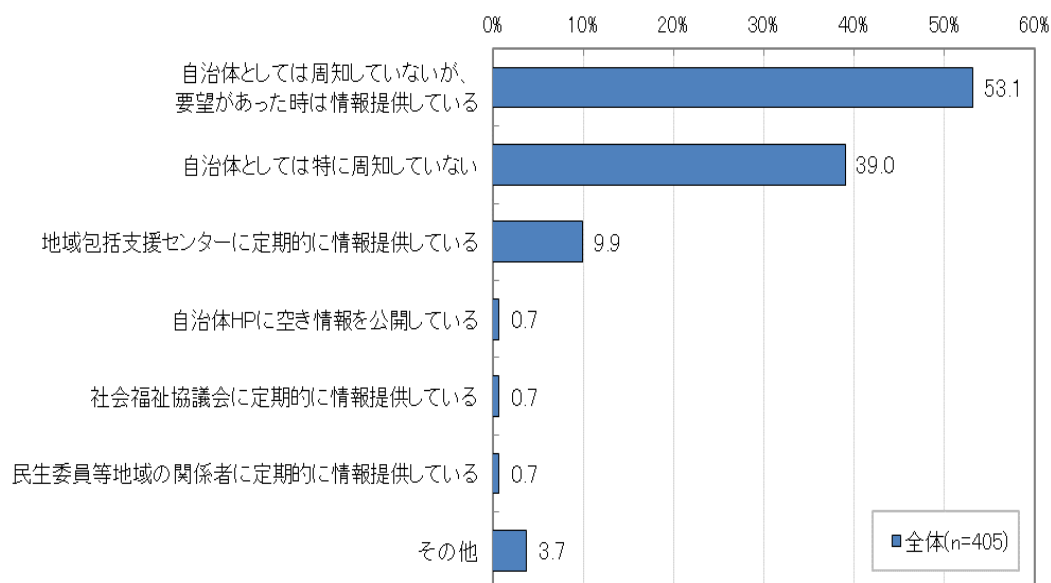
※主な回答は以下の通り。

- ・ 市の経営ではなく、社会福祉法人が運営している養護老人ホームであるため。
- ・ 自治体内及び施設から把握を求める意見がないため。
- ・ 国で定めた基準に基づき必要経費を支払っているため。
- ・ 法人及び施設等の経営状況を活用する具体的な施策等が無いため。
- ・ 施設運営者より特に意見等が出されていないため。
- ・ 施設より経営状態についての相談ならびに報告をもらっていないため。
- ・ 近隣の自治体の施設を利用しているため。
- ・ 当市には養護老人ホーム設置の許認可権もなく、また経営状況について運営法人から相談等もないため、特に把握する必要はないと考えております。
- ・ 施設の運営や経営状況は、施設とその施設所在地自治体が主となり調整しているものと理解しているため。
- ・ 施設監査の所管が県であるため。
- ・ 定員人数に近い人数を措置できており、施設からの相談もないため。
- ・ 施設の改修時に必要に応じて調査している。
- ・ 当市に設置されている養護老人ホームは公営ではないため。
- ・ 当自治体内に養護老人ホームはないため。
- ・ 施設から経営に関して要望がないため。
- ・ 近隣町と事務組合を設け養護老人ホームとしている。事務組合外の老人ホームについては、所在する市町村から毎年度予定される費用等について通知を受けている。
- ・ 制度的に養護老人ホームの経営状況を把握するための収支決算報告書等の提出を求めることになっていないため。
- ・ 適正に運営されていると考えるため。
- ・ 民間移譲されたため。
- ・ 経営に関する相談がないため。(ほぼ満床の状態が続いている)
- ・ 国の指針に基づいて措置費支弁基準額を設定しているため。
- ・ 毎年の支弁額算定に必要なため、職員数や年間事業実施計画と事業実施予算・決算については把握しているが、施設全体の収支計画書等の提出はなく把握していない。
- ・ 老人福祉法第 18 条の規定により、養護老人ホームの監査監督権は都道府県知事にあると考えるため。

(32) 問 15. 養護老人ホームの空き情報の周知

全体では、「自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 53.1%と最も高く、次いで「自治体としては特に周知していない」が 39.0%、「地域包括支援センターに定期的に情報提供している」が 9.9%であった。

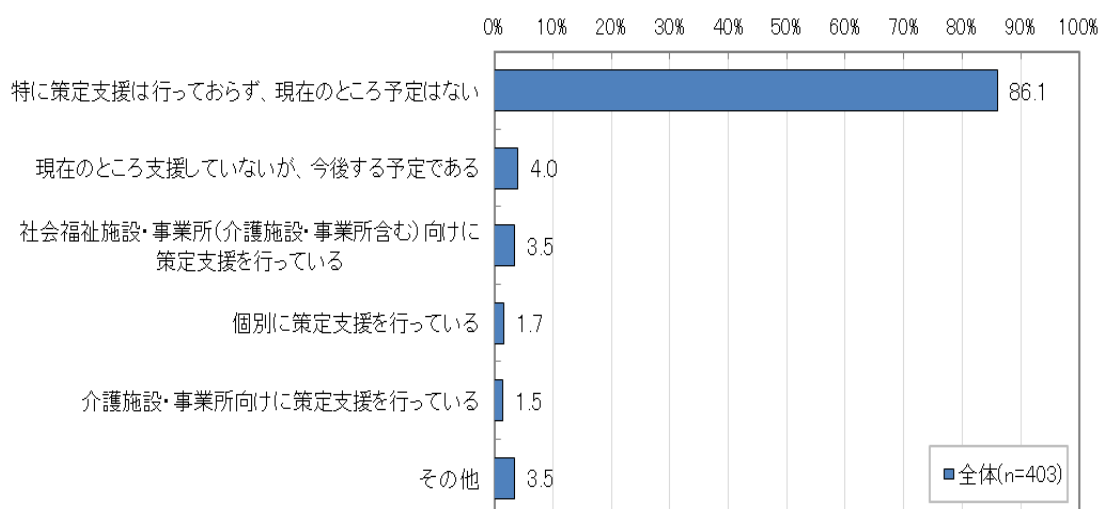
図表 66 養護老人ホームの空き情報の周知



(33) 問 16. 養護老人ホームにおける BCP（事業継続計画）の策定支援

全体では、「特に策定支援は行っておらず、現在のところ予定はない」が 86.1%と最も高く、次いで「現在のところ支援していないが、今後する予定である」が 4.0%、「社会福祉施設・事業所（介護施設・事業所含む）向けに策定支援を行っている」が 3.5%であった。

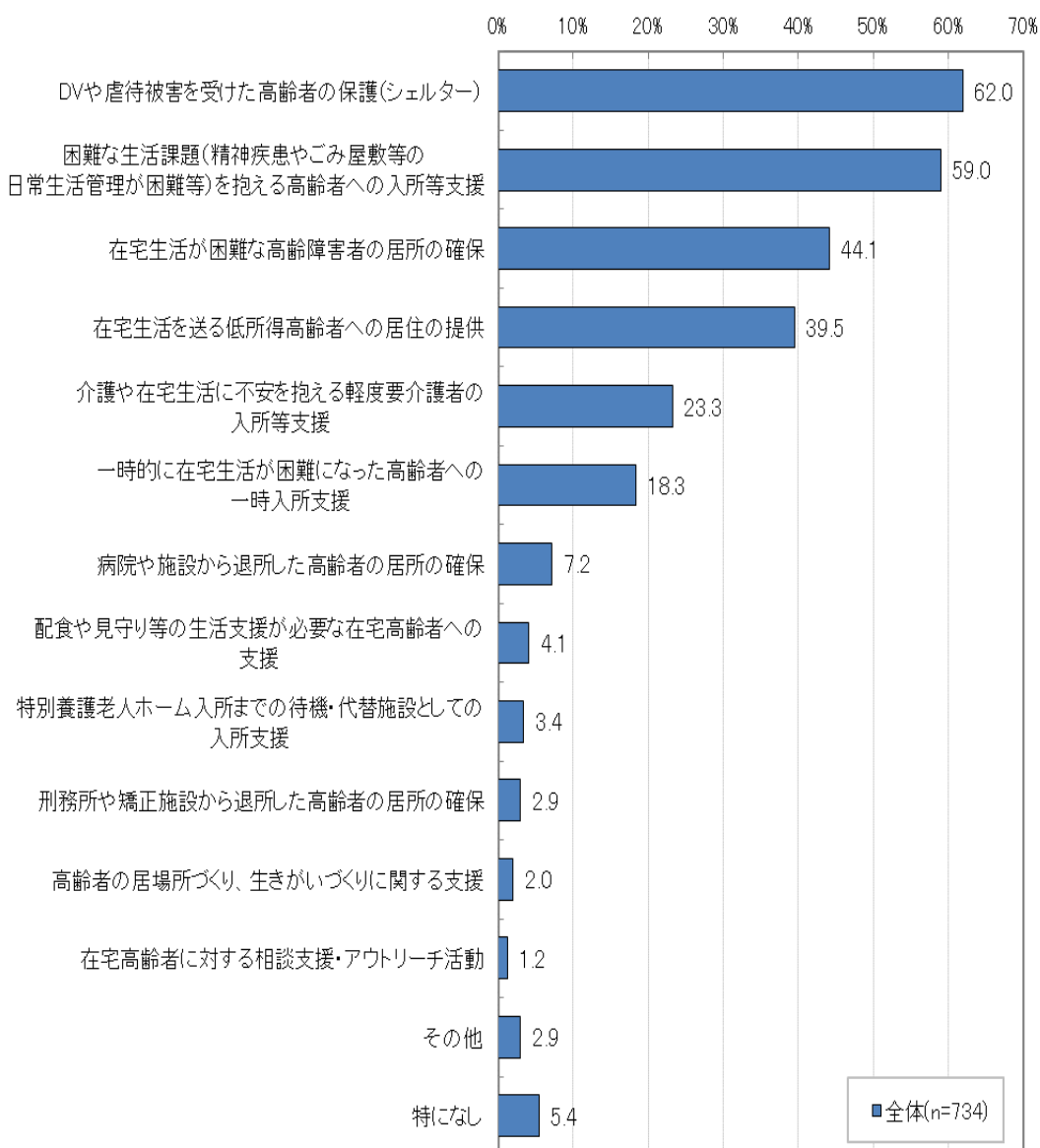
図表 67 養護老人ホームにおける BCP（事業継続計画）の策定支援



(34) 問 17. 養護老人ホームが地域に果たす役割として、期待していること

社会福祉法第 24 条で社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されたが、全体では、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が 62.0%と最も高く、次いで「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等支援」が 59.0%、「在宅生活が困難な高齢障害者の居所の確保」が 44.1%であった。

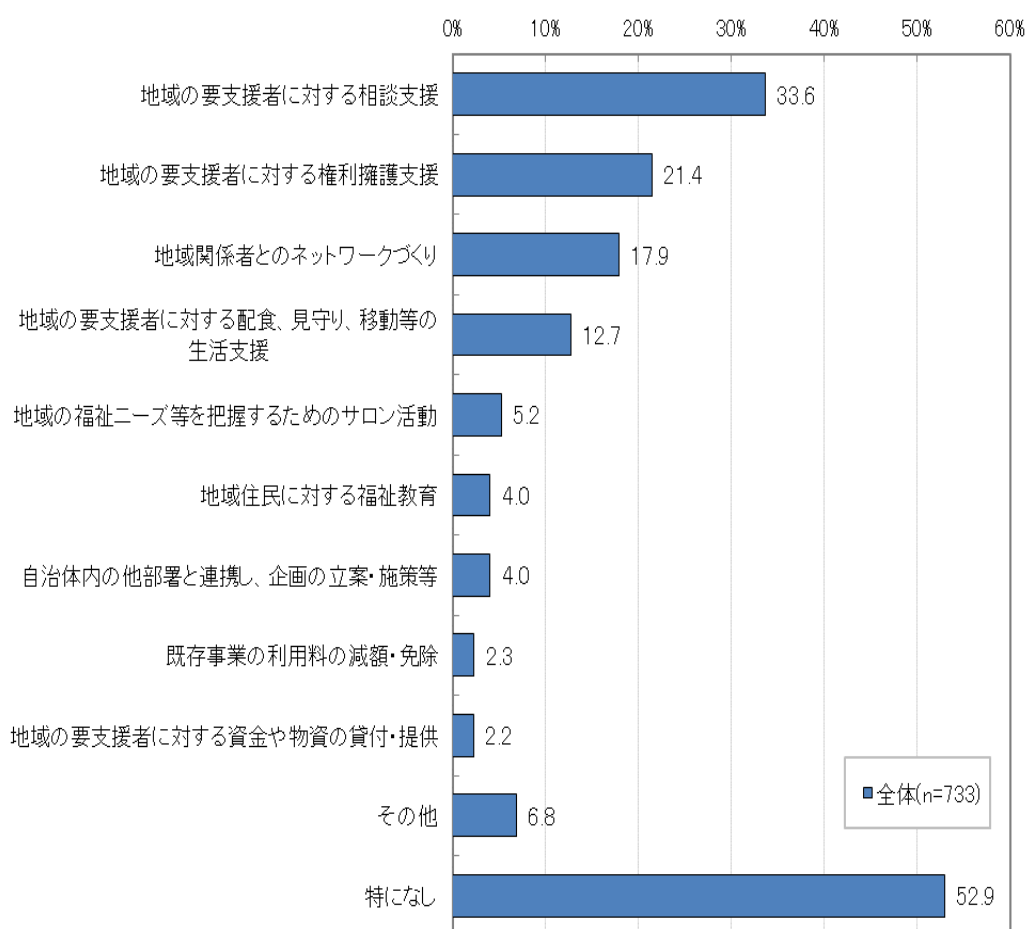
図表 68 養護老人ホームが地域に果たす役割として、期待していること



(35) 問 17-1. 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援

全体では、「特になし」が 52.9%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が 33.6%、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 21.4%、「地域関係者とのネットワークづくり」が 17.9%であった。

図表 69 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援



〈養護老人ホームへの措置の活用状況別〉

〈問 4. 養護老人ホームへの措置について、貴自治体の活用状況〉別にみると、「積極的に活用している」と回答した自治体で、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」「地域関係者とのネットワークづくり」の回答割合が高かった。

図表 70 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、
自治体として行っている関わりや支援 [単位：％]

	調査数	地域の 要支援 者に対 する相 談支援	地域の 要支援 者に対 する配 食、見 守り、 移動等 の生活 支援	地域の 要支援 者に対 する権 利擁護 支援	地域の 要支援 者に対 する資 金や物 資の貸 付・提 供	既存事 業の利 用料の 減額・ 免除	地域の 福祉 ニーズ 等を把 握する ための サロン 活動	地域住 民に対 する福 祉教育	地域関 係者 との ネッ トワ ーク づく り	自治体 内の他 部署と 連携 し、企 画の立 案・施 策等	その他	特にな し
全体	733	33.6	12.7	21.4	2.2	2.3	5.2	4.0	17.9	4.0	6.8	52.9
積極的に活用している	65	52.3	24.6	38.5	10.8	4.6	12.3	7.7	29.2	6.2	3.1	36.9
必要に応じて活用している	612	33.3	11.8	20.9	1.3	2.3	4.7	3.8	18.0	3.9	7.4	52.3
あまり活用していない	16	43.8	25.0	18.8	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3	50.0
ほとんど活用していない	36	2.8	2.8	2.8	0.0	0.0	2.8	2.8	2.8	2.8	5.6	88.9
その他	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(36) 問 17-2. 【問 17-1 で「1.～10.」のいずれかを回答した方】貴自治体がこれまで養護老人ホームとの関わりや支援の中で取り組まれた具体的事例

※主な回答は以下の通り。

- ・ 在宅の高齢者の福祉の向上を図ることを目的として、養護老人ホームに生活管理指導短期宿泊事業を委託している。
- ・ 養護老人ホームの空室の有効活用、低所得高齢者の居住支援の観点から、養護老人ホームと高齢者間で契約による入所の取扱いを認めることとした。
- ・ 緊急通報システムにおける相談通報の受信センターとして、24 時間体制で対応。
- ・ ほとんどが身寄りなく将来に不安を抱えた要支援者の相談が多い。
- ・ 養護老人ホーム措置者の成年後見制度の利用手続き（市長申立）を行いました。
- ・ 被虐待者のシェルターとしての役割を担っていただいている。
- ・ 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施。
- ・ 路上生活者に対し、すぐ措置入所させて頂き、本人も安心して施設生活を送ることができた。
- ・ 老人福祉法の措置の他に、町独自の生活管理指導短期宿泊事業として、虐待等の緊急シェルターや越冬目的の利用を推進している。
- ・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象とした昼食の配食事業。
- ・ 親族への連絡（面倒を見れないか等）、受け入れ先の施設の確保・やり取り。
- ・ 養護老人ホーム入所者であった身寄りのいない方（故人）については、葬儀費の立替、納骨先の確保、遺留金・遺留品の保管、相続人とのやり取り等。
- ・ 電話で入所者の様子確認を行うとともに、施設との関係性づくりを実施。
- ・ 養護等を必要とする高齢者で、家族の疾病等により一時的に養護者が不在となる者の一時的な預かりや基本的生活習慣の確立を必要とする者の入所措置を行った際、対応が困難なケースであっても受け入れてもらっている。
- ・ 後見人申立てや負債の法律相談など。
- ・ 虐待防止、認知症対応、成年後見人制度等の権利擁護・介護スキル研修の実施
- ・ 地域住民、民生委員等からの相談窓口として地域包括支援センター（直営）を通し検討して養護老人ホームに繋げている。
- ・ 入所者の介護予防を目的とし、施設内にて軽体操（いきいき 100 才体操）のグループ立ち上げを支援した。
- ・ 養護老人ホームへ入所とならない場合でも、継続的な相談を受け、利用できるサービスや制度の紹介を行っている。
- ・ 地域団体や住民とより連携を深めるため、地域住民も参加できるイベントを開催。市としては開催にあたり物品の貸出等の協力を行った。
- ・ 被措置者の権利擁護の必要性について施設からの相談に対応し、成年後見申立てを行った。

- ・ 実習生の受け入れ、保育所との定期交流。
- ・ 圏域内養護老人ホームとの契約入所についての意見交換。
- ・ 相談事案の対応や、年一回の施設訪問。
- ・ 計画的に施設整備の修繕等の要望を聞いて中期財政計画をたてて支援を実施。
- ・ 地域包括支援センターと行政が連携して、高齢者虐待対応を行っており、高齢者保護において養護老人ホームを活用している。包括、行政、養護老人ホームで連携して高齢者支援、家族支援を行っている。
- ・ 高齢者が同居家族等による経済的虐待や精神的虐待を受けた事案が発生した場合、必要に応じて地域包括支援センターと養護老人ホーム職員とカンファレンスを行い、緊急的な措置入所を行っている。これまで行ったケースを振り返ると、虐待の背景には日々の介護疲れや認知症高齢者との接し方の難しさなどによるストレスが原因であることが少なくない。入所措置を行うことによって、高齢者の身の安全確保だけではなく、加害者側が物理的な距離を置くことで気持ちを落ち着かせ、高齢者との関係性が改善されたケースもある。高齢者の権利擁護のためには、養護老人ホームとの連携は欠かせない。
- ・ 相談業務、見守り業務、権利擁護業務の中で、養護老人ホームへ繋げている。
- ・ 地域ケア会議の開催や、在宅介護支援センター相談員や民生委員からの情報提供により要支援者を把握し、訪問等を行い、必要があれば養護措置へ繋げる。
- ・ 福祉事務所長が身元引受人を行っている養護入所者について、納骨場所等の希望がある場合、死亡後事務委任等、任意代理契約へ繋げる。
- ・ 将来の重層的支援体制整備事業に向けて、本市におけるモデルケースを材料として、市内各部署と連携対応するための打ち合わせを行った。
- ・ 移動手段のない方の買い物支援。
- ・ 高齢者相談センターや社会福祉協議会等との地域関係者との情報共有を行い、困難事例者等の早期発見や対応等を行なっている。
- ・ 火災で住む場所がなくなった高齢者の緊急短期入所。
- ・ 地域のサロン活動やヨガ教室、商工会や看護関係団体の研修の場として、地域交流スペースを無償で貸し出している。
- ・ 災害時に、福祉避難所としての協定書を結んでいる。
- ・ 長期入院患者で自宅がない方の相談支援、病院やケアマネ、地域包括支援センターへの相談受付や情報提供。
- ・ 介護ボランティア制度の活用を行い、庭の草取り等していただいた方にポイントを付与し、ポイントは換金可能。

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状

- (37) 問 18 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数・定員数・入居者数
軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数・定員数・入居者数の結果は以下の通り。

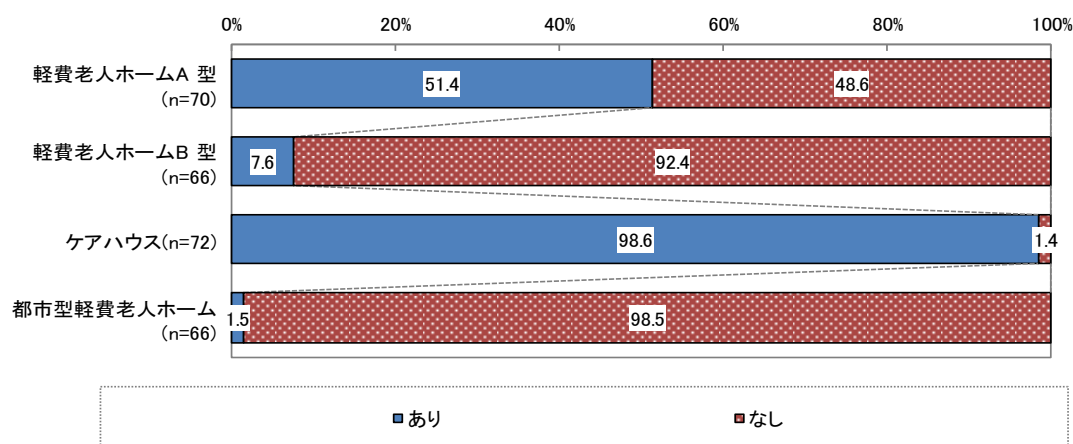
図表 71 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数・定員数・入居者数

[単位：件]

施設種別	施設数、定員数、入居者数	調査数	平均	中央値
軽費老人ホーム A 型	施設数	36	1.7	1.0
	内、特定指定施設数	32	0.0	0.0
	定員数（人）	35	105.1	80.0
	入居者数(人)	32	87.6	63.0
軽費老人ホーム B 型	施設数	5	1.2	1.0
	内、特定指定施設数	5	0.0	0.0
	定員数（人）	5	57.6	50.0
	入居者数(人)	5	39.0	38.0
ケアハウス	施設数	71	8.7	8.0
	内、特定指定施設数	69	2.8	2.0
	定員数（人）	70	383.6	314.0
	入居者数(人)	67	346.2	274.0
都市型軽費老人 ホーム	施設数	1	2.0	2.0
	内、特定指定施設数	1	0.0	0.0
	定員数（人）	1	32.0	32.0
	入居者数(人)	1	32.0	32.0

- (38) 問 18.1. 【「1．指定都市」「2．中核市」と回答した方】貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの有無
「あり」は、ケアハウスが 98.6%と最も高く、次いで軽費老人ホーム A 型が 51.4%であった。

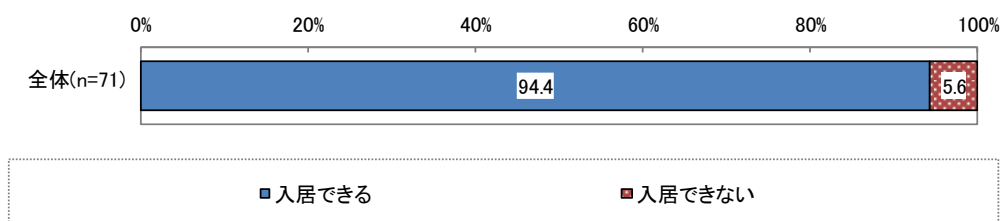
図表 72 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの有無



(39) 問 19. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居

全体では、「入居できる」が 94.4%、「入居できない」が 5.6%であった。

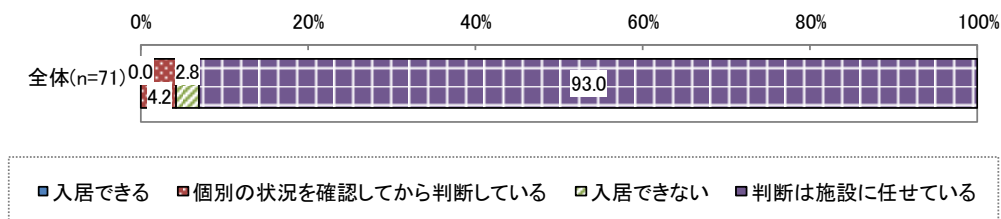
図表 73 生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居



(40) 問 20. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】身元保証等がない方の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居

全体では、「判断は施設に任せている」が 93.0%と最も高く、次いで「個別の状況を確認してから判断している」が 4.2%、そして「入居できない」が 2.8%であった。

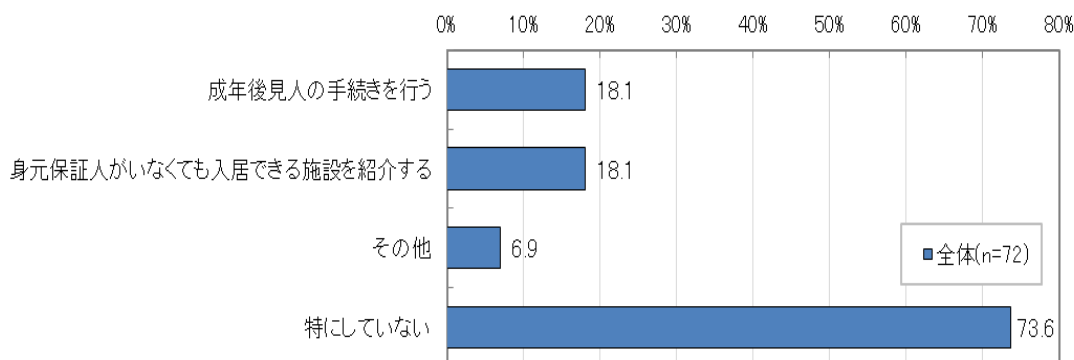
図表 74 身元保証等がない方の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居



(41) 問 21. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】身元保証等がない方に対して行っている貴自治体の支援

全体では、「特にしていない」が 73.6%と最も高く、次いで「成年後見人の手続きを行う」「身元保証人がいなくても入居できる施設を紹介する」が 18.1%であった。

図表 75 身元保証等がない方に対して行っている貴自治体の支援



(42) 問 22. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】貴自治体における軽費老人ホーム A 型からケアハウスへの転換数（平成 20 年以降）

軽費老人ホーム A 型からケアハウスへの転換数の結果は以下の通り。

図表 76 貴自治体における軽費老人ホーム A 型からケアハウスへの転換数 [単位：件]

	調査数	平均
全体	67	0.03

(43) 問 23. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】貴自治体における軽費老人ホーム B 型からケアハウスへの転換数（平成 20 年以降）

軽費老人ホーム B 型からケアハウスへの転換数の結果は以下の通り。

図表 77 貴自治体における軽費老人ホーム B 型からケアハウスへの転換数 [単位：件]

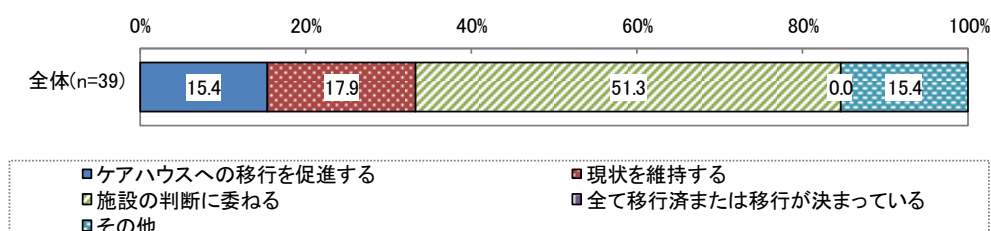
	調査数	平均
全体	68	0.01

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する方針

(44) 問 24. 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】貴自治体における軽費老人ホーム A・B 型の今後のケアハウスへの移行の方針

全体では、「施設の判断に委ねる」が 51.3%と最も高く、次いで「現状を維持する」が 17.9%、「ケアハウスへの移行を促進する」が 15.4%であった。

図表 78 貴自治体における軽費老人ホーム A・B 型の今後のケアハウスへの移行の方針

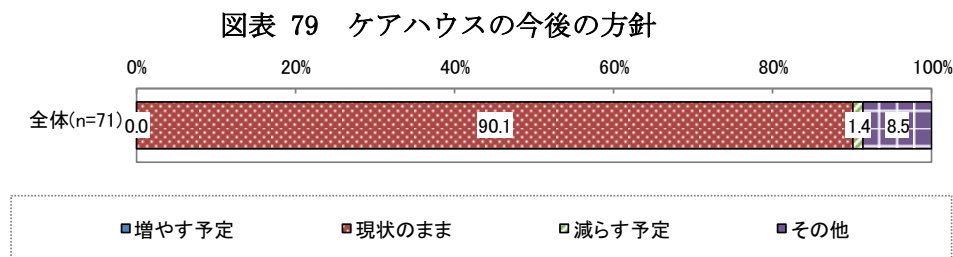


(45) 問 24-1. 【問 24 で「2. 現状を維持する」または「3. 施設の判断に委ねる」と回答した方】その理由

※「その他」として挙げられた主な回答は以下の通り。

- ・ 該当施設の判断が、まずは重要と考える。
- ・ 市として財源の確保が困難。
- ・ 移行にかかる補助金制度がない中で、市から一方的に促すことはできないため。
- ・ 軽費老人ホームを運営している法人にかかる負担が大きいため。
- ・ A型施設については市が設置しているが、今後、民間譲渡が計画されており、譲渡後の状況の変更は見込まれるものの、現段階での建て替えは予定していないため。
- ・ また、B型施設については社会福祉法人が設置しているが、現段階での経営方針の変更については確認されていないため。
- ・ 第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、受け入れ状況等を踏まえ、必要量はおおむね満たしていると考えているため。
- ・ 施設の運営状況により移行の可否の判断をなされる部分もあり、施設の判断に委ねている。
- ・ 転換や建替えについて支援を行っていないため。
- ・ 施設側から特に意向がなく、現状で問題ないと考えているため。
- ・ ケアハウスへの移行に要する整備資金が捻出できないため。
- ・ 施設が入居者負担の増加を懸念していることから、市としてケアハウスへの移行促進は行っていない。

- (46) 問 25. 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】ケアハウスの今後の方針
全体では、「現状のまま」が 90.1%と最も高く、次いで「減らす予定」が 1.4%であった。



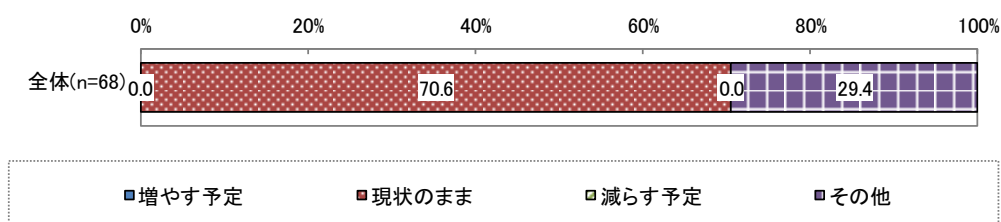
- (47) 問 25-1. 問 25 の回答した理由

1. 「現状のまま」として挙げられた主な回答は以下の通り。
 - ・ 例年のケアハウス入所者数は定員が大幅に不足することがなく、また他の高齢者施設も市内に多くあることから、ケアハウス数は現状のままでも適切であるため。
 - ・ 市としては一定程度のケアハウスが整備できている認識であり、当面はさらなる整備が必要な特別養護老人ホーム等の整備に予算を投入する方針のため。
 - ・ ケアハウスの運営については施設側の判断に委ねているため。
 - ・ 入所希望者（待機者）がおられるものの、施設全体の入所定員と比較し、若干の空きはあるため、現状維持が望ましいと考えています。なお、施設を増やすことによる事務費補助金の増額についても、市の財政状況から大変厳しい状況です。
 - ・ 近年では有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、ケアハウスに代わり低額な料金で入所できる施設が増えており、ケアハウスを新設する必要性が低い。
 - ・ 有料老人ホーム等の選択肢の拡大や入居希望者の逡巡、公設・公営の施設がないこと、本市の財政状況等を踏まえると、施設の増減は困難であるため。
 - ・ 既存の軽費老人ホームに空床が生じているため。
 - ・ 社会福祉法人が運営する既存 6 施設の有効利用に努める。また、入居者の病状や介護度の悪化等により介護ニーズが高まっていることから、既存施設の特定施設入居者生活介護への転換を検討している。
2. 「減らす予定」として挙げられた主な回答は以下の通り。
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅の増加など、住まい環境が近年変化している中で入所ニーズが減少している等。
3. 「その他」として挙げられた主な回答は以下の通り。
 - ・ 介護保険計画で記述していない。
 - ・ 高齢者数などニーズをもとに適切に対応する。

(48) 問 26. 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】都市型軽費老人ホームの今後の方針

全体では、「現状のまま」が 70.6%と最も高かった。

図表 80 都市型軽費老人ホームの今後の方針



(49) 問 26-1. 問 26 の回答した理由

1. 「現状のまま」として挙げられた主な回答は以下の通り。
 - ・ 増設する明確な理由が現在はないと考える。
 - ・ 特に必要に応じて不足しているとは考えていないため。
 - ・ 都市型軽費老人ホームの設置対象地域ではないため。
 - ・ ケアハウスでも定員を満たしていない施設があることから、新たに都市型軽費老人ホームを増やす予定はないと考える。
 - ・ 施設運営等は各法人に委ねているため。
 - ・ 現在ケアハウスは不足しておらず、新しく都市型軽費老人ホームとして整備する必要性が無い。
 - ・ 有料老人ホーム等の選択肢の拡大や入居希望者の通減、公設・公営の施設がないこと、本市の財政状況等を踏まえると、施設の増減は困難であるため。
 - ・ 本市には都市型軽費老人ホームは設置されておらず、今後も設置予定がないため。
 - ・ 都市型軽費老人ホームはなく、今後整備する予定もないため。
 - ・ 既存の軽費老人ホームに空床が生じているため。
2. 「その他」として挙げられた主な回答は以下の通り。
 - ・ 該当しないため。
 - ・ 介護保険計画で記述していない。
 - ・ 都市型軽費老人ホームに該当する施設がないため。
 - ・ 今後の方針が決まっていないため。
 - ・ 市内に A 型及びケアハウスがあり、利用料金を低額に抑えた階層の方が入居を希望される場合は、養護老人ホームがあることから、都市型軽費老人ホームは需要が低いと考えられるため。

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスへの事務費・補助等の状況

(50) 問 27 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等

指定都市・中核市の軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等の結果は以下の通り。

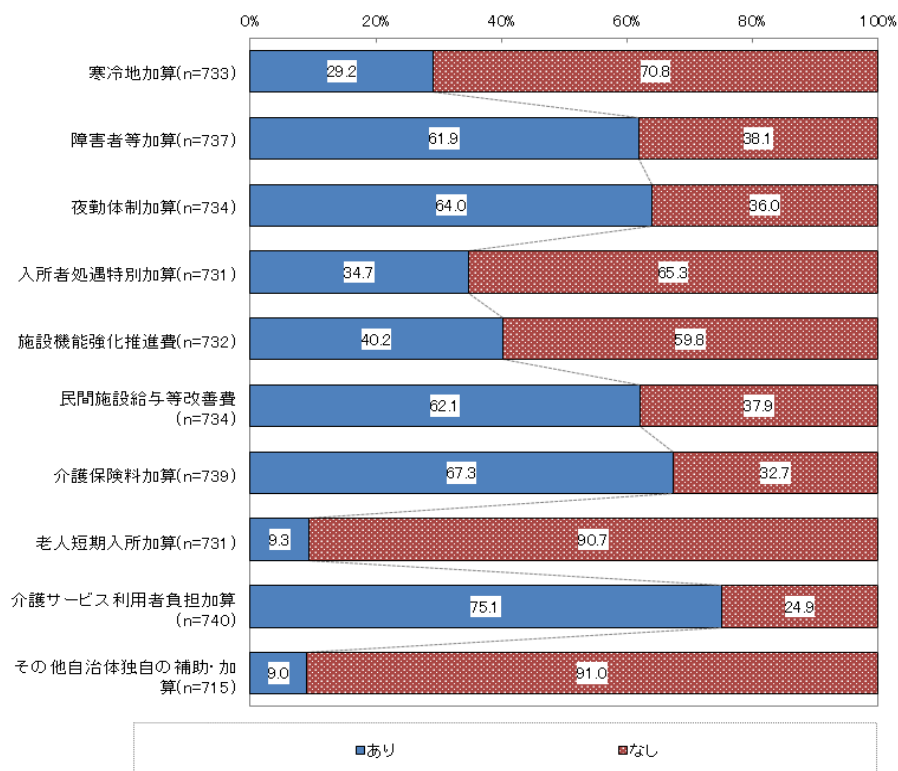
図表 81 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等 [単位：千円／年]

	調査数	平均	中央値
市(指定都市・中核市)補助額(A)	69	248,286	213,504
本人徴収額(B)	69	87,411	74,481
事務費計(X)=(A)+(B)	69	335,697	301,801
利用者人数(Y) (人)	64	434.2	361.5
1人あたり事務費単価(X)／(Y)	66	811	837

(51) 問 28.1. 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスに対して行っている加算の支給実績の有無

「あり」では介護サービス利用者負担加算が 75.1%と最も高い一方、「なし」では老人短期入所加算が 90.7%と最も高かった。

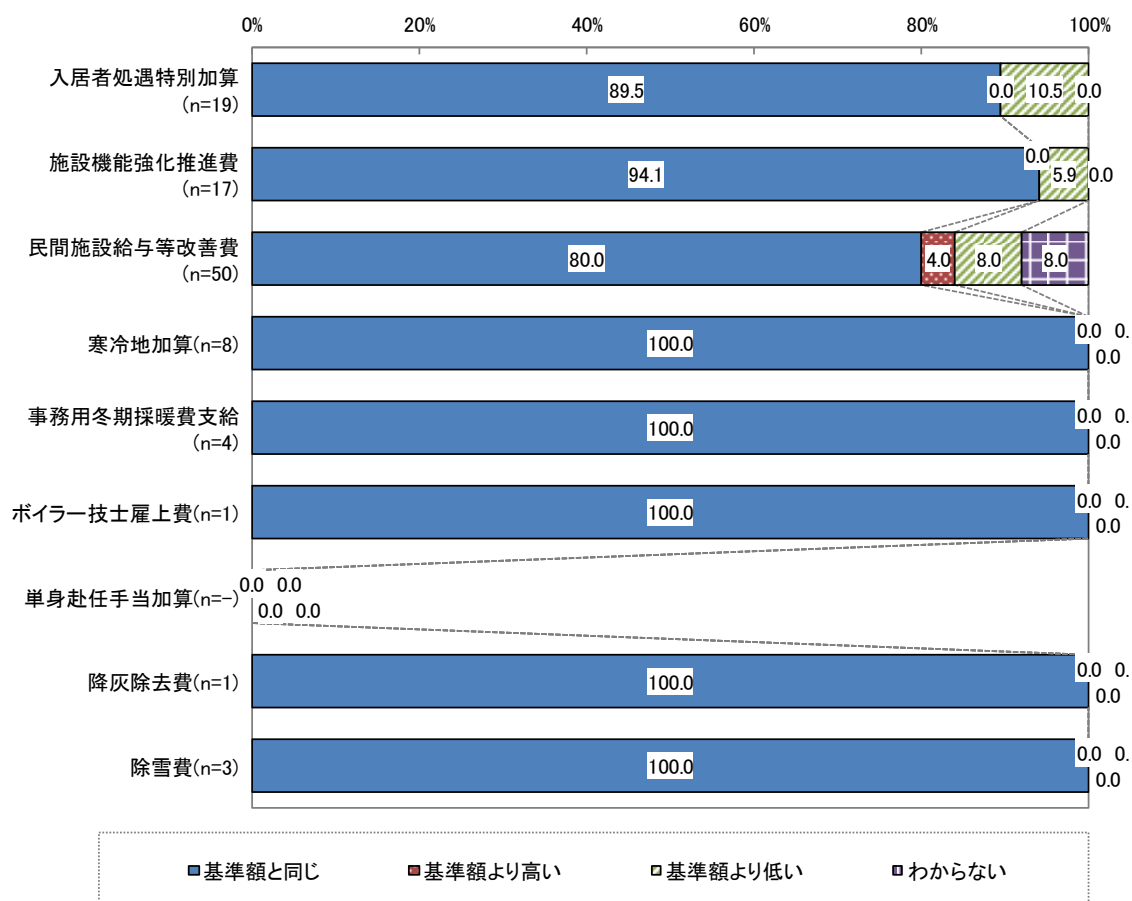
図表 82 軽費老人ホーム・ケアハウスに対して行っている加算の支給実績の有無



(52) 問 28.2 【問 28.1.1 で「1 . あり」と回答した方】支給された加算と国の基準額との比較

全体では、「基準額と同じ」が 80～100%と最も高い割合であった。

図表 83 支給された加算と国の基準額との比較



(53) 問 28.10) その他自治体独自の補助・加算で、支給実績のある主なもの

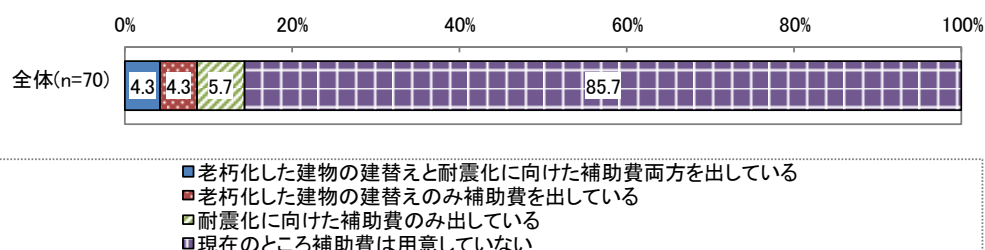
※主な回答は以下の通り。

- ・ 職員雇用費。
- ・ 研修補助費。
- ・ 民間施設給与等改善費。(独自基準)
- ・ 介護予防事業強化推進費。
- ・ 社会福祉法人が実施する社会貢献活動並びに民間社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、地域共生社会の実現を図るために実施する事業について補助。

(54) 問 29. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】軽費老人ホームの老朽化した建物の建替えや耐震化に向けた補助費

全体では、「現在のところ補助費は用意していない」が 85.7%と最も高く、次いで「耐震化に向けた補助費のみ出している」が 5.7%、「老朽化した建物の建替えと耐震化に向けた補助費両方を出している」が 4.3%、「老朽化した建物の建替えのみ補助費を出している」が 4.3%であった。

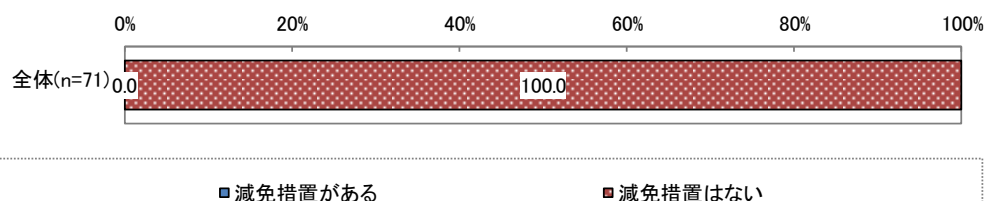
図表 84 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替えや耐震化に向けた補助費



(55) 問 30. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム建替えの際の、費用負担増となる利用者への減免措置

全て「減免措置はない」との回答であった。

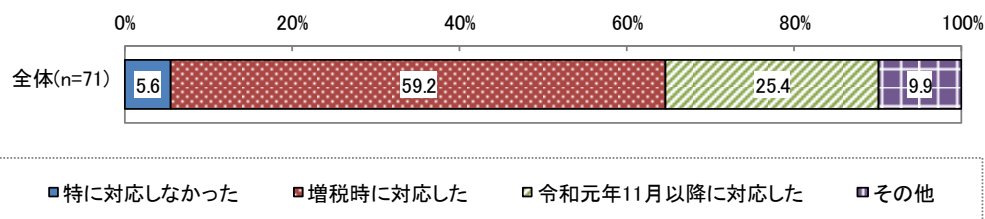
図表 85 軽費老人ホーム建替えの際の、費用負担増となる利用者への減免措置



(56) 問 31. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】消費税 10%増税時（令和元年 10 月）の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応内容

全体では、「増税時に対応した」が 59.2%と最も高く、次いで「令和元年 11 月以降に対応した」が 25.4%、「特に対応しなかった」が 5.6%であった。

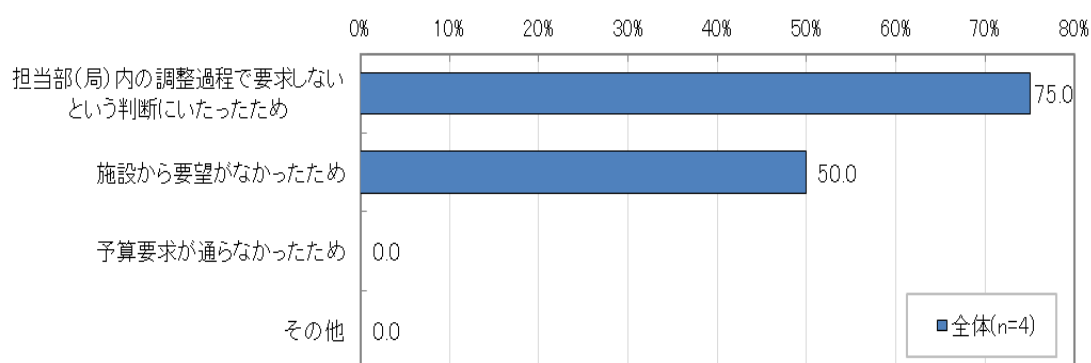
図表 86 消費税 10%増税時の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応内容



(57) 問 31-1. 【問 31 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由

全体では、「担当部(局)内の調整過程で要求しないという判断にいたったため」が 75.0%と最も高く、次いで「施設から要望がなかったため」が 50.0%であった。

図表 87 【問 31 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由



(58) 問 31-2. 【問 31 で「1. 特に対応しなかった」と回答した方】

消費税増税のために考えられること

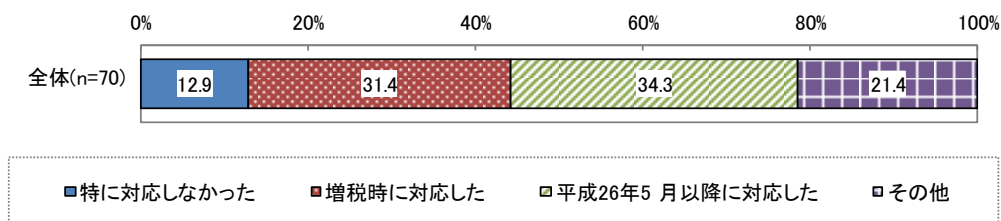
※主な回答は以下の通り。

- ・ 施設の経営状況と市の財政状況を鑑みて検討を継続する。
- ・ 配当予算の拡充。
- ・ 国からの予算措置。

(59) 問 32. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】消費税 8 %増税時（平成 26 年 4 月）の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応内容

全体では、「平成 26 年 5 月以降に対応した」が 34.3%と最も高く、次いで「増税時に対応した」が 31.4%、そして「特に対応しなかった」が 12.9%であった。

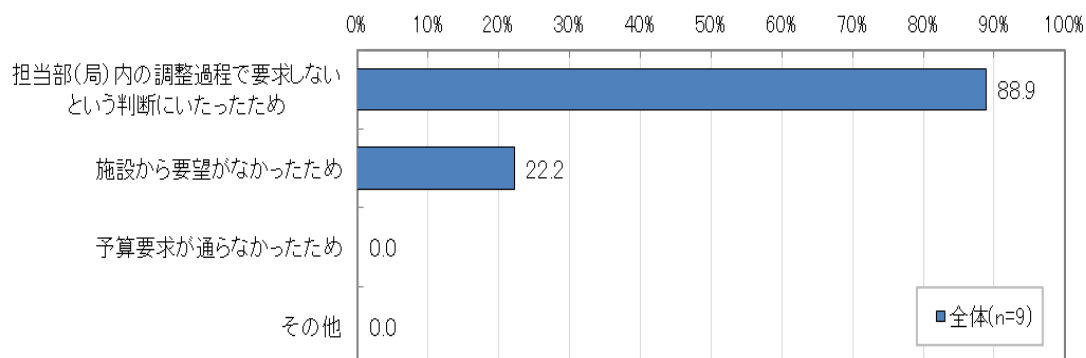
図表 88 消費税 8 %増税時の軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応内容



(60) 問 32-1. 【問 32 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由

全体では、「担当部(局)内の調整過程で要求しないという判断にいたったため」が 88.9%と最も高く、次いで「施設から要望がなかったため」が 22.2%であった。

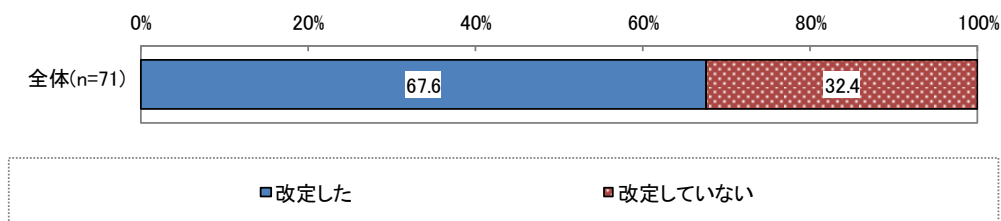
図表 89 【問 32 で「1 . 特に対応しなかった」と回答した方】その理由



(61) 問 33. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】平成 17 年（2005 年）以降、事務費補助金の改定

全体では、「改定した」が 67.6%、「改定していない」が 32.4%であった。

図表 90 平成 17 年（2005 年）以降、事務費補助金の改定



(62) 【問 33 で「1 . 改定した」と回答した方】直近の事務費補助金の改定年

平成 17 年（2005 年）以降、事務費補助金の改定をしたと回答した方の直近の事務費補助金の改定年の結果は以下の通り。「改定した」と回答した 48 自治体のうち、85.4%の自治体は消費税が 10%に引き上げられた 2019 年以降に改定していた。全回答者数 71 でみると、消費税率 10%を踏まえて改定した自治体は 41（57.7%）であった。

図表 91 直近の事務費補助金の改定年

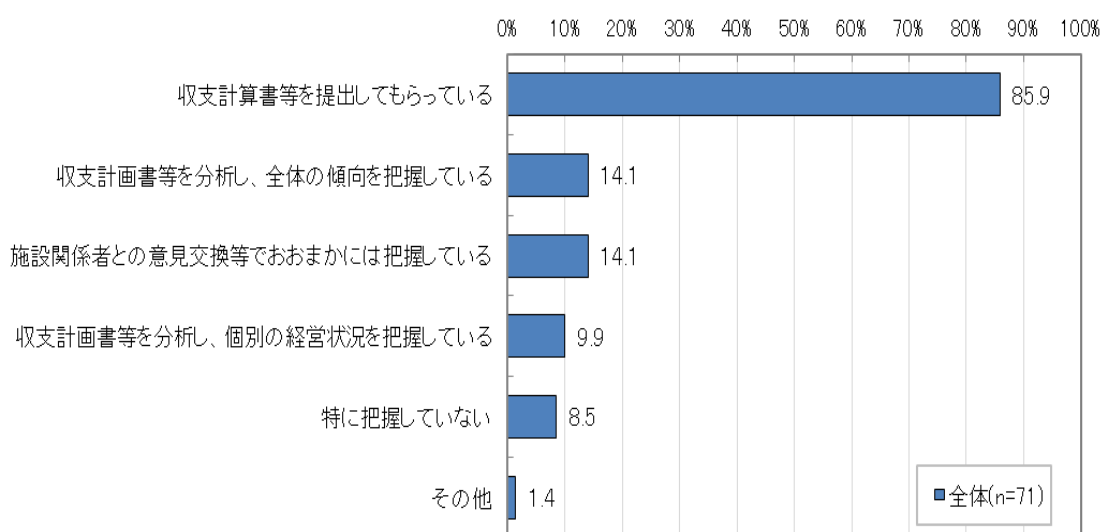
改定年	件数	割合	改定年	件数	割合
2008	1	2.1%	2016	0	0.0%
2009	1	2.1%	2017	0	0.0%
2010	0	0.0%	2018	1	2.1%
2011	0	0.0%	2019	22	45.8%
2012	0	0.0%	2020	14	29.2%
2013	0	0.0%	2021	5	10.4%
2014	3	6.3%	合計	48	100.0%
2015	1	2.1%			

■ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する取組状況

(63) 問 34. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握

全体では、「収支計算書等を提出してもらっている」が 85.9%と最も高く、次いで「収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」と、「施設関係者との意見交換等でおおまかには把握している」が 14.1%であった。

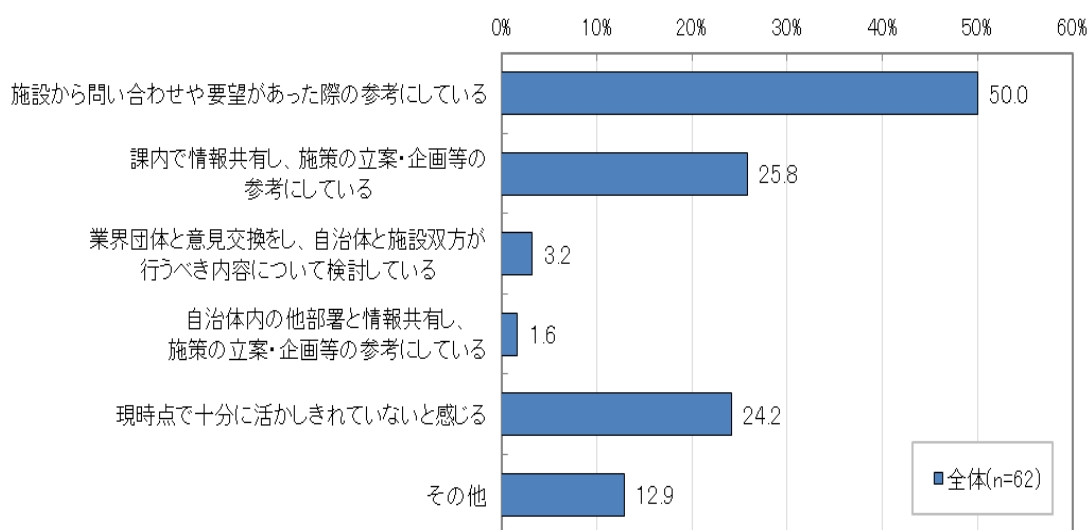
図表 92 貴自治体内の軽費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握



(64) 問 34-1. 【問 34 で「1 ～ 3」のいずれかを回答した方】把握した情報の活かし方

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている」が 50.0%と最も高く、次いで「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考になっている」が 25.8%、「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が 24.2%であった。

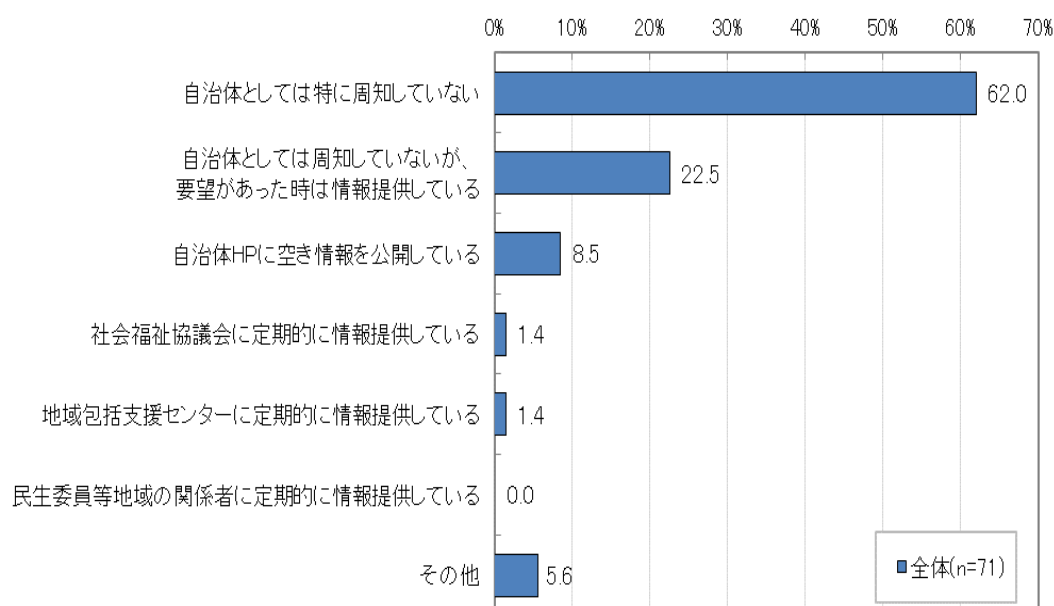
図表 93 把握した情報の活かし方



(65) 問 35. 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスの空き情報の周知

全体では、「自治体としては特に周知していない」が 62.0%と最も高く、次いで「自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 22.5%、「自治体 HP に空き情報を公開している」が 8.5%であった。

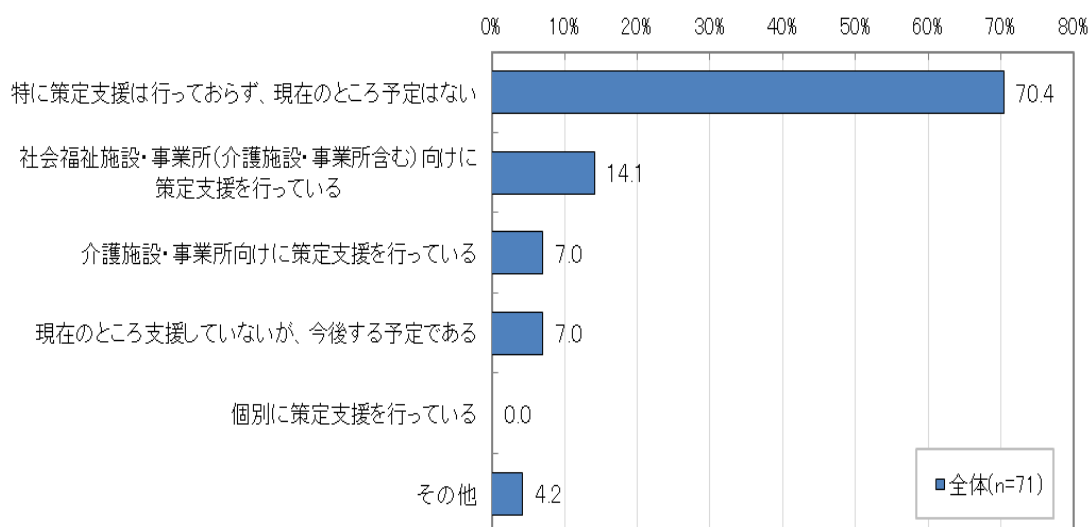
図表 94 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】
軽費老人ホーム・ケアハウスの空き情報の周知



(66) 問 36. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスにおける BCP（事業継続計画）の策定支援

全体では、「特に策定支援は行っておらず、現在のところ予定はない」が 70.4%と最も高く、次いで「社会福祉施設・事業所（介護施設・事業所含む）向けに策定支援を行っている」が 14.1%、「介護施設・事業所向けに策定支援を行っている」、「現在のところ支援していないが、今後する予定である」が共に 7.0%であった。

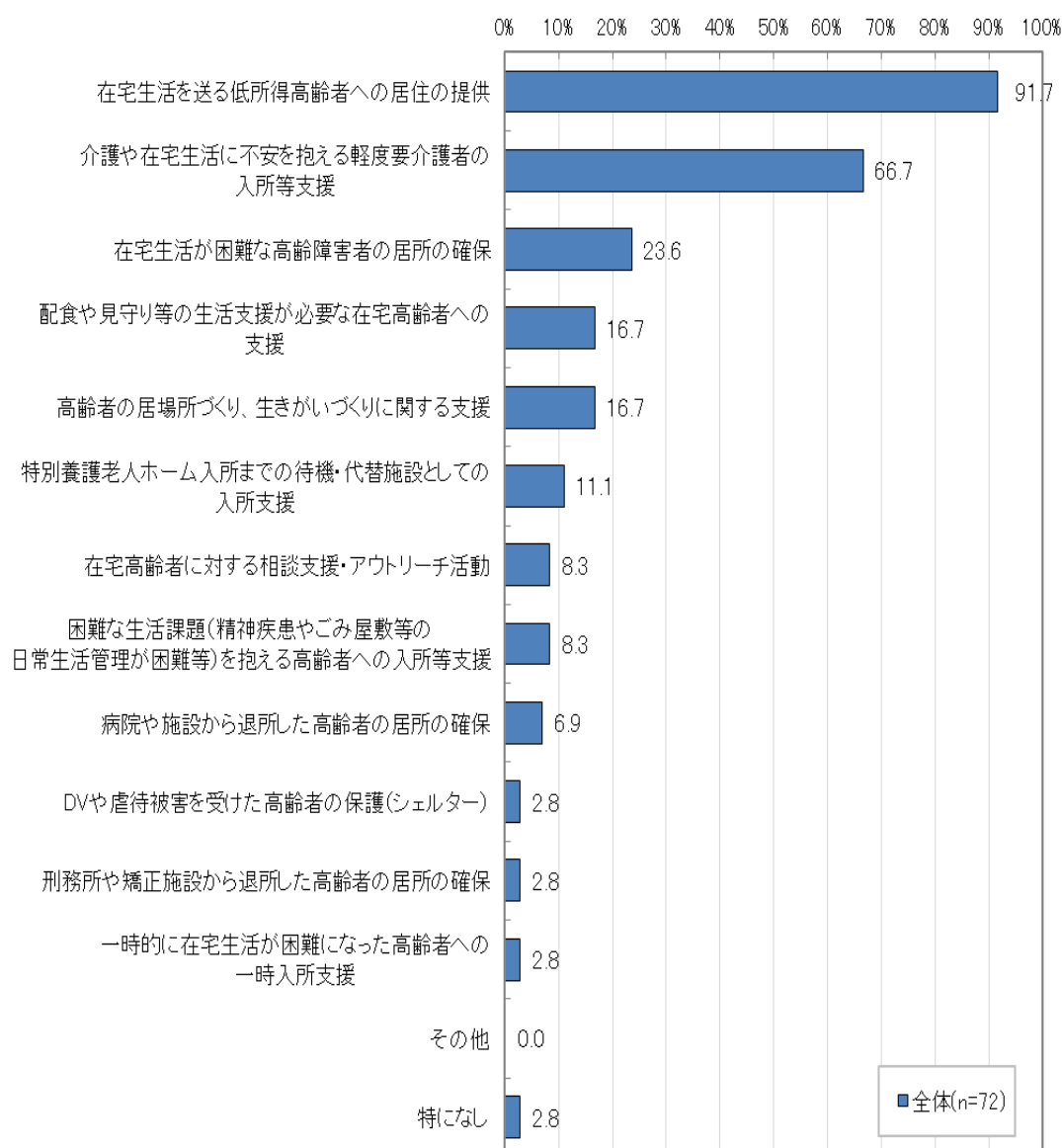
図表 95 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける BCP（事業継続計画）の策定支援



(67) 問 37. 【「1. 指定都市」「2. 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスが地域に果たす役割として、期待していること

全体では、「在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供」が 91.7%と最も高く、次いで「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等支援」が 66.7%、「在宅生活が困難な高齢障害者の居所の確保」が 23.6%であった。

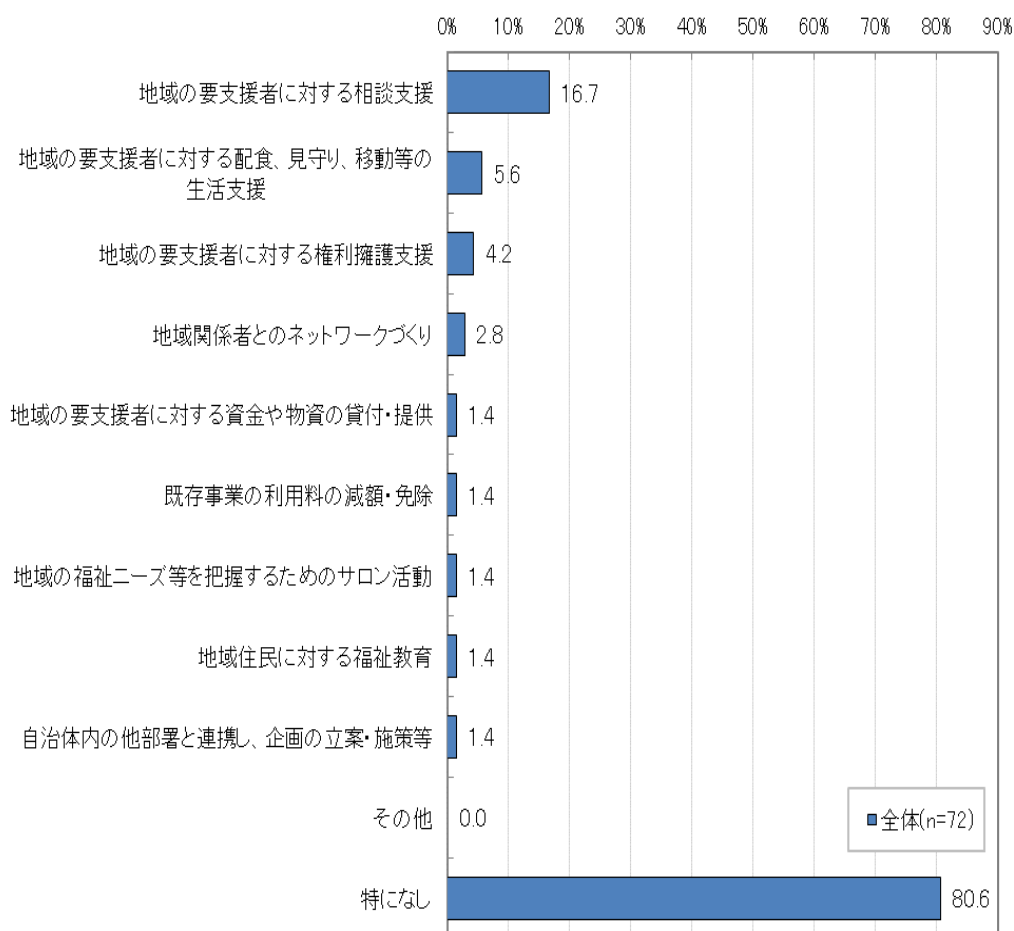
図表 96 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域に果たす役割として、期待していること



(68) 問 37-1. 【「1 . 指定都市」「2 . 中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため自治体として行っている関わりや支援

全体では、「地域の要支援者に対する相談支援」が 16.7%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援」が 5.6%、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 4.2%であった。また「特になし」が 80.6%であった。

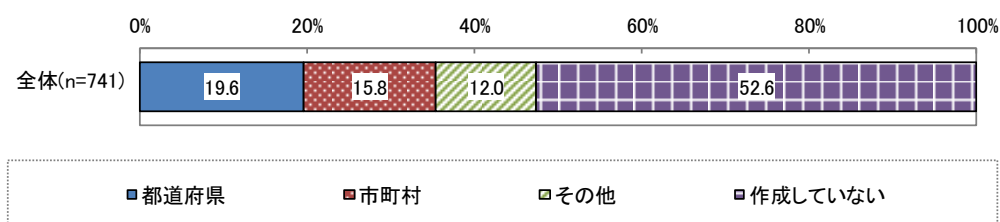
図表 97 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため自治体として行っている関わりや支援



(69) 問 38. 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体

全体では、「作成していない」が 52.6%と最も高く、次いで「都道府県」が 19.6%、「市町村」が 15.8%であった。

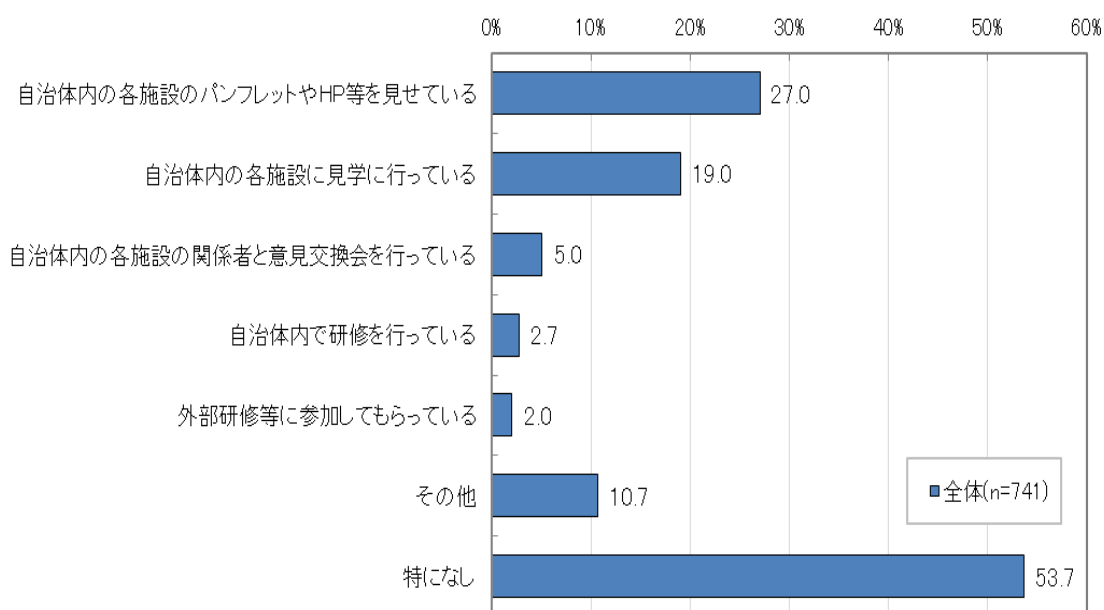
図表 98 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体



(70) 問 39. 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていること

全体では、「特になし」が 53.7%と最も高く、次いで「自治体内の各施設のパンフレットや HP 等を見せている」が 27.0%、「自治体内の各施設に見学に行っている」が 19.0%、「自治体内の各施設の関係者と意見交換会を行っている」が 5.0%であった。

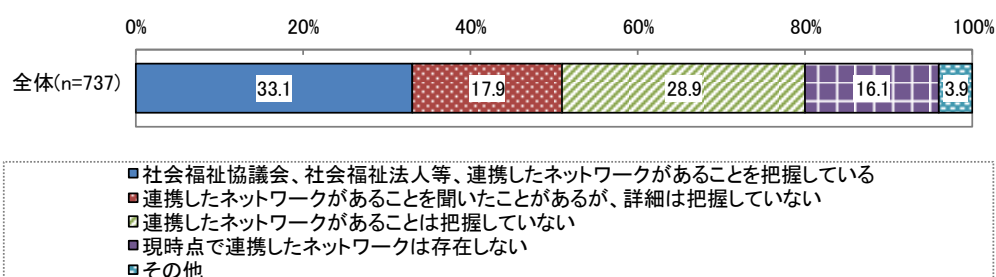
図表 99 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていること



(71) 問 40. 貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況

全体では、「社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」が 33.1%と最も高く、次いで「連携したネットワークがあることは把握していない」が 28.9%、「連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない」が 17.9%であった。

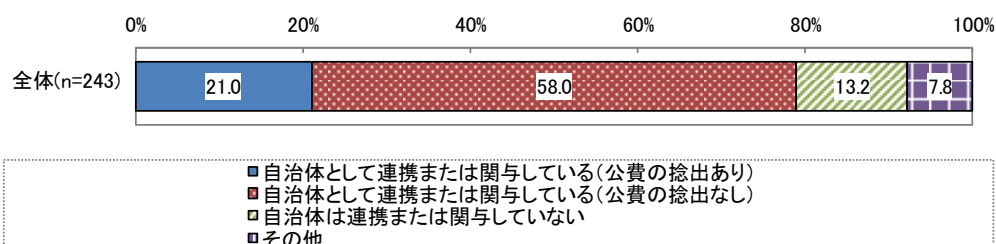
図表 100 貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況



(72) 問 40-1. 【問 40 で「1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」と回答した方】 貴自治体の連携または関与

全体では、「自治体として連携または関与している（公費の捻出なし）」が 58.0%と最も高く、次いで「自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」が 21.0%、「自治体は連携または関与していない」が 13.2%であった。

図表 101 貴自治体の連携または関与



(73) 【問 40-1 で「1 . 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」と回答した方】捻出した公費の金額

自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）と回答した方の捻出した公費の金額の結果は以下の通り。

図表 102 「1 . 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」
と回答した方】捻出した公費の金額 [単位：円]

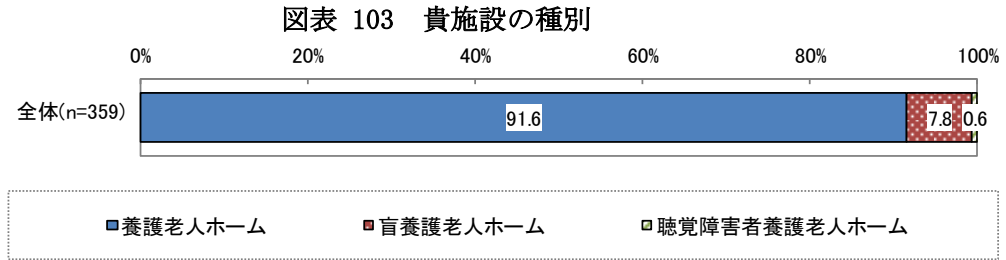
	調査数	平均	中央値
全体	46	32,004	16,630

＜養護老人ホーム票＞

■ 施設の基本情報

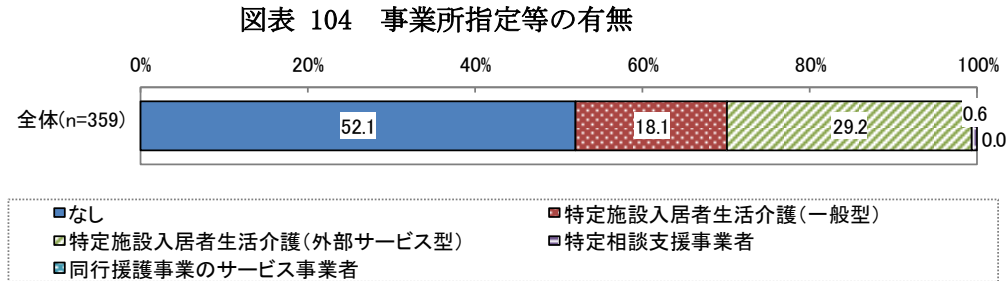
(1) 貴施設の種別

全体では、「養護老人ホーム」が 91.6%と最も高く、次いで「盲養護老人ホーム」が 7.8%、そして「聴覚障害者養護老人ホーム」が 0.6%であった。



(2) 事業所指定等の有無

全体では、「なし」が 52.1%と最も高く、次いで「特定施設入居者生活介護（外部サービス型）」が 29.2%、そして「特定施設入居者生活介護（一般型）」が 18.1%、「特定相談支援事業者」が 0.6%であった。



＜施設の経営状況別＞

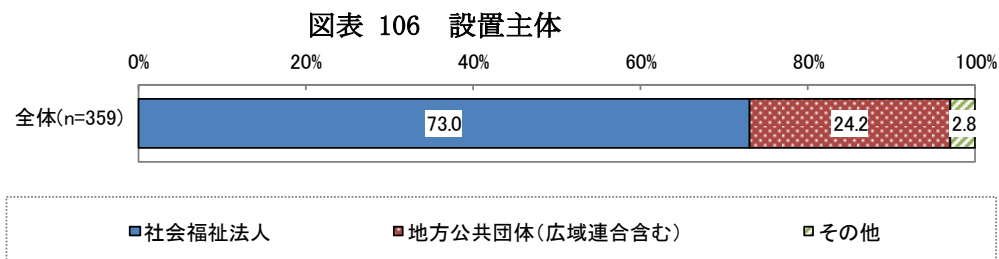
＜問 20. 貴施設の経営状況＞別にみると、黒字施設では、「特定施設入居者生活介護（一般型）」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 105 事業所指定等の有無 [単位：%]

	調査数	なし	特定施設入居者生活介護（一般型）	特定施設入居者生活介護（外部サービス型）	特定相談支援事業者	同行援護事業のサービス事業者
全体	359	52.1	18.1	29.2	0.6	0.0
黒字	168	44.0	26.8	28.0	1.2	0.0
赤字	125	56.8	11.2	32.0	0.0	0.0
プラスマイナスゼロ	40	60.0	15.0	25.0	0.0	0.0
回答不可	26	69.2	0.0	30.8	0.0	0.0

(3) 設置主体

全体では、「社会福祉法人」が 73.0%と最も高く、次いで「地方公共団体（広域連合含む）」が 24.2%であった。



＜施設の経営状況別＞

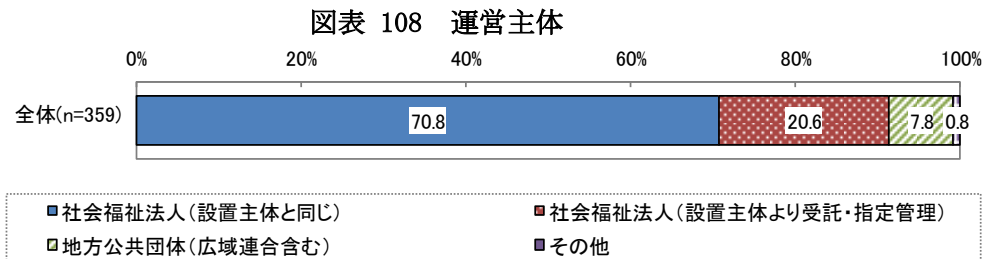
＜問 20. 貴施設の経営状況＞別にみると、赤字施設では、「地方公共団体（広域連合含む）」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 107 設置主体 [単位：%]

	調査数	社会福祉法人	地方公共団体（広域連合含む）	その他
全体	359	73.0	24.2	2.8
黒字	168	80.4	17.9	1.8
赤字	125	69.6	27.2	3.2
プラスマイナスゼロ	40	70.0	27.5	2.5
回答不可	26	46.2	46.2	7.7

(4) 運営主体

全体では、「社会福祉法人（設置主体と同じ）」が 70.8%と最も高く、次いで「社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）」が 20.6%、そして「地方公共団体（広域連合含む）」が 7.8%であった。



＜施設の経営状況別＞

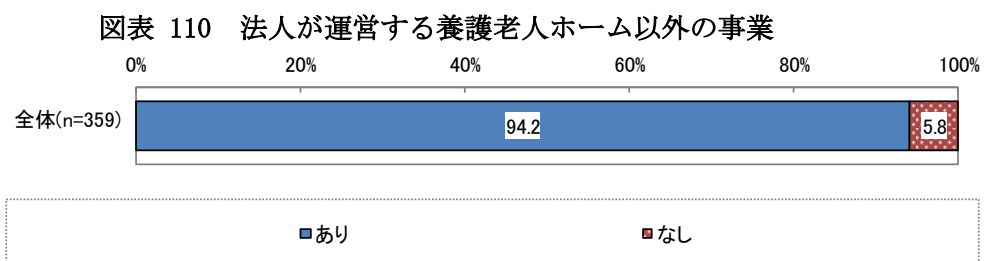
＜問 20. 貴施設の経営状況＞別にみると、赤字施設では、「地方公共団体（広域連合含む）」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 109 運営主体 [単位：%]

	調査数	社会福祉法人（設置主体と同じ）	社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）	地方公共団体（広域連合含む）	その他
全体	359	70.8	20.6	7.8	0.8
黒字	168	78.6	19.0	1.8	0.6
赤字	125	68.0	20.0	11.2	0.8
プラスマイナスゼロ	40	67.5	25.0	7.5	0.0
回答不可	26	38.5	26.9	30.8	3.8

(5) 法人が運営する養護老人ホーム以外の事業

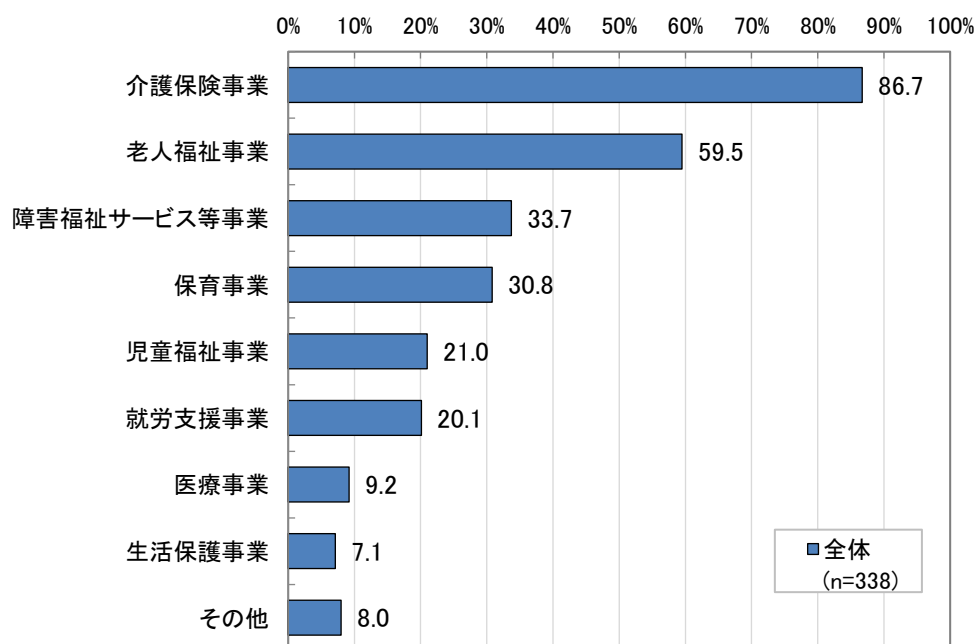
全体では、「あり」が 94.2%、「なし」が 5.8%であった。



(6) 【養護老人ホーム以外の事業がある場合】法人が運営する事業

全体では、「介護保険事業」が86.7%と最も高く、次いで「老人福祉事業」が59.5%、「障害福祉サービス等事業」が33.7%であった。

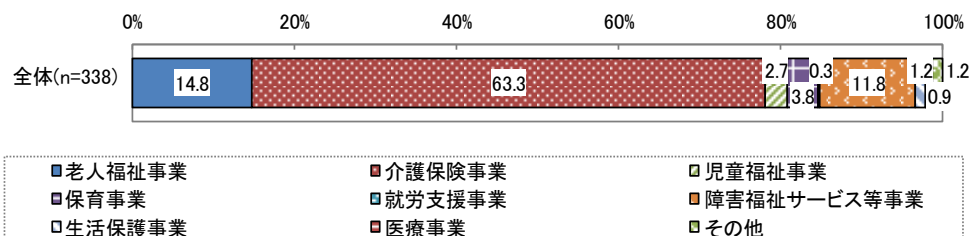
図表 111 法人が運営する事業



(7) 【養護老人ホーム以外の事業がある場合】法人が運営する事業の中で収益が最も多い事業

全体では、「介護保険事業」が63.3%と最も高く、次いで「老人福祉事業」が14.8%、「障害福祉サービス等事業」が11.8%であった。

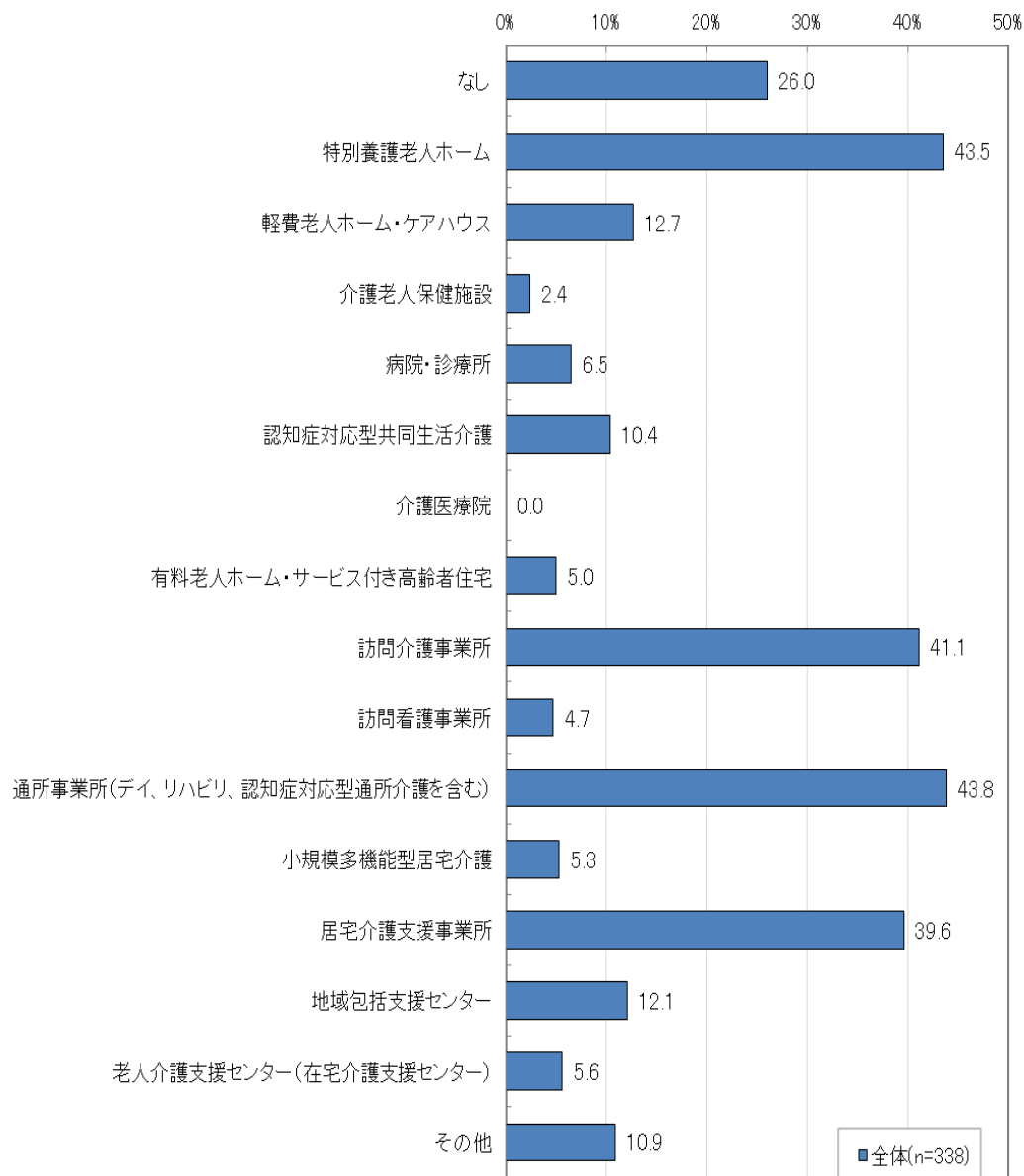
図表 112 法人が運営する事業の中で収益が最も多い事業



(8) 併設している施設・事業所

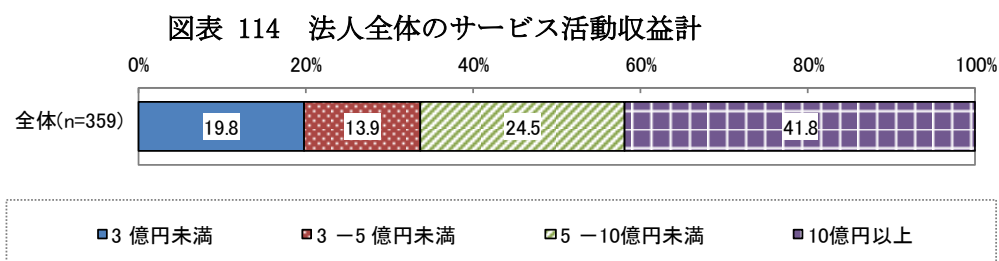
全体では、「通所事業所（デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む）」が 43.8%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム」が 43.5%、「訪問介護事業所」が 41.1%であった。

図表 113 併設している施設・事業所



(9) 法人全体のサービス活動収益計

全体では、「10 億円以上」が 41.8%と最も高く、次いで「5～10 億円未満」が 24.5%、「3 億円未満」が 19.8%であった。



〈施設の経営状況別〉

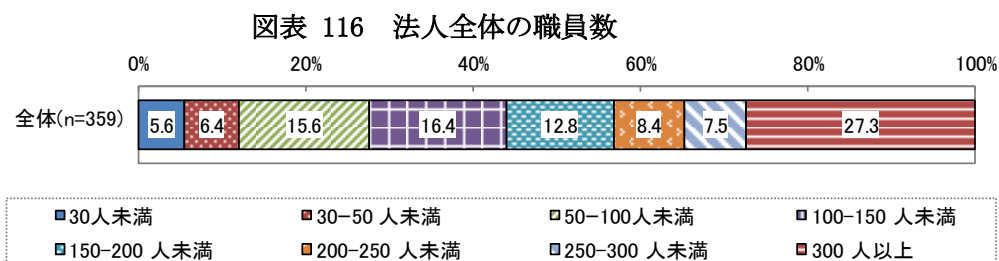
〈問 20. 貴施設の経営状況〉別にみると、黒字施設では、「10 億円以上」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 115 法人全体のサービス活動収益計 [単位: %]

	調査数	3 億円未満	3 - 5 億円未満	5 - 10 億円未満	10 億円以上
全体	359	19.8	13.9	24.5	41.8
黒字	168	17.3	10.1	27.4	45.2
赤字	125	20.8	19.2	24.0	36.0
プラスマイナスゼロ	40	17.5	12.5	27.5	42.5
回答不可	26	34.6	15.4	3.8	46.2

(10) 法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）

全体では、「300 人以上」が 27.3%と最も高く、次いで「100-150 人未満」が 16.4%、「50 - 100 人未満」が 15.6%であった。



〈施設の経営状況別〉

〈問 20. 貴施設の経営状況〉別にみると、黒字施設では、「300 人以上」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 117 法人全体の職員数 [単位：％]

	調査数	30人未満	30-50 人未満	50-100人未満	100-150人未満	150-200人未満	200-250人未満	250-300人未満	300 人以上
全体	359	5.6	6.4	15.6	16.4	12.8	8.4	7.5	27.3
黒字	168	3.0	5.4	13.7	19.0	12.5	8.9	6.5	31.0
赤字	125	8.0	8.8	19.2	14.4	12.8	8.8	5.6	22.4
プラスマイナスゼロ	40	5.0	2.5	12.5	17.5	15.0	5.0	15.0	27.5
回答不可	26	11.5	7.7	15.4	7.7	11.5	7.7	11.5	26.9

(1) 問 1. 基準省令の人員の基準に規定する職種について、基準上必要となる人数、実際の配置職員数

基準上必要となる人数と実際の配置職員数の結果は以下の通り。

図表 118 基準上必要となる人数 [単位：人]

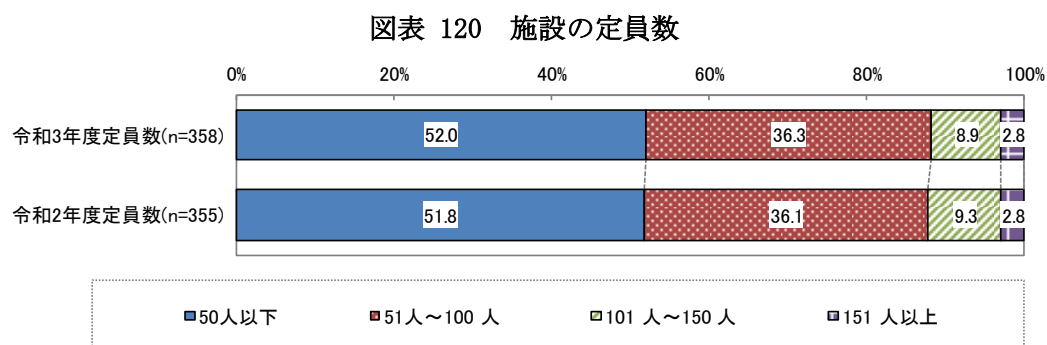
基準上必要となる人数	調査数	平均	中央値
施設長	287	1.0	1.0
生活相談員	287	2.3	2.0
支援員	287	5.1	4.0
介護職員	287	1.7	0.0
看護職員	287	1.3	1.0
事務員	287	0.8	1.0
相談支援専門員	287	0.1	0.0
その他	287	2.0	1.0
合計	287	14.3	13.0

図表 119 実際の配置職員数 [単位：人]

実際の配置職員数	調査数	平均	中央値
施設長	359	1.0	1.0
生活相談員	359	2.4	2.0
支援員	359	7.3	6.8
介護職員	359	3.4	0.0
看護職員	359	1.8	1.7
事務員	359	1.5	1.0
相談支援専門員	359	0.1	0.0
その他	359	4.5	4.0
合計	359	22.0	20.0

(2) 問 2. 施設の定員数、部屋の数

令和 3 年度定員数では、「50 人以下」が 52.0%と最も高く、次いで「51 人～100 人」が 36.3%、「101 人～150 人」が 8.9%であった。



施設の部屋数は、個室が最も多いものの、2 人部屋以上も一定数あることが確認された。

図表 121 施設の部屋数 [単位: 部屋]

施設の部屋数	調査数	平均	中央値
全部屋数	359	56.6	50.0
個室	359	43.7	50.0
2人部屋	359	12.1	0.0
4人部屋以上	359	0.4	0.0

(3) 問 3. 年間平均常勤職員（令和 2 年度実績）

令和 2 年度の年間平均常勤職員数の結果は以下の通り。

図表 122 年間平均常勤職員数 [単位: 人]

	調査数	平均	中央値
年間平均常勤職員数	341	20.2	19.0
内、支援員分の年間平均常勤職員数	314	7.4	6.2
内、介護職員分の年間平均常勤職員数	127	8.1	7.0

(4) 問 4. 令和 2 年度の年間延べ入所者数・介護サービスを受けた延べ入所者数

令和 2 年度の 1 施設当たりの年間延べ入所者数と介護サービスを受けた年間延べ入所者数の結果は以下の通り。平均値を比較すると、入所者のうち介護サービスを受けた方が、約 4 割いることが確認された。

図表 123 1 施設当たりの令和 2 年度の年間延べ入所者数等 [単位: 人]

	調査数	平均	中央値
年間延べ入所者数	354	4893.6	650.0
介護サービスを受けた年間延べ入所者数	235	1871.3	315.0

■ 入所者の状況

(5) 問 15. 入所者の実人数

入所者の実人数の結果は以下の通り。最も多い施設は定員 254 名のうち実人数 250 名であり、最も少ない施設は定員 10 名のうち実人数 7 名であった。

図表 124 入所者の実人数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値	最大値	最小値
全体	355	59.8	50.0	250.0	7.0

(6) 問 16. 入所者の身体状況

要介護度別、認知症高齢者の日常生活自立度別、障害高齢者の日常生活自立度別の入所者数の結果は以下の通り。

要介護度別入所者数をみると、「自立」が最も多く、次いで「要介護 1」、「要介護 2」であり、「自立」～「要介護 2」に多く分布がみられた。また、要介護 3 以上の入所者及び未申請者が一定数いることが確認された。

図表 125 要介護度別入所者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	5 人未 満	5～10 人未満	10～15 人未満	15～20 人未満	20 人以 上	合計
1) 自立 [n=309]	53 17.2%	27 8.7%	25 8.1%	34 11.0%	37 12.0%	133 43.0%	309 100.0%
2) 要支援 1 [n=309]	80 25.9%	163 52.8%	50 16.2%	12 3.9%	1 0.3%	3 1.0%	309 100.0%
3) 要支援 2 [n=309]	85 27.5%	171 55.3%	45 14.6%	8 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	309 100.0%
4) 要介護 1 [n=309]	16 5.2%	68 22.0%	95 30.7%	62 20.1%	35 11.3%	33 10.7%	309 100.0%
5) 要介護 2 [n=309]	14 4.5%	96 31.1%	111 35.9%	56 18.1%	27 8.7%	5 1.6%	309 100.0%
6) 要介護 3 [n=309]	26 8.4%	136 44.0%	112 36.2%	27 8.7%	7 2.3%	1 0.3%	309 100.0%
7) 要介護 4 [n=309]	70 22.7%	156 50.5%	69 22.3%	11 3.6%	3 1.0%	0 0.0%	309 100.0%
8) 要介護 5 [n=309]	138 44.7%	145 46.9%	25 8.1%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	309 100.0%
9) 申請中 [n=309]	271 87.7%	35 11.3%	3 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	309 100.0%
10) 未申請 [n=309]	220 71.2%	14 4.5%	12 3.9%	12 3.9%	16 5.2%	35 11.3%	309 100.0%
11) 合計 [n=309]	0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%	2 0.6%	6 1.9%	299 96.8%	309 100.0%

図表 126 要介護度別入所者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 自立	309	21.1	17.0
2) 要支援 1	309	2.9	2.0
3) 要支援 2	309	2.3	2.0
4) 要介護 1	309	9.8	8.0
5) 要介護 2	309	7.3	6.0
6) 要介護 3	309	4.8	4.0
7) 要介護 4	309	3.3	2.0
8) 要介護 5	309	1.5	1.0
9) 申請中	309	0.2	0.0
10) 未申請	309	5.5	0.0
11) 合計	309	58.6	50.0

認知症高齢者の日常生活自立度別入所者数をみると、「Ⅱ」が最も多く、次いで「自立」、「Ⅰ」であり、「自立」～「Ⅲ」に多く分布がみられた。

図表 127 認知症高齢者の日常生活自立度別入所者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	5 人未 満	5～10 人未満	10～15 人未満	15～20 人未満	20 人以 上	合計
1) 自立[n=229]	34 14.8%	38 16.6%	39 17.0%	27 11.8%	32 14.0%	59 25.8%	229 100.0%
2) Ⅰ[n=229]	37 16.2%	48 21.0%	50 21.8%	49 21.4%	26 11.4%	19 8.3%	229 100.0%
3) Ⅱ[n=229]	18 7.9%	19 8.3%	40 17.5%	42 18.3%	30 13.1%	80 34.9%	229 100.0%
4) Ⅲ[n=229]	32 14.0%	64 27.9%	59 25.8%	40 17.5%	17 7.4%	17 7.4%	229 100.0%
5) Ⅳ[n=229]	100 43.7%	87 38.0%	31 13.5%	7 3.1%	1 0.4%	3 1.3%	229 100.0%
6) M[n=229]	169 73.8%	51 22.3%	8 3.5%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	229 100.0%
7) 不明[n=229]	184 80.3%	12 5.2%	9 3.9%	2 0.9%	3 1.3%	19 8.3%	229 100.0%
8) 合計[n=229]	0 0.0%	0 0.0%	2 0.9%	3 1.3%	4 1.7%	220 96.1%	229 100.0%

図表 128 認知症高齢者の日常生活自立度別入所者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 自立	229	14.5	10.0
2) Ⅰ	229	8.7	8.0
3) Ⅱ	229	16.6	14.0
4) Ⅲ	229	7.6	5.0
5) Ⅳ	229	2.4	1.0
6) M	229	0.8	0.0
7) 不明	229	5.2	0.0
8) 合計	229	55.8	50.0

障害高齢者の日常生活自立度別入所者数をみると、「A1」が最も多く、次いで「A2」、「自立」であり、「自立」～「A2」に多く分布がみられた。

図表 129 障害高齢者の日常生活自立度別入所者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	5 人未 満	5～10 人未満	10～15 人未満	15～20 人未満	20 人以 上	合計
1) 自立[n=219]	85 38.8%	54 24.7%	26 11.9%	12 5.5%	14 6.4%	28 12.8%	219 100.0%
2) J[n=219]	35 16.0%	49 22.4%	58 26.5%	35 16.0%	16 7.3%	26 11.9%	219 100.0%
3) A1[n=219]	25 11.4%	19 8.7%	41 18.7%	39 17.8%	43 19.6%	52 23.7%	219 100.0%
4) A2[n=219]	31 14.2%	47 21.5%	44 20.1%	41 18.7%	22 10.0%	34 15.5%	219 100.0%
5) B1[n=219]	57 26.0%	83 37.9%	57 26.0%	15 6.8%	1 0.5%	6 2.7%	219 100.0%
6) B2[n=219]	76 34.7%	87 39.7%	39 17.8%	11 5.0%	3 1.4%	3 1.4%	219 100.0%
7) C1[n=219]	149 68.0%	60 27.4%	9 4.1%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	219 100.0%
8) C2[n=219]	144 65.8%	66 30.1%	9 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	219 100.0%
9) 不明[n=219]	179 81.7%	11 5.0%	4 1.8%	3 1.4%	1 0.5%	21 9.6%	219 100.0%
10) 合計[n=219]	0 0.0%	0 0.0%	2 0.9%	3 1.4%	6 2.7%	208 95.0%	219 100.0%

図表 130 障害高齢者の日常生活自立度別入所者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1)自立	219	8.5	2.0
2) J	219	8.4	7.0
3) A1	219	13.5	12.0
4) A2	219	10.4	8.0
5) B1	219	4.2	3.0
6) B2	219	3.2	2.0
7) C1	219	0.7	0.0
8) C2	219	0.9	0.0
9) 不明	219	5.8	0.0
10) 合計	219	55.7	50.0

(7) 問 17 入所者の心身機能・生活上の課題等

心身機能・生活上の課題等を持つ入所者数の結果は以下の通り。

「通院や外出時の付き添いが必要」が最も多く、次いで「医療的ケア（痰吸引、経管栄養、服薬管理等が必要）」、「入浴介助が必要（一部介助を含む）」であった。

図表 131 心身機能・生活上の課題等を持つ入所者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	5 人未 満	5～10 人未 満	10～ 15 人 未満	15～ 20 人 未満	20～ 25 人 未満	25～ 30 人 未満	30～ 35 人 未満	35～ 40 人 未満	40 人 以上	合計
1) 自立歩行が困難（一部介助を含む）[n=264]	18 6.8%	35 13.3%	33 12.5%	43 16.3%	35 13.3%	32 12.1%	20 7.6%	27 10.2%	6 2.3%	15 5.7%	264 100.0%
2) 食事介助が必要（一部介助を含む）[n=260]	53 20.4%	100 38.5%	56 21.5%	19 7.3%	8 3.1%	12 4.6%	2 0.8%	3 1.2%	1 0.4%	6 2.3%	260 100.0%
3) 入浴介助が必要（一部介助を含む）[n=265]	1 0.4%	8 3.0%	8 3.0%	23 8.7%	27 10.2%	30 11.3%	30 11.3%	35 13.2%	29 10.9%	74 27.9%	265 100.0%
4) 知的障害 [n=256]	17 6.6%	160 62.5%	63 24.6%	10 3.9%	2 0.8%	2 0.8%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	256 100.0%
5) 精神障害（発達 障害を含む） [n=257]	11 4.3%	81 31.5%	65 25.3%	39 15.2%	24 9.3%	14 5.4%	4 1.6%	5 1.9%	4 1.6%	10 3.9%	257 100.0%
6) 視覚・聴覚障害 [n=256]	22 8.6%	152 59.4%	42 16.4%	8 3.1%	7 2.7%	2 0.8%	4 1.6%	2 0.8%	1 0.4%	16 6.3%	256 100.0%
7) 難治性疾患・難 病[n=226]	118 52.2%	99 43.8%	3 1.3%	1 0.4%	3 1.3%	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	226 100.0%
8) 家族等からの虐 待[n=243]	40 16.5%	122 50.2%	51 21.0%	13 5.3%	7 2.9%	6 2.5%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.2%	243 100.0%
9) 矯正施設対処 後の住居確保困難 [n=221]	154 69.7%	53 24.0%	4 1.8%	1 0.5%	0 0.0%	2 0.9%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	5 2.3%	221 100.0%
10) 医療的ケア（痰 吸引、経管栄養、 服薬管理等が必要） [n=238]	45 18.9%	20 8.4%	8 3.4%	2 0.8%	5 2.1%	15 6.3%	5 2.1%	18 7.6%	16 6.7%	104 43.7%	238 100.0%
11) 人間関係の構 築に課題、集団生 活が困難[n=238]	53 22.3%	72 30.3%	41 17.2%	26 10.9%	12 5.0%	8 3.4%	3 1.3%	5 2.1%	4 1.7%	14 5.9%	238 100.0%
12) 通院や外出時 の付き添いが必要 [n=257]	1 0.4%	1 0.4%	7 2.7%	16 6.2%	12 4.7%	17 6.6%	7 2.7%	22 8.6%	17 6.6%	157 61.1%	257 100.0%
13) 夜間の見守り が必要[n=244]	41 16.8%	33 13.5%	38 15.6%	29 11.9%	10 4.1%	12 4.9%	9 3.7%	11 4.5%	10 4.1%	51 20.9%	244 100.0%
14) その他の生活 課題[n=206]	93 45.1%	31 15.0%	24 11.7%	10 4.9%	7 3.4%	3 1.5%	4 1.9%	7 3.4%	2 1.0%	25 12.1%	206 100.0%

図表 132 心身機能・生活上の課題等を持つ入所者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 自立歩行が困難(一部介助を含む)	264	17.1	15.0
2) 食事介助が必要(一部介助を含む)	260	6.8	3.0
3) 入浴介助が必要(一部介助を含む)	265	32.4	30.0
4) 知的障害	256	3.9	3.0
5) 精神障害(発達障害を含む)	257	10.6	7.0
6) 視覚・聴覚障害	256	7.4	3.0
7) 難治性疾患・難病	226	1.3	0.0
8) 家族等からの虐待	243	4.8	2.0
9) 矯正施設対処後の住居確保困難	221	2.3	0.0
10) 医療的ケア(痰吸引、経管栄養、服薬管理等が必要)	238	34.1	35.0
11) 人間関係の構築に課題、集団生活が困難	238	10.2	4.0
12) 通院や外出時の付き添いが必要	257	44.8	44.0
13) 夜間の見守りが必要	244	21.1	10.0
14) その他の生活課題	206	12.1	2.0

(8) 問 18 障害者手帳の所持者数

障害者手帳の所持者数の結果は、以下の通り。

「身体障害者手帳」の所持者が最も多く、次いで「精神保健福祉手帳」、「療育手帳」であった。

図表 133 障害者手帳の所持者数 [単位：人]

	調査数	平均
1) 身体障害者手帳	280	11.8
2) 療育手帳	270	2.5
3) 精神保健福祉手帳	266	4.5

(9) 問 19 先天性・中途視覚・聴覚障害者数

先天性・中途視覚・聴覚障害者数の結果は、以下の通りであった。視覚障害、聴覚障害ともに中途障害者が先天性障害者に比べ割合が高く、65 歳以降に障害認定を受ける方が一定数いることが確認された。

図表 134 先天性・中途視覚・聴覚障害者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	5 人未満	5～10 人未満	10～15 人未満	15～20 人未満	20 人以上	合計
1) 先天性視覚障害者[n=209]	170 81.3%	24 11.5%	12 5.7%	1 0.5%	1 0.5%	1 0.5%	209 100.0%
2) 中途視覚障害者[n=223]	97 43.5%	103 46.2%	4 1.8%	2 0.9%	0 0.0%	17 7.6%	223 100.0%
3) 2)のうち、65 歳以降に障害認定を受けた方[n=211]	147 69.7%	56 26.5%	3 1.4%	1 0.5%	1 0.5%	3 1.4%	211 100.0%
4) 先天性聴覚障害者[n=208]	150 72.1%	56 26.9%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	208 100.0%
5) 中途聴覚障害者[n=230]	90 39.1%	121 52.6%	17 7.4%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.4%	230 100.0%
6) 5)のうち、65 歳以降に障害認定を受けた方[n=218]	141 64.7%	71 32.6%	5 2.3%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	218 100.0%

図表 135 先天性・中途視覚・聴覚障害者数 [単位：人]

	調査数	平均
1) 先天性視覚障害者	209	0.9
2) 中途視覚障害者	223	4.0
3) 2)のうち、65 歳以降に障害認定を受けた方	211	0.9
4) 先天性聴覚障害者	208	0.4
5) 中途聴覚障害者	230	1.7
6) 5)のうち、65 歳以降に障害認定を受けた方	218	0.8

■ 施設の経営等の状況

(10) 問 6-7. 施設のサービス活動収益等

施設のサービス活動収益等の結果は以下の通り。

図表 136 施設のサービス活動収益等

[単位:千円/年]	調査数	平均	中央値
施設のサービス活動収益	339	166,356	154,253
施設のサービス活動増減差額	340	6,523	3,074
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率 [単位:%]	339	4.6	2.0

(11) 問 8-12. 人件費、給食費、水道光熱費、燃料費、本人支給金

人件費、給食費、水道光熱費、燃料費、本人支給金の結果は以下の通り。

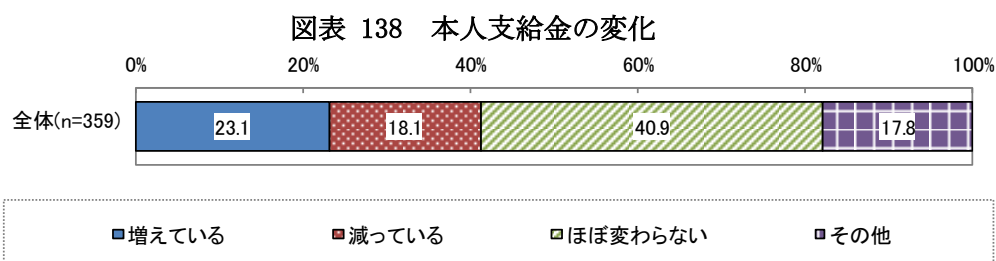
図表 137 人件費、給食費、水道光熱費、燃料費、本人支給金

[単位:千円/年]	調査数	平均	中央値
人件費	340	100,722	89,418
内、支援員分の人件費	195	31,241	25,471
内、介護職員分の人件費	72	38,397	31,793
職員 1 人当たり人件費	328	5,849	4,850
支援員 1 人当たり人件費	185	4,424	4,045
介護職員 1 人当たり人件費	62	5,295	3,974
給食費（給食業務の委託費を含む）	339	22,797	17,000
給食業務の委託費	113	17,932	14,903
給食業務委託費に材料費も含めている場合の材料費	37	15,954	14,394
1 人 1 月当たり食費 [単位:千円/月]	227	177	64
事業費における水道光熱費	340	9,835	7,974
1 人 1 月当たり水道光熱費 [単位:千円/月]	227	88	27
事業費における燃料費	237	2,081	1,234
本人支給金	333	2,660	1,171

※人件費は社会保険料等を含む

(12) 問 12-1. 平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以前と比べて本人支給金の変化

全体では、「ほぼ変わらない」が 40.9%と最も高く、次いで「増えている」が 23.1%、「減っている」が 18.1%であった。



(13) 問 12-1. 本人支給金の平成 17 年度（2005 年度）一般財源化以前と比べての変化について

※主な回答は以下の通り。

- ・ 平成 20 年に改正されているが、金額の変更の有無については詳細不明。
- ・ 平成 18 年度に経営移管されているため、平成 17 年度以前との比較が不可。
- ・ 扶助費額は減っているが、入院患者日用品費は増えている。
- ・ 平成 17 年度から指定管理を受けたので比較対象がない。
- ・ 指定管理を受けたのが平成 22 年からなのでそれ以前のことは分からない。
- ・ 本人の収入状況を鑑み必要に応じ支給しているため一概に言えない。
- ・ 支給金はありません。
- ・ 指定管理にて運営しており、本人への支給は自治体で行っており施設では把握していない。
- ・ 該当者 1 名のみ。（平成 30 年より支給）
- ・ 平成 26 年度から当法人が指定管理となったため、それ以前のものについては不明。
- ・ 平成 26 年度から指定管理業務受託のため分からない。
- ・ 平成 25 年度より指定管理受託の法人のため。
- ・ 指定管理による運営のため実態がわからない。
- ・ 平成 21 年度からの運営である為、それ以前は市直営であった為分からない。
- ・ 特定施設なので、介護サービス負担金加算分が増えている。
- ・ 16 年度以前の資料が無いが、18 年度と現在を比較すると約千円上がっている。
- ・ 平成 24 年に民間移管され事業を開始した為、平成 17 年度以前との比較は出来ない。
- ・ 園独自で、金額を決めて無年金者へ渡している。

(14) 問 13. 被措置者からの徴収額に関する、対象収入階層区分別人数

令和 3 年 11 月 1 日現在の対象収入層区分人数の結果は以下の通り。

全体では、「500,001 円～1,000,000 円以下」が 42.3%と最も高く、次いで「1,000,001 ～1,500,000 円以下」、「270,000 円以下」であった。

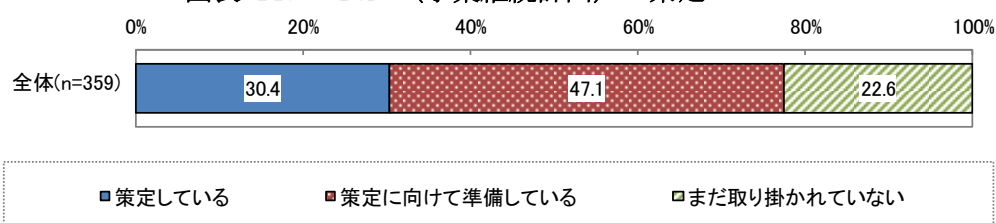
図表 139 被措置者からの徴収額に関する、対象収入階層区分別人数

	調査数	総数(人)	割合(%)
全体	302	17,696	100.0
270,000 円以下	302	2,975	16.8
270,001 円～500,000 円以下	302	2,676	15.1
500,001 円～1,000,000 円以下	302	7,481	42.3
1,000,001 ～1,500,000 円以下	302	3,594	20.3
1,500,001 円以上	302	970	5.5

(15) 問 14. BCP（事業継続計画）の策定

全体では、「策定に向けて準備している」が 47.1%と最も高く、次いで「策定している」が 30.4%、「まだ取り掛かれていない」が 22.6%であった。

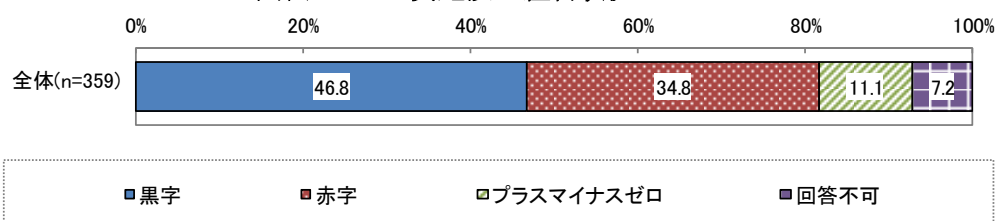
図表 140 BCP（事業継続計画）の策定



(16) 問 20. 貴施設の経営状況

全体では、「黒字」が 46.8%と最も高く、次いで「赤字」が 34.8%、「プラスマイナスゼロ」が 11.1%、「回答不可」が 7.2%であった。

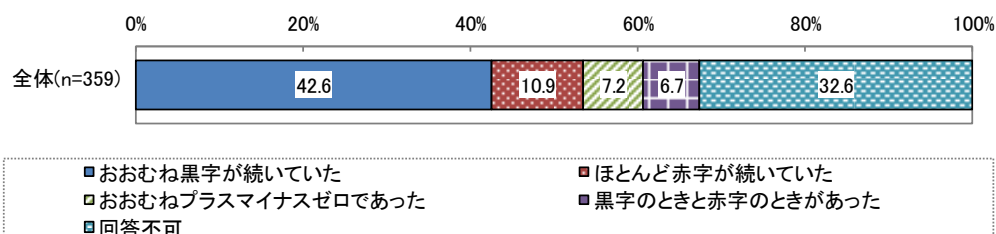
図表 141 貴施設の経営状況



(17) 問 20-1. 平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以前の経営状況

全体では、「おおむね黒字が続いていた」が 42.6%と最も高く、次いで「ほとんど赤字が続いていた」が 10.9%、「おおむねプラスマイナスゼロであった」が 7.2%であった。

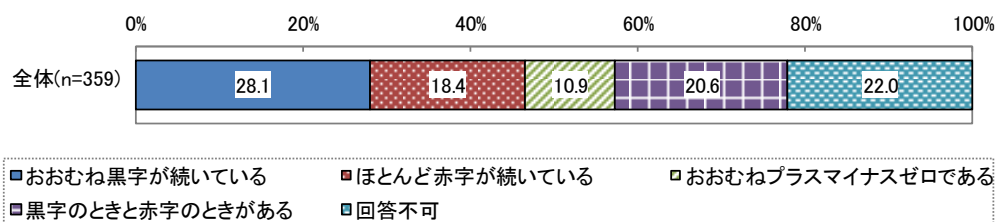
図表 142 平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以前の経営状況



(18) 問 20-2. 平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以降の経営状況

全体では、「おおむね黒字が続いている」が 28.1%と最も高く、次いで「黒字のときと赤字のときがある」が 20.6%、「ほとんど赤字が続いている」が 18.4%であった。

図表 143 平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以降の経営状況

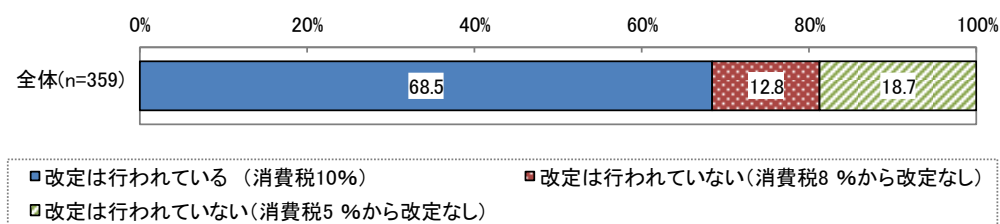


■ 施設の措置等の状況

(19) 問 21. 貴施設の所在市町村における、消費税改定による措置費の改定

全体では、「改定は行われている（消費税 10%）」が 68.5%と最も高く、次いで「改定は行われていない（消費税 5 %から改定なし）」が 18.7%、「改定は行われていない（消費税 8 %から改定なし）」が 12.8%であった。

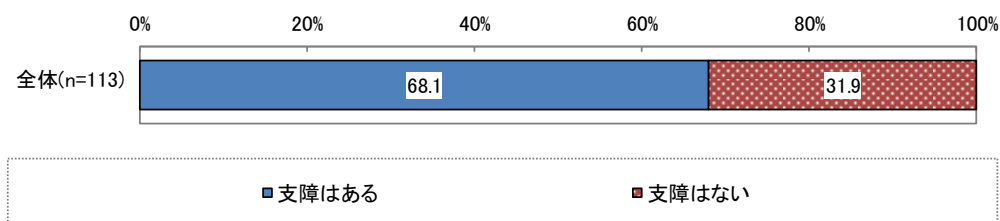
図表 144 貴施設の所在市町村における、消費税改定による措置費の改定



(20) 問 21-1. 【問 21 で「改定は行われていない」と回答した方】改定されないことによる支障の有無

全体では、「支障はある」が 68.1%、「支障はない」が 31.9%であった。

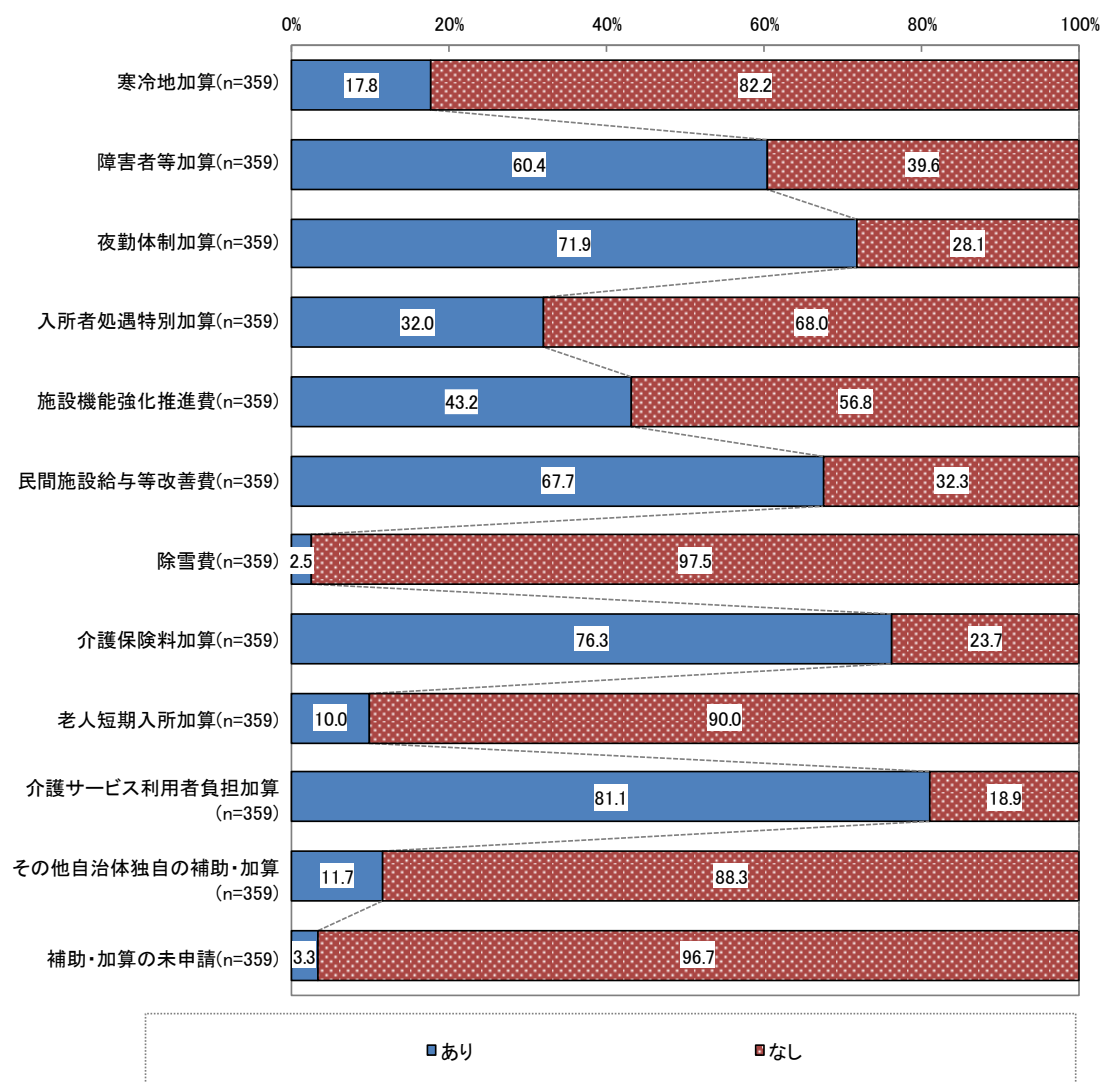
図表 145 改定されないことによる支障の有無



(21) 問 22. 市町村からの措置費等の支給実績の有無

全体では、「介護サービス利用者負担加算」が 81.1%と支給実績のある加算の中で最も高かった。

図表 146 市町村からの措置費等の支給実績の有無



〈施設の経営状況別〉

〈問 20. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設・プラスマイナスゼロの施設では、「なし」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 147 (問 22. 3) 夜勤体制加算-支給実績の有無 [単位：％]

	調査数	あり	なし
全体	359	71.9	28.1
黒字	168	79.8	20.2
赤字	125	72.8	27.2
プラスマイナスゼロ	40	60.0	40.0
回答不可	26	34.6	65.4

〈施設の経営状況別〉

〈問 20. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設・プラスマイナスゼロの施設では、「なし」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 148 (問 22. 5) 施設機能強化推進費-支給実績の有無 [単位：％]

	調査数	あり	なし
全体	359	43.2	56.8
黒字	168	48.2	51.8
赤字	125	43.2	56.8
プラスマイナスゼロ	40	42.5	57.5
回答不可	26	11.5	88.5

〈施設の経営状況別〉

〈問 20. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設・プラスマイナスゼロの施設では、「なし」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 149 (問 22. 6) 民間施設給与等改善費-支給実績の有無 [単位：％]

	調査数	あり	なし
全体	359	67.7	32.3
黒字	168	78.0	22.0
赤字	125	63.2	36.8
プラスマイナスゼロ	40	65.0	35.0
回答不可	26	26.9	73.1

(22) 【問 22. 11) その他自治体独自の補助・加算で、「1. あり」と回答した方】
支給実績のある主なもの

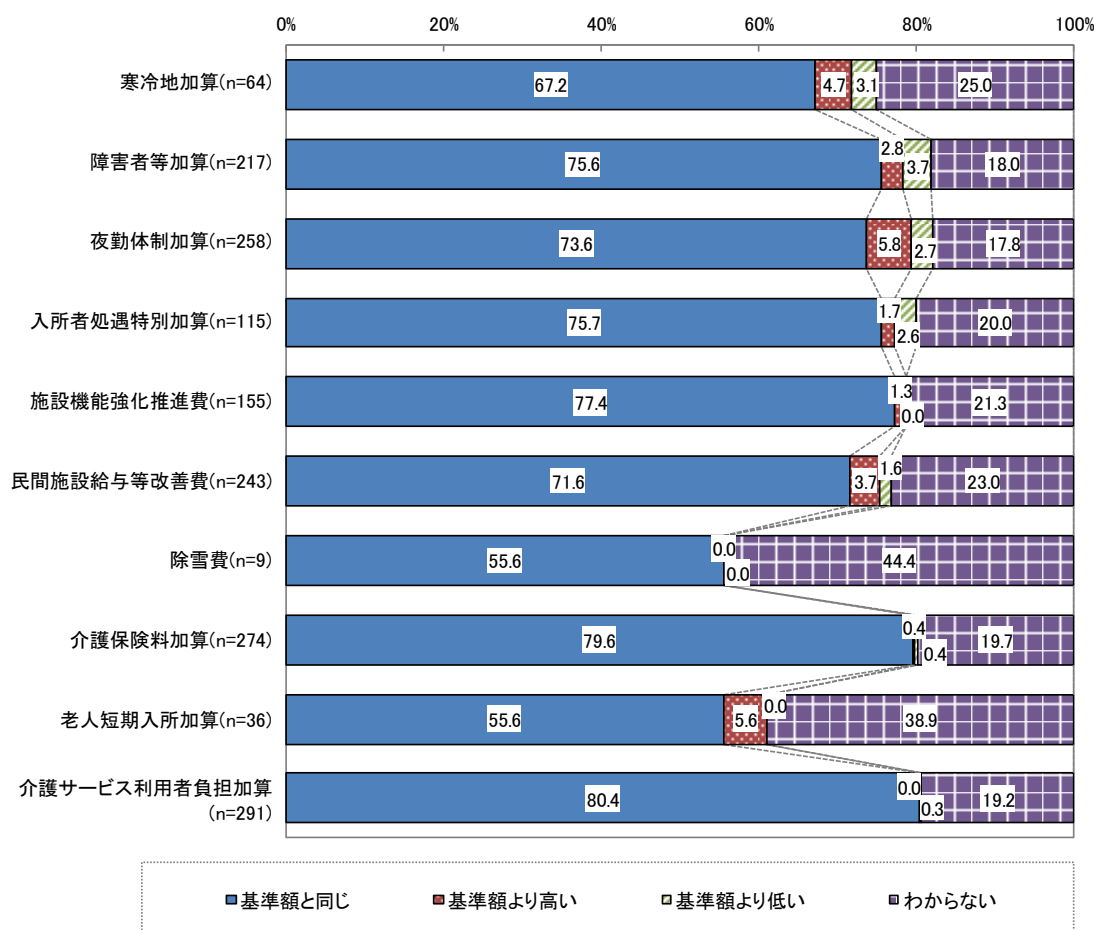
※主な回答は以下の通り

- ・
- ・ 自治体直営であるため、要介護高齢者を受け入れるための人件費負担。
- ・ 一般生活費の冬期加算(10月～4月)*2ヶ月分増額。
- ・ 病弱者加算。
- ・ 特別介護加算。
- ・ 冬期加算。
- ・ 介護サービス利用者負担加算。
- ・ 職員設置補助金。
- ・ 入院日用品費加算。
- ・ 葬祭費。
- ・ サービス推進費。
- ・ 職員処遇改善費。
- ・ 老院福祉施設育成費助成金。
- ・ 養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算。
- ・ 相模原市高齢者福祉施設サービス水準向上補助金。
- ・ 施設運営費。
- ・ 被服扶助。
- ・ 施設従事職員育成費。被服費加算。
- ・ 無収入者日用品費加算。
- ・ 障害者加算。
- ・ 県から民間給与改善費相当の補助。
- ・ 定員未充足分の加算。
- ・ 令和元年度から事務費を定員分まで補助。
- ・ 養護老人ホーム運営費補助金。
- ・
- ・ 少額（無）年金受給者扶助。
- ・ 民間社会福祉施設職員加配助成金。
- ・ 指定管理料。
- ・ 無年金者への日用品費支給。
- ・ 病弱者加算。
- ・ スプリンクラー設置加算。
- ・ 夜勤体制加算期末加算。
- ・ 生活費冬期加算

(23) 問 22-1. 【問 22 の各項目で「あり」と回答】市町村の措置費と国の基準額の比較

全体では、「基準額と同じ」が約 60～80%と最も高い割合であった。

図表 150 【問 22 の各項目で「あり」と回答】市町村の措置費と国の基準額の比較



■ 施設の状況（入所者の利用状況等）

(24) 問 23 直近 3 年の施設全体の年間延べ入所者数

直近 3 年の施設全体の年間延べ入所者数をみると、概ね横ばいで推移していた。

図表 151 直近 3 年の施設全体の年間延べ入所者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 平成 30 年度	348	4890.2	666.0
2) 令和元年度	350	4913.9	661.5
3) 令和 2 年度(再掲)	354	4893.6	650.0

(25) 問 24 直近 3 年の契約入所の年間延べ入所者数

直近 3 年の契約入所の年間延べ入所者数をみると、令和 2 年度には平均が約 3 倍と増加がみられた。

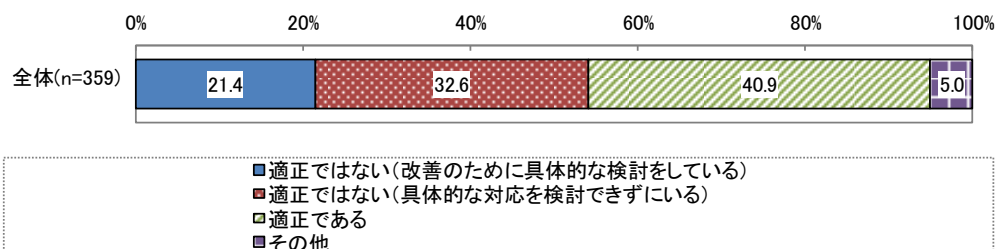
図表 152 直近 3 年の契約入所の年間延べ入所者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 平成 30 年度	344	3.5	0.0
2) 令和元年度	344	3.4	0.0
3) 令和 2 年度	344	10.0	0.0

(26) 問 25. 現在の施設全体の利用率の状況

全体では、「適正である」が 40.9%と最も高く、次いで「適正ではない（具体的な対応を検討できずにいる）」が 32.6%、「適正ではない(改善のために具体的な検討をしている)」が 21.4%であった。

図表 153 現在の施設全体の利用率の状況



＜問 20. 貴施設の経営状況＞別にみると、黒字施設では、「適正である」との回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 154 現在の施設全体の利用率の状況 [単位：％]

	調査数	適正ではない（改善のために具体的な検討をしている）	適正ではない（具体的な対応を検討できずにいる）	適正である	その他
全体	359	21.4	32.6	40.9	5.0
黒字	168	16.7	26.8	50.6	6.0
赤字	125	23.2	41.6	32.0	3.2
プラスマイナスゼロ	40	32.5	22.5	40.0	5.0
回答不可	26	26.9	42.3	23.1	7.7

(27) 問 26 直近 3 年の待機者数

直近 3 年の年度末時点での待機者数と令和 3 年 11 月 1 時点の待機者数の結果は以下の通り。待機者数は、全体としては年々減少傾向であり、直近 3 年間で待機者数は 0 と回答した施設は 171 か所と、約半数の施設は待機者がいなかった。また、全体では減少傾向の中、一部の施設では待機者数が増加しているところもみられた。

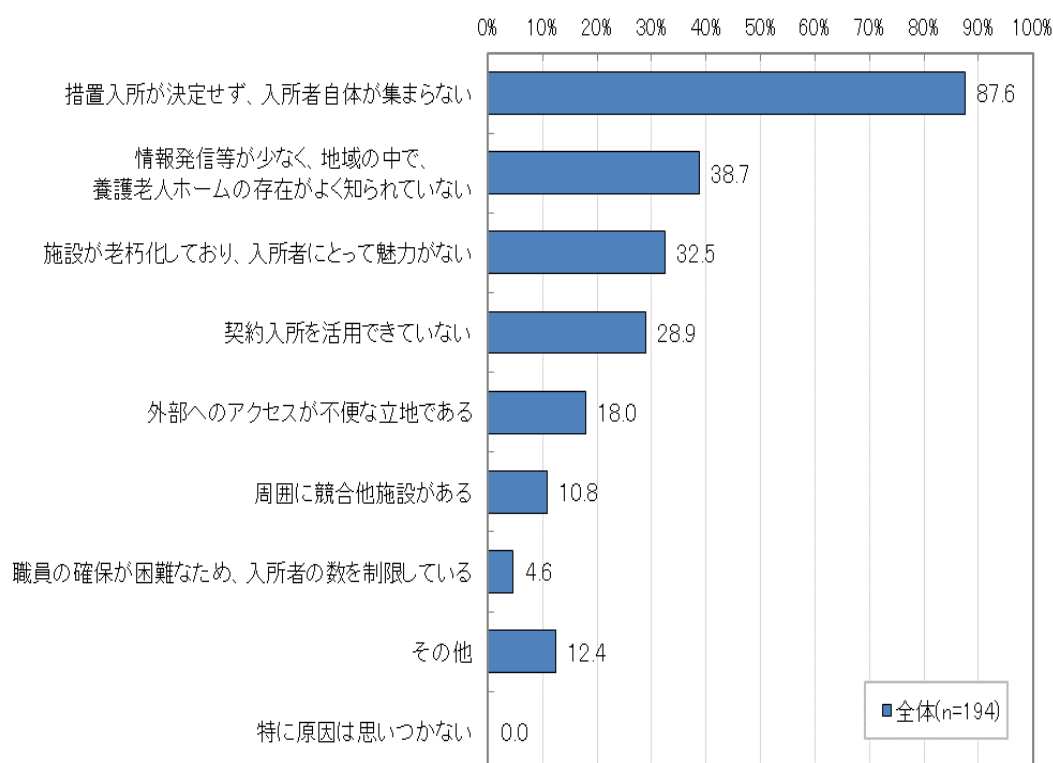
図表 155 直近 3 年の待機者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値	最大値	最小値
1)平成 30 年度(平成 31 年 3 月時点)	288	4.2	0.0	200.0	0.0
2)令和元年度(令和 2 年 3 月時点)	291	4.2	0.0	200.0	0.0
3)令和 2 年度(令和 3 年 3 月時点)	293	4.0	0.0	200.0	0.0
4)令和 3 年度(令和 3 年 11 月 1 日時点)	294	3.6	0.0	200.0	0.0

(28) 問 27. 【問 25 で「適正ではない」と回答した方】利用率が上がらない原因

全体では、「措置入所が決定せず、入所者自体が集まらない」が 87.6%と最も高く、次いで「情報発信等が少なく、地域の中で、養護老人ホームの存在がよく知られていない」が 38.7%、「施設が老朽化しており、入所者にとって魅力がない」が 32.5%、「契約入所を活用できていない」が 28.9%であった。

図表 156 利用率が上がらない原因



<施設の経営状況別>

<問 20. 貴施設の経営状況>別にみると、赤字施設では、「措置入所が決定せず、入所者自体が集まらない」「施設が老朽化しており、入所者にとって魅力がない」との回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 157 利用率が上がらない原因 [単位：%]

	調査数	措置入所 が決定せ ず、入所 者自体が 集まらな い	職員の確 保が困難 なため、 入所者の 数を制限 している	周囲に競 合他施設 がある	施設が老 朽化して おり、入 所者に とって魅 力がない	情報発信 等が少な く、地域 の中で、 養護老人 ホームの 存在がよく 知られて いない	契約入所 を活用で きていな い	外部への アクセス が不便な 立地であ る	その他	特に原因 は思いつ かない
全体	194	87.6	4.6	10.8	32.5	38.7	28.9	18.0	12.4	0.0
黒字	73	84.9	4.1	6.8	30.1	46.6	28.8	19.2	9.6	0.0
赤字	81	92.6	3.7	13.6	35.8	34.6	32.1	16.0	14.8	0.0
プラスマイナスゼロ	22	86.4	4.5	13.6	27.3	18.2	22.7	27.3	13.6	0.0
回答不可	18	77.8	11.1	11.1	33.3	50.0	22.2	11.1	11.1	0.0

(29) 問 27 【問 25. で「適正ではない」と回答した方】利用率が上がらない原因
-その他

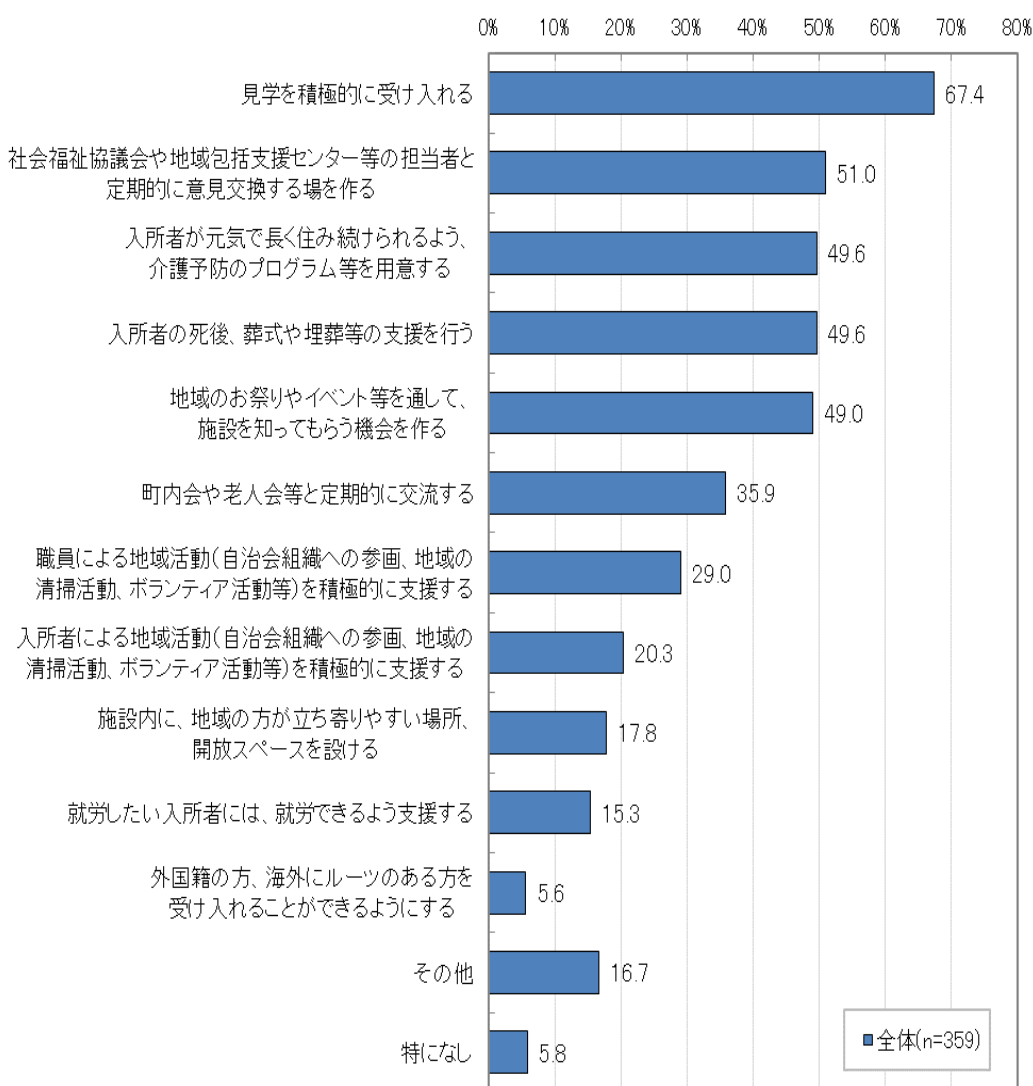
※主な回答は以下の通り

- ・ 養護施設に入所希望者の申し込みがない。
- ・ 入所判定会を待つ間に他施設に入所してしまう。
- ・ 契約入所から措置入所につながらない。(措置該当と思われるケースでも市町村が措置を認めない)
- ・ 行政側が措置を理解していない。また、社会情勢の変化に伴い措置（公費事業）の必要性が問われている。
- ・ 個室でないため、入所者にとって魅力がない。
- ・ 行政の方針が老人福祉に対してどのような考えなのか不透明と感じている。
- ・ 待機者が居ても、町村の予算がなく措置が出来ない。
- ・ 契約入所制度が未実施のため。
- ・ 地方の自治体措置依頼は生まれず。ほぼあきらめている。名古屋の各区へ宣伝で回っている。
- ・ 入所希望時において、身体機能的に特養ケース。資産があり経済的に措置されないケース。
- ・ 養護老人ホームの知名度がまだ低い。高齢者の多様性に合った多様な取り組みがまだ展開されていないこと。
- ・ 市内に養護老人ホーム 3 施設あり、3 年間市より入所はない。
- ・ 市町の担当職員の仕事量や異動が多く、ケアマネや地域と連携がうまくいっていないようで、なかなか入所まで話がまとまらない。
- ・ 初期治療は嘱託医へ繋がるが、救急対応必要な場合には、繋がる医療機関が島外機関となるため早期対応が望めない。
- ・ 入所希望者が減少している。
- ・ 入所依頼があっても、養護での受け入れが難しい方が多い。
- ・ 介護保険サービスが優遇される。
- ・ 入所待機者はおらず、空所ベッドがいつ埋まるか見通しがつかない。
- ・ 要介護状態とか課税世帯などで入所申し込みを制限している市町村がある。
- ・ 階段・スロープしかなく、2 階への入所者受入れができないこともある。
- ・ 利用率は契約入所を導入したことで措置に転じたケースに繋がったり、問い合わせは多くなった。ただし、退所（死亡）される方と入所される方が同数なことが多いため利用率に変化がないことが多い。
- ・ 市町村担当課の理解不足。措置控え。

(30) 問 28. 入所希望者を増やすために検討される取組

全体では、「見学を積極的に受け入れる」が 67.4%と最も高く、次いで「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る」が 51.0%、「入所者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」、「入所者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う」が 49.6%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらふ機会を作る」が 49.0%であった。

図表 158 入所希望者を増やすために検討される取組



(31) 問 28. 入所希望者を増やすために検討される取組-その他

※主な回答は以下の通り。

- ・ 近隣町村に入所者状況、事業実績書、広報誌等を郵送し、施設を知ってもらう。
- ・ 老朽化施設建替え。(個室化)
- ・ 入所を希望する方の申請を担当部署が受け付けるよう働きかけを行う。
- ・ 措置費の一般財源化の見直し。自治体が措置を正しく理解する。
- ・ 自治体や地域包括支援センターを訪問して施設の紹介を行う。
- ・ 各市町村の措置担当の方を敬老会等に招き施設の良さを直接知ってもらう。
- ・ 市町村へ空室状況を伝える、挨拶回りをする。
- ・ 各区に他の養護で受け入れ困難な方を受け入れるべく積極的にアプローチ。
- ・ 自治体や病院等に広報誌を送り、施設を知って頂く。
- ・ 生活環境の整備。(トイレの増設や居室のベッド化など)
- ・ 緊急的な入所の必要性がある対象者に対して受け入れを行える体制の構築。
- ・ 措置市町村や地域包括支援センター等の担当者に対して当施設の紹介。
- ・ 個室化に向けて、改築を検討している。体験入所を積極的に受け入れている。
- ・ コロナ禍において、利用者満足度調査、希望献立、テイクアウト。
- ・ 今後、数年の間に施設のありかたについて検討委員会を開催予定。
- ・ ショートステイのサービスをより安く、一定期間無料に近いプランを作っている。
- ・ 個室化、バリアフリー化などの環境整備の検討。
- ・ 生活課題を抱えた高齢者を受け入れるだけでなく、より良い支援をするための職員のスキルの向上。
- ・ 歯科医・契約入所の導入、近隣市町へのアピール。
- ・ 入所相談頂いた場合、断らず受け入れをおこなっています。
- ・ 近隣県を含めた措置権者に定期的に情報提供する。
- ・ 外出、病院受診など、無料で送迎している。
- ・ 入所者が元気で長く住み続けられるよう外部講師による活動、職員によるレクや様々な季節行事等。
- ・ 近郊の他市町村へのあいさつまわり。
- ・ 広報紙をグループのホームページに掲載したり、関係団体等に郵送したりする。
- ・ 意思表示が可能な時期にエンディングノートなど活用して安心して最期を迎えられる支援ができること。
- ・ 行政や社会福祉協議会と協力で地域での買い物支援等。
- ・ サロン、デイサービス等の利用。
- ・ 趣味や買い物等、日常の生活に張り合いが持てるような活動を取り入れる。

(32) 問 29 貴施設の職員の保有資格別人数

職員の保有資格について現在の人数の結果は以下の通り。

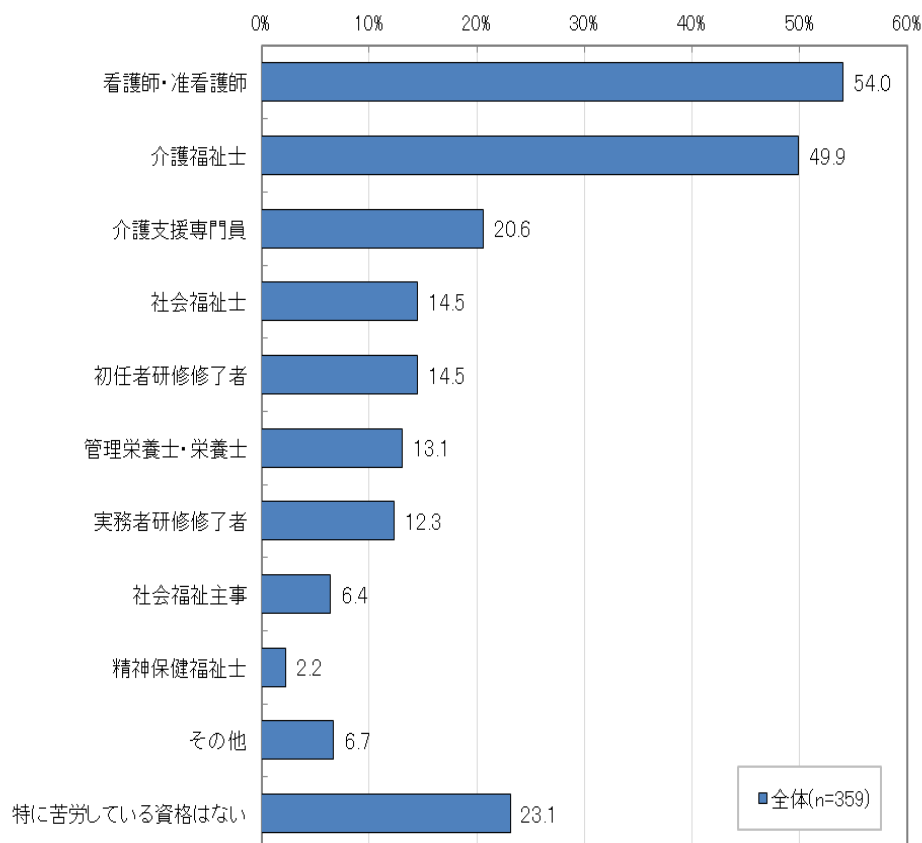
図表 159 貴施設の職員の保有資格別人数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 介護福祉士	323	9.2	8.0
2) 介護支援専門員	303	2.5	2.0
3) 社会福祉士	281	1.3	1.0
4) 精神保健福祉士	251	0.2	0.0
5) 看護師・准看護師	323	2.5	2.0
6) 管理栄養士・栄養士	320	1.3	1.0
7) 社会福祉主事	305	3.3	3.0
8) 初任者研修修了者	270	3.5	2.0
9) 実務者研修修了者	246	1.2	1.0
10) その他	205	1.8	0.0

(33) 問 29-1. 貴施設の職員の採用で苦勞している資格

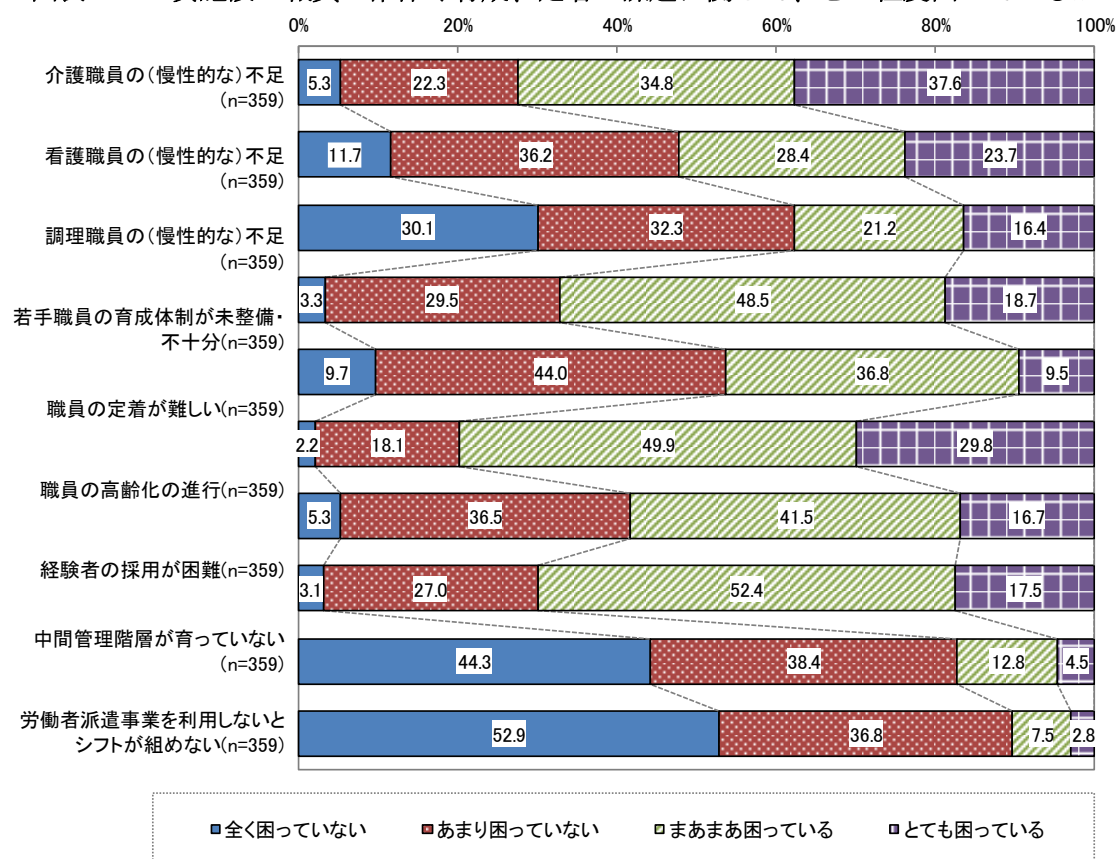
全体では、「看護師・准看護師」が 54.0%と最も高く、次いで「介護福祉士」が 49.9%、「介護支援専門員」が 20.6%であった。また「特に苦勞している資格はない」が 23.1%であった。

図表 160 貴施設の職員の採用で苦勞している資格



(34) 問 30. 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して、どの程度困っているか
 全体では、「職員の定着が難しい」で困っている割合が最も高い一方、「労働者派遣事業を利用しないとシフトが組めない」と「中間管理階層が育っていない」は困っていない割合が高かった

図表 161 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して、どの程度困っているか



＜施設の経営状況別＞

＜問 20. 貴施設の経営状況＞別にみると、赤字施設では介護職員の（慢性的な）不足について「まあまあ困っている」「とても困っている」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 162 (問 30. 1) どの程度困っているか-介護職員の（慢性的な）不足 [単位：％]

	調査数	全く困っていない	あまり困っていない	まあまあ困っている	とても困っている
全体	359	5.3	22.3	34.8	37.6
黒字	168	4.8	26.2	33.3	35.7
赤字	125	6.4	15.2	40.8	37.6
プラスマイナスゼロ	40	5.0	22.5	35.0	37.5
回答不可	26	3.8	30.8	15.4	50.0

〈施設の経営状況別〉

〈問 20. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設では中間管理階層が育っていないことについて「まあまあ困っている」「とても困っている」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 163 (問 30.8) どの程度困っているか—中間管理階層が育っていない [単位：％]

	調査数	全く困っていない	あまり困っていない	まあまあ困っている	とても困っている
全体	359	3.1	27.0	52.4	17.5
黒字	168	3.0	34.5	47.6	14.9
赤字	125	1.6	21.6	54.4	22.4
プラスマイナスゼロ	40	2.5	12.5	70.0	15.0
回答不可	26	11.5	26.9	46.2	15.4

(35) 問 31 直近 3 年間の職員の離職率

直近 3 年間の職員の離職率の結果は、以下の通りであった。

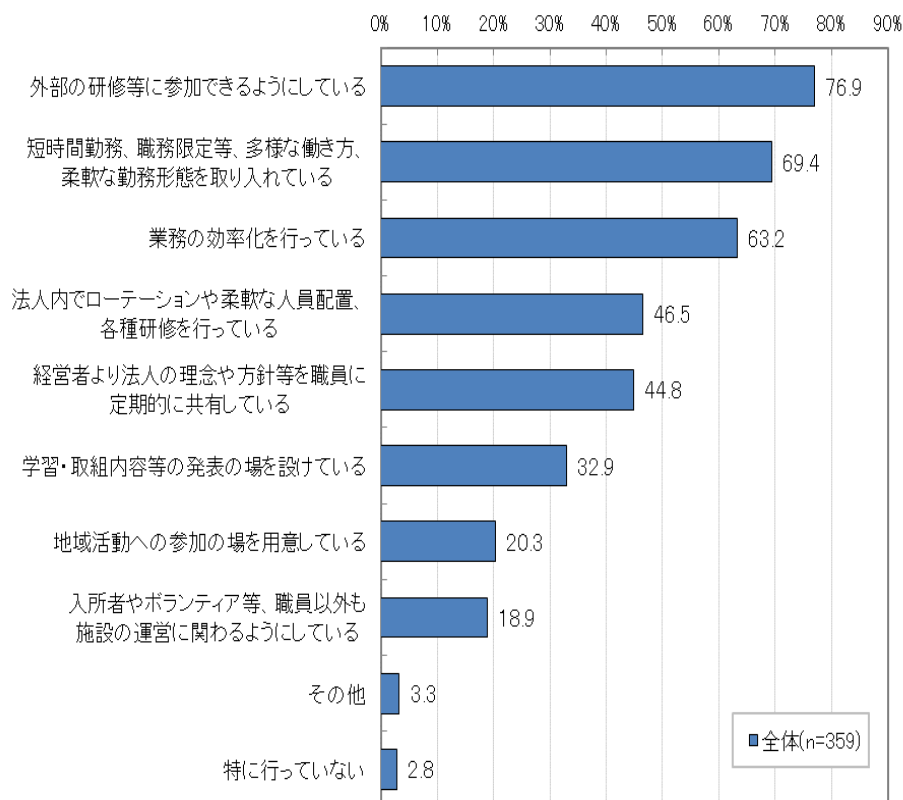
図表 164 直近 3 年間の職員の離職率 [単位：％]

	調査数	平均	中央値
1) 平成 30 年度	267	8.4	7.0
2) 令和元年度	271	8.3	7.1
3) 令和 2 年度	272	8.5	7.7

(36) 問 32. 職員の育成、定着のために行っている取組

全体では、「外部の研修等に参加できるようにしている」が 76.9%と最も高く、次いで「短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている」が 69.4%、「業務の効率化を行っている」が 63.2%であった。

図表 165 職員の育成、定着のためにやっている取組



＜施設の経営状況別＞

＜問 20. 貴施設の経営状況＞別にみると、黒字施設では特に、「経営者より法人の理念や方針等を職員に定期的に共有している」「短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている」「入所者やボランティア等、職員以外も施設の運営に関わるようにしている」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 166 職員の育成、定着のためにやっている取組 [単位: %]

	調査数	短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている	業務の効率化を行っている	法人内でローテーションや柔軟な人員配置、各種研修を行っている	外部の研修等に参加できるようにしている	経営者より法人の理念や方針等を職員に定期的に共有している	学習・取組内容等の発表の場を設けている	地域活動への参加の場を用意している	入所者やボランティア等、職員以外も施設の運営に関わるようにしている	その他	特に行っていない
全体	359	69.4	63.2	46.5	76.9	44.8	32.9	20.3	18.9	3.3	2.8
黒字	168	75.6	62.5	46.4	80.4	50.0	35.1	20.2	21.4	4.2	1.2
赤字	125	66.4	64.0	52.0	76.0	41.6	32.8	16.8	16.8	1.6	2.4
プラスマイナスゼロ	40	67.5	65.0	42.5	82.5	45.0	32.5	32.5	10.0	5.0	2.5
回答不可	26	46.2	61.5	26.9	50.0	26.9	19.2	19.2	26.9	3.8	15.4

(37) 問 32. 職員の育成、定着のために行っている取組-その他

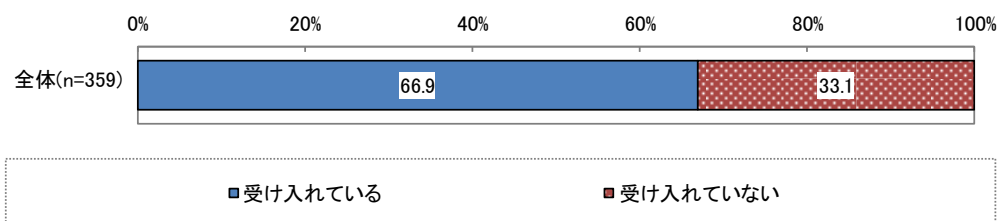
※主な回答は以下の通り。

- ・ 新規採用職員研修制度を行っている。
- ・ 新人には教育担当を決めて育成。
- ・ 支援・相談員の全職員が正規非正規にかかわらず、全員同じ交代勤務についている。
年休も取りやすい。働きやすい環境の提供をしている。給与も考えている。
- ・ 待遇および福利厚生の充実。
- ・ 理事長への自己申告書 常務理事面談 満足度調査 。
- ・ e-ラーニング研修を取り入れている。
- ・ 福利厚生面の充実に努めている。

(38) 問 33. 「福祉・教育に関わる資格等の学生・実習生等」の受け入れ

全体では、「受け入れている」が 66.9%と最も高く、次いで「受け入れていない」が 33.1%、であった。

図表 167 「福祉・教育に関わる資格等の学生・実習生等」の受け入れ

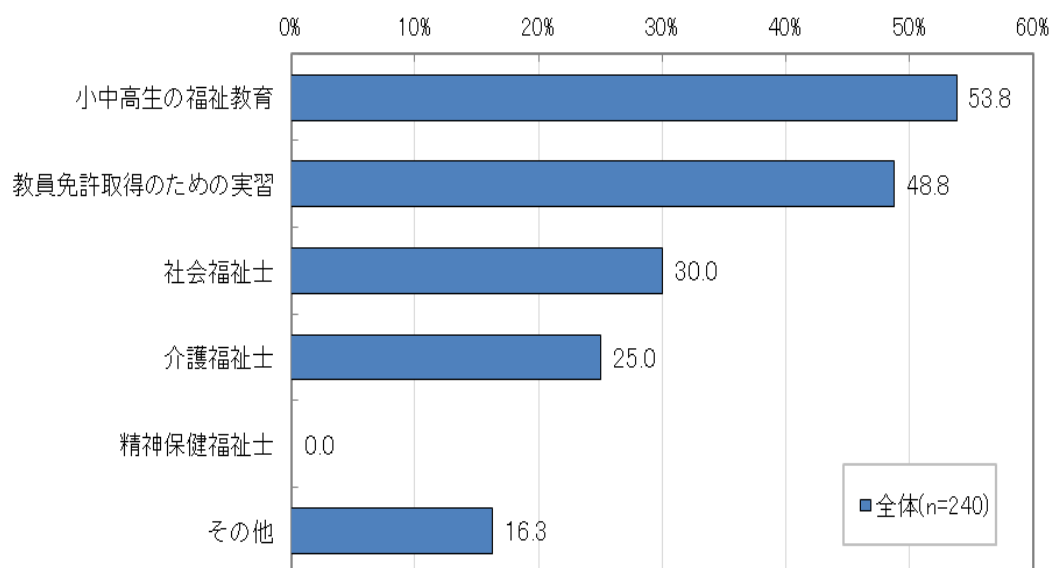


(39) 問 33-1. 【問 33 で「1 . 受け入れている」と回答した方】過去 3 年間に受け入れたことのある資格等の実習

全体では、「小中高生の福祉教育」が 53.8%と最も高く、次いで「教員免許取得のための実習」が 48.8%、「社会福祉士」が 30.0%であった。

図表 168 【問 33 で「1 . 受け入れている」と回答した方】

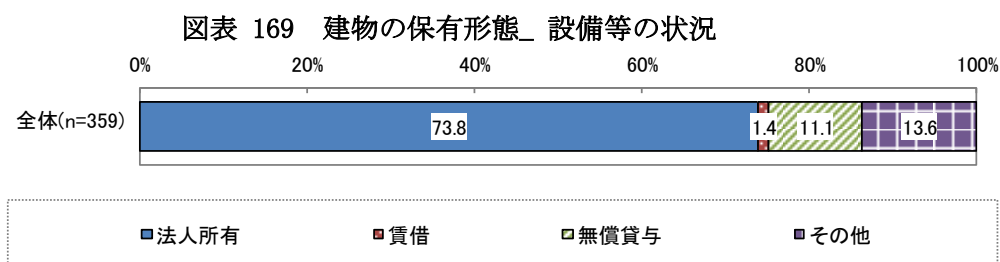
過去 3 年間に受け入れたことのある資格等の実習



■ 施設の設備等について

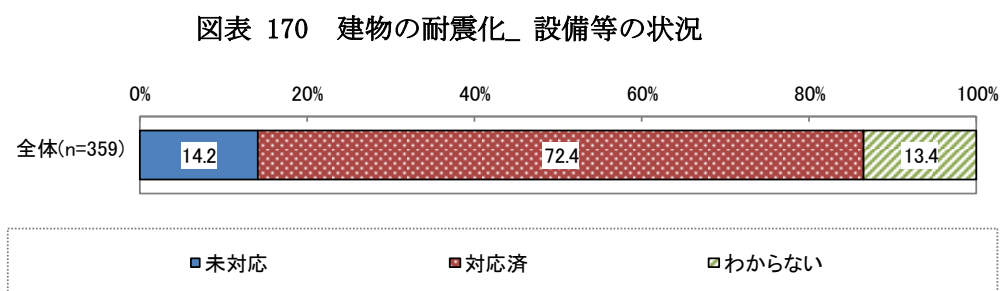
(40) 問 34. 1) 建物の保有形態_ 設備等の状況

全体では、「法人所有」が 73. 8%と最も高く、次いで「無償貸与」が 11. 1%、「賃借」が 1. 4%であった。



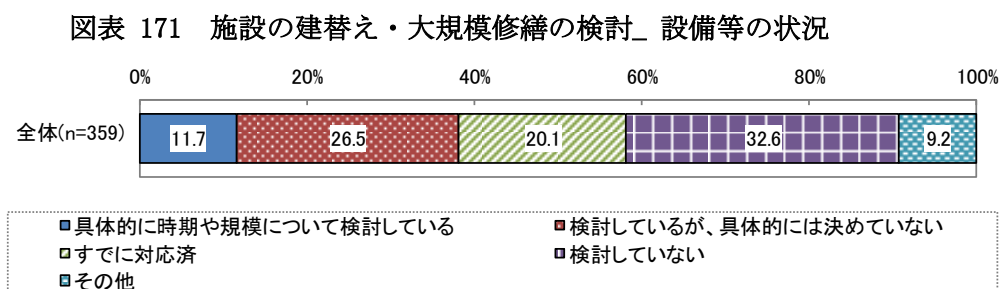
(41) 問 34. 2) 建物の耐震化_ 設備等の状況

全体では、「対応済」が 72. 4%と最も高く、次いで「未対応」が 14. 2%、「わからない」が 13. 4%であった。



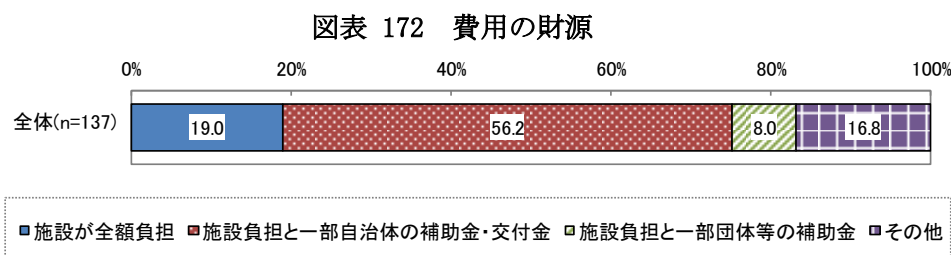
(42) 問 34. 3) 施設の建替え・大規模修繕の検討_ 設備等の状況

全体では、「検討していない」が 32. 6%と最も高く、次いで「検討しているが、具体的には決めていない」が 26. 5%、「すでに対応済」が 20. 1%であった。



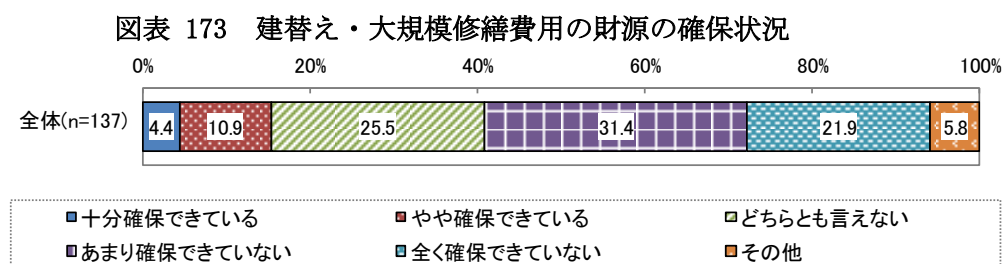
(43) 問 34-1. 【問 34「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「検討している」と回答した方】費用の財源

全体では、「施設負担と一部自治体の補助金・交付金」が 56.2%と最も高く、次いで「施設が全額負担」が 19.0%、「施設負担と一部団体等の補助金」が 8.0%であった。



(44) 問 34-2. 【問 34「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中から「検討している」と回答した方】建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況

全体では、「あまり確保できていない」が 31.4%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が 25.5%、「全く確保できていない」が 21.9%であった。



<施設の経営状況別>

<問 20. 貴施設の経営状況>別にみると、プラスマイナスゼロの施設及び赤字施設では、「あまり確保できていない」「全く確保できていない」の回答割合が約 65%以上となっており、黒字施設に比べ高かった。

図表 174 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況 [単位: %]

	調査数	十分確保できている	やや確保できている	どちらとも言えない	あまり確保できていない	全く確保できていない	その他
全体	137	4.4	10.9	25.5	31.4	21.9	5.8
黒字	61	3.3	18.0	36.1	24.6	16.4	1.6
赤字	49	4.1	4.1	16.3	36.7	30.6	8.2
プラスマイナスゼロ	15	6.7	13.3	6.7	60.0	13.3	0.0
回答不可	12	8.3	0.0	33.3	8.3	25.0	25.0

(45) 問 34-3. 【問 34「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「3. すでに
対応済」と回答した方】建替えた時期

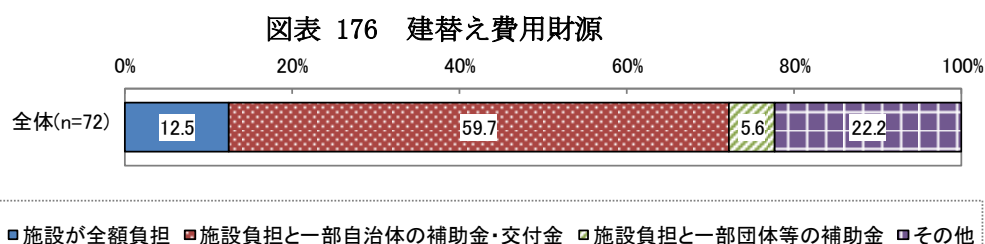
施設の建替えや大規模修繕をすでに対応済と回答した方の建替えた時期の結果は以下の通り。「2015～2021 年」が 72.4%と最も割合が高く、次いで「2000 年～2009 年」、「2010 年～2014 年」であった。

図表 175 建替えた時期（建替え実施年）の回答者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	1999 年以前	2000～2009 年	2010～2014 年	2015～2021 年	合計
建替えた時期[n=29]	1 3.4%	4 13.8%	3 10.3%	21 72.4%	29 100.0%

(46) 問 34-4. 【問 34「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「3. すでに
対応済」と回答した方】建替え費用財源

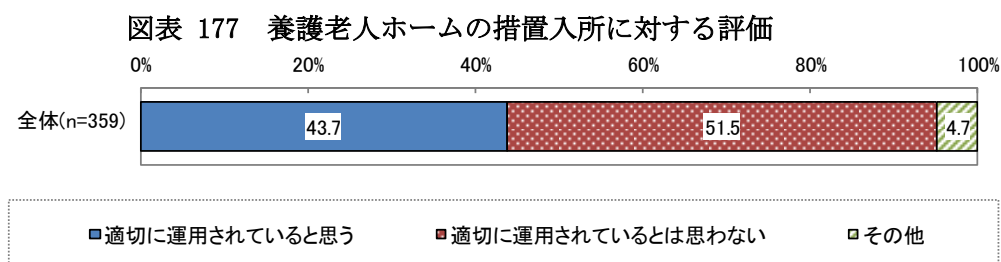
全体では、「施設負担と一部自治体の補助金・交付金」が 59.7%と最も高く、次いで「施設が全額負担」が 12.5%、「施設負担と一部団体等の補助金」が 5.6%であった。



■ 措置入所について

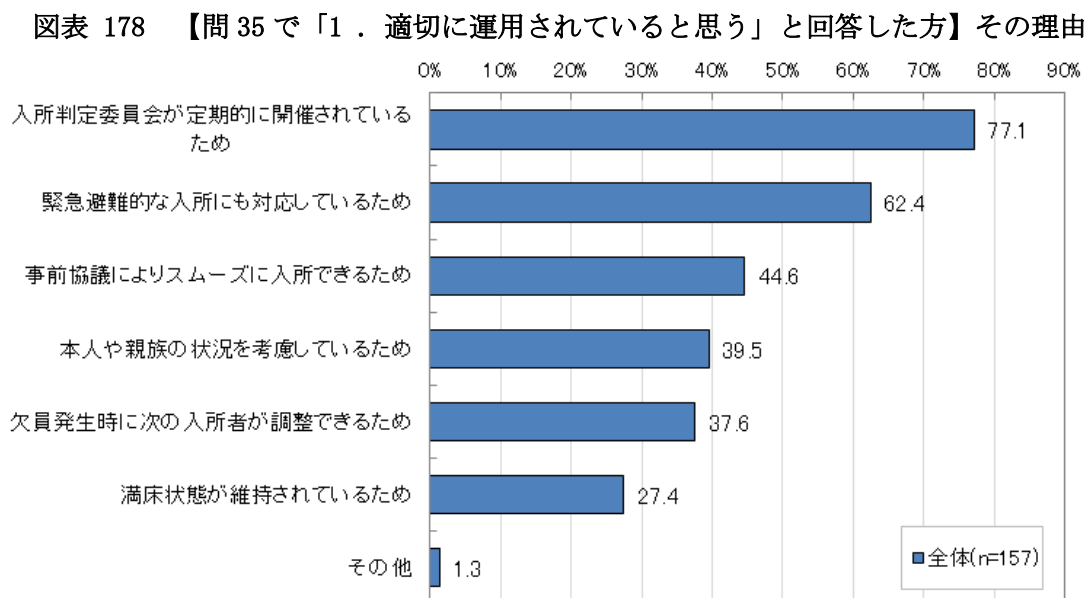
(47) 問 35. 養護老人ホームの措置入所に対する評価

全体では、「適切に運用されているとは思わない」が 51.5%と最も高く、次いで「適切に運用されていると思う」が 43.7%であった。



(48) 問 35-1. 【問 35 で「1 . 適切に運用されていると思う」と回答した方】その理由

全体では、「入所判定委員会が定期的に開催されているため」が 77.1%と最も高く、次いで「緊急避難的な入所にも対応しているため」が 62.4%、「事前協議によりスムーズに入所できるため」が 44.6%であった。



(49) 【問 35 で「1. 適切に運用されていると思う」と回答した方】その理由

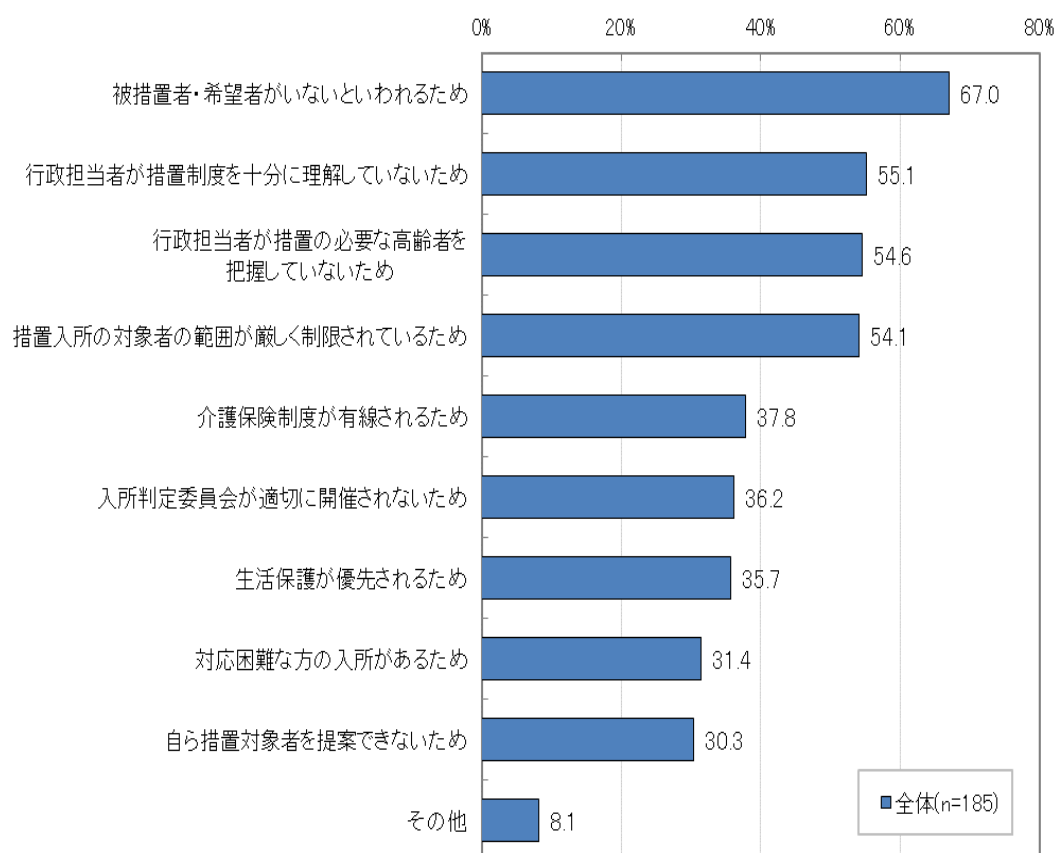
※主な回答は以下の通り

- ・ 定期的ではないが、必要時に入所判定委員会が開催されているため。
- ・ 県内において、閉鎖する養護老人ホームの入所者が転入。以降、入所定員に近い水準を維持している。

(50) 問 35-2. 【問 35 で「2 . 適切に運用されているとは思わない」と回答した方】その理由

全体では、「被措置者・希望者がいないといわれるため」が 67.0%と最も高く、次いで「行政担当者が措置制度を十分に理解していないため」が 55.1%、「行政担当者が措置の必要な高齢者を把握していないため」が 54.6%、「措置入所の対象者の範囲が厳しく制限されているため」が 54.1%であった。

図表 179 【問 35 で「2 . 適切に運用されているとは思わない」と回答した方】その理由



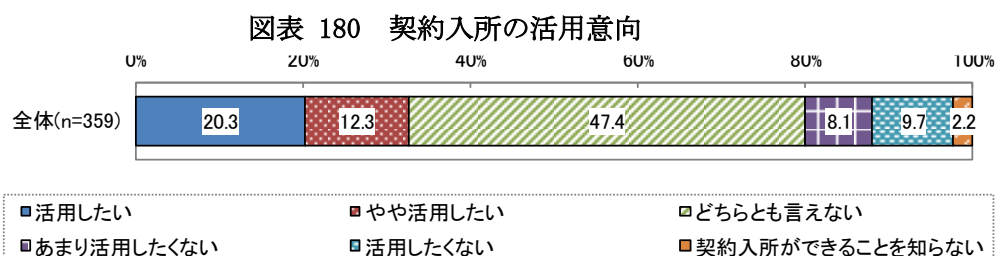
(51) 問 35 で「2. 適切に運用されているとは思わない」と回答した理由

※主な回答は以下の通り

- ・ 待機者と実態が合わないため、定員割れの状態が続いている。
- ・ 地域移行の受皿として扱われる傾向が見られる。
- ・ 介護度が高くなっても受け入れ先がなかなか決まらず、職員への負担が増大している。更に、赤字経営が続いている。
- ・ 措置決定までに時間がかかりすぎている。
- ・ 措置の理由が一部消失しても措置解除にならない。
- ・ 行政の財政力に左右されている感がある。
- ・ 入所判定会議にあげる前に行政担当係の判断で受け付けない
- ・ 地方においては自治体の財政状況に措置者が直結している。
- ・ 入所者を確保（介護保険施設へ転入退所を防ぐ）するために、養護老人ホームの機能以上の状態の入所者を見ていくことに各養護老人ホームはなっている。当然養護老人ホームの基準配置の職種、人数ではその対象者のケアは十分とは言えない状況になっていっている。
- ・ 措置担当者の人員不足。
- ・ 明らかにサ高住が優先されている。
- ・ 視覚障害でお困りの方から相談があっても措置対象者でなければ対応が限られる。
- ・ 一次的な金銭問題で、介護保険制度を上手に活用出来ていない。
- ・ 有料やサ高住への入居が優先されるため。

(52) 問 36. 契約入所の活用意向

全体では、「どちらとも言えない」が 47.4%と最も高く、次いで「活用したい」が 20.3%、「やや活用したい」が 12.3%、「活用したくない」が 9.7%であった。



(53) 問 36 で「4. あまり活用したくない」、「5. 活用したくない」と回答した理由をお答えください。

※主な回答は以下の通り

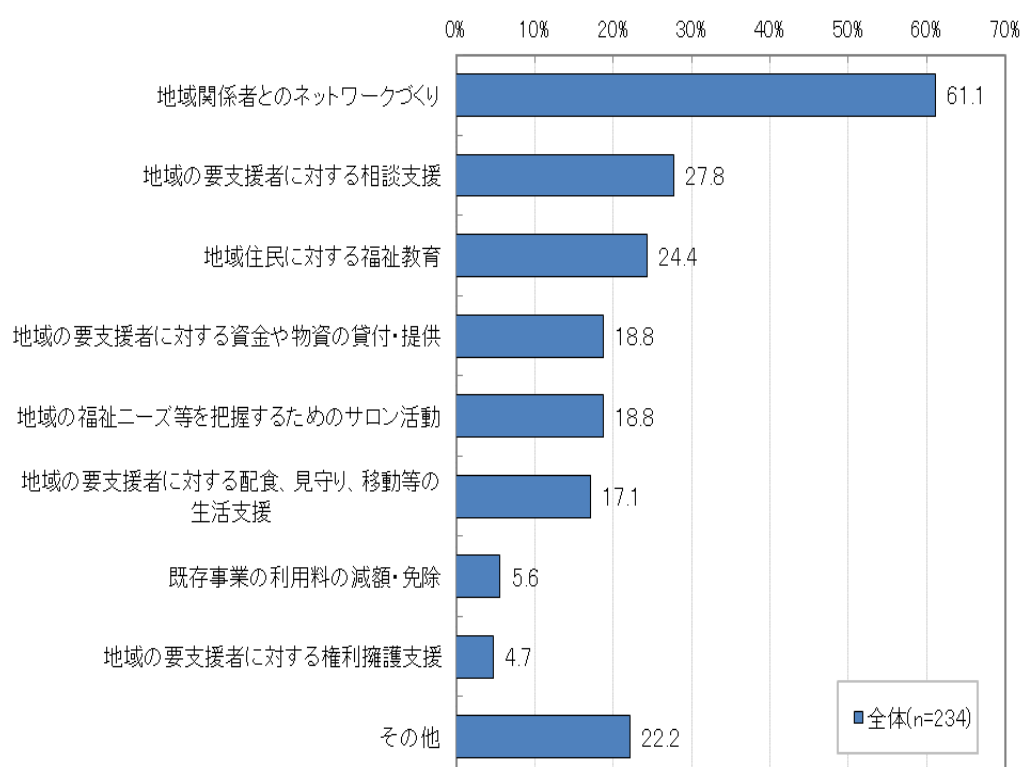
- ・ 契約入所の金額では、生活保護基準を満たしていない低所得高齢者が入所できない。
- ・ 定員に空きがないと利用できない為。
- ・ 定員が確保できない状況が継続する状況を作ることになるから。
- ・ 県内全域が対象で、契約をしても、ランダムに入所の必要性があり緊急等の受入れが難しくなる。
- ・ 入所者負担金を設定するための根拠が乏しいため。
- ・ 行政と連携が取れているので、措置入所の対応で十分と考えます。
- ・ 措置が形骸化することにつながるから。
- ・ 事務等が煩雑になってしまう為。
- ・ 契約後、措置に移行できるならば、活用したいと思う。
- ・ 生活困窮の方の施設であるため利用料がほとんど徴収できない。
- ・ 施設の受入れ体制が整っていない。
- ・ 現在の入所者との差が生じる可能性があり、処遇の違い等理解が難しい。
- ・ 措置入所者と契約入所者が混在すると様々な問題が起こることが予想されるため。
- ・ 多床室であるため。他の利用者との兼ね合いが難しい。居室の調整や契約基準をどのようにしたらいいのか判断できない。介護が必要になった際の対応が難しい。

■ 地域における取組

(54) 問 37-1. 現在取り組んでいること

全体では、「地域関係者とのネットワークづくり」が 61.1%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が 27.8%、「地域住民に対する福祉教育」が 24.4%であった。

図表 181 現在取り組んでいること



(55) 問 37-1. 現在取り組んでいることの取組内容

※主な回答は以下の通り

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 関係機関と連携し「よろず相談所」として、相談にのっている。
- ・ 社協を中心に市内社福と安心サポート事業を実施し相談支援を行っている。
- ・ 介護カフェの実施。
- ・ 地域住民を対象とした困りごと相談を実施。
- ・ 県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会参加。
- ・ なんでも相談事業。
- ・ 総合相談の窓口を設置している。
- ・ 県社協等から案内のあった要支援者の相談を受け、適切なサービスに繋げる。
- ・ 認知症カフェを開催し地域の認知症の方や家族、地域住民の相談と支援を行う。
- ・ 法人内の他部署(地域包括支援センター) で実施。
- ・ 社会貢献事業を活動する為の職員派遣。
- ・ 定期的に介護相談会を開催。
- ・ 社会資源活用に関する相談や問い合わせへの対応。
- ・ 認知症の当事者や家族向けのオレンジカフェの運営。
- ・ 相談支援事業所等も含めて電話等で相談を受け付けて必要な機関につなぐ。
- ・ 市内の 10 法人が連携し連絡会を構築、毎月福祉なんでも相談会を開催。
- ・ 認知症の方及びその家族の相談所の開設。
- ・ 地域の高齢者サロンへの協力。
- ・ 併設の通所介護や短期入所事業所の利用者や家族に対してどういった施設なのかの説明を行っている。
- ・ 施設見学や電話相談での支援。
- ・ 別棟にお部屋を借り、介護、福祉等の相談業務、低価格でのランチの提供。
- ・ 地域の事例検討会に参加。
- ・ 地域包括と連携し生活が困難な方に対して電話相談や面談を行っている。
- ・ 入所手続き相談対応。
- ・ 地域包括支援センター、病院の地域連携室からの相談を受け、施設入所等を支援していく。
- ・ 障害者団体等への施設の説明等。
- ・ 地域住民に対し、日時を設定し相談会を開催する。
- ・ 各市町村と連携を図り、必要な支援について検討・提供できている。
- ・ 行事に老人会を招待したり、クラブ参加への呼びかけ等を通して相談支援を行っている。

2. 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

- ・ 地区社協が主催する「ふれあいランチ」の献立の作成・調理を行うと共に、職員の派遣。
- ・ 上記事業の中で経済的援助事業を行っている。(現物給付)
- ・ 地域住民に対する買物ツアーを実施。
- ・ 見守り、移動、通院付添、買物同行等の生活支援を実施。
- ・ 地域の独居老人へ地域と協力して週1回低額で配食サービスを行っている。
- ・ 一時宿泊事業。
- ・ 市から委託を受けて配食サービスを実施している。
- ・ 厨房内で、昼夜弁当を作り、見守り(365日)配達をしている。
- ・ 近隣の独居老人宅へ見守りを行っている。
- ・ 毎週日曜日に見守り訪問を実施。
- ・ 自治体のネットワークに加盟。
- ・ 法人内の他部署(地域包括支援センター)で実施。
- ・ 無料お買い物バスの運行。
- ・ 月4回山間部の高齢者に対し、買い物等のための無料バスの運行。
- ・ 365日配食サービスあり。
- ・ 社会貢献事業としての活動ケースについての支援。
- ・ 家財道具の提供、食事は配食でなく施設内で提供。
- ・ 併設している通所介護や短期入所事業所の利用などを進め、対応できない方にも柔軟に相談に乗っている。
- ・ 移動手段のない、高齢者の方への買い物支援。
- ・ 災害発生時の一時避難所。
- ・ 独居高齢者に対し、希望者へ昼食提供のシルバー食堂を行っている。

3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援

- ・ 親族等から虐待疑いがある高齢者の緊急保護。
- ・ 自治体のネットワークに加盟。
- ・ 会議室・大ホール・敷地の貸し出し。
- ・ 地域住民、ケアマネ等高齢福祉関係者への研修会の開催。
- ・ 虐待保護。
- ・ 法人内の他部署(地域包括支援センター)で実施。
- ・ 福祉講演会への講師派遣。
- ・ 医療法人・地域とも連携を図り、情報提供・入所への手続きへの支援を行っている。
- ・ 法人による成年後見制度の取り組み。

4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

- ・ 低廉な価格で一時的な住まい、食事の提供。
- ・ 体育館程度の広さのホールを地域住民に提供している。
- ・ クラブ活動用品の貸出、場所の提供。
- ・ 地域交流スペースの貸出、車椅子・ポータブルトイレ等の介護用品の貸出。
- ・ 自治体のネットワークに加盟。
- ・ 医療減額・障害者手帳・介護保険の申請代行など。
- ・ 生活困窮者に対する職業訓練の場の提供、生活資金の支給。
- ・ 希望者に福祉用具貸与。
- ・ 法人連絡会にて生活困窮者等緊急現金貸付事業、緊急一時生活費・用品給付事業、フードバンク事業への協力を行う。
- ・ 車両や物品の貸し出し。
- ・ 法人内で行っている地域貢献活動に対して施設備品の提供、地域で不要になったベッドを回収するような対応を行った。
- ・ 生計困難者レスキュー事業:生計困難者が公的なサービス等受けられるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付・一時的な住まいや食事の提供等、経済的援助を行う。
- ・ 法人による外国人・困窮者への生活資金貸付事業。
- ・ 施設と町との間で福祉避難所の契約締結をして、災害等の場合に備えている。

5. 既存事業の利用料の減額・免除

- ・ 介護保険サービス利用時等の利用者負担金の軽減。
- ・ 緊急時のショートステイ受け入れに対して状況に応じて自己負担分を減額・減免する。
- ・ 契約入所利用料を個人の状況に合わせて減免している。
- ・ ショートステイ利用料の免除。
- ・ 特養利用者の一部に法人減免措置を講じ利用料の減額を図っている。
- ・ 契約入所者には、経済上配慮が必要な方には低額で使用して頂いている。
- ・ 生活保護者のショートステイ利用における減免。
- ・ 自主短期事業の生保に準じる方の利用料を1週間無料にし、食費を半額にしている。
- ・ サービス事業(デイサービスやヘルパー)において対象者には実施。
- ・ 緊急短期入所の受け入れを積極的に行う中で、個人負担分について支払い能力のない方については減免の対応を行っている。

6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

- ・ 近隣の当法人施設での、地区社協とタイアップした高齢者サロンの開催。
- ・ 認知症カフェ。
- ・ 地域で行われているサロン活動に参加し、ニーズの把握に努め、必要によって個人宅を訪問している。
- ・ 施設行事への参加の呼びかけ。
- ・ 勉強会等を実施している。
- ・ 健康サロン。(同法人複数施設で企画)
- ・ 地域交流室の無料貸し出し。
- ・ 近隣の同一法人施設での認知症カフェ。
- ・ 生け花活動。
- ・ オレンジカフェ。
- ・ 月 1 回施設入居者と合同でフレイル予防体操を実施し、終了後情報交換会を行う。(コロナ禍では不可)
- ・ 地域の社会福祉法人と区社協で連携する活動の中で実施。
- ・ 地域で行われているいきいき体操等の集会に参加して、地域の実情把握と相談があれば応じている。
- ・ 子供食堂。
- ・ 社会福祉協議会と共に、毎月 1 回サロンを行っているが送迎見守り等参加している。
- ・ 入所者と近隣住民で週 1 回、いきいき百歳体操を実施。(現在はコロナ対策で入所者のみで実施。)
- ・ 施設の専門性を活用し公民館などで手話学習会を開催している。
- ・ 体操教室。
- ・ 施設の敷地内にある交流センターでいきいきサロンが定期的に行われている。(コロナ禍前まで)
- ・ 公民館活動への参加。
- ・ 町社協の事務局長を法人の評議員に就任してもらっており、また、町民生委員会の施設見学・研修の受入れを行い、連携を深めている。
- ・ 地域の高齢者数名をお呼びし、週に 1 度お昼の食事会を開いている。送迎つき。
- ・ 敷地の開放。(ゲートボール場)
- ・ ドライブサロン。(ワゴン車による買物支援)

7. 地域住民に対する福祉教育

- ・ 出前講座（町内の各種団体が対象。地域貢献委員会の取り組みとして、対象団体のニーズに合わせた内容で講座を実施）。
- ・ ハンディキャップ出前講座。
- ・ 民生委員、婦人会等からの要請があれば対応する。
- ・ 市政宅配講座。
- ・ 地域住民に対する研修、講習会。
- ・ 認知症サポーター養成講座。
- ・ 小中学校、保育園等世代間交流、福祉体験の受入れ。
- ・ 民生委員等の施設見学や制度説明の受入れ。
- ・ 権利擁護、相続等についての研修会の開催。
- ・ 中高生対象のボランティアスクール、福祉教育プログラム。
- ・ 地域保育園、小学校、中学校、高校との連携で就労体験等も含め受け入れている。
- ・ 介護者教室の実施。
- ・ 手話学習会を実施。障害者団体に栄養教室や認知症サポーター養成講座を実施。
- ・ 地域防災訓練、地域認知症研修の開催。

8. 地域関係者とのネットワークづくり

- ・ 地域活動推進協議会に加入。
- ・ 地域の関係機関と定期的に連携し、合同の研修やネットワークづくりに参画。
- ・ 災害時の協力体制。
- ・ 地域ケア会議への参加。
- ・ 行方不明者の搜索体制の確保。
- ・ 雇用促進・就労定着プロジェクトへの参加。（就労支援制度に働きかけながら障がい者雇用を考え、就労を目指す障がい者の一助になる取り組み）
- ・ 行事、祭り参加交流（町内祭り、地蔵盆等）保育園、小学校との行事交流
- ・ 地区社協との関わり。
- ・ 町役場、町社協、民生委員等と定期的な会議をとおして意見交換や情報収集及び情報共有を行っている。
- ・ 地域と協同で災害訓練の実施。
- ・ 施設の地域交流スペースの運営やボランティア活動への協力。
- ・ 地域包括主催のネットワーク会議（意見交換会）へ参加。
- ・ 保護司・民生委員の研修や見学の受入れ。
- ・ 災害時の協力依頼、施設行事への地区代表参加、地区清掃活動への参加。
- ・ 自治会との連携、行事の参加、介護予防講座の開催。

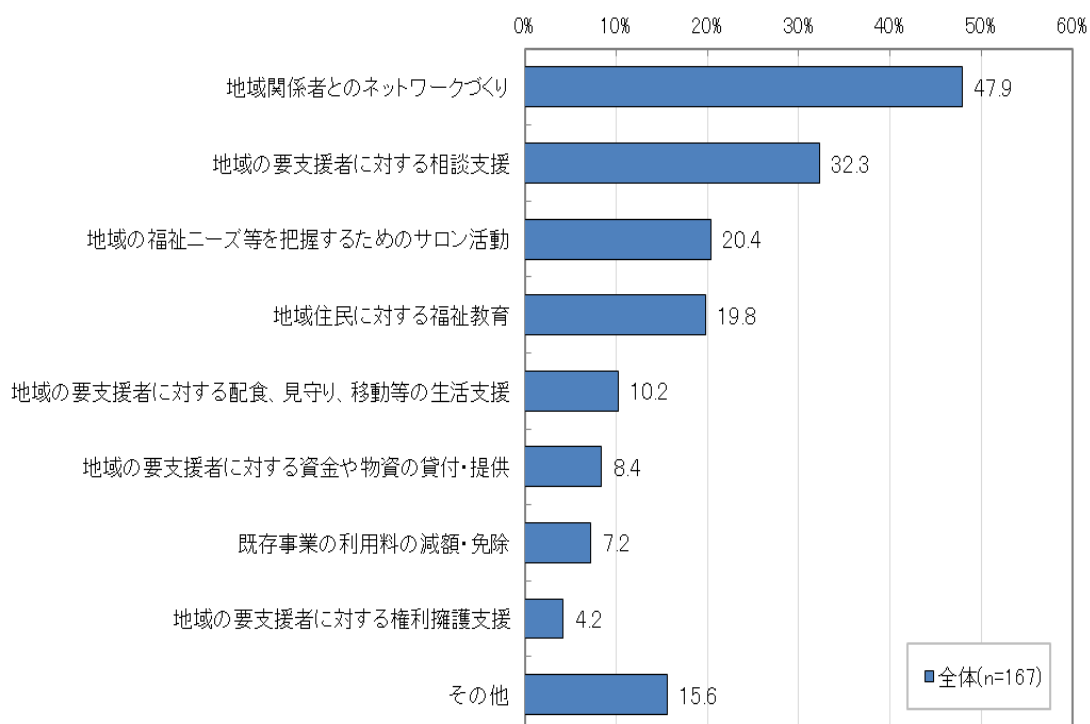
9. その他

- ・ 喫茶（軽食を低価格で提供）・地域美化活動。（町内各所のゴミ拾いを実施）・施設貸出。（会議室等を無料で開放）
- ・ 生活困窮者就労支援事業。
- ・ 子ども食堂への運営費捻出や実際の活動への参加。
- ・ 当施設の栄養士による男性料理教室。（介護従事者・料理初心者）
- ・ 市でのショートステイ利用が困難な高齢者に無料で、必要日数ショートステイサービスを提供する取組みをしている。
- ・ 利用者と共同して地域におけるボランティア活動。
- ・ 契約入所者受入。
- ・ 施設見学を中止しているため、施設の概要説明等をホームページ内の Youtube 動画で発信している。
- ・ 生活困窮者、虐待等による緊急避難場所となっている。
- ・ 災害時の一時避難場所として提供。
- ・ 地域の子育て支援や催しものに施設内の会場を無料開放。
- ・ 緊急的なショートステイ。
- ・ 小中学校での視覚障害者ガイドヘルプによる福祉教育。
- ・ 地域の老人クラブ活動に参加している。
- ・ 市内の社会福祉法人が合同で、各専門分野を生かした地域貢献を行う為の「ほっとかへんネット」を創設。
- ・ 小中高生の体験学習の受け入れ。
- ・ 法人連絡会にて「こども食堂」への支援、子どもの学習支援（居場所づくり）事業。
- ・ 災害時の避難場所の提供。
- ・ 高齢独居者を対象とした電話による安否確認。
- ・ 依存症に関する地域セミナーの開催、月 1 回の依存症の勉強会。
- ・ 地元町内会の老人会と毎月 1 回カラオケ交流会を実施している。
- ・ 地域の自主防災会の役員を施設長が担っている。
- ・ 福祉大会へ参加して、施設の説明や入居者の作成した作品を出展しています。
- ・ 地元警察署との契約による留置人等への食事を安価で提供している。

(56) 問 37-2. これから取り組みたいこと

全体では、「地域関係者とのネットワークづくり」が 47.9%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が 32.3%、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が 20.4%、「地域住民に対する福祉教育」が 19.8%であった。

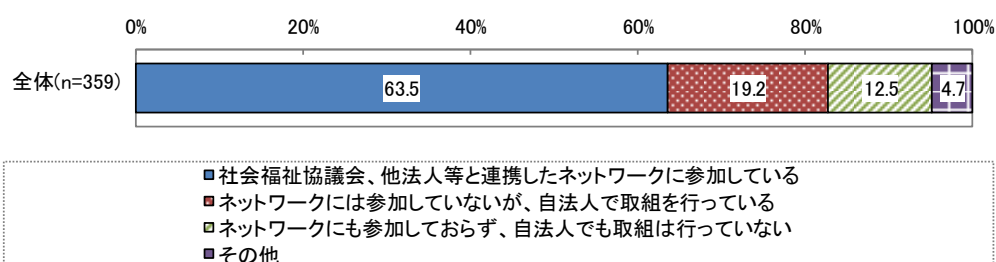
図表 182 これから取り組みたいこと



(57) 問 38. 「社会福祉協議会や他法人等との連携状況

全体では、「社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」が 63.5%と最も高く、次いで「ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている」が 19.2%、「ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」が 12.5%であった。

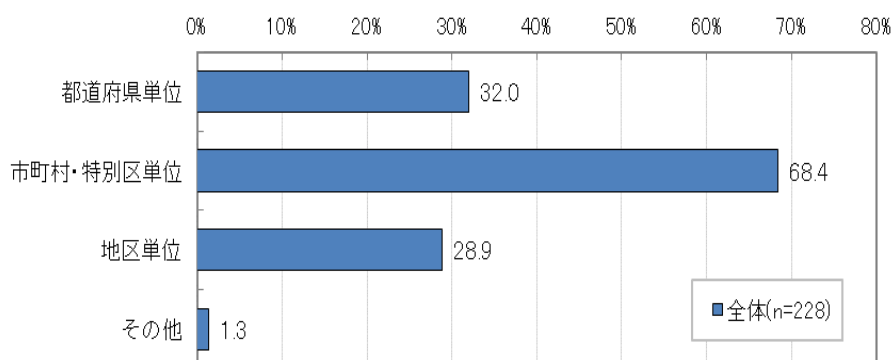
図表 183 社会福祉協議会や他法人等との連携状況



(58) 問 38-1. 【問 38 で「1. 社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」と回答した方】参加しているネットワークの規模

全体では、「市町村・特別区単位」が 68.4%と最も高く、次いで「都道府県単位」が 32.0%、そして「地区単位」が 28.9%であった。

図表 184 参加しているネットワークの規模



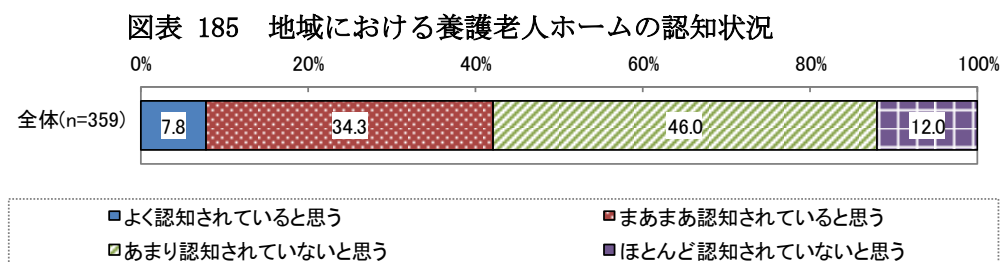
(59) 【問 38 で「2. ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている」「3. ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」と回答した方】その理由

※主な回答は以下の通り

- ・ 現在はコロナ禍で外部との交流はしていないため。
- ・ 隣接する特別養護老人ホーム居宅介護事業所が、ネットワークへの参加施設となっており、必要に応じて法人内関係施設と連携する仕組みとなっている。
- ・ 人的、設備的、資金面で参加できる機能が備わっていないため。
- ・ 自法人での取り組みを実施検討中であるため。
- ・ 介護職員が慢性的に不足しており、自法人で対応出来ることが限られている為。
- ・ 低額な料金で提供できるように契約入所の導入を考えている。
- ・ 入所者の処遇対応に追われていて、地域まで手が回らない。自法人の取組に関する情報が入ってこない。
- ・ 既存の業務以外に対応する職員の余力がない。また、施設には入所措置権限がなく地域との結びつきは弱い。
- ・ 職員によるボランティアを行なっている。
- ・ ネットワークがあるか把握できていない。
- ・ 養護老人ホーム以外の事業所で取り組みを行なっているため。
- ・ 法人として参加できるネットワークがあれば参加して行きたいが自ら発信源とな行なうだけの力と余力がないため行なっていない。

(60) 問 39. 地域における養護老人ホームの認知状況

全体では、「あまり認知されていないと思う」が 46.0%と最も高く、次いで「まあまあ認知されていると思う」が 34.3%、そして「ほとんど認知されていないと思う」が 12.0%、「よく認知されていると思う」が 7.8%であった。



(61) 問 39. の回答した理由

※主な回答は以下の通り

- ・ 地域ネットワークへの参加や、広報誌活動により周知を心掛けている。
- ・ 在宅からの施設入所や退院後の生活の場の確保を検討する中に養護老人ホームの選択肢が無いように思われる。市区町村の福祉窓口にとどり着くことができた高齢者の方のみにサービスが提供されているためと考えられる。
- ・ 措置施設であるため、入所が一般化されておらず、地域住民への周知は行われていない。在宅高齢者を担当する居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとは連携が取れており、必要な高齢者には対応されている。
- ・ 地域ケア会議への参加等で地区の関係者（民生委員・市社協・地域包括支援センター）等には、おおむね周知されているが、医療機関の地域連携室、近隣地区町村との連携が薄いと感じている。
- ・ 養護と特別養護老人ホームの違いが分からず、特別養護老人ホームしか知らない場合が多い。
- ・ 町内の養護老人ホームは当園のみのため。
- ・ 老人ホームの種類が多く、一般の方には理解しにくい。
- ・ もともと町営だったことと当法人に移管されたことで周知活動を積極的に行い、活動自体を継続している事で認知されている。
- ・ 併設事業所が長く運営され認知されており、かつ周知活動も積極的に行ってきたが福祉の業界以外の人への認知度が低く、制度自体がわかっていないと思う。
- ・ 所在地区で名称は知られているが、養護老人ホームが、他高齢者施設とどのように違いがあるのかわからないこと、又入所要件について地域のケアマネからも問い合わせがある状態である。

(62) 問 40. 養護老人ホームが地域共生社会の中で力を発揮する方法について

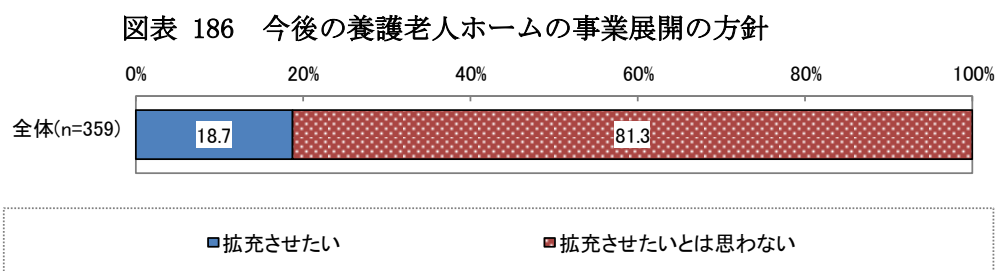
※主な回答は以下の通り。

- ・ 地域共生社会における役割を発揮するためには、高齢者の措置入所のほかに、介護保険や障害福祉などの網目をすり抜けてしまう対象にも対応できるよう、セーフティネットの役割を充実する必要がある。そのための職員のスキルアップや人材確保が重要である。
- ・ 施設と関係機関（地域包括支援センター・民生委員・自治体の担当部署）等が連携し、制度の狭間で困窮している高齢者の把握と、ケースに応じた柔軟な対応（緊急入所や短期入所等）が出来るシステムの構築が必要。特に養護老人ホームが設置されていない市町村の理解と協力が不可欠だと思う。
- ・ 困難事例、虐待、経済的困難者などの受入を積極的に行い、社会に戻る事が困難であれば最期まで看取るようにしていくことで、どんな背景がある方でも生活が保障される施設としていきたい。
- ・ 高齢者の地域活動への参画は促進すべきであるが、現状として定員の半分以上が要支援要介護認定を受けている状態であるため養護老人ホームの現状も変わってきていると思います。困難な事例を受けてきているノウハウを生かした、地域の困りごと相談窓口等ソーシャルワークについては地域に還元できるものと考えている。
- ・ 措置は残したまま、空室使用の柔軟な契約の形をとることで、経営面の安定を図れるのではないかと。
- ・ 市町村が社会資源としてきちんと認知し、協力してくれること。又は入所判定会議に主任ケアマネ等の専門職員を配置してほしい。
- ・ 施設の機能を発揮するにしても、市町村と連携していくことが必要。
- ・ まずは職員の意識改革が必要であり、この施設内で完結させるのではなく地域に向き、ひとつの社会資源として地域にかかわっていく事が重要だと思います。
- ・ セーフティネットの施設として、制度外対象者のアウトリーチによる相談窓口開設や就労支援の取り組み等も考えられる。
- ・ 精神障害や犯罪歴のある方などは身体的に元気な方もいるので、地域の清掃活動などボランティアに取り組み施設を PR したい。
- ・ 身寄りもなく生活に困窮している方が自分から恥ずかしがらずに相談が出来る体制。矯正施設退所後の高齢者への支援。
- ・ 職員だけでなく、利用者も積極的に地域参加をしながら、施設の認知度を上げていく。地域に埋もれている要援護者に必要な支援が行き届くよう、地域の社会資源と協働しながらニーズを発掘できる体制づくりに力を入れたい。

■ 今後の事業展開の方針

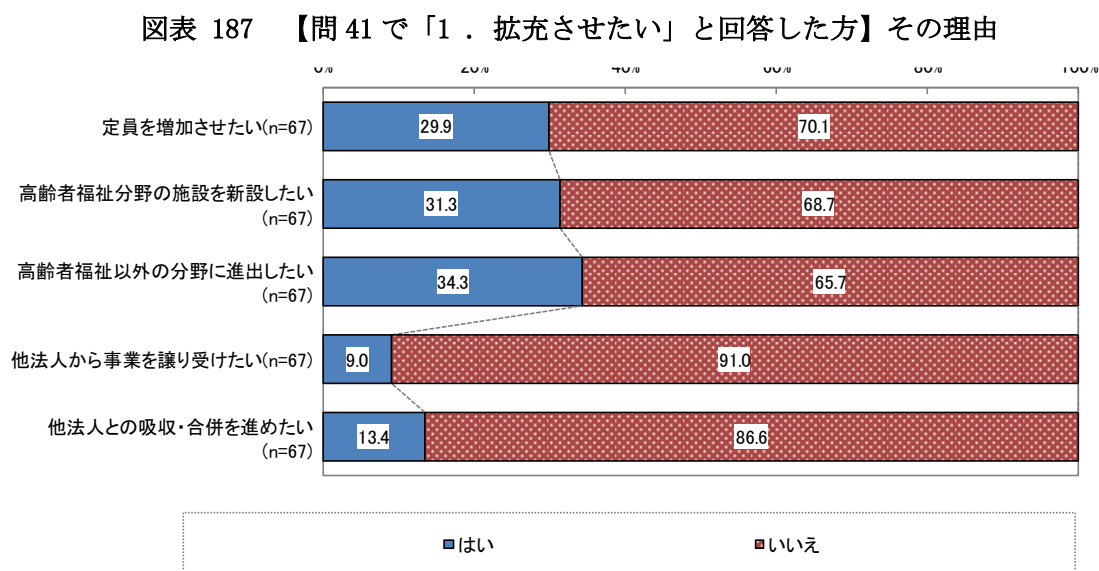
(63) 問 41. 今後の養護老人ホームの事業展開の方針

全体では、「拡充させたいとは思わない」が 81.3%と最も高く、次いで「拡充させたい」が 18.7%であった。



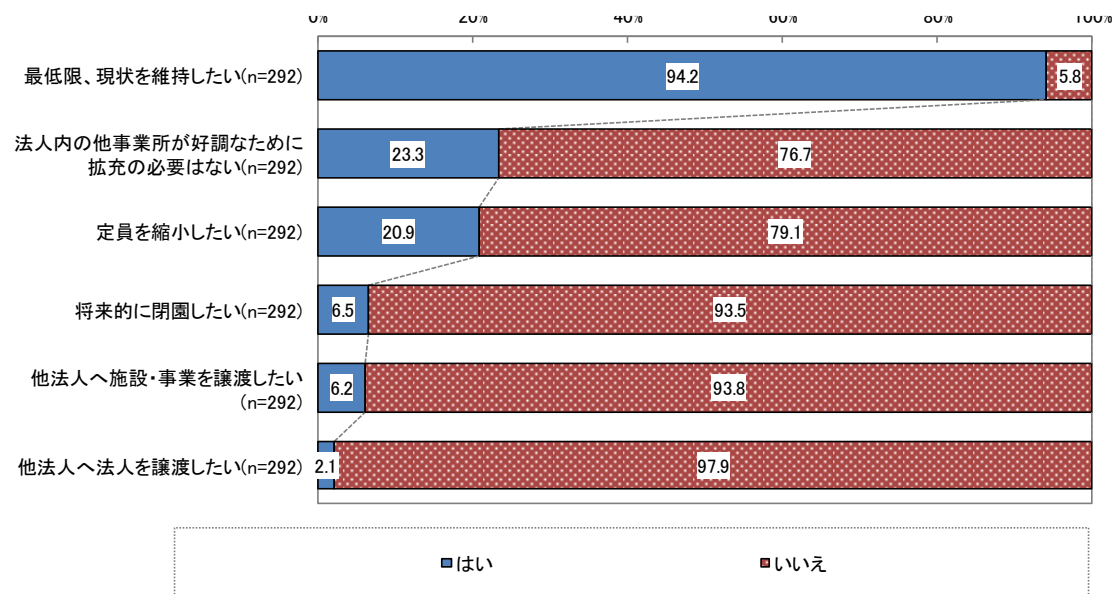
(64) 問 41-1. 【問 41 で「1 . 拡充させたい」と回答した方】その理由

全体では、「高齢者福祉以外の分野に進出したい」が 34.3%と最も高く、次いで「高齢者福祉分野の施設を新設したい」が 31.3%、「定員を増加させたい」が 29.9%であった。



(65) 問 41-2. 【問 41 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方】その理由
 全体では「最低限、現状を維持したい」が 94.2%と最も高く、次いで「法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない」が 23.3%、「定員を縮小したい」が 20.9%であった。

図表 188 【問 41 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方】その理由



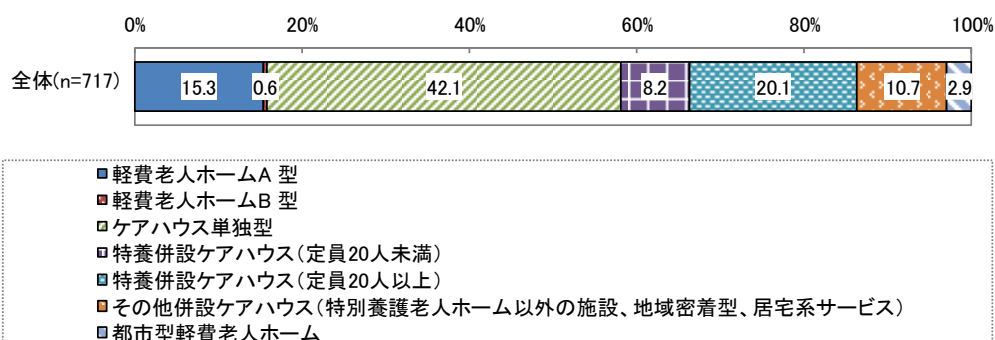
<軽費老人ホーム・ケアハウス票>

■ 施設の基本情報

(1) 貴施設の種別

全体では、「ケアハウス単独型」が 42.1%と最も高く、次いで「特養併設ケアハウス（定員 20 人以上）」が 20.1%、「軽費老人ホーム A 型」が 15.3%であった。

図表 189 貴施設の種別



<施設の経営状況別>

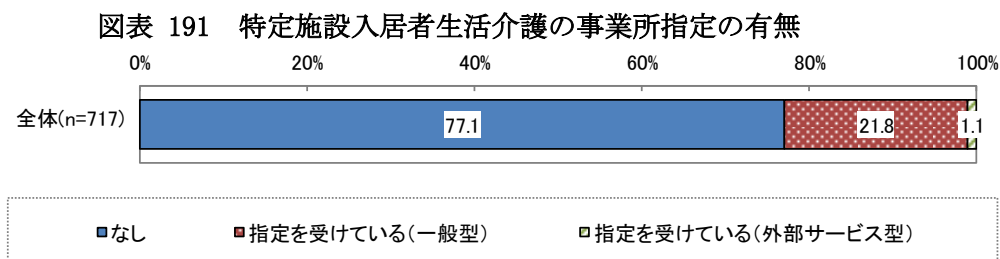
<問 23. 貴施設の経営状況>別にみると、黒字施設では、「ケアハウス単独型」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 190 貴施設の種別 [単位：%]

	調査数	軽費老人ホームA型	軽費老人ホームB型	ケアハウス単独型	特養併設ケアハウス（定員20人未満）	特養併設ケアハウス（定員20人以上）	その他併設ケアハウス（特別養護老人ホーム以外の施設、地域密着型、居宅系サービス）	都市型軽費老人ホーム
全体	717	15.3	0.6	42.1	8.2	20.1	10.7	2.9
黒字	351	14.8	0.3	48.7	6.6	17.9	8.5	3.1
赤字	214	15.0	0.9	31.8	10.7	24.3	15.0	2.3
プラスマイナスゼロ	93	21.5	0.0	36.6	9.7	20.4	8.6	3.2
回答不可	59	10.2	1.7	49.2	6.8	16.9	11.9	3.4

(2) 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無

全体では、「なし」が77.1%と最も高く、次いで「指定を受けている（一般型）」が21.8%、「指定を受けている（外部サービス型）」が1.1%であった。



〈施設の経営状況別〉

〈問 23. 貴施設の経営状況〉別にみると、黒字施設では、「指定を受けている（一般型）」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

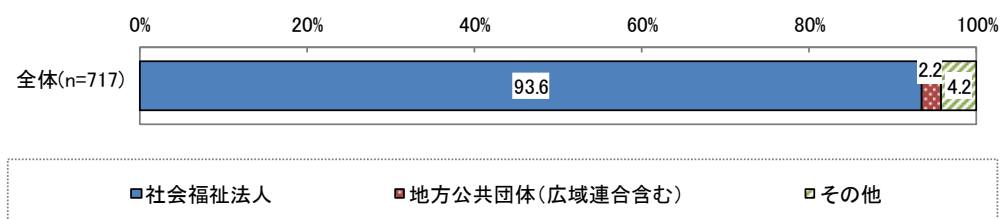
図表 192 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無 [単位：%]

	調査数	なし	指定を受けている (一般型)	指定を受けている (外部サービス型)
全体	717	77.1	21.8	1.1
黒字	351	74.1	25.1	0.9
赤字	214	81.3	18.2	0.5
プラスマイナスゼロ	93	83.9	14.0	2.2
回答不可	59	69.5	27.1	3.4

(3) 設置主体

全体では、「社会福祉法人」が 93.6%と最も高く、次いで「地方公共団体（広域連合含む）」が 2.2%であった。

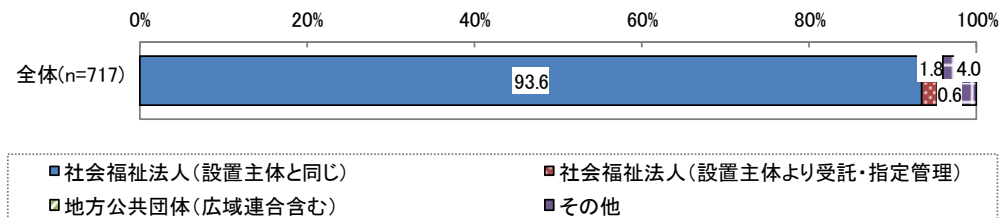
図表 193 設置主体



(4) 運営主体

全体では、「社会福祉法人（設置主体と同じ）」が 93.6%と最も高く、次いで「社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）」が 1.8%、「地方公共団体（広域連合含む）」が 0.6%であった。

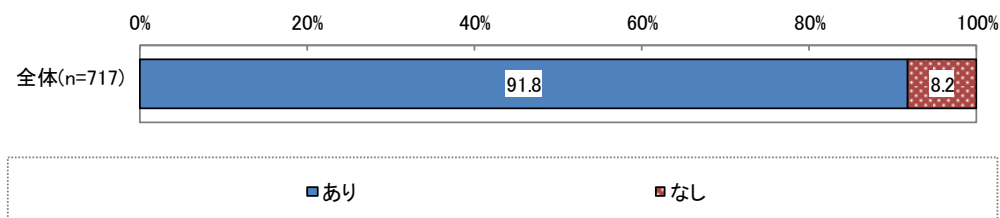
図表 194 運営主体



(5) 法人が運営する軽費老人ホーム・ケアハウス以外の事業

全体では、「あり」が 91.8%、「なし」が 8.2%であった。

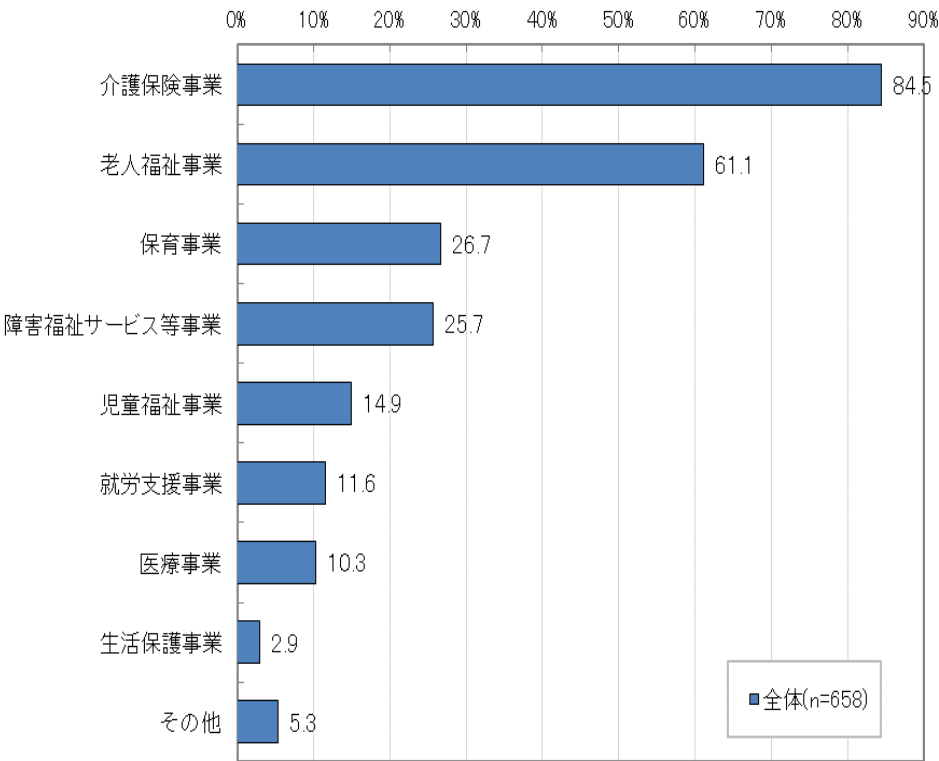
図表 195 法人が運営する軽費老人ホーム以外の事業



(6) 【軽費老人ホーム・ケアハウス以外の事業がある場合】法人が運営する事業

全体では、「介護保険事業」が 84.5%と最も高く、次いで「老人福祉事業」が 61.1%、「保育事業」が 26.7%、「障害福祉サービス等事業」が 25.7%であった。

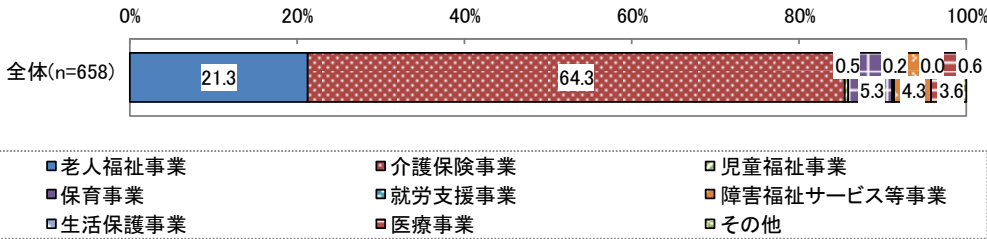
図表 196 法人が運営する事業



(7) 【軽費老人ホーム・ケアハウス以外の事業がある場合】法人が運営する事業の中で収益が最も多い事業

全体では、「介護保険事業」が 64.3%と最も高く、次いで「老人福祉事業」が 21.3%、「保育事業」が 5.3%であった。

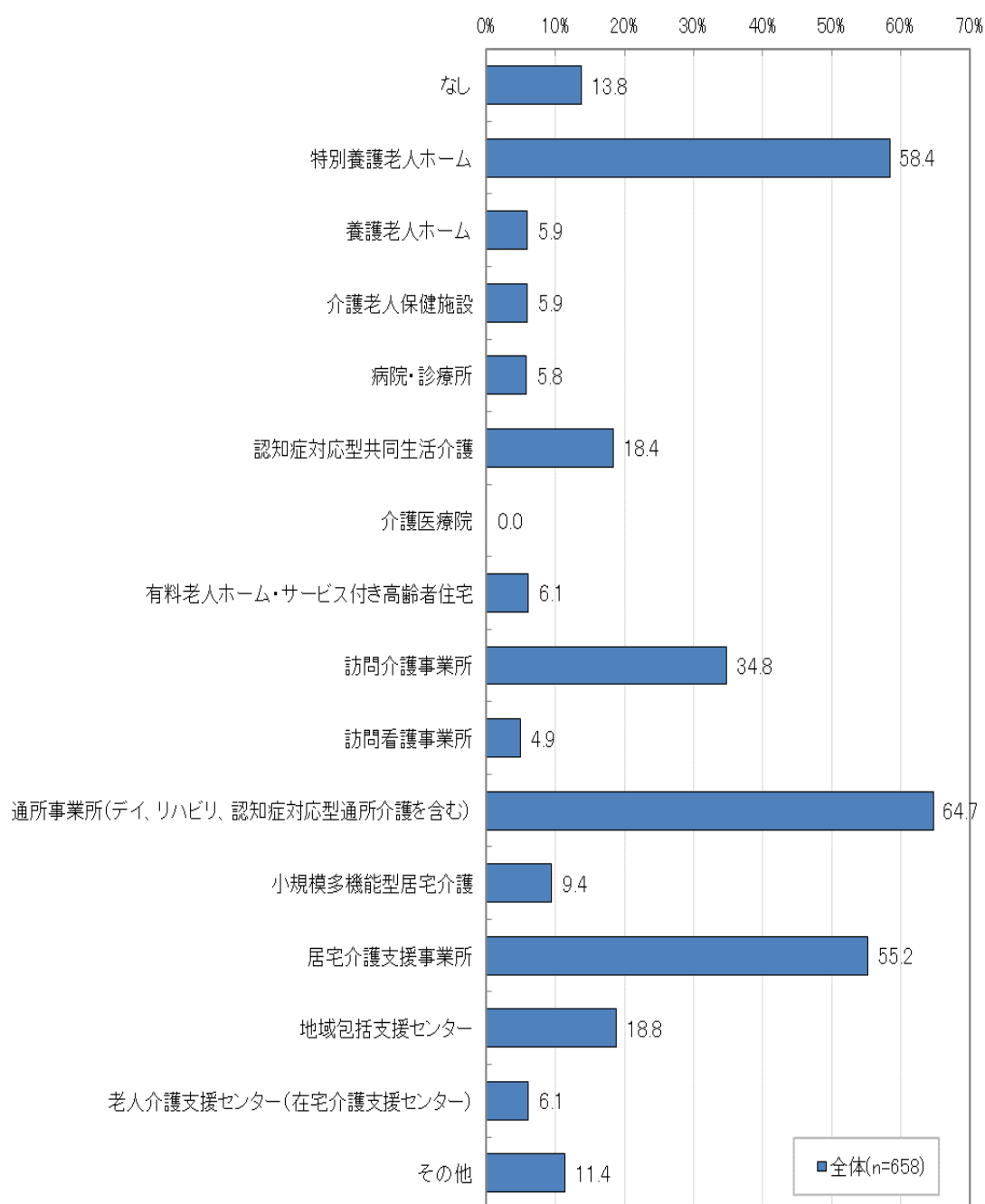
図表 197 法人が運営する事業の中で収益が最も多い事業



(8) 併設している施設・事業所

全体では、「通所事業所（デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む）」が 64.7%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム」が 58.4%、「居宅介護支援事業所」が 55.2%であった。

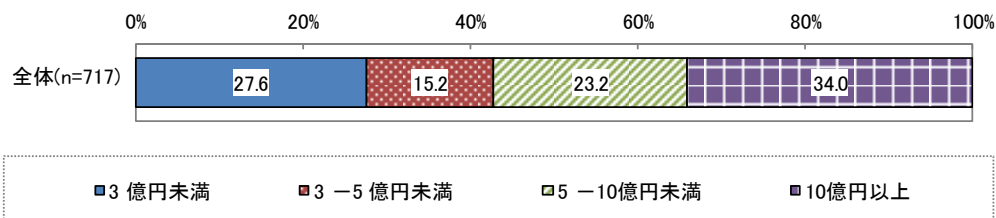
図表 198 併設している施設・事業所



(9) 法人全体のサービス活動収益計

全体では、「10 億円以上」が 34.0%と最も高く、次いで「3 億円未満」が 27.6%、「5－10 億円未満」が 23.2%であった。

図表 199 法人全体のサービス活動収益計



〈施設の経営状況別〉

〈問 23. 貴施設の経営状況〉別にみると、黒字施設では、「10 億円以上」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

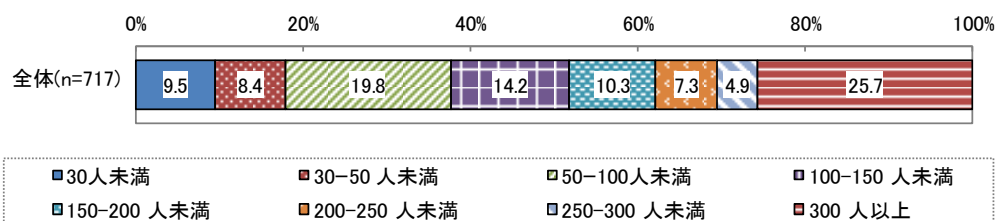
図表 200 法人全体のサービス活動収益計 [単位：%]

	調査数	3 億円未満	3－5 億円未満	5－10 億円未満	10 億円以上
全体	717	27.6	15.2	23.2	34.0
黒字	351	24.2	11.4	25.6	38.7
赤字	214	28.5	17.8	22.4	31.3
プラスマイナスゼロ	93	30.1	21.5	21.5	26.9
回答不可	59	40.7	18.6	13.6	27.1

(10) 法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）

全体では、「300 人以上」が 25.7%と最も高く、次いで「50-100 人未満」が 19.8%、「100-150 人未満」が 14.2%であった。

図表 201 法人全体の職員数



＜施設の経営状況別＞

＜問 23. 貴施設の経営状況＞別にみると、黒字施設では、「300 人以上」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 202 法人全体の職員数 [単位：％]

	調査数	30人未満	30-50 人未満	50-100人未満	100-150人未満	150-200人未満	200-250人未満	250-300人未満	300 人以上
全体	717	9.5	8.4	19.8	14.2	10.3	7.3	4.9	25.7
黒字	351	8.8	6.6	18.5	15.7	9.4	9.1	4.6	27.4
赤字	214	10.7	8.4	22.0	14.0	14.5	4.7	5.1	20.6
プラスマイナスゼロ	93	9.7	12.9	19.4	14.0	8.6	6.5	4.3	24.7
回答不可	59	8.5	11.9	20.3	6.8	3.4	6.8	6.8	35.6

(11) 規程省令の人員の規程に規定する職種について基準上必要となる人数と実際の配置職員数

基準上必要となる人数と実際の配置職員数の結果は以下の通り。

図表 203 基準上必要となる人数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
施設長	622	1.0	1.0
事務員	622	0.7	1.0
生活相談員	622	1.0	1.0
介護職員	622	3.4	2.0
看護職員	622	0.4	0.0
その他	622	1.3	1.0
合計	622	7.8	6.0

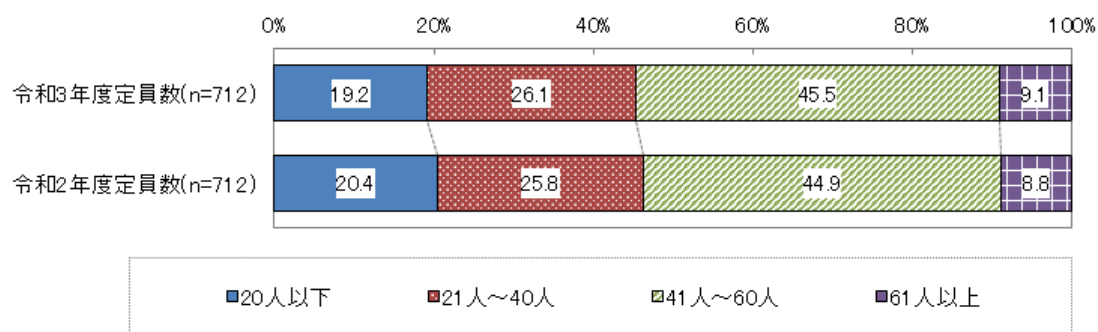
図表 204 実際の配置職員数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
施設長	717	0.9	1.0
事務員	717	0.9	1.0
生活相談員	717	1.1	1.0
介護職員	717	5.2	3.0
看護職員	717	0.6	0.0
その他	717	2.5	1.3
合計	715	11.3	8.2

(12) 問 2.1 施設の定員数、部屋数

令和 3 年度定員数では、「41 人～60 人」が 45.5%と最も高く、次いで「21 人～40 人」が 26.1%、「20 人以下」が 19.2%であった。

図表 205 施設の定員数



施設の部屋数は、2 人部屋も一部有する施設があることが確認された。

図表 206 施設の部屋数 [単位：部屋]

施設の部屋数	調査数	平均	中央値
全部屋数	717	41.4	46.0
2 人部屋	717	2.0	1.0

(13) 問 5. 年間平均常勤職員数（令和 2 年度実績）

令和 2 年度の年間平均常勤職員数の結果は以下の通り。

図表 207 年間平均常勤職員数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
年間平均常勤職員数	659	10.1	7.6
内、生活相談員分の年間平均常勤職員数	630	1.1	1.0
内、介護職員分の年間平均常勤職員数	623	4.6	2.5

(14) 問 6. 問 7. 令和 2 年度の年間延べ入居者数および介護サービスを受けた延べ入居者数

令和 2 年度の年間延べ入居者数及び介護サービスを受けた延べ入居者数の結果は以下の通り。平均値を比較すると、入居者のうち介護サービスを受けた方が、約 6 割以上いることが確認された。

図表 208 1 施設当たりの令和 2 年度の年間延べ入居者数および
介護サービスを受けた延べ入居者数等 [単位：人]

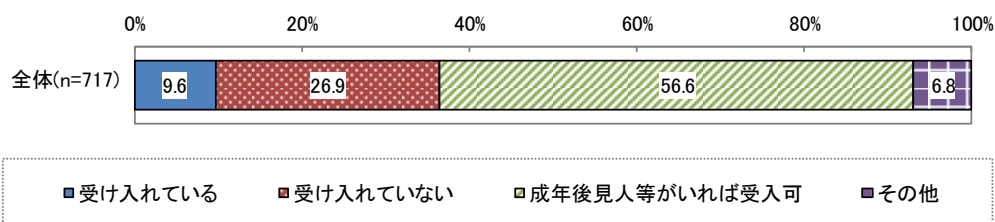
	調査数	平均	中央値
令和 2 年度の年間延べ入居者数	706	2563.7	576.0
令和 2 年度の介護サービスを受けた延べ入居者数	425	1662.6	327.0

■ 受け入れ状況

(15) 問 3. 身元保証人や緊急連絡先を確保できない高齢者からの入居申し込みがあった場合の受入れ

全体では、「成年後見人等がいれば受入可」が 56.6%と最も高く、次いで「受け入れていない」が 26.9%、「受け入れている」が 9.6%であった。

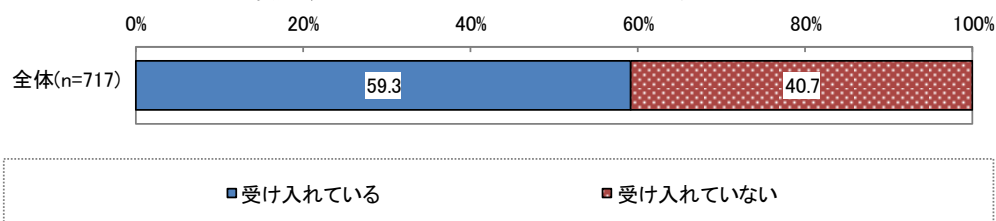
図表 209 身元保証人や緊急連絡先を確保できない高齢者からの
入居申し込みがあった場合の受入れ



(16) 問 4. 生活保護受給者の入居申し込みがあった場合の受け入れ

全体では、「受け入れている」が 59.3%、「受け入れていない」が 40.7%であった。

図表 210 生活保護受給者の入居申し込みがあった場合の受け入れ



■ 入居者の状況

(17) 問 19. 入居者の実人数

入居者の実人数の結果は以下の通り。最も多い施設は定員 160 名のうち実人数 133 名であり、最も少ない施設は定員 30 名のうち実人数 3 名であった。

図表 211 入居者の実人数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値	最大値	最小値
全体	717	40.7	43.0	133.0	3.0

(18) 問 20-1. 入居者の身体状況

要介護度別、認知症高齢者の日常生活自立度別、障害高齢者の日常生活自立度別の入居者数の結果は以下の通り。

要介護度別入居者数をみると、「自立」「要介護 1」が最も多く、次いで「要支援 1」および「要支援 2」であり、「自立」～「要介護 2」に多く分布がみられた。

図表 212 要介護度別入居者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	3 人未満	3～5 人 未満	5～10 人 未満	10 人以上	合計
1) 自立 [n=641]	113 17.6%	77 12.0%	67 10.5%	119 18.6%	265 41.3%	641 100.0%
2) 要支援 1 [n=641]	63 9.8%	111 17.3%	142 22.2%	220 34.3%	105 16.4%	641 100.0%
3) 要支援 2 [n=641]	46 7.2%	113 17.6%	144 22.5%	249 38.8%	89 13.9%	641 100.0%
4) 要介護 1 [n=641]	4 0.6%	44 6.9%	75 11.7%	212 33.1%	306 47.7%	641 100.0%
5) 要介護 2 [n=641]	52 8.1%	162 25.3%	139 21.7%	214 33.4%	74 11.5%	641 100.0%
6) 要介護 3 [n=641]	240 37.4%	234 36.5%	75 11.7%	76 11.9%	16 2.5%	641 100.0%
7) 要介護 4 [n=641]	408 63.7%	137 21.4%	47 7.3%	37 5.8%	12 1.9%	641 100.0%
8) 要介護 5 [n=641]	520 81.1%	79 12.3%	25 3.9%	14 2.2%	3 0.5%	641 100.0%
9) 申請中 [n=641]	607 94.7%	32 5.0%	2 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	641 100.0%
10) 未申請 [n=642]	571 88.9%	12 1.9%	14 2.2%	16 2.5%	29 4.5%	642 100.0%
11) 合計 [n=642]	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.1%	635 98.9%	642 100.0%

図表 213 要介護度別入居者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 自立	641	9.9	7.0
2) 要支援 1	641	5.4	5.0
3) 要支援 2	641	5.4	5.0
4) 要介護 1	641	9.9	9.0
5) 要介護 2	641	4.9	4.0
6) 要介護 3	641	2.0	1.0
7) 要介護 4	641	1.2	0.0
8) 要介護 5	641	0.5	0.0
9) 申請中	641	0.1	0.0
10) 未申請	642	1.2	0.0
11) 合計	642	40.3	42.0

認知症高齢者の日常生活自立度別入居者数をみると、「自立」が最も多く、次いで「Ⅱ」、「Ⅰ」であり、「自立」～「Ⅱ」に多く分布がみられた。

図表 214 認知症高齢者の日常生活自立度別入居者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	3 人未満	3～5 人 未満	5～10 人 未満	10 人以上	合計
1) 自立 [n=448]	82 18.3%	39 8.7%	33 7.4%	58 12.9%	236 52.7%	448 100.0%
2) Ⅰ [n=448]	104 23.2%	47 10.5%	49 10.9%	122 27.2%	126 28.1%	448 100.0%
3) Ⅱ [n=448]	106 23.7%	45 10.0%	40 8.9%	97 21.7%	160 35.7%	448 100.0%
4) Ⅲ [n=448]	228 50.9%	69 15.4%	46 10.3%	64 14.3%	41 9.2%	448 100.0%
5) Ⅳ [n=448]	354 79.0%	49 10.9%	25 5.6%	16 3.6%	4 0.9%	448 100.0%
6) M [n=448]	415 92.6%	25 5.6%	5 1.1%	2 0.4%	1 0.2%	448 100.0%
7) 不明 [n=448]	334 74.6%	15 3.3%	11 2.5%	15 3.3%	73 16.3%	448 100.0%
8) 合計 [n=448]	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	7 1.6%	440 98.2%	448 100.0%

図表 215 認知症高齢者の日常生活自立度別入居者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 自立	448	14.7	10.5
2) Ⅰ	448	6.8	5.0
3) Ⅱ	448	8.3	6.0
4) Ⅲ	448	3.2	0.0
5) Ⅳ	448	0.7	0.0
6) M	448	0.2	0.0
7) 不明	448	6.1	0.0
8) 合計	448	39.9	40.0

障害高齢者の日常生活自立度別入居者数をみると、「自立」が最も多く、次いで「J」、「A1」であり、「自立」～「A2」に多く分布がみられた。

図表 216 障害高齢者の日常生活自立度別入居者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	3 人未満	3～5 人 未満	5～10 人 未満	10 人以上	合計
1) 自立[n=412]	121 29.4%	34 8.3%	29 7.0%	56 13.6%	172 41.7%	412 100.0%
2) J[n=412]	117 28.4%	41 10.0%	57 13.8%	70 17.0%	127 30.8%	412 100.0%
3) A1[n=412]	112 27.2%	47 11.4%	51 12.4%	81 19.7%	121 29.4%	412 100.0%
4) A2[n=412]	165 40.0%	43 10.4%	32 7.8%	87 21.1%	85 20.6%	412 100.0%
5) B1[n=412]	249 60.4%	73 17.7%	36 8.7%	37 9.0%	17 4.1%	412 100.0%
6) B2[n=412]	302 73.3%	46 11.2%	22 5.3%	30 7.3%	12 2.9%	412 100.0%
7) C1[n=412]	371 90.0%	27 6.6%	9 2.2%	5 1.2%	0 0.0%	412 100.0%
8) C2[n=412]	364 88.3%	30 7.3%	12 2.9%	4 1.0%	2 0.5%	412 100.0%
9) 不明[n=412]	313 76.0%	13 3.2%	9 2.2%	10 2.4%	67 16.3%	412 100.0%
10) 合計[n=412]	0 0.0%	1 0.2%	1 0.2%	5 1.2%	405 98.3%	412 100.0%

図表 217 障害高齢者の日常生活自立度別入居者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1)自立	412	11.9	6.0
2) J	412	6.9	4.0
3) A1	412	6.7	4.0
4) A2	412	5.1	2.0
5) B1	412	1.7	0.0
6) B2	412	1.3	0.0
7) C1	412	0.2	0.0
8) C2	412	0.3	0.0
9) 不明	412	6.3	0.0
10) 合計	412	40.3	42.5

(19) 問 17 入居者の心身機能・生活上の課題等

心身機能・生活上の課題等を持つ入居者数の結果は以下の通り。

「通院や外出時の付き添いが必要」が最も多く、次いで「入浴介助が必要（一部介助を含む）」、「医療的ケア（痰吸引、経管栄養、服薬管理等が必要）」であった。

図表 218 心身機能・生活上の課題等を持つ入居者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	3 人未満	3～5 人未満	5～10 人未満	10 人以上	合計
1) 自立歩行が困難（一部介助を含む） [n=474]	174 36.7%	89 18.8%	40 8.4%	44 9.3%	127 26.8%	474 100.0%
2) 食事介助が必要（一部介助を含む） [n=438]	309 70.5%	55 12.6%	22 5.0%	32 7.3%	20 4.6%	438 100.0%
3) 入浴介助が必要（一部介助を含む） [n=531]	36 6.8%	27 5.1%	38 7.2%	97 18.3%	333 62.7%	531 100.0%
4) 知的障害[n=442]	287 64.9%	129 29.2%	19 4.3%	6 1.4%	1 0.2%	442 100.0%
5) 精神障害（発達障害を含む）[n=459]	194 42.3%	142 30.9%	68 14.8%	41 8.9%	14 3.1%	459 100.0%
6) 視覚・聴覚障害 [n=479]	166 34.7%	161 33.6%	72 15.0%	57 11.9%	23 4.8%	479 100.0%
7) 難治性疾患・難病 [n=429]	249 58.0%	147 34.3%	24 5.6%	9 2.1%	0 0.0%	429 100.0%
8) 家族等からの虐待 [n=428]	316 73.8%	88 20.6%	18 4.2%	6 1.4%	0 0.0%	428 100.0%
9) 矯正施設対処後の 住居確保困難[n=391]	378 96.7%	5 1.3%	1 0.3%	3 0.8%	4 1.0%	391 100.0%
10) 医療的ケア（痰吸引、 経管栄養、服薬管理等が必要） [n=461]	168 36.4%	18 3.9%	27 5.9%	53 11.5%	195 42.3%	461 100.0%
11) 人間関係の構築に 課題、集団生活が困難 [n=439]	250 56.9%	105 23.9%	35 8.0%	28 6.4%	21 4.8%	439 100.0%
12) 通院や外出時の付き 添いが必要[n=517]	39 7.5%	29 5.6%	36 7.0%	77 14.9%	336 65.0%	517 100.0%
13) 夜間の見守りが必 要[n=425]	278 65.4%	33 7.8%	12 2.8%	18 4.2%	84 19.8%	425 100.0%
14) その他の生活課題 [n=411]	273 66.4%	50 12.2%	28 6.8%	18 4.4%	42 10.2%	411 100.0%

図表 219 心身機能・生活上の課題等 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 自立歩行が困難(一部介助を含む)	474	7.4	2.0
2) 食事介助が必要(一部介助を含む)	438	1.8	0.0
3) 入浴介助が必要(一部介助を含む)	531	16.4	13.0
4) 知的障害	442	0.7	0.0
5) 精神障害(発達障害を含む)	459	2.1	1.0
6) 視覚・聴覚障害	479	2.5	1.0
7) 難治性疾患・難病	429	0.8	0.0
8) 家族等からの虐待	428	0.5	0.0
9) 矯正施設対処後の住居確保困難	391	0.3	0.0
10) 医療的ケア(痰吸引、経管栄養、服薬管理等が必要)	461	11.8	6.0
11) 人間関係の構築に課題、集団生活が困難	439	1.9	0.0
12) 通院や外出時の付き添いが必要	517	17.5	14.0
13) 夜間の見守りが必要	425	6.6	0.0
14) その他の生活課題	411	3.3	0.0

(20) 問 18 障害者手帳の所持者数

障害者手帳の所持者数の結果は以下の通り。

「身体障害者手帳」の所持者が最も多く、次いで「精神保健福祉手帳」、「療育手帳」であった。

図表 220 障害者手帳の所持者数 [単位：人]

	調査数	平均
1) 身体障害者手帳	555	4.2
2) 療育手帳	413	0.4
3) 精神保健福祉手帳	428	0.8

図表 221 障害者手帳の所持者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	0 人	3 人未 満	3～5 人 未満	5～10 人未満	10 人以 上	合計
1) 身体障害者手帳[n=555]	36 6.5%	160 28.8%	140 25.2%	175 31.5%	44 7.9%	555 100.0%
2) 療育手帳[n=413]	310 75.1%	94 22.8%	5 1.2%	4 1.0%	0 0.0%	413 100.0%
3) 精神保健福祉手帳[n=428]	284 66.4%	105 24.5%	25 5.8%	12 2.8%	2 0.5%	428 100.0%

■ 施設の経営等の状況

(21) 問 8. 問 9. 施設のサービス活動収益等

施設のサービス活動収益等の結果は以下の通り。

図表 222 施設のサービス活動収益等 [単位：千円／年]

	調査数	平均	中央値
問 8. 施設のサービス活動収益	698	96,104	85,589
問 9. 施設のサービス活動増減差額	698	4,089	2,000
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率 [単位：％]	698	3.5	2.7

(22) 問 10. -問 14. 人件費、給食費、水道光熱費、燃料費、入居一時金

人件費、給食費、水道光熱費、燃料費、入居一時金の結果は以下の通り。

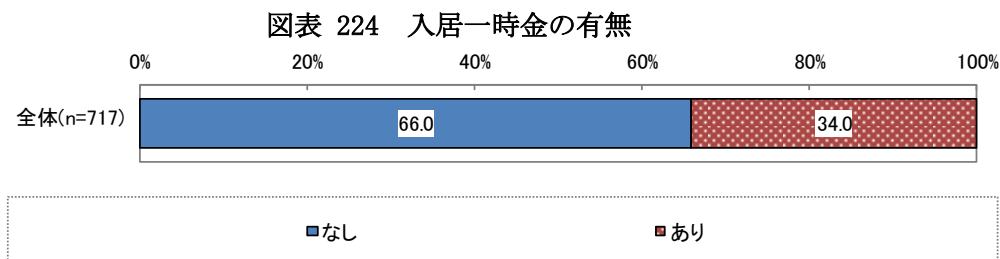
図表 223 人件費、給食費、水道光熱費、燃料費、入居一時金 [単位：千円／年]

	調査数	平均	中央値
人件費	698	46,439	34,928
内、生活相談員の人件費	477	4,654	4,455
内、介護職員分の人件費	474	17,310	8,247
職員 1 人当たり人件費	646	5,266	4,684
生活相談員 1 人当たり人件費	437	4,742	4,360
介護職員 1 人当たり人件費	433	3,931	3,351
給食費（給食業務の委託費を含む）	691	15,608	12,953
給食業務の委託費	321	12,499	11,082
給食業務委託費に材料費も含めている場合の材料費	96	10,658	11,102
1 人 1 月当たり食費 [単位：千円／月]	682	286.55	23.52
事業費における水道光熱費	694	6,684	5,708
1 人 1 月当たり水道光熱費 [単位：千円／月]	684	27	12
事業費における燃料費	442	1,629	1,029
入居一時金の額 [単位：千円]	235	813	300

※人件費は社会保険料等を含む

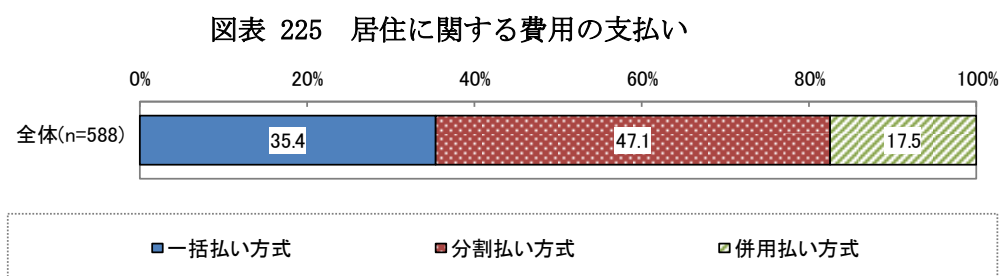
(23) 問 14. 入居一時金の有無

全体では、「なし」が 66.0%、「あり」が 34.0%であった。



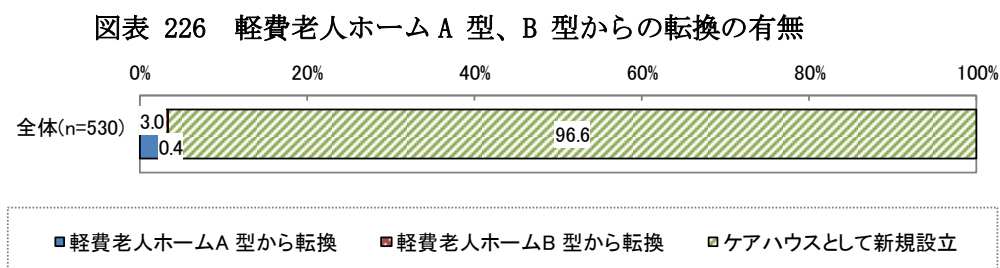
(24) 問 15. 居住に関する費用の支払い

全体では、「分割払い方式」が 47.1%と最も高く、次いで「一括払い方式」が 35.4%、「併用払い方式」が 17.5%であった。



(25) 問 16. 軽費老人ホーム A 型、B 型からの転換の有無

全体では、「ケアハウスとして新規設立」が 96.6%と最も高く、次いで「軽費老人ホーム A 型から転換」が 3.0%、「軽費老人ホーム B 型から転換」が 0.4%であった。



(26) 問 17. 入居者本人からの徴収額に関する、対象収入階層区分別人数

令和 3 年 11 月 1 日現在の対象収入層区分人数の結果は以下の通り。

全体では、「1,500,000 円以下」が 54.9%と最も高く、次いで「1,500,001 円～2,000,000 円以下」、「2,000,001 円～2,500,000 円以下」であった。

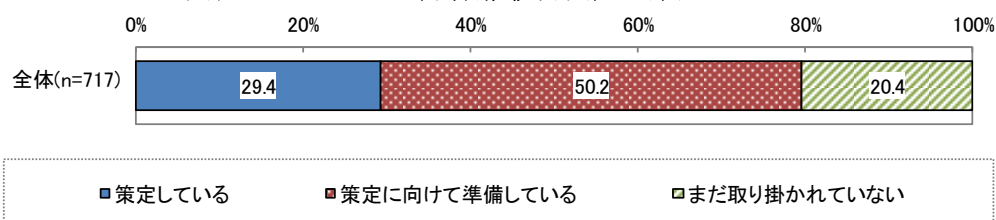
図表 227 被措置者からの徴収額に関する、対象収入階層区分別人数

	調査数	総数(人)	割合(%)
全体	626	24,028	100.0
1,500,000 円以下	626	13,190	54.9
1,500,001 円～2,000,000 円以下	626	6,260	26.1
2,000,001 円～2,500,000 円以下	626	3,343	13.9
2,500,001 円～3,000,000 円以下	626	902	3.8
3,000,001 円 3,400,000 円以下	626	276	1.1
3,400,000 円以上	626	57	0.2

(27) 問 18. BCP（事業継続計画）は策定

全体では、「策定に向けて準備している」が 50.2%と最も高く、次いで「策定している」が 29.4%、「まだ取り掛かれていない」が 20.4%であった。

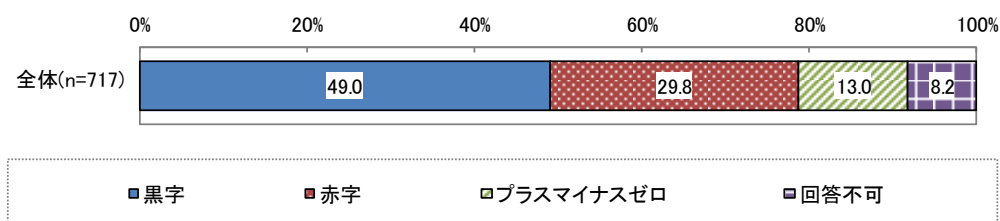
図表 228 BCP（事業継続計画）は策定



(28) 問 23. 貴施設の経営状況

全体では、「黒字」が 49.0%と最も高く、次いで「赤字」が 29.8%、「プラスマイナスゼロ」が 13.0%であった。

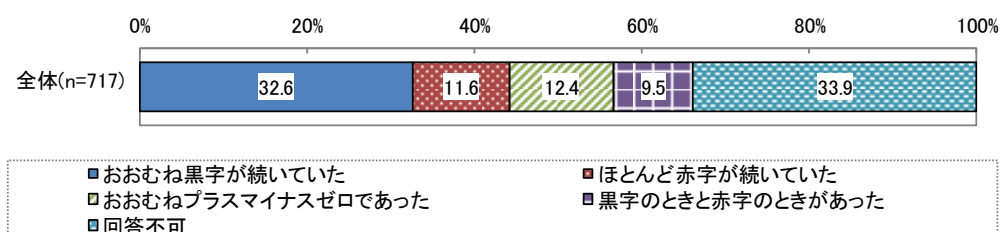
図表 229 貴施設の経営状況



(29) 問 23-1. 平成 16 年度（2004 年度）の一般財源化以前の経営状況

全体では、「おおむね黒字が続いていた」が 32.6%と最も高く、次いで「おおむねプラスマイナスゼロであった」が 12.4%、「ほとんど赤字が続いていた」が 11.6%であった。

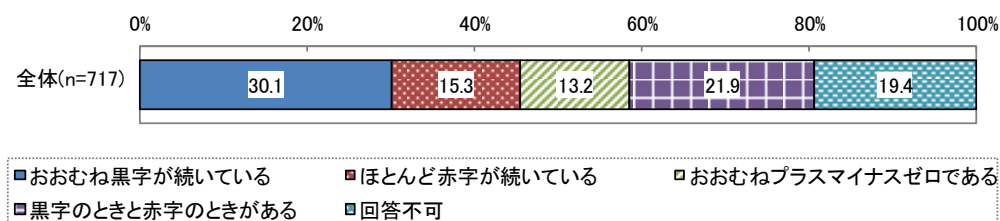
図表 230 平成 16 年度（2004 年度）の一般財源化以前の経営状況



(30) 問 23-2. 平成 16 年度（2004 年度）の一般財源化以降の経営状況

全体では、「おおむね黒字が続いている」が 30.1%と最も高く、次いで「黒字のときと赤字のときがある」が 21.9%、「ほとんど赤字が続いている」が 15.3%であった。

図表 231 平成 16 年度（2004 年度）の一般財源化以降の経営状況

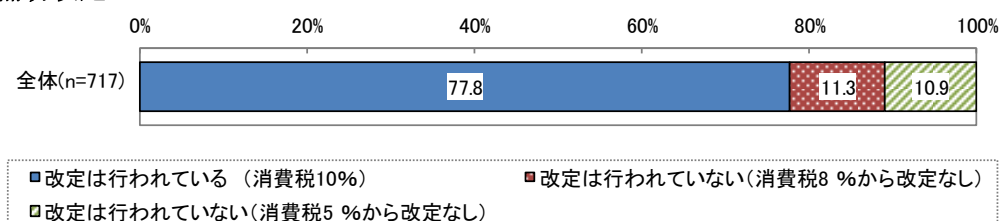


■ 事務費・補助等の状況

(31) 問 24. 貴施設の所在する都道府県（指定都市・中核市含む）における、消費税改定による事務費補助改定

全体では、「改定は行われている（消費税 10%）」が 77.8%と最も高く、次いで「改定は行われていない（消費税 8 %から改定なし）」が 11.3%、「改定は行われていない（消費税 5 %から改定なし）」が 10.9%であった。

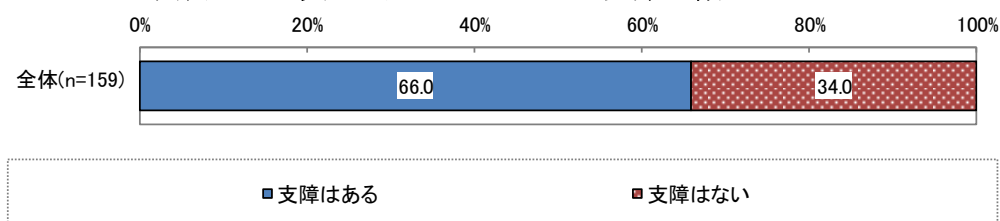
図表 232 貴施設の所在する都道府県（指定都市・中核市含む）における、消費税改定による事務費補助改定



(32) 問 24-1. 【問 24 で「改定は行われていない」と回答した方】改定されないことによる支障の有無

全体では、「支障はある」が 66.0%と最も高く、次いで「支障はない」が 34.0%であった。

図表 233 改定されないことによる支障の有無



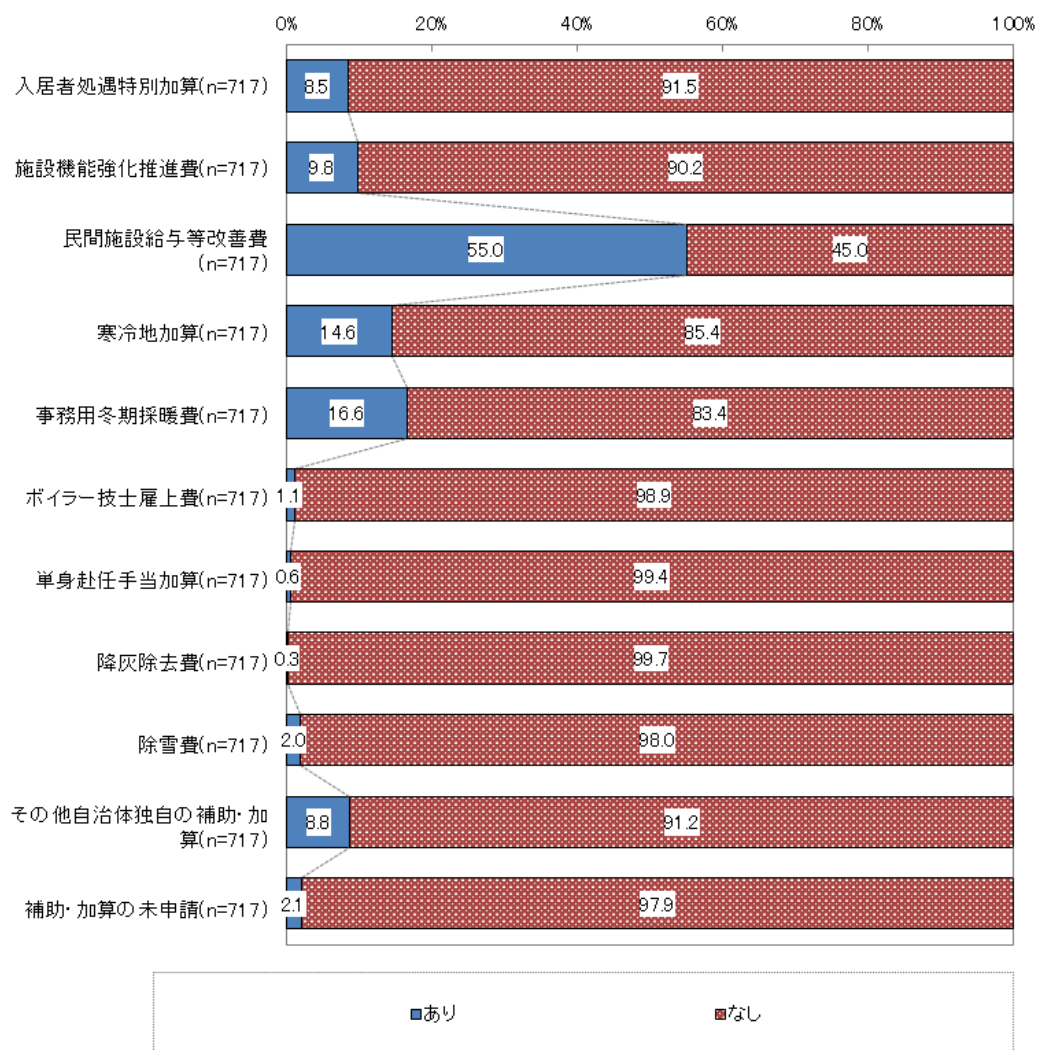
(33) 問 24-1 で「1. 支障はある」と回答した方、その理由

※主な回答は以下の通り。

- ・ 開設以来、赤字が続いているため。
- ・ ケアハウス一般職員には処遇改善や特定処遇改善がないので介護保険事業から捻出している。
- ・ 物価・人件費等の上昇に対して、財源は横ばいで苦しい状況です。
- ・ 数年前より赤字経営となる年が増えたきた為。
- ・ 給食業務すべてを委託業者に実施していますので、ケアハウス運営上業務委託費が総支出の 13%以上となっており、一昨年より 100 万円以上増額となりました。
- ・ 給食費や備品購入等購入に支障がある。
- ・ 消費税増税による実質支出の増額になっている。しかし、収入は、以前から増額無しのため、年々必要経費の増額により、給与等の待遇改善が進まない状況である。また、給与等の待遇面において他業種と比較し劣る為、離職率が高い。
- ・ 事務費が減額されることも多く、修繕費も増えていく中で運営できません。他の事業より繰り入れをして運営しています。
- ・ 委託業者費・水熱光費・すべてに消費税が掛かり、負担が大きい。
- ・ 建替え・大規模修繕の費用を積み立てることができない。
- ・ 消費税増額により支出が増額したにも関わらず、事務費補助が上がらない現状により、収入が大幅に減少している。
- ・ 経費の増加により経営状況の悪化が進む。最低賃金の上昇も相まって、入札をする度に委託費が上昇していく傾向。
- ・ 外注費等（工事費、修繕費、業務委託費）は消費税 10%のため負担感は大きい。
- ・ 電気水道、通信費、修繕費等費用の法人負担分が大きい。
- ・ 食品、物品、工事費用など全ての購入に金額が上がってしまうため、財務を圧迫する。
- ・ 消費税増税や最低賃金のアップに伴う人件費の大幅な増加等費用が増えていく一方で、収入については変更がない状況が続いている為、施設の持ち出しや法人内介護保険サービス等による収益で経営を何とか維持しており、身を削っている現状である。
- ・ 当県では、通知にある事務費の地域区分別料金設定は一切反映されておらず、また民改費もないため基準上の職員配置をただで毎年少赤字であり、施設単独での経営は不可能となっています。
- ・ 事務費の改定はないが、業務委託費等は 10%で請求がある為、費用負担が増え職員の昇給等が難しい状況にある。

- (34) 問 25. 都道府県（指定都市、中核市）からの事務費補助金の支給実績の有無
全体では、「なし」が約 45～100%と最も高い割合であった。

図表 234 都道府県（指定都市、中核市）からの事務費補助金の支給実績の有無



〈施設の経営状況別〉

〈問 23. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設では、「なし」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

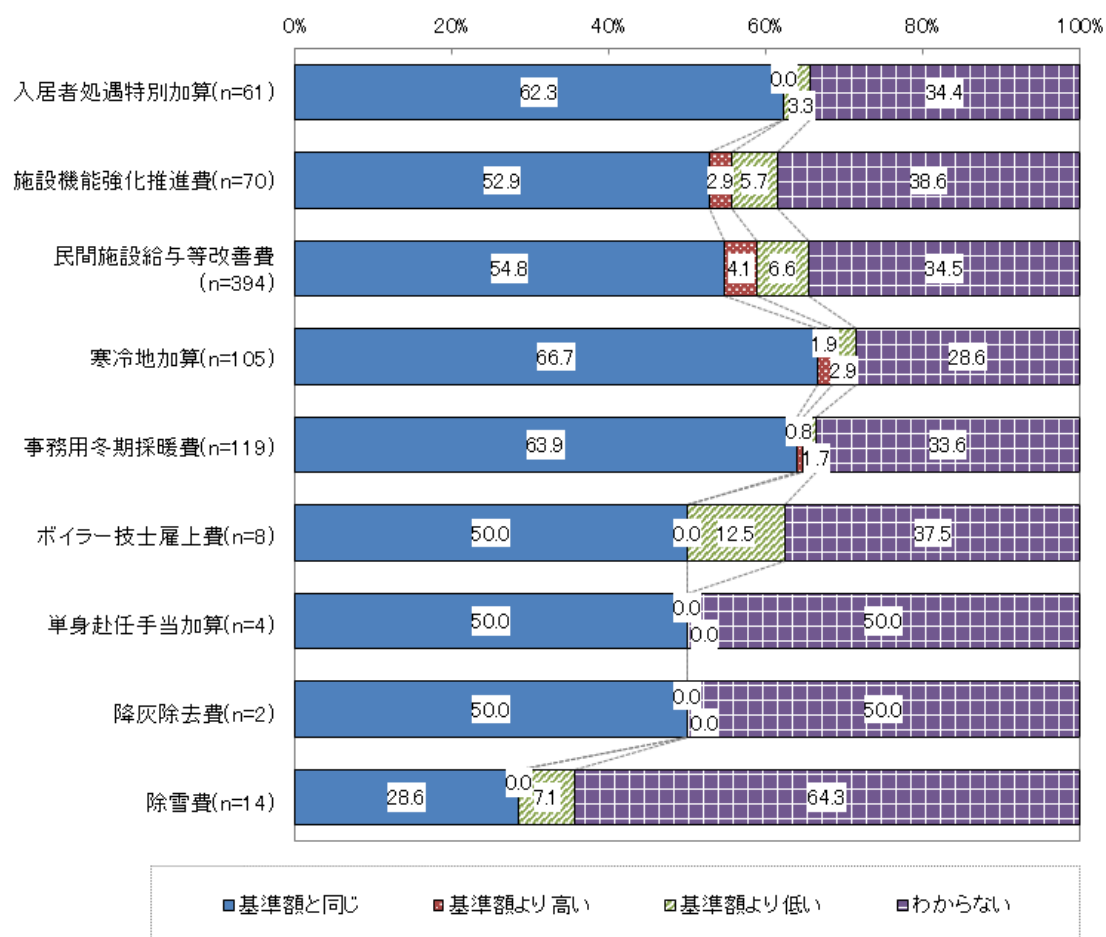
図表 235 (問 25. 2) 施設機能強化推進費-支給実績の有無[単位：%]

	調査数	あり	なし
全体	717	9.8	90.2
黒字	351	12.0	88.0
赤字	214	7.0	93.0
プラスマイナスゼロ	93	9.7	90.3
回答不可	59	6.8	93.2

(35) 問 25-1. 【問 25 の 1) で「あり」と回答した方】都道府県からの事務費補助金と国の基準額との比較

全体では、「基準額と同じ」が約 30～70%と最も高い割合であった。

図表 236 都道府県からの事務費補助金と国の基準額の比較



■ 施設の現状（入居者の利用状況等）

(36) 問 26. 直近 3 年の施設全体の年間延べ入居者数

直近 3 年の施設全体の年間延べ入居者数をみると、令和 2 年度に減少がみられていた。

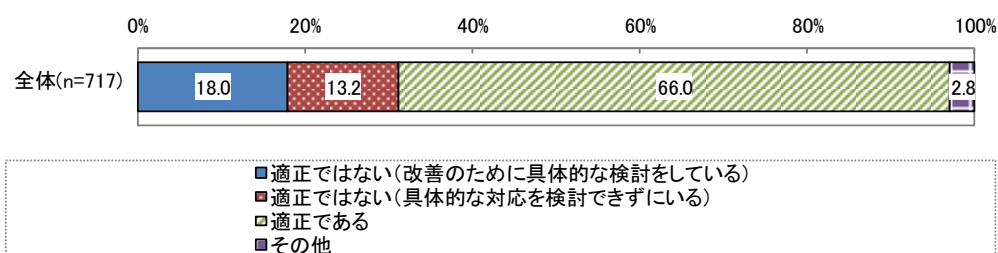
図表 237 直近 3 年の施設全体の年間延べ入居者数 [単位：人／年]

	調査数	平均	中央値
1) 平成 30 年度	709	2902.1	579.0
2) 令和元年度	711	2915.2	582.0
3) 令和 2 年度(再掲)	706	2563.7	576.0

(37) 問 27. 現在の施設全体の利用率の状況

全体では、「適正である」が 66.0%と最も高く、次いで「適正ではない（改善のために具体的な検討をしている）」が 18.0%、「適正ではない（具体的な対応を検討できずにいる）」が 13.2%、「適正ではない（具体的な対応を検討できずにいる）」が 13.2%であった。

図表 238 現在の施設全体の利用率の状況



＜施設の経営状況別＞

＜問 23. 貴施設の経営状況＞別にみると、赤字施設では、「適正ではない（改善のために具体的な検討をしている）」の回答割合が他の施設に比べ高かった。

図表 239 現在の施設全体の利用率の状況 [単位：%]

	調査数	適正ではない（改善のために具体的な検討をしている）	適正ではない（具体的な対応を検討できずにいる）	適正である	その他
全体	717	18.0	13.2	66.0	2.8
黒字	351	16.8	10.5	71.5	1.1
赤字	214	22.4	15.4	57.5	4.7
プラスマイナスゼロ	93	17.2	18.3	59.1	5.4
回答不可	59	10.2	13.6	74.6	1.7

(38) 問 28. 直近 3 年の待機者数

直近 3 年の年度末時点での待機者数と令和 3 年度 11 月 1 日での待機者数の結果は以下の通り。

軽費老人ホーム・ケアハウスの多くは待機者がいる状況であった。また、待機者数は、全体としては横ばいで推移しており、年々減少傾向にある施設と増加傾向にある施設があった。令和 3 年度 11 月 1 日時点で待機者数が 0 の施設は 158 施設（全体の 22.0%）であった。

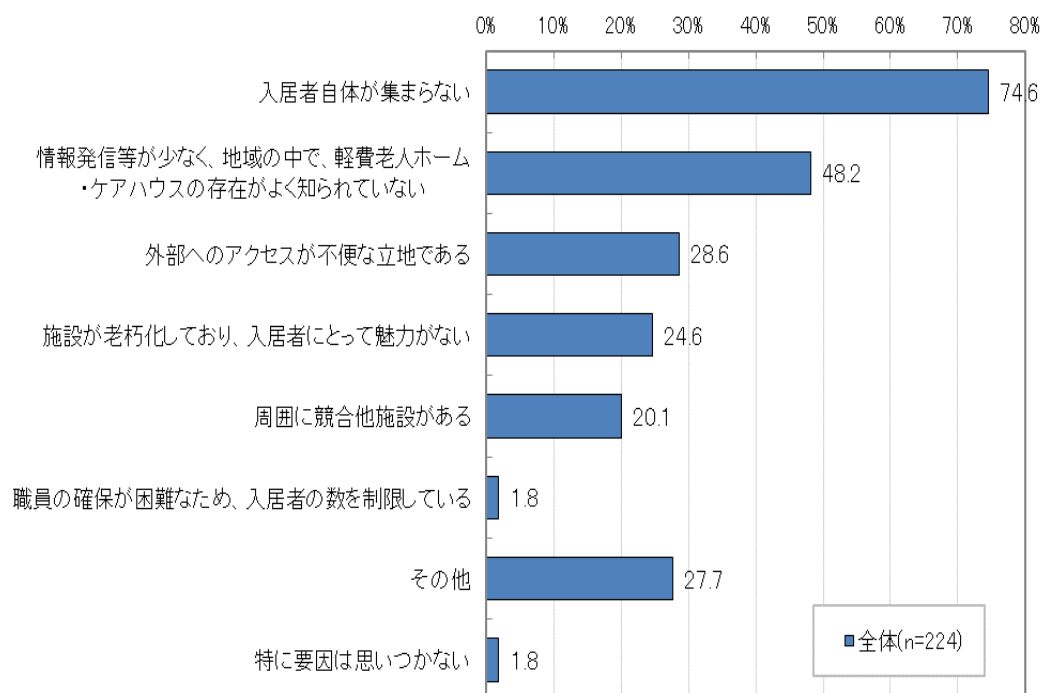
図表 240 直近 3 年の待機者数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値	最大値	最小値
1)平成 30 年度(平成 31 年 3 月時点)	560	13.9	5.0	109.0	0.0
2)令和元年度(令和 2 年 3 月時点)	564	14.2	5.0	115.0	0.0
3)令和 2 年度(令和 3 年 3 月時点)	569	13.4	5.0	90.0	0.0
4)令和 3 年度(令和 3 年 11 月 1 日時点)	717	14.3	5.0	93.0	0.0

(39) 問 29. 【問 27 で「適正ではない」と回答した方】利用率が上がらない原因

全体では、「入居者自体が集まらない」が 74.6%と最も高く、次いで「情報発信等が少なく、地域の中で、軽費老人ホーム・ケアハウスの存在がよく知られていない」が 48.2%、「外部へのアクセスが不便な立地である」が 28.6%であった。

図表 241 利用率が上がらない原因



〈施設の経営状況別〉

〈問 23. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設では、「周囲に競合他施設がある」「施設が老朽化しており、入居者にとって魅力がない」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 242 利用率が上がらない原因 [単位：％]

	調査数	入居者自 体が集ま らない	職員の確 保が困難 なため、 入居者の 数を制限 している	周囲に競 合他施設 がある	施設が老 朽化して おり、入 居者に とって魅 力がない	情報発信 等が少な く、地域 の中で、 軽費老人 ホーム・ ケアハウ スの存在 がよく知 られてい ない	外部への アクセス が不便な 立地であ る	その他	特に要因 は思いつ かない
全体	224	74.6	1.8	20.1	24.6	48.2	28.6	27.7	1.8
黒字	96	77.1	1.0	19.8	22.9	44.8	33.3	27.1	3.1
赤字	81	72.8	1.2	25.9	29.6	46.9	28.4	27.2	1.2
プラスマイナスゼロ	33	66.7	3.0	9.1	21.2	63.6	21.2	30.3	0.0
回答不可	14	85.7	7.1	14.3	14.3	42.9	14.3	28.6	0.0

(40) 問 27 で利用率が上がらない原因について

※主な回答は以下の通り。

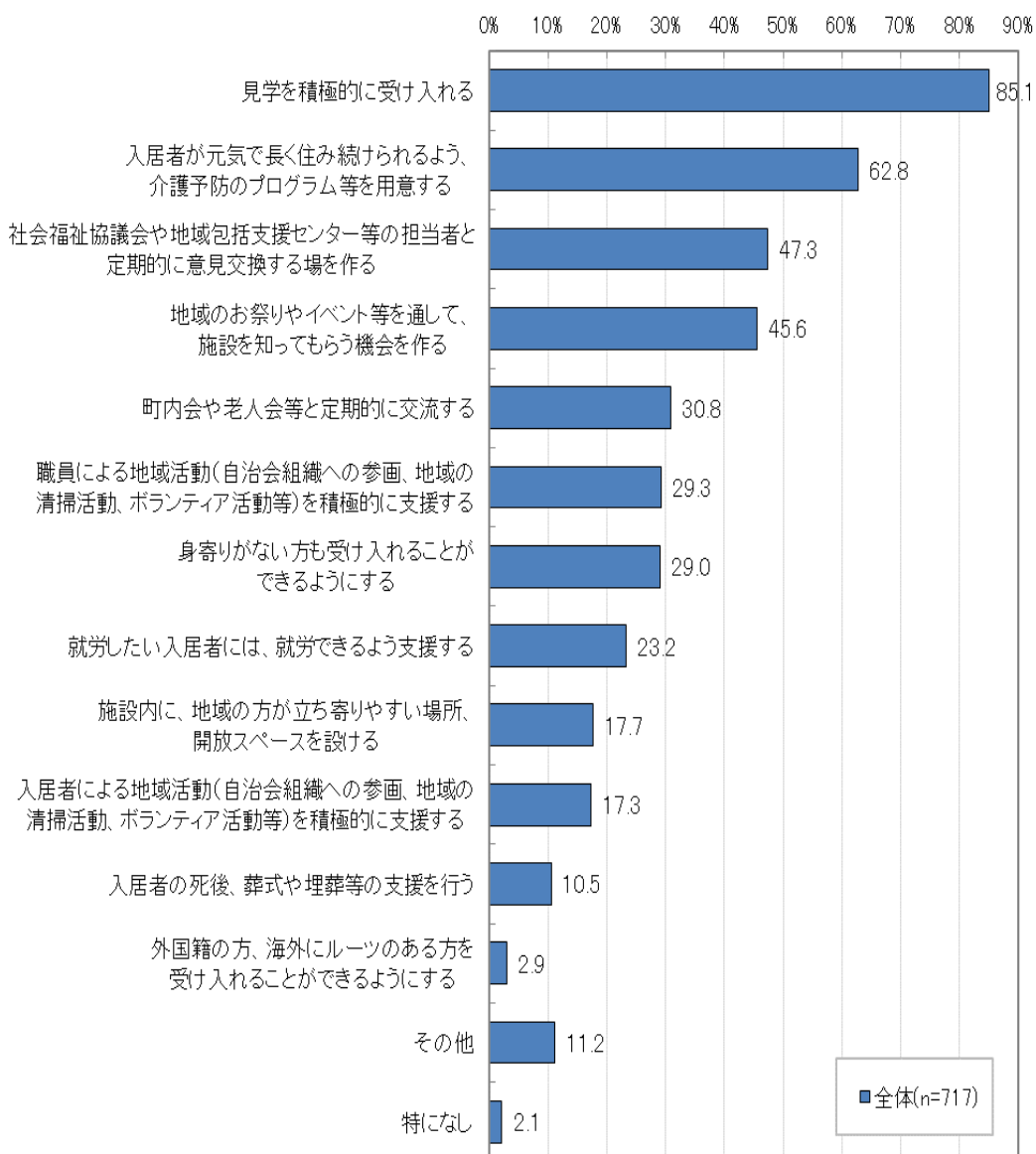
- ・ 高齢化によるレベル低下や認知症など、軽費での生活が困難となり、退居者が増加している。
- ・ 入所調整・居室準備に時間が必要なため。
- ・ 夫婦部屋の利用が無い。
- ・ 入居の相談者のほぼ全てが認知症等の要介護者だが、ハード面、ソフト面とも要介護者に対応できる状況でないため入居希望に応えられない。
- ・ 2人部屋が、定数に足りず、改善方法として1名部屋に改築したいが、資金が足りず改築できない状況。
- ・ 自立していないと入居できないという自立型ケアハウスの前提が入居希望者のハードルを高くしている。
- ・ 生活保護受給者の受け入れができない。(保護費が利用料を下回るため)

■ 施設の現状（職員及び取組について）

（41） 問 30. 入居希望者を増やすために検討される取組

全体では、「見学を積極的に受け入れる」が 85.1%と最も高く、次いで「入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が 62.8%、「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る」が 47.3%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る」が 45.6%であった。

図表 243 入居希望者を増やすために検討される取組



＜施設の経営状況別＞

＜問 23. 貴施設の経営状況＞別にみると、黒字施設では、「職員による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

図表 244 入居希望者を増やすために検討される取組 [単位：％]

	調査数	見学を積極的に受け入れる	町内会や老人会等と定期的に交流する	地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る	社会福祉協議会や地域包括支援センター等と定期的に意見交換する場を作る	施設内に、地域の方が立ち寄りやすい場所、開放スペースを設ける	入居者による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する	職員による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する	入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラムを用意する	就労したい入居者には、就労できるような支援をする	外国籍の方、海外にルーツのある方を受け入れることができるようにする	身寄りがない方も受け入れることができるようにする	入居者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う	その他	特になし
全体	717	85.1	30.8	45.6	47.3	17.7	17.3	29.3	62.8	23.2	2.9	29.0	10.5	11.2	2.1
黒字	351	86.6	32.5	46.7	48.1	17.9	17.7	31.3	63.5	21.9	3.4	28.5	10.5	8.3	1.4
赤字	214	85.0	31.3	46.7	49.1	18.2	15.9	26.2	64.5	27.6	2.8	29.9	11.7	15.9	1.4
プラスマイナスゼロ	93	77.4	32.3	45.2	47.3	19.4	17.2	31.2	64.5	21.5	2.2	31.2	9.7	7.5	4.3
回答不可	59	88.1	16.9	35.6	35.6	11.9	20.3	25.4	49.2	16.9	1.7	25.4	6.8	16.9	5.1

(42) 問 30. 入居希望者を増やすために検討される取組について

※主な回答は以下の通り。

- ・ 施設内に介護予防センターを併設している。
- ・ 個別支援に力を入れている。その人らしさを重視する支援。
- ・ 他の競合施設との大きな違いは生活保護受給者の受け入れが可能であることなのでそれを周知している。
- ・ ホームページに施設紹介の動画、町広報への広告。
- ・ NPO 法人と協力して 編み物教室や食堂を開設。
- ・ 地方紙に広告。ネットの検索サイトへ登録。
- ・ 広告等を利用し、認知及び入居希望者の確保に努めている。
- ・ 地域包括支援センターへパンフレットを郵送し、施設 PR を行っている。
- ・ 入居者が元気で長く住み続けられるようレクリエーション活動等を用意する。
- ・ 利用者が社会貢献活動できるよう、関連機関と調整し職員が仲介役となる。
- ・ 入居時の一時金不要。
- ・ 豪雪地帯のため、冬期間など短期入居希望の方も受け入れる。
- ・ 生活保護受給者等経済的な困難を抱えている方の受け入れを進める。
- ・ 入居者ご家族との信頼関係を構築し入居希望者を紹介していただく。
- ・ 趣味活動支援：ミニ農園等。
- ・ 広報誌を作成し、過去のイベント参加者等に配布している。
- ・ 病院、居宅事業所への営業活動。
- ・ 買い物支援、行事やサークル活動の充実。
- ・ 積極的に地域包括支援センターや地域の介護支援事業所に対してパンフレットを持参して営業活動を行っている。

(43) 問 31. 貴施設の職員の保有資格の現在の人数

職員の保有資格の現在の人数の結果は以下の通り。

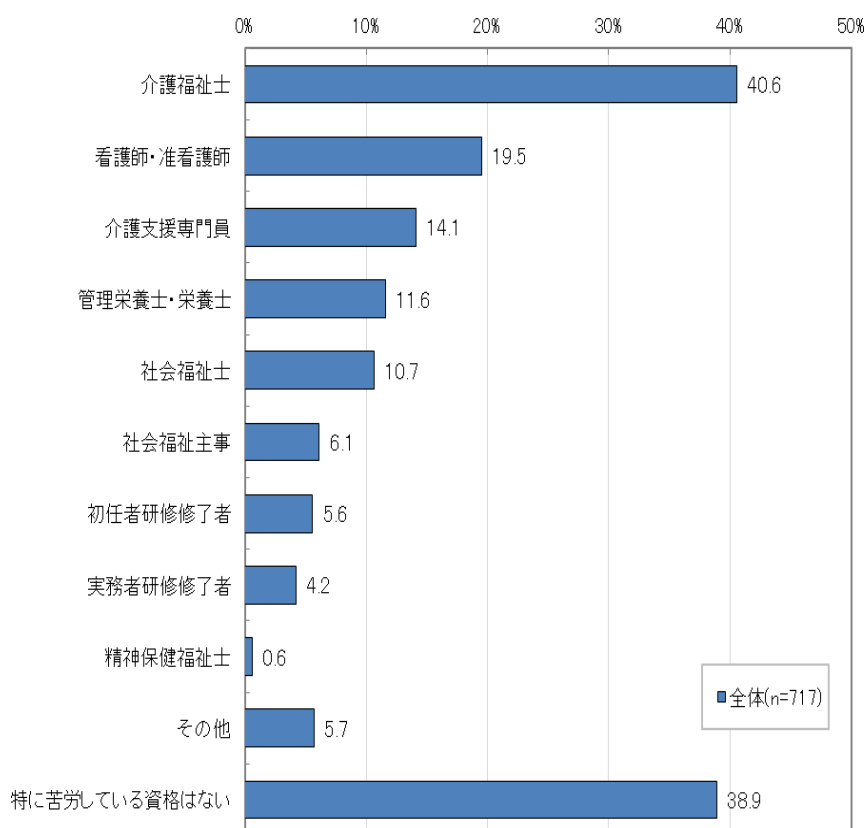
図表 245 貴施設の職員の保有資格の人数 [単位：人]

	調査数	平均	中央値
1) 介護福祉士	628	4.3	2.5
2) 介護支援専門員	522	1.5	1.0
3) 社会福祉士	448	0.7	1.0
4) 精神保健福祉士	358	0.1	0.0
5) 看護師・准看護師	436	1.3	1.0
6) 管理栄養士・栄養士	525	1.0	1.0
7) 社会福祉主事	551	1.6	1.0
8) 初任者研修修了者	458	1.9	1.0
9) 実務者研修修了者	388	1.0	0.0
10) その他	357	1.0	0.0

(44) 問 31-1. 貴施設の職員の採用で苦勞している資格

全体では、「介護福祉士」が 40.6%と最も高く、次いで「看護師・准看護師」が 19.5%、「介護支援専門員」が 14.1%であった。また「特に苦勞している資格はない」(38.9%)であった。

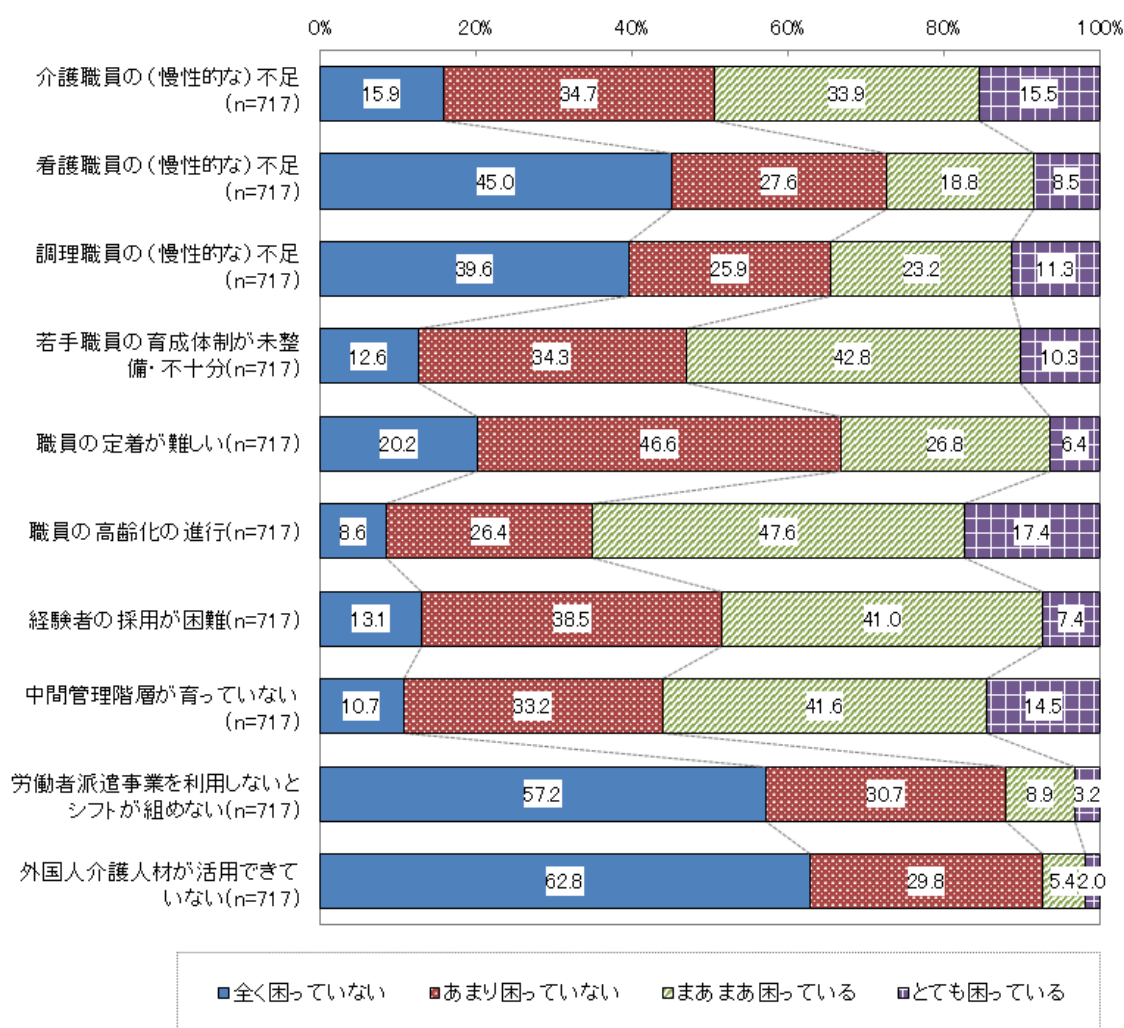
図表 246 貴施設の職員の採用で苦勞している資格



(45) 問 32. 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して、下記 1) ～10) の内容について、どの程度困っているかお答えください。

全体では、「とても困っている」「まあまあ困っている」との回答割合が職員の高齢化の進行で最も高くなっている。

図表 247 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して、どの程度困っているかお答えください。



〈施設の経営状況別〉

〈問 23. 貴施設の経営状況〉別にみると、赤字施設及びプラスマイナスゼロの施設では、「まあまあ困っている」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

図表 248 (問 32.8) どの程度困っているか-中間管理階層が育っていない [単位：％]

	調査数	全く困っていない	あまり困っていない	まあまあ困っている	とても困っている
全体	717	10.7	33.2	41.6	14.5
黒字	351	10.8	35.9	37.9	15.4
赤字	214	12.6	26.2	47.2	14.0
プラスマイナスゼロ	93	7.5	32.3	46.2	14.0
回答不可	59	8.5	44.1	35.6	11.9

(46) 問 33. 直近 3 年間の職員の離職率

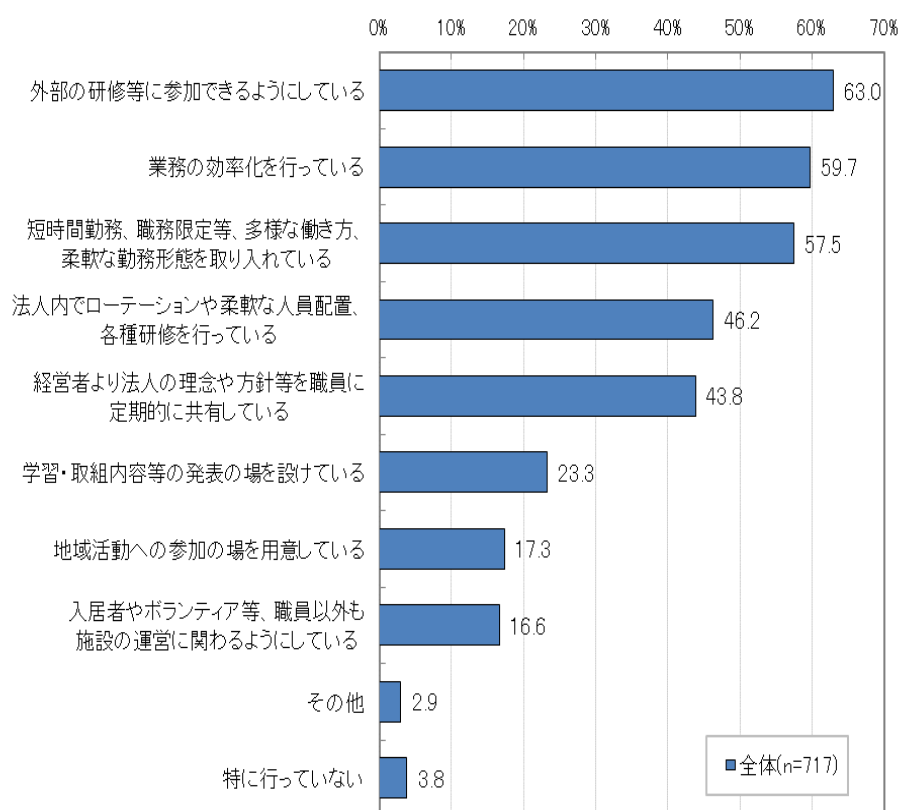
図表 249 直近 3 年間の職員の離職率 [単位：％]

	調査数	平均	中央値
1) 平成 30 年度	549	9.0	0.0
2) 令和元年度	557	9.5	5.2
3) 令和 2 年度	561	9.0	1.7

(47) 問 34 . 職員の育成、定着のために行っている取組

全体では、「外部の研修等に参加できるようにしている」が 63.0%と最も高く、次いで「業務の効率化を行っている」が 59.7%、「短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている」が 57.5%であった。

図表 250 職員の育成、定着のためにやっている取組



＜施設の経営状況別＞

＜問 23. 貴施設の経営状況＞別にみると、黒字施設では、「経営者より法人の理念や方針等を職員に定期的に共有している」「学習・取組内容等の発表の場を設けている」「入居者やボランティア等、職員以外も施設の運営に関わるようにしている」の回答割合が赤字施設に比べ高い。

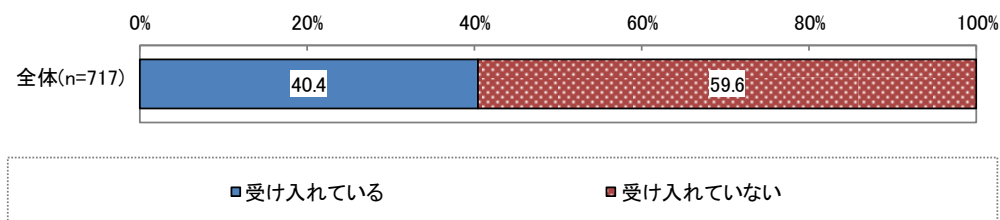
図表 251 職員の育成、定着のためにやっている取組 [単位：％]

	調査数	短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている	業務の効率化を行っている	法人内でローテーションや柔軟な人員配置、各種研修を行っている	外部の研修等に参加できるようにしている	経営者より法人の理念や方針等を職員に定期的に共有している	学習・取組内容等の発表の場を設けている	地域活動への参加の場を用意している	入居者やボランティア等、職員以外も施設の運営に関わるようにしている	その他	特に行っていない
全体	717	57.5	59.7	46.2	63.0	43.8	23.3	17.3	16.6	2.9	3.8
黒字	351	59.0	63.0	45.0	65.5	46.4	27.1	19.1	19.9	3.1	2.8
赤字	214	53.3	57.5	49.1	59.3	41.1	18.2	14.0	14.0	2.8	4.7
プラスマイナスゼロ	93	59.1	54.8	47.3	65.6	40.9	16.1	16.1	9.7	3.2	2.2
回答不可	59	61.0	55.9	40.7	57.6	42.4	30.5	20.3	16.9	1.7	8.5

(48) 問 35. 「福祉・教育に関わる資格等の学生・実習生等」の受け入れ

全体では、「受け入れていない」が 59.6%と最も高く、次いで「受け入れている」が 40.4%であった。

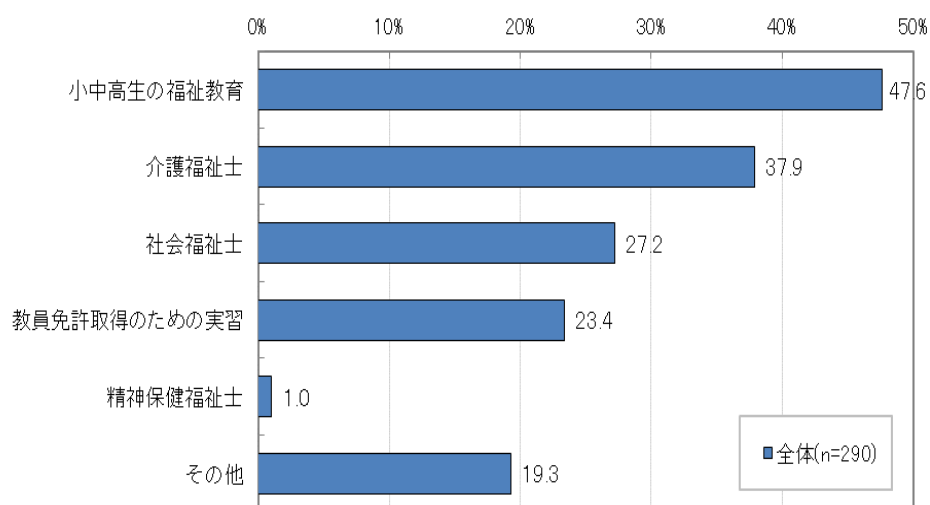
図表 252 「福祉・教育に関わる資格等の学生・実習生等」の受け入れ



問 35-1. 【問 35 で「1 . 受け入れている」を回答した方】過去 3 年間に受け入れたことのある資格等の実習

全体では、「小中高生の福祉教育」が 47.6%と最も高く、次いで「介護福祉士」が 37.9%、「社会福祉士」が 27.2%、「教員免許取得のための実習」が 23.4%であった。

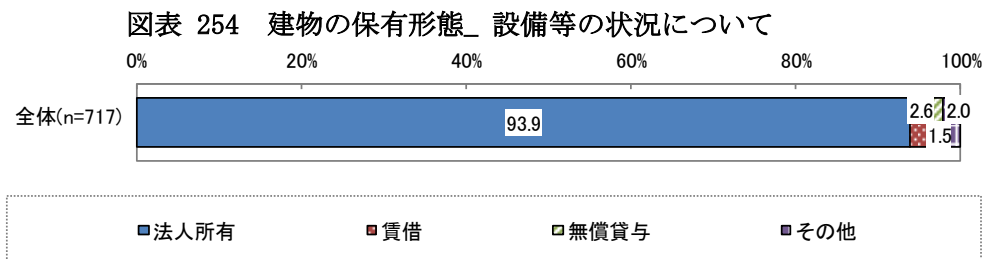
図表 253 過去 3 年間に受け入れたことのある資格等の実習



■ 施設設備等について

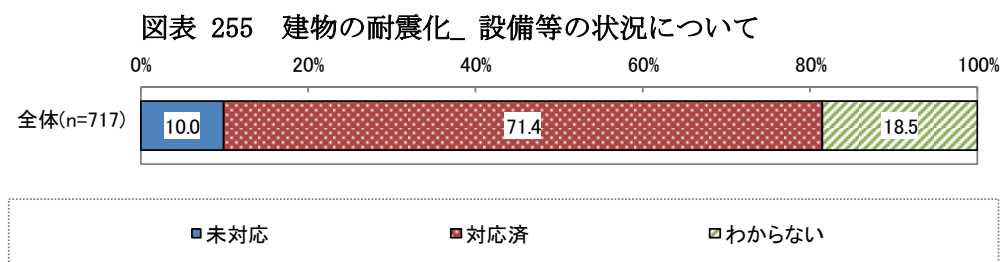
(49) 問 36. 1) 建物の保有形態_ 設備等の状況について

全体では、「法人所有」が 93. 9%と最も高く、次いで「賃借」が 2. 6%、「無償貸与」が 1. 5%であった。



(50) 問 36. 2) 建物の耐震化_ 設備等の状況について

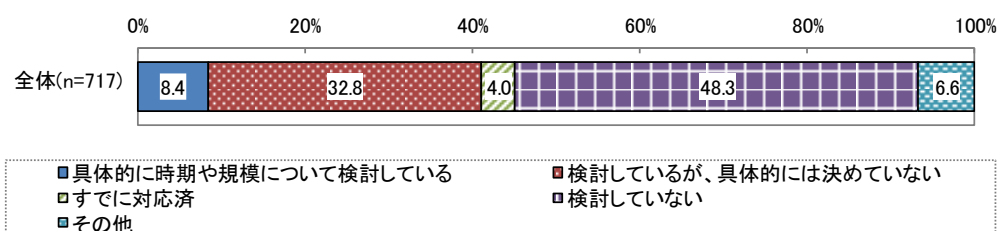
全体では、「対応済」が 71. 4%と最も高く、次いで「未対応」が 10. 0%、「わからない」が 18. 5%であった。



(51) 問 36.3) 施設の建替え・大規模修繕の検討_設備等の状況について

全体では、「検討していない」が 48.3%と最も高く、次いで「検討しているが、具体的には決めていない」が 32.8%、「具体的に時期や規模について検討している」が 8.4%であった。

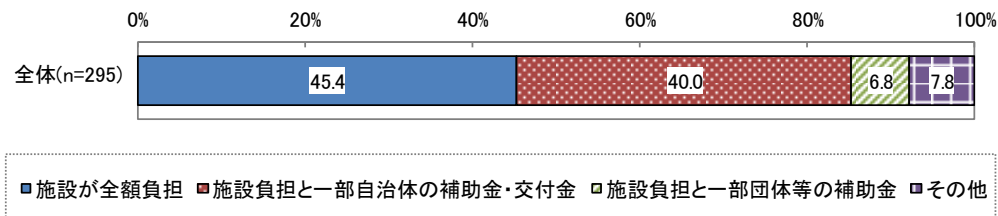
図表 256 施設の建替え・大規模修繕の検討_設備等の状況について



(52) 問 36-1. 【問 36「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「検討している」と回答した方】費用の財源

全体では、「施設が全額負担」が 45.4%と最も高く、次いで「施設負担と一部自治体の補助金・交付金」が 40.0%、「施設負担と一部団体等の補助金」が 6.8%であった。

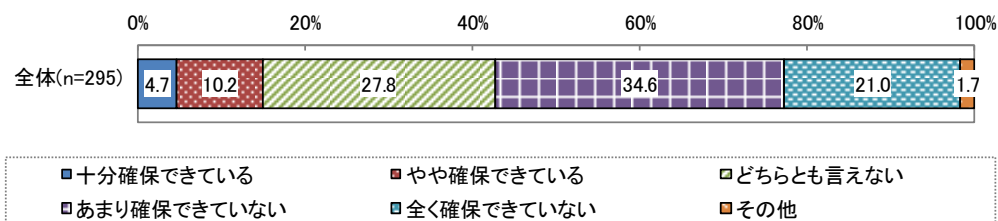
図表 257 費用の財源



(53) 問 36-2. 【問 36「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「検討している」と回答した方】建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況として最もあてはまるもの

全体では、「あまり確保できていない」が 34.6%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が 27.8%、「全く確保できていない」が 21.0%であった。

図表 258 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況として最もあてはまるもの



〈施設の経営状況別〉

〈問 23. 貴施設の経営状況〉別にみると、プラスマイナスゼロの施設及び赤字施設では、「あまり確保できていない」「全く確保できていない」の回答割合が約 60%以上となっており、黒字施設に比べ高い。

図表 259 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況として最もあてはまるもの

[単位：%]

	調査数	十分に確保できている	やや確保できている	どちらとも言えない	あまり確保できていない	全く確保できていない	その他
全体	295	4.7	10.2	27.8	34.6	21.0	1.7
黒字	148	8.1	12.8	24.3	37.8	16.2	0.7
赤字	91	2.2	8.8	26.4	30.8	29.7	2.2
プラスマイナスゼロ	37	0.0	5.4	29.7	37.8	27.0	0.0
回答不可	19	0.0	5.3	57.9	21.1	5.3	10.5

(1) 問 36-3. 【問 34「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「3. すでに対応済」と回答した方】建替えた時期

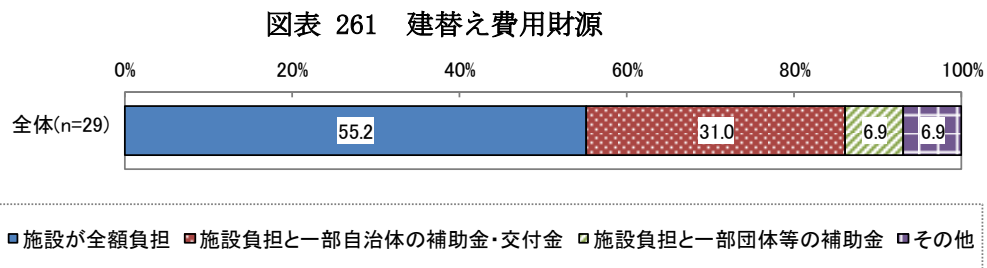
施設の建替えや大規模修繕をすでに対応済と回答した方の建替えた時期の結果は以下の通り。「2015～2021 年」が 50.0%と最も割合が高く、次いで「2010 年～2014 年」、「2000 年～2009 年」であった。

図表 260 建替えた時期（建替え実施年）の回答者数 [単位：(上段) 人、(下段) %]

	1999 年以前	2000～2009 年	2010～2014 年	2015～2021 年	合計
建替えた時期[n=72]	1	14	21	36	72
	1.4%	19.4%	29.2%	50.0%	100.0%

(2) 問 36-4. 【問 36「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中で「3. すでに
対応済」と回答した方】建替え費用財源

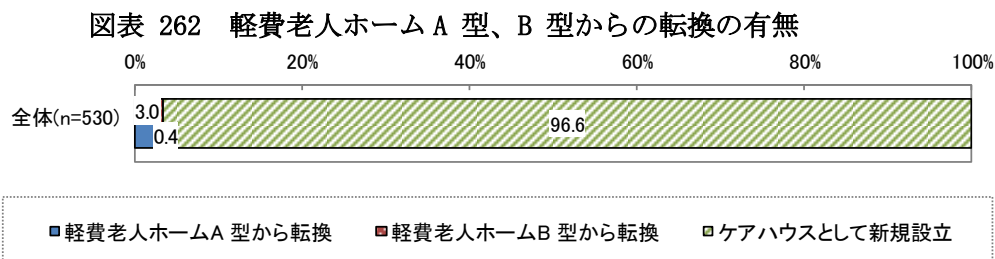
全体では、「施設が全額負担」が 55.2%と最も高く、次いで「施設負担と一部自治体の
補助金・交付金」が 31.0%、「施設負担と一部団体等の補助金」が 6.9%であった。



■ ケアハウスへの移行について

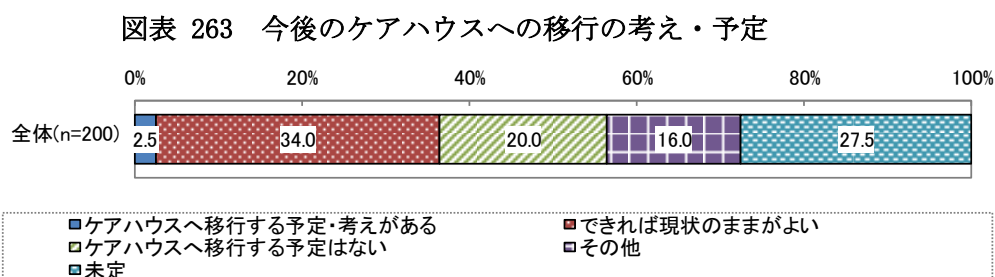
(3) 問 16. 軽費老人ホーム A 型、B 型からの転換の有無

全体では、「ケアハウスとして新規設立」が 96.6%と最も高く、次いで「軽費老人ホーム A 型から転換」が 3.0%、「軽費老人ホーム B 型から転換」が 0.4%であった。



(4) 問 37. 今後のケアハウスへの移行の考え・予定

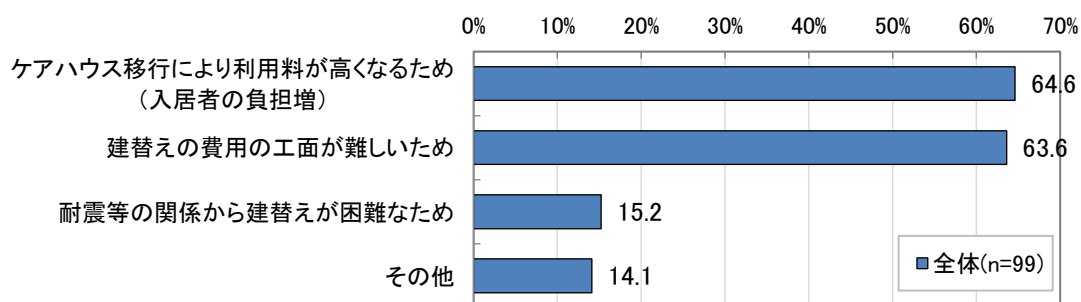
全体では、「できれば現状のままだがよい」が 34.0%と最も高く、次いで「未定」が 27.5%、「ケアハウスへ移行する予定はない」が 20.0%であった。



(5) 問 37-1. 【問 37 で「2 . できれば現状のままだがよい」「3 . ケアハウスへ移行する予定はない」と回答した方】その理由

全体では、「ケアハウス移行により利用料が高くなるため（入居者の負担増）」が 64.6%と最も高く、次いで「建替えの費用の工面が難しいため」が 63.6%、「耐震等の関係から建替えが困難なため」が 15.2%であった。

図表 264 【問 37 で「2 . できれば現状のままだがよい」「3 . ケアハウスへ移行する予定はない」と回答した方】その理由

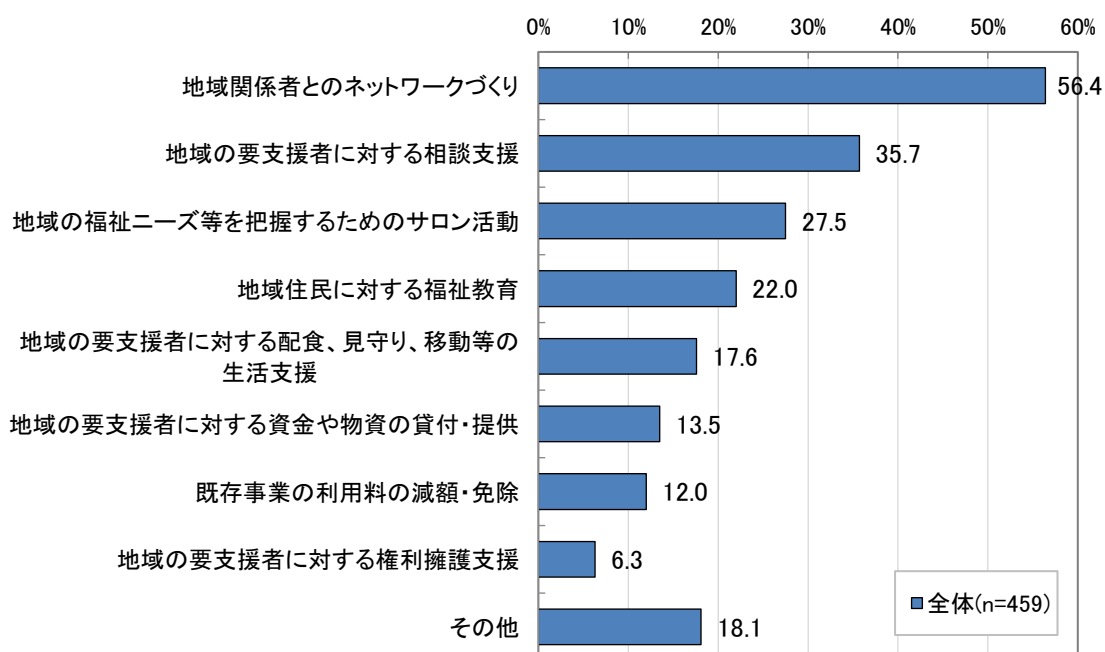


■ 地域における取組

(6) 問 38-1. 現在取り組んでいること

全体では、「地域関係者とのネットワークづくり」が 56.4%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が 35.7%、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が 27.5%であった。

図表 265 現在取り組んでいること



(7) 問 38-1. 現在取り組んでいることの取組内容

※主な回答は以下の通り

1. 地域の要支援者に対する相談支援。

- ・ 現状確認及び今後の動向等についての相談。
- ・ 法人で、相談員の相談窓口を開設している。
- ・ 包括センターと連携して、独居生活に不安のある方からの相談等を受ける。
- ・ 相談業務を実施、また、相談業務実施のための研修参加。
- ・ 法人として定期的に近隣地域へ行き相談支援をしている。
- ・ 生活相談などについての相談ができる環境であることを周知するため案内を地域へ配布している。
- ・ 相談窓口の設置。(社会福祉協議会)
- ・ 市の委託で支援センター開設。
- ・ 民生委員との情報交換。
- ・ フレイル予防のパワーアップ教室(3ヶ月を1クールにして3回/年開催している。)
- ・ なんでも福祉相談・認知症カフェ。
- ・ 生活困窮者への相談支援。
- ・ 認知症カフェ。
- ・ 法人内併設の包括支援センターにて出張相談等。
- ・ 災害の罹災者を優先的に入苑させている。

2. 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

- ・ 通院等の移動困難な地域高齢者に対し、低額な運賃で輸送サービスを提供する福祉有償運送事業を実施している。
- ・ 2ヶ月に1回食事の提供(約70食)、買い物の送迎(月2回)。
- ・ 地域住民の買い物支援のバスと運転手を出している。
- ・ 社会福祉協議会との連携で配食サービスの提供を支援。
- ・ 給食サービス事業を実施することにより見守り等行っている。
- ・ 配食上乘せサービス、生活支援サービス。
- ・ 子ども大人食堂を実施、地域の認知症高齢者など徘徊(外出)に関する対応方法の相談。
- ・ 地域高齢者の買物支援活動。
- ・ 災害時などの避難移送対応。
- ・ 地域見守りあんしんネットワーク。

3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援

- ・ 地域包括支援センターの受託。
- ・ 法人内に包括支援センターを運営しているため、そちらからの支援計画策定している。
- ・ 支援センター業務。
- ・ 緊急ショート受け入れ。
- ・ 法人内併設の包括支援センターにて対応市の委託。事業として「高齢者・障害者権利擁護支援センター」を設置運営。
- ・ 法人地域総合支援室による、触法者支援・犯罪被害者支援を実施。
- ・ 社協との連携。金銭管理等の助言や見守り。

4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

- ・ 介護機器の貸出。
- ・ 生活困窮者に対する経済的支援。
- ・ 安心セーフティネット。
- ・ 法人にて彩の国あんしんセーフティー事業実施。
- ・ 地域包括支援センター経由での物資の無償提供。
- ・ 区社協や県社協などフードバンクの依頼があれば提供している。
- ・ 会議室の貸出し。
- ・ 生活困窮者への物資の支給・貸付。
- ・ 福祉避難所の設置。
- ・ 社協と連携してのガイドブック作成
- ・ 福祉避難所

5. 既存事業の利用料の減額・免除

- ・ 軽費老人ホームからの転居者を対象とした家賃上昇分の減額。
- ・ 社会福祉法人減免措置。
- ・ 介護保険サービス利用時等の利用者負担金の軽減。
- ・ 生活保護受給者への利用料減免。
- ・ 食費・居住費の減免。
- ・ 5日以上の入院及び外泊時に日割りにて計算。
- ・ ご夫婦の入居者は、第一階層認定で事務費 30%減額。
- ・ 生活保護を受けている入所者に、一部サービス費の減免。
- ・ 併設施設での介護保険事業にて社会福祉法人による減免を実施。

6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

- ・ 認知症カフェ。
- ・ 施設での介護予防教室の実施。
- ・ NPO 法人との協力によるサロン運営。
- ・ 施設見学会を行っている。
- ・ 地域の高齢者を対象とした運動教室を開催。
- ・ 子ども食堂。
- ・ 放課後学習の場の提供
- ・ 地域、大学、当施設の3者合同で地域サロンを開催。

7. 地域住民に対する福祉教育

- ・ 小学校児童との交流中学生の職業体験医療大学との交流会。
- ・ 地域高齢者に対する「困りごと何でも相談会」等開催
- ・ 認知症サポーター養成講座。
- ・ 児童養護施設への地域貢献活動を通じた住民への福祉教育。
- ・ 老人クラブ等への出前講座。
- ・ 法人として地域のミニデイサービス等で専門職が講義等を実施している。
- ・ 地元の婦人会に認知症の研修会を開催。高齢者に対して電話による相談の実施。
- ・ 暮らしに役立つ健康講座。(地区社協等との共催)
- ・ ひとり親世帯及び生活困窮者に対する子供学習支援。

8. 地域関係者とのネットワークづくり

- ・ まちづくりセンター、自治会、地域包括センター、介護予防センターとの連絡。
- ・ 地元町内会との防災に関する協定を締結。
- ・ 役所、病院、介護保険事業所、との定期的会議の参加。
- ・ ボランティアや民生委員との情報交換、施設祭にて地域住民との交流。
- ・ 地域ケア会議への参加、各種福祉関係会議への参加。
- ・ 職員の消防団の参加を支援・地域の互助会（自治会）に参加
- ・ 空室ができた際は各関係者への連絡を入れている。
- ・ 民生委員の会議へ参加したり、見学の案内をしている。

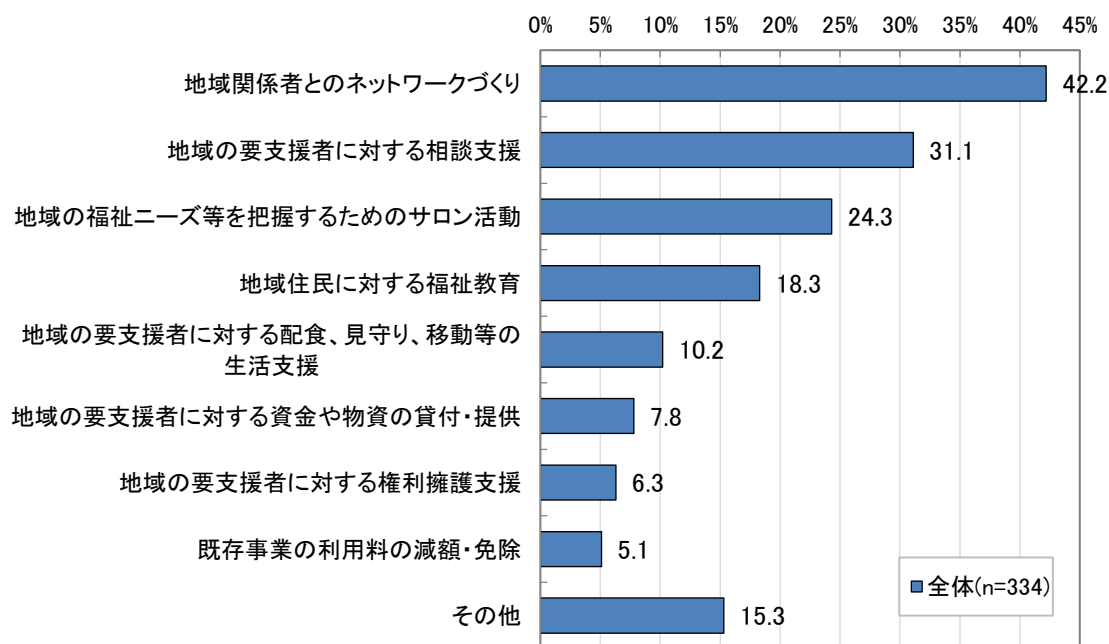
9. その他

- ・ バス停の整備、冬期間における除雪支援
- ・ 津波等の災害発生時における緊急避難施設に指定され、非常食等の備蓄体制を整えている。

(8) 問 38-2. これから取り組みたいこと

全体では、「地域関係者とのネットワークづくり」が 42.2%と最も高く、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が 31.1%、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が 24.3%であった。

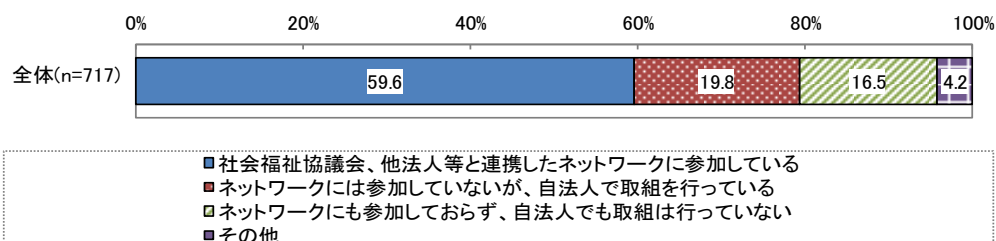
図表 266 これから取り組みたいこと



(9) 問 39. 「地域における公益的な取組」を行ううえで、社会福祉協議会や他法人等との連携状況

全体では、「社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」が 59.6%と最も高く、次いで「ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている」が 19.8%、「ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」が 16.5%であった。

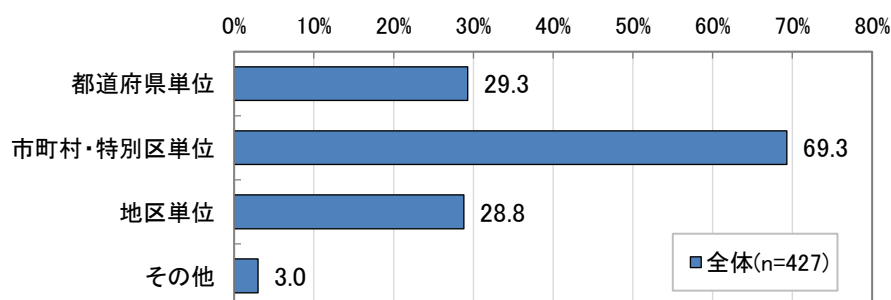
図表 267 「地域における公益的な取組」を行ううえで、社会福祉協議会や他法人等との連携状況



(10) 問 39-1. 【問 39 で「1 . 社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」と回答した方】参加しているネットワークの規模

全体では、「市町村・特別区単位」が 69.3%と最も高く、次いで「都道府県単位」が 29.3%、「地区単位」が 28.8%であった。

図表 268 参加しているネットワークの規模



(11) 問 39-2. 問 39 の回答した理由

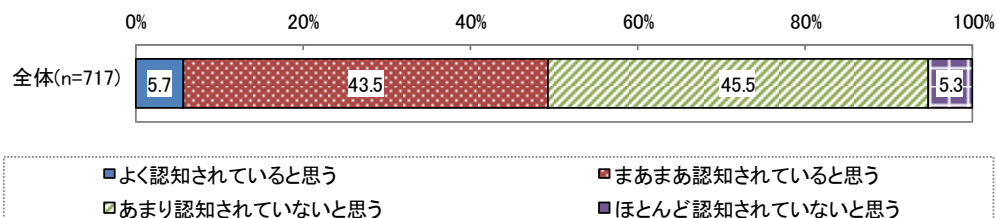
※主な回答は以下の通り。

- ・ 今後参加していきたい。
- ・ 市の社会福祉協議会が主となってネットワークを整備しようとし無い。
- ・ 高齢者介護事業に関わっている人を集め、定期的に意見交換等の集いを開催していた。(コロナ禍で中断/定期連絡等)。
- ・ 同型、同規模の法人が近隣にないため。
- ・ 地域包括支援センターを受託しており、法人で取り組みが行われている。
- ・ 地域ニーズに迅速に対応するため。
- ・ 法人単位もしくは併設されている特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、居宅介護事業所等共同で社会福祉協議会と共催でカフェ(認知症カフェ)などを実施している。
- ・ 少人数での運営のため余裕がない。
- ・ 負担が困難な方について利用料の一部減額を行うことがある。
- ・ 新しいことを行うだけの人員や資金の余裕はない。
- ・ 入居者の確保を優先している。
- ・ 自法人の取り組みの中で参加している。
- ・ グループ法人の医療法人(病院)と、地域住民を会員とする「健康友の会」との連携によって、認知症予防教室やボランティア講座、生活習慣病予防講座などを、一般参加者を共同して募集し、参画している。
- ・ 在介を起点として地域住民と共に歩める街づくりを目指してきている。
- ・ 他法人との共通な接点が見いだせない。
- ・ 一方的ではあるが、空室ができた際、各関連施設への連絡を行い、入居者のニーズにこたえられるよう働きかけている。

(12) 問 40. 地域における軽費老人ホーム・ケアハウスの認知状況

全体では、「あまり認知されていないと思う」が 45.5%と最も高く、次いで「まあまあ認知されていると思う」が 43.5%、「よく認知されていると思う」が 5.7%であった。

図表 269 地域における軽費老人ホーム・ケアハウスの認知状況



(13) 問 40 の回答した理由

※主な回答は以下の通り。

- ・ 区役所の相談窓口での案内、自法人の HP、老施協・養護、軽費老人ホーム部会 HP、町内会での PR 等をツールとする問い合わせがある。
- ・ 毎年、地域住民との交流の場として、夏祭りや盆踊りなどの行事を行い、施設を知ってもらう。
- ・ 軽費老人ホーム、ケアハウスそのものの自体認知されていないのが実情ですが、認知症カフェや地域にパンフレットなど配布することがあり、認知していただいていると思います。
- ・ 開設から 36 年間、地域との関りをもってきた。毎年夏祭りを開催し、200 人前後の方々が来てくれる。小中学校・高校との交流を続けている。
- ・ 介護支援専門員や病院の相談員からケアハウスはどういうところか、入居条件等聞かれることが多い。特に特定施設入居者生活介護は説明しても理解がしにくい様子が伺えることが多い。看護師の配置があると医療的管理をすべて看護師が行う、行えるものと思われ、医療機関から求められることが多い。
- ・ 地域包括や行政（特に窓口）の認知度の低さ。
- ・ 待機者を多く抱えている理由が口コミでの申込が多く入居者の家族・友人が多い。同じ区のケアハウスが 2 ヶ所あるが、その他自立型の施設が少なくサ高住では料金が高く要介護度の低い方が入所できる施設が少ない。
- ・ 施設があることは知っているが、具体的な施設の概要の認知は薄いと感じる。サ高住や有料老人ホームとの区別がなされていない。
- ・ 地域ケア会議の参加や地域ボランティアの受入れ、町内会行事への参加。
- ・ 特養の様に、マスコミで軽費老人ホーム・ケアハウスが取り上げられることが圧倒的に少ない。

(14) 問 41. 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域共生社会の中で力を発揮する方法について（自由記述）

※主な回答は以下の通り。

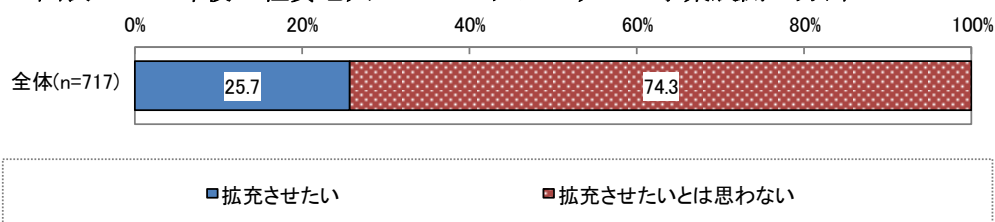
- ・ 職員だけでなく、入居者の持っている力も発揮できるような仕掛けを作る。
- ・ 軽費・ケアハウスという存在を地域に知って頂き、地域のニーズにいかにか柔軟に対応できるかが重要となってくる。
- ・ 老人保健施設、老人福祉施設、サ高住、有料老人ホーム等々ある中、住み分けが明確になっていない。ケアハウスとしての存在意義を明確にするには、更に細分化した住み分けが必要になると感じています。
- ・ 小規模な軽費老人ホームの経営は厳しく、要支援者にも要介護並みの介護報酬若しくは補助金の引き上げをしてもらわないと、地域に目を向けられない状況にあるので、まず第一に経営的に自立できる制度にしてほしい。
- ・ 町、社会福祉協議会、民生委員協議会を核として地域の福祉施設の相談員等が連携できる組織の確立。
- ・ 自立施設での生き残り、または特定施設の認定を取って運営を行うかを選択し地域との共存を目指す。
- ・ 支出の増加が大きく収入面が追いつかない状況となっているため、早急に利用料基準の見直しなど制度改革が必要と考える。
- ・ 経営を持続するということは、資金が継続して存在することであり、単に共生することにより持続可能であるとは考えることはできない。例えば収益事業の自由度を少し開放していただくことだけでも違うと思う。収益事業を実施することにより、同時経営している老人ホームがあるとの宣伝にもつながり、施設が地域における社会的価値の周知にもつながると考える。
- ・ ケアハウスの役割は、高齢化が進む中、地域の人々が自立生活を継続できるよう支援することである。加えて、民間の施設と比べ低料金で利用できることが特徴であり、今後もそれが継続できるよう、施設運営に対しての公的な援助も必要である。
- ・ 地域交流の場が減っており、幅広い年齢層の方とのコミュニティーの場を設けたい。
- ・ 地域の方々が、困難な状況に出会ったとき（災害等を含む）、頼れる存在として、敷居低く訪ねてもらえる施設を目指す。高齢者の負の解消を目指す。
- ・ 多様なコミュニティ・ソーシャルワークの実践が行えるよう、人的な面の充実策等を検討し、利用者、地域住民を巻き込んだ自助、互助、共助の仕組みづくりへの貢献、ソーシャル・インクルージョンの実現に向けた貢献が必要となる。
- ・ 今できることが地域の方にマッチングできるのであれば情報を発信してゆきたい。そのことが地域共生の社会でお役に立てればよいと思います。

■ 今後の事業展開の方針

(15) 問 42. 今後の軽費老人ホーム・ケアハウスの事業展開の方針

全体では、「拡充させたいとは思わない」が 74.3%、「拡充させたい」が 25.7%であった。

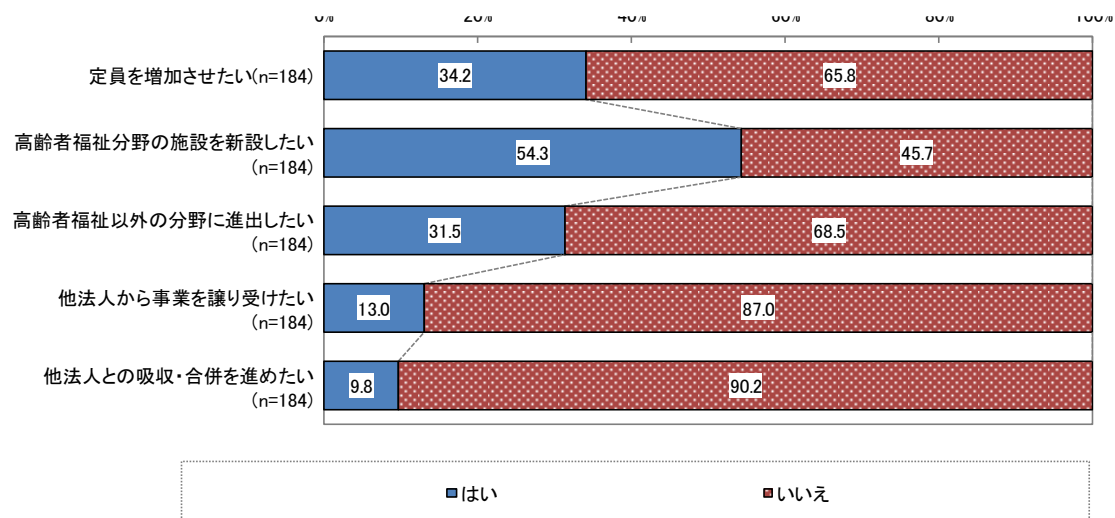
図表 270 今後の軽費老人ホーム・ケアハウスの事業展開の方針



(16) 問 42-1. 【問 42 で「1. 拡充させたい」と回答した方】あてはまるもの

全体では、「高齢者福祉分野の施設を新設したい」が 54.3%と最も高く、次いで「定員を増加させたい」が 34.2%、「高齢者福祉以外の分野に進出したい」が 31.5%であった。

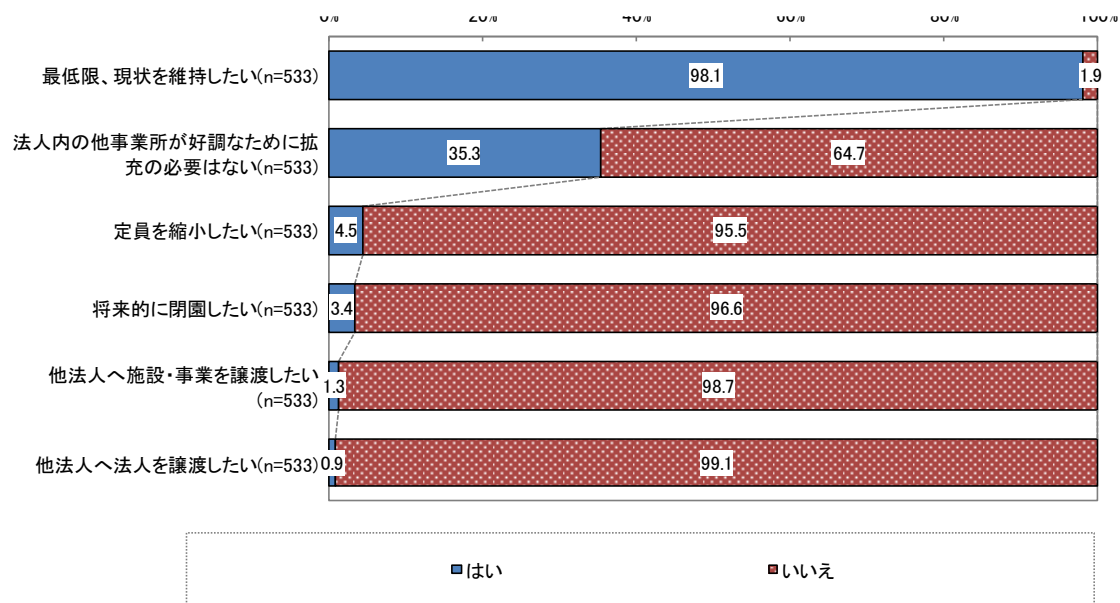
図表 271 【問 42 で「1. 拡充させたい」と回答した方】あてはまるもの



(17) 問 42-2. 【問 42 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方】あてはまるもの

全体では「最低限、現状を維持したい」が 98.1%と最も高く、次いで「法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない」が 35.3%、「定員を縮小したい」が 4.5%であった。

図表 272 【問 42 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方】あてはまるもの



III. ヒアリング調査

1 調査の目的

アンケート調査結果や委員の推薦から、経営の安定及び改善のため、地域における取組を積極的に行っている施設、行政と連携をとっている施設について情報収集を行う。なお、多くの施設が様々な取組を行っていることから、特徴的な取組を中心に情報収集を行う。

2 調査概要

<調査対象>

【養護老人ホーム】

	法人名・施設名	種別	所在地	取り上げる取組
1	社会福祉法人 厚生協会 聴覚障害者養護老人ホーム やすらぎ荘	聴覚 養護	北海道上川郡 新得町	自治体との連携 障害特性への配慮
2	社会福祉法人 芳香会 青嵐荘 養護老人ホーム	養護 (特定無)	茨城県結城市	契約入所 自立準備ホーム
3	社会福祉法人 光楽園 養護老人ホーム光楽園	養護 (特定有)	千葉県山武郡	ショートステイ・契 約入所 地域協定

【軽費老人ホーム・ケアハウス】

	法人名・施設名	種別	所在地	取り上げる取組
1	社会福祉法人 エマオ会 ケアハウス・エマオ	ケアハウス (特定無)	長野県長野市	自治体との連携 補助金・助成金の活用
2	社会福祉法人 寿考会 二宮寿考園	軽費A型	神奈川県中郡 二宮町	課題を抱える者の 受け入れ
3	社会福祉法人 豊年福祉会 軽費老人ホーム 明星	軽費A型	大阪府交野市	入居者による自治会 地域における取組
4	社会福祉法人 的場会 軽費老人ホームA型 コーポまとは	軽費A型	広島県竹原市	施設の魅力発信

<調査方法・調査時期>

- ・ 調査方法：WEBによるヒアリング
- ・ 調査時期：2022年2月～3月

<調査項目>

- ✓ 施設の経営状況について
 - 法人（施設）理念・方針
 - 利用者の状況
 - ・ 利用率を上げるための工夫
 - ・ 行政や地域等への働きかけ
 - 職員の状況
 - ・ 教育体制
 - ・ 法人間等の異動
 - 建物の状況
 - ・ 耐震化、老朽化等の状況
 - ・ 資金の確保（捻出方法）
- ✓ 地域における取組について
 - ネットワークの形成状況
 - 地域における取組
 - ・ 地域との関わり
 - ・ 行政との関わり
 - ・ 施設に求められる役割
 - ・ 現状、対応が難しいこと

※養護老人ホームの「利用者の状況」では、措置入所、契約入所の状況について確認を行った。

3 調査結果

ヒアリングの調査項目より、特徴的な取組を中心に結果として取り上げる。

- (1) 社会福祉法人 厚生協会 聴覚障害者養護老人ホームやすらぎ荘（北海道上川郡新得町）
施設ホームページ <http://www.wakafuji.or.jp/05yasuragi>

- 主に取り上げる取組：自治体との連携、障害特性への配慮

➤ 自治体との連携

- ・ 昭和 28 年に聴覚障害者の職業訓練を目的にした「わかふじ寮」が全国で初の収容委託施設として認可を受けた。聴覚障害者が卒業後、社会の中で自立して生活できるように木工技術を身につけることができる授産施設として開始した。
- ・ 以来、聴覚障害者を中心とした福祉事業を町民と一体となって作り上げ、新得町が「福祉の町」「手話の町」と言われるようになった。
- ・ 平成 25 年に「全国ろうあ者大会」が新得町で開催された際に、全道から聴覚障害の方が集まることから、町としてもてなすため手話サークルの活動が開始した。
- ・ 平成 26 年 4 月 1 日、新得町にて「手話に関する基本条例（平成 26 年 3 月 7 日公布条例第 1 号）」が施行された。
- ・ 新得町の人口の約 3 %が聴覚障害者である。
- ・ これまでの歴史や関わりから、聴覚障害に対する町民の理解は深い。皆が手話をできるわけではないが、聴覚障害の方と接することには慣れている。

➤ 入所者の状況

- ・ 入所者の 36%は新得町からの措置。その他は道内の 16 市町村、道外（青森、東京等）から入所。新得町の 36%には、併設の障害者支援施設「わかふじ寮」や「第 2 わかふじ寮」で高齢になった方の受け入れが含まれる。
- ・ わかふじ寮から移るきっかけは、高齢に伴い木工等の作業や施設又は在宅での生活が困難になる等である。
- ・ 併設している特別養護老人ホームは 15 名が聴覚障害者枠となっている。

➤ 利用率を上げるための取組

- ・ コロナ禍で自治体への挨拶周りは難しいが、近場や自治体に出向く際には施設の PR を行っている。
- ・ 「全道ろうあ者大会」時や、手話サークルの団体、養護学校等にパンフレットを配布。
- ・ 新得町、やすらぎ荘とひまわり荘（養護老人ホーム）では 2～3 か月に 1 回集まり

情報交換を行うことにしている。以前は措置のケースがあったときのみ入所判定委員会を開催していたが、最近はやすらぎ荘に空床があることから、定期的に情報交換することにした。

- ・ 現在、やすらぎ荘には聴覚障害がない方も入所している。ひまわり荘が満床の場合、緊急性の高い方はやすらぎ荘に入所してもらう（現在5～6名入所）。

➤ 障害特性への配慮

（対応への配慮）

- ・ 入所者の中で、手話を利用する方は半数程度である。
- ・ 途中で聴覚障害になった方や幼少期の学習環境が整っていなかった方は、手話や読み書きに支障がある方もいる。同じ聴覚障害でも様々である。
- ・ 聴覚障害者へのコミュニケーション手段としては、手話のみならず、身振り手振りを交えたり、絵や写真、実物等を用いたりして意思疎通を図っている。
- ・ 意思疎通を図ろうとする強い意志が一番重要である。
- ・ 聴覚障害者は、視覚から情報を多く入れようとするため、相手をよく観察する傾向にある。それが他者からは「睨んでいる」と言われてしまい、入所者間でトラブルになることがある。
- ・ 聴覚障害者が一般の養護老人ホームに入所した場合、入所者間、入所者と職員間での意思疎通が難しい場面があると思われる。職員が多少でも手話ができれば関わりやすくなると思う。
- ・ 職員同士で話すときは手話を使うようにしている。入所者が自身のことを話しているのではないかと気になってしまうことから、業務上開示できない場合を除き、入所者にも何を話しているかわかるように手話を使う。

（設備の配慮）

- ・ 施設内のどこにいても情報が得られるよう情報伝達装置を設置している。食事、目薬、服薬等の時間、非常案内等をランプで知らせる。約60か所配置している（各居室50か所、ホール2か所、食堂2か所、廊下2か所、事務所1か所）。
- ・ 居室の扉に色をつけて入所者が識別しやすいようにしている。居室は棟ごとに分かれているため、「(例) ××棟の赤色」という形で判別する。
- ・ 車いすや歩行器が交差してもぶつからないよう、廊下幅を2m85cmとっている。
- ・ 掃出し窓のため床面からの大きな窓で採光量が多く、明るい居室空間となっている。緊急時には避難・救助がしやすい構造でもある。

以上

(2) 社会福祉法人 芳香会 青嵐荘 養護老人ホーム（茨城県結城市）

施設ホームページ <http://www.houkoukai.or.jp/koureisya/yougo/>

● 主に取り上げる取組：契約入所、自立準備ホーム

➤ 入所者の内訳

- ・ 措置入所：27 名、契約入所：6 名、自立準備：現在 0
- ・ 居室数：51 室（利用定員：40 名、ショートステイ 1 名）

➤ 取組の開始時期

- ・ 平成 28 年 12 月に自立準備ホームとして登録、平成 29 年から契約入所を開始した。
- ・ 利用率が上がらないことから、平成 26 年頃から定員減や空室を契約入所や自立準備ホームに活用したいことを県と市に相談していた。

➤ 契約入所

- ・ 現時点で 6 名。年々増加傾向にある。
- ・ 措置の場合、市の担当窓口や地域包括支援センターからの相談のみであったが、契約入所の場合、生活保護、生活困窮者、障害者の窓口から連絡が入る。ケースの掘り起こしに繋がっている。
- ・ 平成 29 年の利用開始から、問い合わせ件数は 107 件。そのうち 54 件が入所に繋がった（54 件中 8 件が措置入所に切り替えた）。
- ・ 市町村窓口から聞いて、直接本人から問い合わせが入ることもある。
- ・ 入所期間は短い人は 1 週間程度である。長い人で 4 年入所している方がいる。

（入所者の具体的事例）

- ☆ 青嵐荘の清掃業務に従事している方は、これまで法人内の障害者グループホームに入所し通っていたが、他の利用者に比べ年齢が上であわなくなり、住む場所を探していた。移動等の不便さも考え、住み込みという形で養護老人ホームに入所している。
- ☆ 50 代の派遣社員で働く男性は過去に 3 回ショートステイで利用している。
 - 1 回目：仕事が決まり寮に入るまで 1 週間程度利用
 - 2 回目：手術が必要な病にかかり家賃を払えなくなりアパートを退去。
生活保護を申請し、2 週間程度利用
 - 3 回目：新しい職場が重労働で身体を壊して働けなくなり 2 週間程度利用

➤ **自立準備ホーム**

- ・ 法人で地域定着支援センター（茨城県受託事業）を受託しており、自立準備ホーム枠で高齢者ケースの受入相談があったため、平成 28 年 12 月に自立準備ホームの登録をした。
- ・ 最長で 6 か月滞在可能。平均在所日数 109 日。短い人は 1 か月程度。
- ・ 平成 29 年開始から、自立準備で入所したのは 6 名（令和 2 年は 0 名）。年に 1 ～ 2 名程度を受け入れている。
- ・ 法人内の障害者施設・高齢者施設が自立準備ホームとして登録していることから、青嵐荘に入所するのは高齢者である。

➤ **利用率を上げるための工夫・行政や地域等への働きかけ**

- ・ 契約入所で地域の中にいる措置入所対象者の掘り起こしを図っている。
- ・ まずは契約入所でもらいい、自治体に実際に入所者の置かれている状況・状態等を知ってもらうことで、措置入所に切り替えていただくよう要望書を提出して措置担当窓口へ働きかけている。施設のほうから措置されるべき人の掘り起こしをしている。
- ・ 契約入所を行うことで、生活困窮者や生活保護の窓口との関わりが増え、そこからの相談も多い。
- ・ 定員は 9 割埋まることが理想。契約入所は生活保護受給者や経済的に余裕のない方からも直接利用料をとるため費用は低額にしている。契約入所を増やしても黒字にはならないが、すぐに措置されない方や制度の狭間に置かれている人のために取り組んでいる。

➤ **措置入所、契約入所、自立準備入所による対応の違い（接し方の注意点）**

- ・ 入所者対応に大きな違いはない。契約入所の場合、在所期間にどのような支援ができるか検討する。若い人であれば寝泊りだけとなるため、声かけをして生活相談等の支援を行っている。高齢の人は措置入所と同様、身の回りのお手伝いも行う。
- ・ 自立準備の場合は、次のところにいってもうまく生活できるようにしなければならない。例えば、服薬管理は、職員が配って管理するのではなく、1 週間分を渡して本人に管理してもらう。食事の度に渡した薬を持ってきてもらい、本人が管理できているか確認している。
- ・ 入所者は自立している方が多いため、職員の目の届かないところでモノやお金のやりとりでトラブルになることがある。職員はその都度、対応の検討や生活指導等を行っている。

以上

- (3) 社会福祉法人 光楽園 養護老人ホーム光楽園（千葉県山武郡横芝光町）
施設ホームページ <http://www.kourakuen9628.or.jp/publics/index/8/>

- 主に取り上げる取組：ショートステイ・契約入所、自治体との協定

➤ **入所者の内訳**

- ・ 措置入所：66 名、ショートステイ 5 名、契約入所：6 名
- ・ 居室数：80 室（利用定員：79 名、ショートステイ 1 名）

➤ **ショートステイ・契約入所**

- ・ ショートステイ用の居室は 1 室であるが、空室があるためショートステイを広げている。
- ・ 契約入所との違いは、介護保険が使えるか使えないかである。契約入所は介護保険が使えるショートステイである。
- ・ ショートステイは延長も可で、長い人で 3 年入所している。身体は元気であるが、少し認知症状が出ているため、施設を移動するのは負担が大きいことから、家族（遠方）が許す限り入所することになっている。
- ・ 他の入所者も 3 か月以上在所している。
- ・ 年齢制限はないが、これまで利用した方は 60 代以上である。
- ・ 受診には入所者家族にも協力してもらいながら、職員が付き添うこともある。内科は嘱託医が往診で施設に来るため、入所者にとっても不安は少ないと感じる。

（ショートステイの活用方法）

- ・ 近年は、地域包括支援センターから依頼があり、ショートステイで入所して様子を見てから措置入所に切り替えるケースがある（令和 3 年度 1 名、令和 2 年度 2 名）。
- ・ 本入所はほとんどない（昨年 1 件あった程度）。コロナ禍前は見学に来てもらって入所ができたが、今は見学ができないためショートステイで 3 日程度試してから入所判定委員会にかけて入所するようになっている。
- ・ 年度末は自治体の予算の関係からショートステイで入所することがある。月初ではなく、日にちをずらして入所している。施設としては、その後措置入所に切り替えてくれるのであれば問題ない。

➤ **利用率を上げるための工夫・行政や地域等への働きかけ**

- ・ 市町村、病院、地域包括支援センターに挨拶回りに行く。措置入所だけではなくショートステイ・契約入所利用があることを伝えている。
- ・ デイサービスも行っているため、デイサービスの案内をするときにも入所につい

と一緒に案内している。

- ・ 他の市には郵送で空室状況を伝えている（年に1回）。
- ・ 案内をすると役所の福祉課から問い合わせがある。「病院から退院するが自宅に帰れないためショートステイで受けられるかどうか」等。
- ・ 挨拶回りに行く前は、ショートステイ・契約入所の利用は3名だったが、今は11名のため効果はあると感じる。
- ・ 施設長が交代の時期でもあったため、生活相談員とともに挨拶も兼ねて訪問した。
- ・ 関係者には頻繁に連絡を取るようになっている。会議にも積極的に参加しており、民生委員が集まる会議にも参加する。
- ・ 措置入所とショートステイ・契約入所では施設に入ってくる金額が異なる。ショートステイ・契約入所は入所者のため金額を押さえているため、措置入所が増えるほうが収入面では安定する。契約入所は地域貢献の一環である。

➤ 地域協定

（高齢者見守りネットワーク事業に関する協定）

- ・ 「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように地域全体で見守り支える体制づくりの取り組み（横芝光町 HP より）」。
- ・ 2021 年 3 月協定。山武郡横芝光町では社会福祉法人が 4 法人参加している。それぞれ法人は地区が異なる。
- ・ 理事長が社会福祉協議会の会長でもあるため、町から協力依頼があった。
- ・ 地域で気になる人がいるとき、役所や民生委員に連絡する体制を作っている。火事で家を失った人の支援や衣類を寄付することもある。
- ・ 最近では、道路でうずくまっているお年寄りがいたので、保護したというケースがあった。

（災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定）

- ・ 福祉避難所（津波一時避難場所）として登録している。
- ・ 地域住民は外階段から施設の屋上に上がることができる。町の避難所で対応できない場合も施設に避難する。台風るとき住民が避難してきた。
- ・ 9 月 1 日防災の日には町の人が防災訓練に参加した。
- ・ 町内に高い建物は施設とマンションくらいである。土地の高さ的にはマンションよりも施設のほうが高い。

以上

(4) 社会福祉法人 エマオ会 ケアハウス・エマオ（長野県長野市）

法人の URL <http://www.avis.ne.jp/~j-koyama/index.html>

- 主に取り上げる取組：自治体との連携、補助金等の活用

➤ 自治体との連携

（長野県：パンフレット『軽費老人ホームとケアハウスのご案内』）

- ・ 平成 9 年に長野県で『軽費老人ホームとケアハウスのご案内』というパンフレットを作成した。
- ・ 当時、住民にアンケートをとったところ、ケアハウスを知っている人は 0.2% しかいなかった。このため、長野県内の全ての軽費老人ホームとケアハウスを紹介するパンフレットを作成した。
- ・ 当初は長野県から 10 万円支給されて作成したが、その後は「長野県軽費老人ホーム A 型・ケアハウス連絡協議会」にて作成、配布している。1/4 ページで各施設紹介を掲載している。平成 27 年に第 7 判が改訂された。
- ・ パンフレットへの掲載は、団体に所属していなくても長野県に所在する施設であればすべて紹介している。
- ・ また、ケアハウスの連携のため「長野県ケアハウス協議会」を設立。年 3 回程度開催。協議会内では、消費税率の改定や補助金について、行政も交えて議論する。協議会では、最初に行政からの伝達事項もある。県も市も参加している。
- ・ 協議会内では対応が難しいと思われる入居者の相談、どこの施設なら受け入れ可能か相談することもある。

（長野市：「おひとりさま」あんしんサポート相談室）

<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/kouhounagano/480717.html>

- ・ 令和 3 年 10 月に、長野市が「「おひとりさま」あんしんサポート相談室」事業を立ち上げた。関わりのある親族がいないことで、今後の生活に不安を抱えている人の相談に広く応じるため、相談室を長野市社会福祉協議会内の長野市権利擁護センター内に設置している。
- ・ きっかけは、「施設に入りたいのに保証人がいないので入れない」というクレームが市に入ったことである。市は入居条件を施設に任せていることから、施設に確認があった。
- ・ 施設側は身元保証人がいないと受け入れが難しい部分もあり、行政と施設双方が自分たちに何ができるかを考え、相談室が実現した。
- ・ 相談室は、おひとりさま相談窓口と成年後見支援センターが併設している。現在は相談事業のみであるが、身元保証人がいない場合は NPO や行政書士等に繋げるこ

とができる。今後は、地域づくり支援、参加仲間づくりも視野に入れている。

- ・ 親族である必要はないが、身元保証人は必要と感じる。入居者本人のためにも、他の入居者や職員のためにも、その人の情報を把握するうえで必要である。以前、「生活に困っている人を短期で受け入れたところ、その方が先端恐怖症だった。入居時にその情報はなく、隣の入居者が箸を渡したところ、発作が起きて、入居者の目を刺してしまった。」という話を聞いたことがある。入居者本人が入居時にすべて申告できるとは限らず、情報を入手するためにも身元保証人がいると安心する。
- ・ 長野市が市内の軽費老人ホームとケアハウスを一覧にしたA4のチラシを作成しており、修正作業等には各施設が協力している。チラシは、自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター等様々なところに配布されている。

➤ 補助金・助成金等の活用

- ・ これまでに外壁や屋上等、修繕は適宜実施しているが、施設での積み立ては難しい。
- ・ 様々な情報を収集し、補助や助成を受けている。厚生労働省関係だけではなく、経済産業省や環境省等アンテナを広く持ち、申請している。
- ・ 台風19号で壊れたエレベーターは保険で、機械浴の設置は施設で賄ったが、施設の修繕や物品購入の多くは補助や助成を受けている。

(これまで受けた補助や助成)

- ✓ 屋上、内装張替：日本郵便の年賀寄付金の配布金
- ✓ 外壁、ベランダ：中央共同募金会の助成金
- ✓ スクリンブラー設置工事：長野県の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金
- ✓ 車両：長野市の社会福祉施設等災害復旧費
- ✓ 車両（リフトアップ機能）：日本財団
- ✓ 車両（通所介護の送迎車）：日本財団
- ✓ エアコンの交換：経済産業省の中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金（エアコン業者から教えてもらった）
- ✓ 簡易陰圧面会ブース：長野県地域医療介護総合確保基金事業（在宅酸素の業者から教えてもらった）

以上

- (5) 社会福祉法人 寿考会 二宮寿考園（神奈川県中郡二宮町）
施設のホームページ <https://jukoukai.jp/ninomiya/>

- 主に取り上げる取組：課題を抱える人の受け入れ

➤ **入居者の状況**

- ・ 法人では二宮寿考園の他にケアハウスを2つ運営しているが、生活保護受給者の受け入れは二宮寿考園のみで、生活課題のある人の受入れ比率もケアハウスに比べて高い。
- ・ 二宮寿考園はエレベーターがなく、トイレ・洗面は共有のため、ケアハウスに入るのが難しい低所得の方が多い。以前、建替えも検討したが、二宮寿考園の代替となる施設は難しいと考え、現在の状態で維持している。
- ・ 二宮寿考園とケアハウスでは入居者の負担が、居住費（居室料）の有無で大きく異なる。
- ・ 入居者のうち、心の障害を持っている人は3割程度（精神障害者保健福祉手帳を保有しない人も含む）いる。
- ・ この20年で心の障害を持つ人が増えてきた印象。平成14年頃は特別養護老人ホームに入所できない認知症の人が入居していた。その後、認知症のケアが進みグループホーム等に転居していったが、その後「社会的入院」解消の施策が進んで以降、現在は心の障害を持つ人が増えてきた。
- ・ 軽費老人ホームはセーフティネットの役割があるため、軽費老人ホームを退所すると次の行き場がなくなってしまう。心の障害を持つ者を多く受け入れると、日々トラブルは絶えないが、職員が間に入り調整している。

➤ **職員のスキル**

- ・ 入居者間で軋轢が生じやすい為、関係調整できる職員が必要。生活支援は食事提供や外出支援とは別に、生活の場を緩く丸める環境調整的な部分も大きい。生活の安定基盤を作る役割がある。
- ・ 職員は月2回、ケース会議として課題がある入居者について話し合っている。
- ・ 若手の職員採用には苦戦している。若い人で軽費老人ホームを目指す人が少なく、軽費老人ホームの歴史や制度上の位置づけ等仕組みとして理解する必要がある。
- ・ 軽費老人ホームの職員のスキルが可視化されてこなかったことから、現在は全国軽費老人ホーム協議会が取り組む「個別支援計画」に力を入れている。その人らしく生きがいをもって生活できるようにするために、「個別支援」「自立支援」「エンパワメント支援」等のエンパワメントを意識したアセスメントシートを活用している。

(6) 社会福祉法人 豊年福祉会 軽費老人ホーム明星（大阪府交野市）

法人のホームページ <http://www.h-myoyo.or.jp/>

● 主に取り上げる取組：入居者による自治会、地域における取組

➤ 入居者による自治会

- ・ 軽費老人ホーム「明星」には、入居者による自治会「福寿会」がある。
- ・ 入居者 50 名は、交野市に自治会設立を認めてもらい、明星町の住民として登録されている。交野市老人クラブ連合会にも参加している。
- ・ 自治会は入居者の代表から構成し、ホームのよりよい運営に直接携わっている。入居者同士のトラブルの課題解決の場もなっている。
- ・ 現在のメンバーは、会長、副会長、会計の三役と監査役他数人。各フロアから 2 名選出×3フロア、全部で6名程度であり、職員もサポートしている。
- ・ 軽費老人ホームに関わる様々な取組（ホームレスへの食事やお風呂場の提供等）は、自治会に付議して承諾のうえ進めている。

（子どもたちの見守り活動）

- ・ 地元の小学校より見守りボランティア「織り姫ひこぼし隊」への活動協力を呼び掛けられ、入居者による小学校低学年の登下校時にあわせて見守り活動を行っている。
- ・ 自治会組織「福寿会」で話し合い、協力することにした。入居者が地域に貢献している。認知症の入居者も参加可能であり、その場合は、自立度の高い入居者とペアで見守り活動を行っている。
- ・ コロナ禍は休止中。

➤ 地域福祉サポートセンターの関わり

- ・ 法人では平成 21 年に法人の自主財源で公益部門「地域福祉サポートセンター」を設立した。7 名（1 名は専任）のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置している。
- ・ 地域内で課題を抱えている人や制度の狭間で支援を必要としている人に対して、課題解決に向け、さまざまな関係機関につないでいる。緊急の状況には経済的支援も行う。
- ・ 地域福祉サポートセンターは、「大阪しあわせネットワーク事業」と連携している。
（参考：<https://www.osaka-shiawase.jp/>）
- ・ 課題解決のため様々な機関とつながる。自治体や社会福祉協議会だけではなく、弁護士、司法書士等の法律家、不動産、清掃会社、銀行、町の電気屋等の様々なネッ

トワークを有する。

- ・ 法人は専門職の集まりであるが、専門職であっても目の前で起きたことには悩む（地域の人たちと同様）。地域だけではなく法人内の事業運営にとっても、職員一人一人にとっても地域サポートセンターと CSW の存在は大きい。企業に産業医がいる感じである。
- ・ 法人では他にも様々なサービス種別を運営しているが、地域福祉を展開するには介護の場というより生活の場が前面に出る軽費老人ホームが持つ有形無形の力がとても大きい、と実感してきた。入居者のキャパシティも大きい。社会活動と軽費老人ホームは切っても切り離せない。
- ・ 法人内に来る学生の現場実習では、軽費老人ホームでも2日間実習するようプログラムを組んでいる。

（中間就労の方が軽費老人ホームでボランティア）

- ・ 地域福祉サポートセンターでは、何らかの背景で就労をしにくい人（引きこもり、発達障がいをもつ人等）に対し、「中間就労」という名の支援をしている。就労する前の段階である「さまざまな社会経験」の概念を法人全体で提供しているが、特に軽費老人ホームではボランティアが活動できる場面が多くある。
- ・ このように軽費老人ホームでボランティア等を受け入れるにあたっては、入居者の意思を尊重するため自治会組織「福寿会」に軽費老人ホーム施設長による付議がなされる。「福寿会」からはすぐに承諾が得られた。

（食事や入浴の提供）

- ・ 路上生活者の支援の中で診察が必要となる場合、「身体をきれいにしてから病院に行きたい。」というニーズが本人から出ることがある。その際、公共の銭湯を利用することは金銭的・心理的に難しく、路上生活者支援者から依頼があった場合、軽費老人ホームの浴室（シャワー浴の場合が多い）を提供、その後、理髪が得意な職員が髪をカットして整える支援も行う。
- ・ 保清の後の衣類は豊年福祉会が独自で行っている「かぐでんネットワーク」から提供する。
- ・ 「かぐでんネットワーク」はまだ十分に使えるが不要になった家具、衣類、電化製品等を保管し、生活困窮の状態にある人には無償で提供する取組である。
- ・ 事例によっては食事を提供する場合もある。

以上

(7) 社会福祉法人 的場合 コーポまとは (広島県竹原市)

施設のホームページ http://www.matobakai.or.jp/facility_corp_matoba.html

● 主に取り上げる取組：施設の魅力発信

➤ 施設の魅力発信

(利用率をあげるための工夫)

- ・ 病院の地域連携室、地域ケア会議等に営業廻りしている。待ちの姿勢では厳しい。
- ・ 軽費老人ホームやケアハウスは低額の有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅と競合するが、費用もサービスも異なる。
- ・ 利用者が行政に相談に行っても、行政が軽費老人ホーム・ケアハウスをよく知らないため紹介してくれないことがある。特別養護老人ホームのみ運営する法人の居宅介護支援事業所のケアマネージャーも選択肢の中に軽費老人ホームがないことが多い。そこは、コネクションを作らないと難しい。
- ・ 地域ケア会議には参加したいと依頼した。当初は施設長が参加していたが、現在は生活相談員が参加している。参加してみると、地域の課題を軽費老人ホームやケアハウスで解決できることがあることに気づく。空き家問題は地域の見守りが機能していない状態である。火を消し忘れる等の心配がある人も、軽費老人ホームであれば、地域内で住み替えができ、支援ができる。
- ・ 地域ケア会議は参加する職員にとっても新しい発見がある。
- ・ 地域ケア会議だけでなく、町内会、自治会にも出席している。様々なところに顔を出さないと地域のニーズが把握できない。

(地域に知ってもらうための工夫)

- ・ 職員の確保のためには、学校に営業をかけたり、YouTube、Facebook 等の SNS を活用したりしている。
- ・ YouTube では、コロナ禍で見学できない方のために「コーポまとは見学ご案内ビデオ」を作成した。
- ・ 法人や施設が行っていることを知ってもらうために、施設を開放したこともある(オープンキャンパスのような形)。誰でも来ることができる。最初は集客に苦戦した。
- ・ これまでは法人独自で地域の方々も参加という形で1年に1回定期的に開催していた。自治会や老人クラブ等の行事の一環でもあったため人も集まりやすかったが、入居者の高齢化、身体的に元気な方が少なくなってきたこともあり、今後は、運動ではなく別の形を模索している。

(地域に知ってもらう取組)

- ・ 施設で花を飾る会、園芸クラブでの活動があり、園芸クラブでは野菜も栽培して販売している。
- ・ 以前は栽培したものは軽費老人ホーム内の食事で提供していたが、現在は海の駅、道の駅、地域のマルシェ（金・土・日）に出店している。
- ・ 入居者は袋入れや運搬を担当。生産者としての感覚を持つこともできる（何が売れたのか、何が売れ残ったのか等）。
- ・ 売上は苗代等に使い循環している。野菜の種類は常時5～6種類。畑は徐々に拡大している。
- ・ 入居者の生きがい・やりがいにも繋がっている。

➤ ネットワークの形成状況

- ・ 理事長が他の法人と一緒に、竹原市内の社会福祉法人を集めた連絡協議会「竹原地域社会福祉法人協議会」を発足した（障害や保育等もすべて参加）。求人合同職場説明会、高校への職業説明会、職員の研修会等合同で開催している。資金の貸し付け等は行っていない。
- ・ 県レベルでは、災害関係のネットワークがある。

➤ 軽費老人ホームのあり方

- ・ 単純に「住み慣れたところで引き続き住むことができます」「同じ町内で住み替えできます」というメッセージも重要だと感じている。
- ・ 特別養護老人ホーム等は、介護が必要になったとき安心して暮らせることを売りにしているが、高齢者施設全般に「介護」というイメージがついてしまっている。
- ・ 今の時代、見守りもタダではない。人口が減り空き家が増えて、地域の見守りは難しくなっている。そういうときに、朝昼晩の食事があれば自然と安否確認ができる。安否確認の大切さを再認識しても良いと思う。
- ・ 人と話し、たまに喧嘩することも生きる活力になると感じる。
- ・ 食事は大切である。コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の総菜関係の充実で单身でも生活できやすくなったが、同じものを食べ続け、不規則になる方も多い。バランスのとれた食事を規則正しくするだけで人間は元気になる。入居者の表情も変わる。
- ・ 裕福な社会になり、困窮している方が目立たなくなってしまったかもしれないが、今また増えてきている。軽費老人ホーム・ケアハウスと養護老人ホームにスポットライトが当たってほしい。

以上

4 ヒアリング結果の分析

ヒアリング結果から、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの経営に影響を及ぼす内容や取組について分析した。なお、ヒアリング先の事例を紹介する場合は、以下の通り、施設名を省略して記載している。

なお、養護老人ホームまたは軽費老人ホーム・ケアハウスどちらかのみについて記載している場合は表題に（例：養護老人ホーム）と記載している。

種別	法人名	略称
養護老人ホーム	社会福祉法人 厚生協会 聴覚障害者養護老人ホーム やすらぎ荘	やすらぎ荘
	社会福祉法人 芳香会 青嵐荘 養護老人ホーム	青嵐荘
	社会福祉法人 光楽園 養護老人ホーム光楽園	光楽園
軽費老人ホーム ケアウハウス	社会福祉法人 エマオ会 ケアハウス・エマオ	エマオ
	社会福祉法人 寿考会 二宮寿考園	二宮寿考園
	社会福祉法人 豊年福祉会 軽費老人ホーム 明星	明星
	社会福祉法人 的場会 軽費老人ホーム A 型 コーボまとば	まとば

(1) 利用率を上げるための契約入所・ショートステイの活用（養護老人ホーム）

青嵐荘と光楽園では、措置入所だけでは利用率が上がらないことから、契約入所とショートステイ（以下、契約入所等）を活用し利用率を上げる取組を行っていた。どちらの施設も、利用者の状況から費用は低額にしており、経営面から見れば措置入所で満床になることが望ましいと回答した。しかしながら、自治体の措置者が増えない中においては、契約入所等を通して措置入所に切り替える方法も検討される。

この取組は大きく分けて3つに分類できると考えられる。

1 つめは、本来措置されるべき人を契約入所で受け入れ、その後措置入所に切り替える場合である。先行調査や今回のアンケートやヒアリング結果からも、自治体による措置は年々減少傾向にあり、養護老人ホームの満床は厳しい状態であるといえる。しかしながら、地域に措置対象者がいないわけではなく、いわゆる自治体の措置控えや対象者の掘り起こしができていないことが要因と考えられる。このため、青嵐荘と光楽園では契約入所等で対象者の間口を広げることで、本来措置されるべき人の掘り起こしを行っていた。入所後は、自治体の担当者に施設に来てもらい、利用者の状況を実際に知ってもらうことで措置対象者であることを認識してもらっていた。

対象者の間口を広げたことで、措置入所の場合は、問い合わせは高齢者部門や地域包括支援センターに限られていたが、契約入所等をはじめたことにより、自治体の生活保護、生活困窮者、障害者の窓口から問い合わせが入るようになり、地域の状況を把握しやすくなったとの回答があった。

（青嵐荘の場合）

- ◇ 平成 29 年の利用開始から、問い合わせ件数は 107 件。そのうち 54 件が入所に繋がった（54 件中 8 件が措置入所に切り替えた）。

（光楽園の場合）

- ◇ 近年は、地域包括支援センターから依頼があり、ショートステイで入所して様子を見てから措置入所に切り替えるケースが多い。

2 つめは、措置まではいかないものの、一人で生活することに困難を抱えている人等の入所である。軽費老人ホーム・ケアハウスと同様、施設の立地や環境から、養護老人ホームもその役割を担っているといえる。

（青嵐荘での活用事例）

- ◇ 青嵐荘の清掃業務に従事している方は、これまで法人内の障害者グループホームに入所し通っていたが、他の利用者に比べ年齢が上であわなくなり、住む場所を探していた。当初は次のアパートが決まるまでとしていたが、移動等の不便さも考え、住み込みという形で養護老人ホームに入所している。

（光楽園での活用事例）

- ◇ 身体は元気であるが、少し認知症状が出ているため、施設を移動するのは負担が大きいことから、家族（遠方）が許す限り入所することにしている。

3 つめは、ショートステイとしての活用である。多くの施設が緊急用にショートステイ用の居室を有しているが、ヒアリングから契約によりショートステイの数を増やしていることがわかった。光楽園では契約入所とショートステイの考え方は分けているが、契約して入所するという点から記載する。

（青嵐荘での活用事例）

50 代の派遣社員で働く男性は過去に 3 回 1 ～ 2 週間程度ショートステイで利用している。

（光楽園での活用事例）

- ◇ コロナ禍前は見学に来てもらって入所ができたが、今は見学ができないためショートステイで 3 日程度試してから入所判定委員会にかけて入所するようになっている。
- ◇ 年度末は自治体の予算の関係からショートステイで入所することがある。月初ではなく、日にちをずらして入所している。

(2) 利用率を上げるためのショートステイの活用（軽費老人ホーム・ケアハウス）

軽費老人ホーム・ケアハウスでもショートステイの活用を行っていた。エマオでは、季節限定で入居することも可能であった。また、自宅の環境が劣悪な場合にケアハウスと行き来しながら自宅を片付ける、施設への本入所前に家族と離れる準備に使うこともあった。他にも、特別養護老人ホームに入所するまでの待機待ちとしての利用もあった。

軽費老人ホーム・ケアハウスは介護保険法に縛られないからこそ柔軟な対応ができるが、住民から見ればその他の施設等との違いは分かりづらい。心穏やかに最期を過ごすことができる施設入所とあわせて、季節や体調に不安があるとき等、ショートステイで気軽に活用できることを伝える取組も今後必要と考えられる。他のヒアリング先からも、軽費老人ホーム・ケアハウスは、施設入所というよりは地域の中で住み替える・引っ越しするという要素もあるとの意見があった。

(3) 課題を抱える人の受け入れ

ヒアリング先では、積極的に課題を抱える人の受け入れを行っている施設があった。例えば、刑務所出所者、心の障害を持つ人（精神疾患を抱える人）、身元保証人がいない人等が挙げられる。

先行調査や今回のアンケート結果から、特に軽費老人ホーム・ケアハウスでは身元保証人を求める施設が多いことが明らかとなっている。一方で、社会では身寄りのない人も多いことから、今後、軽費老人ホーム・ケアハウスがセーフティネットの場として、どこまで受け入れることができるか課題と考えられる。

また、刑務所出所者の受け入れについては、ヒアリングから受け入れをしたくても施設の体制的に厳しいとの意見もあった。刑務所出所者の犯罪内容によっては女性職員だけでは対応が難しい場合や、他の入所者・入居者の安全を保障しきれない場合も想定された。そのほか、軽費老人ホームでは心の障害を抱える入居者も目立っており、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスが課題を抱える人を受け入れるにあたっては、一施設で対応するだけでなく、自治体や関係機関との連携・協力、専門的な内容の研修機会の創出等の対応も検討する必要があると考えられる。

（青嵐荘の取組）

- ◇ 法人として地域定着支援センターを受託しており、自立準備ホーム枠で高齢者ケースの受入相談があったため、平成 28 年 12 月に自立準備ホームの登録をした。平成 29 年の開始から現在まで 6 名が入所した。

（二宮寿考園の取組）

- ◇ 法人には二宮寿考園の他にケアハウスを 2 つ運営しているが、生活保護受給者の受け入れは二宮寿考園のみで、生活課題のある人の受入れ比率もケアハウスに比

べて高い。入居者のうち、心の障害を持っている者は3割程度（精神障害者保健福祉手帳を保有しない者も含む）いる。

（エマオの取組）

- ✧ 施設側は身元保証人がいないと受け入れが難しい部分もあり、行政と施設双方が自分たちに何ができるかを考え、令和3年10月に、長野市が「おひとりさま」あんしんサポート相談室」事業を立ち上げた。相談業務であるが、成年後見支援センターが併設されているため、身元保証人がいない場合は NPO や行政書士等に繋ぐことができる。
- ✧ 自施設での受け入れが体制的に難しい入居者は、長野県内の全てのケアハウスを束ねた「長野県ケアハウス協議会」内で相談し、他のケアハウスで受け入れてもらうことがある。

（4）障害特性、個別性への配慮

今回、ヒアリングを行った聴覚障害者養護老人ホームは聴覚障害者に特に配慮した施設であるが、他の施設においてもアンケート結果から身体、知的、精神に障害を抱えている入所者・入居者が多かったことがわかり、その方の持つ特性によっては特別な配慮も必要となる。やすらぎ荘では、聴覚障害者が生活しやすいよう施設の設備自体配慮された設計となっているが、対応面での配慮も行っていた。

（やすらぎ荘の取組）

- ✧ 職員同士で話すときは手話を使うようにしている。入所者が自身のことを話しているのではないかと気になってしまうことから、業務上開示できない場合を除き入所者にも何を話しているかわかるように手話を使う。

一方で、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスは比較的自立した方が多い施設形態であるが、高齢化や身体機能の低下により、入所者・入居者は以前に比べ自立度が低下しており、職員の意識が対応をより必要とする方に向いてしまう傾向があるとの意見も複数聞かれた。限られた職員の中で、様々な入所者・入居者に接することから、今後アセスメントはより重要となると考えられる。二宮寿考園からは、全国軽費老人ホーム協議会が取り組んでいる「個別支援計画※」を通して、入居者がその人らしく生きがいをもって生活できるようにするため支援することに力を入れているとの意見があった。個々に異なる入所者・入居者像に対応するためにも、また職員のスキルを可視化する意味でも、今後求められる視点と考えられる。

※参考：『高齢者の生活の質の向上に向けて 地域共生社会における生活支援～軽費老人ホーム・ケアハウスの実践から～』（編）一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会（監）北本佳子

(5) 関係機関、地域に知ってもらうための取組（軽費老人ホーム・ケアハウス）

今回ヒアリングした軽費老人ホーム・ケアハウスは歴史があることから、地域において法人名や施設名の認知度は高い状況にあった。一方で、複数の施設からは地域に「軽費老人ホーム・ケアハウス」という種別までは理解されておらず、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームとの違いが理解されていないとの回答があった。これは先行調査や今回のアンケート結果からも明らかであるが、理解の不足は地域住民に限らず、自治体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等、関係機関においても同様である。このため、生活に不安を抱える住民が行政等の窓口に相談に行っても、軽費老人ホーム・ケアハウスが選択肢として挙がらず、施設の利用率だけでなく、住民にとっても選択肢の幅が狭まり大きな課題と考えられる。

ヒアリングした施設においては、行政や関係機関への挨拶回り、各種会議に積極的に参加して施設を知ってもらう取組を行っていた。また、清掃活動、介護予防運動、集いの場の提供といった地域に対する取組を通して、地域住民や関係機関に施設を知ってもらうことに取り組んでいた。先行調査の結果と同様に、地域ケア会議や民生委員の会議に参加することの有効性が明らかとなるとともに、それに加え、ヒアリング先では行政と連携した周知、地域への取組等を行っていた。

(エマオの取組)

- ✧ Facebook で施設の様子を発信。
- ✧ 長野県内では全ての軽費老人ホームとケアハウスを掲載した『軽費老人ホームとケアハウスのご案内』というパンフレットを作成し配布している。長野市内においても A4 の両面チラシで長野市内の軽費老人ホーム・ケアハウスリストを作成し配布している。長野市が定期的に更新もしている。
- ✧ オレンジカフェの中でミニ講座を開催。内容は長野市（行政）、警察官、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等専門家による最新の話から、講談、運動、笑いヨガ等まで様々。講座の後は希望者に食事を提供している。

(明星の取組)

- ✧ Facebook で施設の様子を発信。
- ✧ 入居者 50 名は、交野市に自治会設立を認めてもらい、明星町の住民として登録されている。交野市老人クラブ連合会にも参加している。自治会は入居者の代表から構成し、ホームのよりよい運営に直接携わっている。入居者同士のトラブルの課題解決の場もなっている。
- ✧ 大阪しあわせネットワークと協働し、法人内の地域福祉サポートセンターにて CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が地域の課題解決を行う。その際、軽費老人ホームにて、引きこもりの人等を社会訓練の一環でボランティアとして受け入れる、路上生活者の人の生活を立て直すため食事、入浴、衣服等の提供を行

っている。

(まとはの取組)

- ✧ Facebook で施設の様子を発信。
- ✧ YouTube では、コロナ禍で見学できない方のために「コーポまとは見学ご案内ビデオ」を作成した。
- ✧ 入居者の園芸クラブ活動の中で育てた野菜を海の駅、道の駅、地域マルシェに出店。住民にとっては生産者が見え、入居者にとっては生きがい・やりがいに繋がっている。

(6) 職員を確保するための取組

ヒアリングから、多くの施設が採用に苦労していることが伺えた。職員の定着率は良く、一度養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスを経験すると多くの職員がやりがいを持つものの、新卒や若手職員の獲得は難しい状況にあった。サービス種別の認知度も影響していると考えられるが、複数の施設から生活支援の専門性が伝わっていないという意見があった。

また、ヒアリングから、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員には人間力、高い調整力が求められることも明らかとなった。介護を必要としない方も多いことから、入所者・入居者間のトラブルや軋轢を生まないために職員はその調整を行っており、さらに、精神疾患等課題を抱える方にどのような支援ができるのか職員は常に考えているといえる。

さらに、高齢分野において複数のサービス種別を運営する法人では、法人間の職員異動が少ない傾向にあった。異動がある場合でも、「軽費老人ホームから他施設に異動するのは支障ないが、他施設から軽費老人ホームに異動すると苦労する」という意見があった。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員には、高いスキルがありながら、それが対外的に伝わっていないために希望する職員が少ないと考えられる。

職員の確保のためには、施設自体の魅力発信とともに職員の生活支援スキルの可視化も必要であると考えられる。

(やすらぎ荘の取組)

- ✧ 職員の採用は新卒が多い。合同説明会に参加し、その後施設の見学やインターンシップで受け入れている。福祉系の大学出身者よりも、経済、情報、教育等その他が7割を占める。
- ✧ 法人内では一般の養護老人ホームも運営しているが、聴覚障害者養護老人ホームのほうが人材の確保はしやすい。聴覚障害という特殊な分野に興味を持つ人がいる。本人が聴覚障害を抱えており（完全に聞こえないわけではない）、将来のため

に手話を覚えたい、入所者と関わりながら自身のことを考えていきたいと思う職員もでてきた。

(明星の取組)

- ◇ 法人内に来る学生の現場実習では、軽費老人ホームでも2日間実習するようプログラムを組んでいる。その際には、地域における軽費老人ホームの役割と共に、職員が入居者や地域の課題を解決するためにどのような関係機関と関わる関係者の一覧リストや、具体的事例で実際に利用した社会資源リストを示し伝えている。

(まとばの取組)

- ◇ 学校に営業をかけたり、YouTube、FBのSNSも活用したりしている。

また、複数のヒアリング先からは、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を雇用したくても、介護保険法の管轄の施設と比較し、給与水準が低くなってしまうため、職業ステータスが保てないとの意見があった。職員も常勤職員だけで構成されていることが多い傾向にあり、有資格者の雇用が難しい現状があると考えられる。入所者・入居者のニーズが多様になってきており、課題を抱える者も増えてきていることから、職員においても有資格者の配置を進めることができるよう、自治体や関係機関との連携・協力やネットワーク内での専門職のワークシェアリング等の仕組みも検討が必要と考えられる。

(7) 建物の修繕や物品の購入のための補助金、助成金等の活用

エマオでは、様々な補助金、助成金等を活用していた。これまでに屋上、内装等の修繕、エアコン等の購入、車両の提供等、様々な場面で国、自治体、財団等からサポートを受けていた。このためには受け身の姿勢ではなく、各方面から広く情報収集すること、粘り強く申請することも必要であることがわかった。

先行調査や今回のアンケート、ヒアリング結果から、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスは、建替えや修繕のための積立が困難なことは明らかとなっており、自治体で補助金を出しているところも少ない。修繕、建替えの根本的な解決策には国や自治体による補助金等の見直しが必要と考えるが、施設が今できることとして物品の修理、購入費等、少しでも施設の持ち出しを減らすために努力も必要と考えられる。

なお、軽費老人ホームA型とB型は経過措置施設として位置付けられており、どの施設も年数が経過している。今回ヒアリングした4か所のうち3か所が軽費老人ホームA型であったが、3施設についても同様であった。しかしながら、建替えを予定しているところはなく、修繕を重ねてA型を維持している状況にあった。また、いず

れ建替えが必要になった場合においても、3か所ともケアハウスへの転換ではなく、軽費A型としての建替えを望んでいた。理由は、ケアハウスに転換すると入居者の負担する金額が居住費（居室料）の有無で大きくなることから、現在の入居者が継続して入居できない可能性があるためである。二宮寿考園では、特に低所得で心の障害を持つ入居者が多いことから、ケアハウスは代替になり得ないと軽費A型を維持していた。

一方で、軽費A型内での建替えでは自治体の補助が出ていなかった。3施設とも施設単体の積立ではなく、法人として積立を行っており、法人内の他の施設の建替え時期と重ならないよう調整する必要があった。また、その時の地域のニーズによっては特別養護老人ホーム等他の種別が優先される可能性もあるとの意見があった。軽費老人ホームはいずれ建替えを必要とする時期が訪れることから、その際に積立で建替えをするのか、補助金を受けてケアハウスに転換するのか、多くの施設が苦悩することが伺えた。

(8) ネットワークの活用と連携

ヒアリングでは、全ての施設が様々なネットワークに参加している状況であった。ネットワークの大きさは、都道府県単位、市町村単位、地区単位とあり、また、ケアハウス等施設種別ごとの連絡会議や県内の全ての社会福祉法人が参加する会議等、様々だった。ネットワークを通して課題や事例の共有、情報交換を行っており、拠出金をもとに事業を行うネットワークも存在していた。

今日、認知症高齢者の徘徊等で行方不明者が増加しており、社会問題の1つとなっているが、光楽園の事例からもわかるように、通路でうずくまっていた高齢者の保護等、地域での見守りによる発見とその後の対応（保護）ができるというのは、地域包括支援センター等とは異なり、入所・入居する機能をもつ施設ならではの機能が発揮できているといえる。

また、自治体や地域と協定を結び、法人・施設が地域の課題解決の資源として利用されているケースもあった。特に、養護老人ホームや軽費老人ホームは歴史もあり、地域ともに歩んできた施設が多い。福祉避難所としての指定や地域内の見守り活動を行うために、行政や他法人とより一層の連携が求められる。

入所者・入居者の状況も変化している中で、限られた職員数で対応していくには、協力・連携は必須であろう。一施設で地域のニーズ把握、課題解決を行うことは今後ますます難しくなることが想定されるため、行政や関係機関に限らず民間や地域住民とも連携することがさらに求められる。

(主なネットワークの分類)

- ① 行政を交えた都道府県単位、市町村単位のネットワーク
- ② 地域内の社会福祉法人（高齢、障害、保育等）が集うネットワーク
- ③ サービス種別ごとに会員法人が集うネットワーク
- ④ 特定の地域課題のために行政、法人、民間等複数の関係者が集うネットワーク
- ⑤ 特定の課題に対して関係者が集うネットワーク

ネットワークの一例

分類	ネットワーク名	参加者	目的	事例
①	「おひとりさま」あんしんサポート相談室	市、市内の法人、NPO、行政書士等	身元保証人がいない方の相談業務。NPOや行政書士等に繋げることが可能。	エマオ
① ②	大阪しあわせネットワーク	大阪府内の社会福祉法人	“オール大阪の社会福祉法人”が連携・協働して取り組む「地域貢献事業」、拠出金により事業を推進。	明星
②	竹原地域社会福祉法人協議会	竹原市内の社会福祉法人すべて	合同職場説明会の開催 研修や資格条件の整理	まとば
③	長野県ケアハウス協議会	県、市、県内のケアハウスすべて	行政からケアハウスへの伝達事項、消費税率の改定や補助金に関する意見交換等	エマオ
④	高齢者見守りネットワーク事業	市町、郵便、地域内の4法人、運送会社等	地域内の見守り機能 行政や民生委員に繋げる	光楽園
⑤	地域ケア会議、事例検討会、民生委員の会合等	法人職員、介護支援専門員、生活相談員、民生委員、入所者・入居者本人等	地域ニーズの掘り起こし 地域の課題解決 情報交換	複数施設

(9) 配食サービスと施設に食べにきてもらう取組の両立

ヒアリングでは、多くの施設が食事を大切にしていることが明らかとなった。明星は給食業務を直営で実施しており、「給食設備があることで、食事を活かした行事ができることが運営の強み」と話していた。イベント時に限らず、地域の方に食事を提供する施設は多かった。

一方で、今回ヒアリングした施設では、現在「配食サービス」を実施している施設は1箇所のみだった。多くの施設は過去に自法人の運営や社会福祉協議会の委託事業にて実施していた経験があったが、配送する者の不足や委託事業の廃止から、配食サービスを止めたところが多かった。このため、複数の施設は、地域住民に施設に来てもらい食事を提供していた。現在続けている施設は青嵐荘のみであったが、経営面から見れば厳しい反面、「困っている人に美味しい食事を摂ってもらいたい」、「独居の方の見守りを兼ねている」点において、継続していることが明らかとなった。

配食サービスは独居の高齢者を支えるための取組として重要ではあるが、一施設が

調理・配送まで担うことは難しく、今後は民間の宅配サービスと連携することも検討される。施設に来て皆で食事する取組と、独居の方のために食事を届ける取組はどちらもニーズはあることから、広域のネットワークにおいて検討されるべき課題と考えられる。

(10) 最期まで過ごせる環境づくり

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスは生活支援を目的としていることから、特定施設の認定を受けない限り、入所者・入居者は介護が必要になった場合、原則として外部サービスを利用するか施設を移らなければならない。実際に 20 数年過ごした施設を離れるというケースも聞かれた。一方、ヒアリングした複数の施設は、特定施設ではないが、法人内の特別養護老人ホームに移り変えることで対応しているケースが多い状況にあった。法人によっては、特別養護老人ホームと施設が併設されていることから、入所者・入居者にとっても環境の変化に大きな負担がないと考えられる。また、エマオの場合は、法人内に居宅介護支援事業所等を有していることから、ケアハウスに居住しながら介護を受けることが可能であった。特定施設であれば介護が必要になっても居住環境を変えずに生活することが可能であるが、特定施設以外でも最期まで過ごすことができるよう配慮していた。

また、青嵐荘と光樂園では法人内に納骨堂を有しており、身寄りのない入所者は入ることが可能であった。これまでも身寄りのない人は一定数いたものの、核家族化、未婚率の増加により、今後身寄りのない高齢者は増えると考えられる。施設において最期まで生活できることとあわせて、亡くなった後の対応も考慮する必要がある。

IV. まとめと提言

1 本調査研究のまとめ

以下は、アンケート調査結果を中心に養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを取り巻く状況や課題の実態についてのまとめをお示しする。

(1) 養護老人ホームにおける実態等について

＜自治体における養護老人ホームの実態に関する調査結果のまとめ＞

① 養護老人ホームの現状

措置の活用は、多くの自治体において、限られた予算の中で必要性を見極めながら行われている。契約入所の活用施設は、全体で約2割にとどまっている。

- ・ 措置の活用状況について、約8割の自治体では「必要に応じて活用している」と回答がみられた。「あまり活用していない」「ほとんど活用していない」と回答した自治体においては、自治体の財政的負担が大きいため、介護保険のサービスを利用できず、他に方法がない場合のみ措置をしているといった意見がみられた。また、積極的に措置を活用していると回答した自治体では、施設からの相談・問い合わせの回答割合が他に比べ高かった。
- ・ 契約入所の実施状況について、「実施施設がある」との回答は約2割であった。また、契約入所の実施施設がある自治体では、施設からの相談・問い合わせの回答割合が実施施設はない自治体に比べ高かった。
- ・ 入所判定委員会について、約9割の市区町村で設置していると回答がみられた。

② 養護老人ホームへの自治体における期待役割と自治体の関わり・支援状況

自治体は施設に多様な役割を期待している一方で、施設への関わり・支援に取り組んでいるところは限られている。

- ・ 養護老人ホームが地域に果たす役割として期待していることについて、従来の調査結果と変わらず、「DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が最も回答割合が高く、次いで「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等支援」、「在宅生活が困難な高齢障害者の居所の確保」「在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供」といった様々な役割を期待されていることが明らかとなった。
一方で、養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援について、「特になし」との回答が約5～7割以上みられており、自治体として施設への関わり・支援について「特になし」としている背景等について今後確認することが重要と言える。

③ 養護老人ホームへの措置費等の状況

施設への加算の支給実績や消費税増税時の対応は、自治体によってばらつきがみられる。施設の建替えや耐震化の補助費は約 9 割の自治体で用意されていない。

- ・ 養護老人ホームに対する支給実績のある加算について、自治体により加算の支給の有無にばらつきがみられた。
- ・ 建替え・耐震化に向けた補助費について、市区町村では、「現在のところ補助費は用意していない」との回答が約 9 割であった。
- ・ 消費税増税時の対応（10%増税時）では、市区町村では、約 6 割以上で対応を行っていたものの、約 2 割以上は「特に対応しなかった」と回答がみられた。「特に対応しなかった」と回答した自治体からは、市町村単独で基準額を引き上げる明確な基準がない、国や県からの指針が必要、施設から要望があれば対応できるといった意見が複数みられた。
- ・ 平成 18 年（2006 年以降）の老人保護措置費支弁基準費の改定状況は、市区町村では「改定していない」が約 7 割と最も回答割合が高かった。

④ 養護老人ホームに対する取組状況

約半数の市区町村では、施設の要望があれば空き情報の周知に協力している。

- ・ 施設の経営状況の把握について、都道府県では「特に把握していない」が約 5 割であった。また、「施設関係者との意見交換でおおまかに把握している」が都道府県では約 2 割、市区町村では約 4 割、「収支計画書の提出」が都道府県で約 2 割、市区町村では約 3 割と回答がみられた。
- ・ 施設の空き情報の周知について、市区町村では「施設の要望があった際に情報提供を行っている」との回答が約 5 割みられた。また、「特に周知をしていない」との回答が、都道府県では約 7 割、市区町村では約 4 割であった。
- ・ 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援について、養護老人ホームへの措置について、「積極的に活用している」と回答した自治体では、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」「地域関係者とのネットワークづくり」の回答割合が他に比べ高かった。

⑤ 自治体における社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークの把握状況（※養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの自治体担当者に対する設問） 地域の社会福祉協議会等とのネットワークを把握している自治体は限定的である。

- ・ 自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況について、「社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」と回答した都道府県が約 4 割、市区町村が約 3 割であった。

＜養護老人ホームの実態に関する調査結果のまとめ＞

① 施設の基本情報

特定施設の指定がない施設が約 5 割。特定施設の事業所指定を持つ施設の方が黒字の割合が高い。養護老人ホームでは 2 人部屋を有する施設も一定数みられる。

- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定等の有無について、全体では、「なし」が 52.1%と最も高く、次いで「特定施設入居者生活介護（外部サービス型）」が 29.2%、そして「特定施設入居者生活介護（一般型）」が 18.1%、「特定相談支援事業者」が 0.6%であった。施設の経営状況別にみると、黒字施設では、「特定施設入居者生活介護（一般型）」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。
- ・ 部屋数について、平均値として個室が 43.7 部屋、2 人部屋が 12.1 部屋となっており、個室以外の部屋を有する施設も少なくないことがわかった。また、個室化できていない施設は個室にするための修繕や建替えの費用捻出が困難であるといった意見がみられた。

② 入所者の状況

要介護度は自立の方が最も多く、要介護度の高い方も一部ではみられる。

- ・ 要介護度別入所者数について、「自立」が最も多く、次いで「要介護 1」、「要介護 2」であり、「自立」～「要介護 2」に多く分布がみられた。また、要介護 3 以上の入所者が一定数いることがわかった。

③ 施設の経営等の状況

赤字施設が全体の 3 割以上。利用率が上がらない赤字施設では、措置入所が決定しない、施設の老朽化を理由に挙げているところが多い。

- ・ 施設の経営状況について、「黒字」が約 4 割以上、「赤字」が約 3 割以上であった。また、平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以降の経営状況は、「おおむね黒字が続いている」が約 3 割、「黒字のときと赤字のときがある」が約 2 割、「ほとんど赤字が続いている」が約 2 割弱であった。全体のサービス活動収益増減差額比率の平均値は 4.6%であった。
- ・ 法人全体のサービス活動収益計と法人全体の職員数について、施設の経営状況別にみると、黒字施設では「10 億円以上」、「300 人以上」の回答割合が赤字施設に比べ高く、法人規模の大きい施設では経営にスケールメリットがあると推測される。
- ・ 現在の施設全体の利用率の状況について、施設の経営状況別にみると、赤字施設では、「適正ではない」との回答割合が黒字施設に比べ高く、利用率が上がらない原因として、赤字施設では、「措置入所が決定せず、入所者自体が集まらない」「施設が老朽化しており、入所者にとって魅力がない」との回答が黒字施設に比

べ高かった。なお、ヒアリング調査では、空室を利用するための工夫として、契約入所やショートステイを活用する事例がみられている。

④ 措置費等の状況

一部の加算に関して、支給実績のない施設で、赤字やプラスマイナスゼロの割合が高い。

- ・ 消費税改定による措置費の改定について、アンケート調査では、「改定は行われている（消費税 10%）」との回答が約 7 割であった。また、改定が行われていない施設では、約 7 割が「支障がある」と回答していた。
- ・ 加算の支給実績の有無について、施設の経営状況別にみると「夜勤体制加算」、「施設機能強化推進費」、「民間施設給与等改善費」において、赤字施設・プラスマイナスゼロの施設では、「なし」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

⑤ 施設の設備等の状況

約 1 割強の施設では耐震化が未対応。赤字やプラスマイナスゼロの施設の約 6 割以上が、建替え・大規模修繕の費用の財源確保が十分にできていない。

- ・ 建物の耐震化について、「未対応」との回答が約 1 割強みられた。
- ・ 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況について、施設の経営状況別にみると、プラスマイナスゼロの施設及び赤字施設では、「あまり確保できていない」「全く確保できていない」の回答割合が約 6 割以上と、黒字施設に比べ高かった。

⑥ 措置入所について

約半数の施設は、措置入所が適切に運用されていないと感じている。

- ・ 養護老人ホームの措置入所に対する評価について、「適切に運用されているとは思わない」が約 5 割、「適切に運用されていると思う」が約 4 割と回答がみられた。また、「適切に運用されているとは思わない」と回答した理由として、「被措置者・希望者がいないといわれるため」が約 7 割、「行政担当者が措置制度を十分に理解していないため」「行政担当者が措置の必要な高齢者を把握していないため」「措置入所の対象者の範囲が厳しく制限されているため」が約 5 割以上であった。その他、措置決定までに時間がかかりすぎている、行政の財政力に左右されているように思うといった意見がみられた。
- ・ ヒアリング調査では、コロナ禍で相談者は施設見学ができないケースがあるとの意見がみられた。こうした状況に対応するため、入所判定会議の前に、数日間のショートステイを試した後に、措置入所に切り替えるケースがみられている。

⑦ 契約入所の活用について

契約入所を活用したい施設は約 2 割にとどまっている。

- ・ 契約入所の活用意向について、「どちらとも言えない」が約 5 割、次いで「活用したい」が約 2 割と回答がみられた。また、「あまり活用したくない」、「活用したくない」と回答した方の理由として、契約入所の金額では生活保護基準を満たしていない低所得高齢者が入所できない、現在の入所者との処遇に差が生じる可能性があるといった意見がみられた。
- ・ ヒアリング調査では、契約入所をされた方の中で措置が必要な方に対しては、措置入所に切り替えるというように、契約入所を利用して入所対象者の間口を広げ、措置をすべき人の掘り起こしを行う事例がみられている。

⑧ 施設の職員の確保や育成、定着についての状況

赤字施設では特に、「介護職員の（慢性的な）不足」「中間管理階層が育っていない」ことに困っている割合が高い。

- ・ 施設の職員の確保や育成、定着の課題について、「介護職員の（慢性的な）不足」「中間管理階層が育っていない」において、赤字施設では「まあまあ困っている」「とても困っている」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。
- ・ 職員の育成、定着のためにやっている取組について、黒字施設では特に、「経営者より法人の理念や方針等を職員に定期的に共有している」「短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている」「入所者やボランティア等、職員以外にも施設の運営に関わるようにしている」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

⑨ 地域における取組・認知状況等

「社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」施設が約 6 割。約半数以上が、地域において施設が十分に認知されていないと考えている。

- ・ 地域において施設が現在取り組んでいることについて、「地域関係者とのネットワークづくり」が約 6 割と最も回答割合が高く、「地域の要支援者に対する相談支援」「地域住民に対する福祉教育」が約 2～3 割であった。
- ・ 「地域における公益的な取組」を行う上で、「社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」施設が約 6 割、「ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」施設が約 1 割みられた。
- ・ 地域における養護老人ホームの認知状況について、「あまり認知されていないと思う」「ほとんど認知されていないと思う」との回答が約 5 割以上みられた。

⑩ 今後の養護老人ホームの事業展開の方針

最低限、現状維持を希望する施設が最も多い。

- ・ 養護老人ホームの今後の事業展開について、「拡充させたいとは思わない」との回答が約 8 割であった。拡充させたいとは思わない理由として、「最低限、現状を維持したい」が約 9 割以上、次いで「法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない」「定員を縮小したい」と回答した施設が約 2 割みられた。

(2) 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける実態等

＜自治体における軽費老人ホーム・ケアハウスの実態に関する調査結果のまとめ＞

① 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状

生活保護の入居受入は 9 割以上が可能と回答。身元保証がない方の入居判断は、ほとんどの自治体で施設に任せている。

- ・ 生活保護受給者の入居受入について、「入居できる」との回答が、都道府県では 10 割、市区町村では約 9 割以上であった。
- ・ 身元保証等がない方の入居について、「判断は施設に任せている」との回答が都道府県・市区町村ともに約 9 割であった。

② 軽費老人ホーム・ケアハウスへの自治体における期待等

自治体は施設に多様な役割を期待している一方で、施設への関わり・支援に取り組んでいるところは限られている。

- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域に果たす役割として期待していることについて、従来の調査結果と変わらず、「在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供」が最も回答割合が高く、次いで「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等支援」、「在宅生活が困難な高齢障害者の居所の確保」「配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援」といった多様な役割を期待されていることが明らかとなった。
- 一方で、軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援について、「特になし」との回答が約 8 割みられており、自治体として施設への関わり・支援について「特になし」としている背景等について今後確認することが重要と言える。

③ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する方針

ケアハウスへの移行は施設の判断に委ねると回答した自治体が最も多い。ケアハウスの増設を予定する自治体はほぼなく、財政面での課題意見が複数みられている。

- ・ 軽費老人ホーム A・B 型の今後のケアハウスへの移行の今後の方針について、都道府県・市区町村ともに「施設の判断に委ねる」が約 5 割と最も回答割合が高く、「ケアハウスへの移行を促進する」が都道府県では約 4 割、市区町村では約 1.5 割、「現状を維持する」が都道府県では約 0.5 割以下、市区町村では約 2 割であった。現状維持や施設の判断に委ねると回答した理由としては、A 型を必要とする方が一定数いるため、県の高齢者保健福祉計画等において決定している、ケアハウスへの移行に要する整備資金が捻出できないといった意見がみられた。
- ・ ケアハウスの今後の方針について、都道府県・市区町村ともに「現状のまま」がもっとも回答割合が高く、「増やす予定」が、都道府県では約 1.5 割、市区町村

では0であった。また、現状維持と回答した理由としては、地域のニーズ状況による判断である、財政状況が厳しい、近年では有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、ケアハウスに代わり低額な料金で入所できる施設が増えてといった意見が複数みられた。

- ・ 都市型軽費老人ホームの今後の方針について、都道府県・市区町村ともに「現状のまま」がもっとも回答割合が高かった。もともと設置対象が都市部限定ということもあり、「増やす予定」も都道府県で約0.5割以下、市区町村では0であり、設置対象地域ではない、空床が生じているといった意見がみられた。

④ 軽費老人ホーム・ケアハウスへの事務費・補助等の状況

施設への加算の支給実績や消費税増税時の対応は、自治体によってばらつきがみられる。施設の建替えや耐震化の補助費は8割以上の自治体で用意されていない。

- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する支給実績のある加算について、自治体により加算の支給の有無にばらつきがみられた。
- ・ 建替え・耐震化に向けた補助費について、市区町村では、「現在のところ補助費は用意していない」が約8割以上と最も回答割合が高かった。
- ・ 消費税増税時の対応（10%増税時）では、市区町村では、約8割以上の市区町村で対応したと回答があった。
- ・ 平成17年（2005年以降）の事務費補助金の改定状況は、市区町村では「改定した」が約7割と最も回答割合が高かった。

⑤ 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する取組状況

養護老人ホームに比べ、自治体による経営状況の把握がなされている。施設の空き情報の周知は特にしていないという回答が多い。

- ・ 経営状況の把握について、アンケート調査では、「収支計画書等を提出してもらっている」が都道府県・市区町村では約8割と最も回答割合が高かった。
- ・ 施設の空き情報の周知について、アンケート調査では、「特に周知をしていない」が都道府県では約8割、市区町村では約6割と最も回答割合が高かった。
- ・ 取組を行っている自治体においては、「施設の要望があった際に情報提供を行っている」との回答が約1～2割みられた。

＜軽費老人ホーム・ケアハウスの実態に関する調査結果のまとめ＞

① 施設の基本情報

特定施設の指定がない施設が約 8 割。特定施設（一般型）の事業所指定を持つ施設の方が黒字の割合が高い。

- ・ 施設種別について、施設の経営状況別にみると、黒字施設では、「ケアハウス単独型」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。
- ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無について全体では、「なし」が 77.1%と最も高く、次いで「指定を受けている（一般型）」が 21.8%、「指定を受けている（外部サービス型）」が 1.1%であった。施設の経営状況別にみると、黒字施設では、「指定を受けている（一般型）」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

② 入居者の状況

要介護度は自立、要介護 1 の方が最も多くなっている。

- ・ 要介護度別入居者数では、「自立」「要介護 1」が最も多く、次いで「要支援 1」および「要支援 2」であり、「自立」～「要介護 2」に多く分布がみられた。

③ 施設の経営等の状況

赤字が全体の 3 割。利用率が上がらない赤字施設では、周囲に競合他施設がある、施設の老朽化を理由に挙げているところが多い。

- ・ 施設の経営状況について、「黒字」が約 5 割、「赤字」が約 3 割であった。また、平成 16 年度（2004 年度）の一般財源化以降の経営状況は、「おおむね黒字が続いている」が約 3 割、「黒字のときと赤字のときがある」が約 2 割、「ほとんど赤字が続いている」が約 1.5 割であった。全体のサービス活動収益増減差額比率の平均値は 3.5%であった。
- ・ 法人全体のサービス活動収益計と法人全体の職員数について、施設の経営状況別にみると、黒字施設では「10 億円以上」、「300 人以上」の回答割合が赤字施設に比べ高く、法人規模の大きい施設では経営にスケールメリットがあると推測される。
- ・ 現在の施設全体の利用率の状況について、施設の経営状況別にみると、赤字施設では、「適正ではない」との回答割合が黒字施設に比べ高く、利用率が上がらない原因として、赤字施設では、「周囲に競合他施設がある」「施設が老朽化しており、入居者にとって魅力がない」との回答割合が黒字施設に比べ高くなっていた。また、入居者・相談者の高齢化に対応できていないといった意見がみられた。
- ・ ヒアリング調査では、特別養護老人ホームの待機待ちや一時的な体調不安など、地域の中で柔軟にショートステイを活用した事例がみられた。また、身元保証人がいない入居者に対して、自治体、社会福祉協議会、NPO 等と連携を図り、成年

後見支援等の相談事業から、入居に繋げるケースがみられた。

④ 事務費・補助等の状況

一部の加算では支給実績のない施設で、赤字の割合が高い。

- ・ 消費税引上げによる事務費補助の改定について、「改定は行われている（消費税10%）」との回答が約7割であった。また、改定が行われていない施設では、約7割が「支障がある」と回答していた。具体的には、消費税増額により支出が増額したにも関わらず、事務費補助が上がらない現状により、収入が大幅に減少しているといった意見がみられた。
- ・ 加算の支給実績の有無について、施設の経営状況別にみると「施設機能強化推進費」において、赤字施設では、「なし」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。

⑤ 施設の設備等について

約1割の施設では耐震化が未対応。赤字やプラスマイナスゼロの施設の約6割以上が、建替え・大規模修繕の費用の財源確保が十分にできていない。

- ・ 建物の耐震化について、「未対応」との回答が約1割みられた。
- ・ 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況について、施設の経営状況別にみると、プラスマイナスゼロの施設及び赤字施設では、「あまり確保できていない」「全く確保できていない」の回答割合が約6割以上と、黒字施設に比べ高かった。

⑥ 施設の職員の確保や育成、定着についての状況

赤字施設では特に、「職員の高齢化の進行」「中間管理階層が育っていない」ことに困っている割合が高い。

- ・ 施設の職員の確保や育成、定着の課題について、経営状況別にみると、「職員の高齢化の進行」「中間管理階層が育っていない」において、赤字施設及びプラスマイナスゼロの施設では「まあまあ困っている」「とても困っている」の回答割合が黒字施設に比べ高かった。
- ・ 職員の育成、定着のために行っている取組について、経営状況別にみると、黒字施設では、「経営者より法人の理念や方針等を職員に定期的に共有している」「学習・取組内容等の発表の場を設けている」「入居者やボランティア等、職員以外にも施設の運営に関わるようにしている」の回答割合が赤字施設に比べ高かった。

⑦ 地域における取組・認知状況等

「社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」施設が約6割。約半数が、地域において施設が十分に認知されていないと考えている。

- ・ 地域において施設が現在取り組んでいることについて、「地域関係者とのネット

ワークづくり」が約 6 割と最も回答割合が高く、「地域の要支援者に対する相談支援」、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が約 3 割であった。

- ・ 「地域における公益的な取組」を行う上で、「社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」施設が約 6 割、「ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」施設が約 2 割弱みられた。
- ・ 地域における養護老人ホームの認知状況について、「あまり認知されていないと思う」「ほとんど認知されていないと思う」との回答が約 5 割みられた。また、ヒアリング調査では、自治体、地域包括支援センター等の関係機関においても、施設の種別とその役割が理解されていないといった意見が複数みられていた。

⑧ ケアハウスの移行及び今後の事業展開の方針

ケアハウスへの移行はせず現状維持を希望する施設が半数以上である。理由として、入居者の利用料負担、建替え費用の工面の難しさが挙げられている。

- ・ 軽費老人ホーム A 型、B 型からの転換の有無について、「ケアハウスとして新規設立」が約 9 割以上と最も高く、次いで「軽費老人ホーム A 型から転換」が 3.0%、「軽費老人ホーム B 型から転換」が 0.4%であった。
- ・ 今後のケアハウスへの移行の考え・予定について、「できれば現状のままだがよい」が約 3 割強と最も回答割合が高く、次いで「未定」が約 3 割、「ケアハウスへ移行する予定はない」が約 2 割であった。現状維持やケアハウスへ移行する予定はないと回答した理由として、「ケアハウス移行により利用料が高くなるため（入居者の負担増）」「建替えの費用の工面が難しいため」が約 6 割みられた。また、軽費老人ホーム A 型のヒアリング調査では、ケアハウスに入ることが難しい低所得の方が多いため、現在の施設機能の維持を求める意見が複数みられた。
- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスの今後の事業展開について、「拡充させたいとは思わない」との回答が約 7 割以上であった。拡充させたいとは思わない理由として、「最低限、現状を維持したい」が約 9 割以上と最も回答割合が高く、次いで「法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない」が約 3 割以上みられた。

⑨ その他（複雑なニーズの受入について）

- ✓ ヒアリング調査では、身元保証人のいない方や刑務所出所者の受け入れについて、受け入れをしたくとも施設の体制として厳しいとの意見がみられた。具体的には、身元保証人がいない入居者について、その方の疾患など支援に必要な情報が得られず入居後にトラブルが生じる、刑務所出所者の犯罪内容によっては他の方の安全を保障できないといったケースがみられ、身元保証人がいない場合や触法等がかかわる場合などの複雑なニーズを受け入れることについての課題が明らかとなった。

2 今後の養護老人ホーム及び軽費老人ホームの持続可能な経営に向けて

本調査では、これまで、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営等の実態や、施設経営を取り巻く環境として、各自治体の措置費及び補助金、関係機関との連携状況等の実態について整理を行ってきた。本調査結果を踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスが地域共生社会の実現を果たすためにどうあるべきか、持続可能な経営に求められる施設・自治体等の対応や今後の課題について、以下に提示する。

<施設経営に求められる対応>

○地域共生社会の実現を踏まえた、地域公益活動及び地域とのネットワーク化の推進

✓ 地域とのネットワークづくりの促進

アンケート・ヒアリング調査では、施設の認知状況は約半数が不十分であり、さらにその役割が自治体や地域包括支援センター等の関係機関においても理解されていないケースがあることが明らかとなった。また、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等を選択肢とするといった自治体の意見も散見されており、施設が地域で選ばれその役割を果たしていくためには、養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の関係機関、地域住民等にその存在を認知され、自施設の強みや役割を理解してもらうためのアクションが必要である。

取組の工夫を行っている施設では、具体的に、行政や関係機関への挨拶回り、チラシ配布やSNSによる情報発信を行っていた。さらに、地域ケア会議等の各種会議への参加の他、地域の要支援者に対する相談支援といった地域公益活動の取組等を継続的に行うことで、地域との顔の見える関係を構築し、施設の機能・役割について関係機関等に理解されるための経営努力を行っていた。

○地域ニーズに寄り添う支援の提供

✓ 地域ニーズの担い手としての施設機能・役割の見直し

自治体向けのアンケート調査において、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスは様々な地域課題の解決の担い手として、従来どおり、期待やニーズがあることが改めて浮き彫りとなった。こうした状況下において、施設が地域の実情やニーズを踏まえ、自施設の役割を検討していくには、関係機関との関係を構築する中で、日頃から情報収集や意見交換・相談を行うことが効果的と言える。また、施設内においても、経営方針や経営計画の見直し等、定期的に施設の機能・果たすべき役割について話し合いや見直しの場を設け、職員に共有することも重要である。

なお、ヒアリング調査では、特定施設の指定がないものの、併設する特別養護老人ホームにて支援する、法人内の居宅介護支援事業所等を活用し施設に居住しながら介護サービスを提供することで、入所者・入居者が居住環境を変えずに最期まで過ごすことができる役割を打ち出し、地域に求められる役割を果たす事例がみられた。

✓ 措置・契約入所の活用方法の検討（養護老人ホーム）

ヒアリング調査では、入所判定会議の前に、数日間のショートステイを試した後に、措置入所に切り替えた事例がみられており、地域住民である相談者が住み慣れた地域で気軽に施設を活用できるといった柔軟な仕組みの検討も有効と言える。

なお、契約入所について、活用したいと回答した施設は限定的であった。積極的に契約入所を行っている施設では、施設側から措置されるべき制度の狭間にいる人の掘り起こしとして契約入所を利用し、契約入所から措置入所に切り替えるといった事例もみられており、ショートステイの有効な活用方法を検討することが望まれる。

○安定的な収益の確保に向けた取り組み

✓ 自治体等への施設の利用に関する相談等の実施と連携強化

積極的に措置や契約入所を活用していると回答した自治体においては、施設からの相談・問い合わせが多い傾向がみられた。措置や契約入所の活用に限らず、施設側から自治体へ普段から相談を行う等、積極的に働きかけることも必要と言える。実際、施設の空き情報の周知について、約半数の市区町村では施設の要望があれば周知を行っているとの回答がみられていたことから、施設の働きかけにより自治体の協力を得ていることが想定され、自治体との連携強化が重要と言える。

✓ 魅力のある施設づくり

アンケート・ヒアリング調査では、利用率が上がらない原因として、近くに競合他施設がある、施設の体制として受け入れが難しい方が多い、施設の老朽化や完全個室化がなされていないといったソフト・ハードの両面で課題があることが明らかとなった。入所者・入居者、或いは施設で働く職員が魅力を感じるためにも、施設の果たすべき役割と強みを明確化し、制約はあるものの必要なサービス提供や環境整備のために資源を投入し、アピールしていくことも重要である。

○質の高いサービスを安定的かつ持続的に提供するための人材の確保、定着及び育成

✓ 人材の確保と働きがいのある職場づくり

高い専門性の求められる養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにおいては、人材の確保や育成は重要な経営基盤となる。しかしながら、多くの施設では、若手職員の獲得に苦勞しており、赤字施設では特に職員の高齢化や中間管理職の育成に困っていた。ヒアリング調査では、生活支援の専門性に一定程度の経験が求められる点、有資格者の給与水準が低い点、サービス種別の認知度が低い点等の課題意見がみられた。

また、入所者・入居者の特性も多様化・複雑化し、精神疾患や社会的な課題を抱える方も増えてきているとの意見が複数みられていた。このようなニーズの多様化に対応するため、有資格者の配置を進めることができるよう、自治体や関係機関と

の連携・協力の他、地域のネットワーク事業などを通じた専門職のワークシェアリング、専門職の派遣・訪問等による支援の仕組みの検討が必要と考えられる。さらに、黒字施設では、「短時間勤務、職務限定等、多様な働き方、柔軟な勤務形態を取り入れている」「入所者やボランティア等、職員以外も施設の運営に関わるようにしている」傾向が高く、働き方の柔軟性や多様な人材の活用等も視野に入れるべきと言える。

加えて、人材の育成や定着を図るためには、経営理念や方針の定期的な共有、職員の教育や育成、評価の仕組みづくり等、働きがいのある職場を作るために可能な取組に着手していくことが重要と考える。また、若手の職員採用を可能するためにも、実習やインターンシップ等の活用のほか、単独での実習等の受入れが難しい場合は、法人内の特別養護老人ホーム等での実習プログラムの中で実習体験の機会を設けることやYouTube、Facebook等のSNSを活用・発信など、若い世代に向けた人材確保の方策の検討と実施が求められる。

○その他

✓ 補助金・助成金等の情報収集・活用

アンケート調査では、建替えや大規模修繕等の財源を十分に確保できていない施設が半数以上であることが確認された。こうした中、ヒアリング調査では、施設の修繕や車両・物品購入の多くを、国（厚生労働省、経済産業省、環境省等）、自治体、団体等の様々な機関から情報を収集し、補助や助成を受けるといった地道な取り組みが経営に影響している事例もみられており、経営努力の参考となると言える。

<自治体等に求められる対応と今後の課題>

○地域共生社会の実現を踏まえた、自治体としての施設との関わり・支援の必要性

✓ 施設や関係機関との関係づくりと相談・支援の実施

アンケート調査では、自治体は施設に多様な役割を期待している一方で、施設への関わり・支援に取り組んでいるところは限られている実態が明らかとなった。また、一部の施設からは、自治体の担当者が施設の機能・役割について理解をされているのか疑問を感じるといった意見も散見され、地域での相互理解と連携強化（支援を含む）が求められると言える。

積極的に施設と連携した取組を行っている自治体においては、地域の要支援者に対する権利擁護支援、地域関係者とのネットワークづくり、地域の要支援者に対する相談支援等の取組を進めていた。さらに、社会福祉法人指導監査等の機会を活用した地域における公益的な取組内容や地域住民への情報発信への助言の実施、補助金やネットワーク活動に関する助言等を行う自治体も複数みられていた。

なお、養護老人ホームへの対応として、積極的に措置を活用していると回答した自

治体においては、空床が生じないよう、市町村・施設の連携を密に行っている、社協や居宅介護支援事業所と協力した入所者の掘り起こしの体制が整備されている、市町村の広報誌やホームページにて施設周知及び入所者の募集をかけているといった工夫の意見がみられていた。

養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスは地域共生社会の実現に向け、地域ニーズを果たす重要な一翼を担っている。これらが社会資源として有効活用されるよう、相互の理解と連携強化（自治体による施設への支援を含む）が今後の課題と言える。

○入所・入居に係る基準の明確化・情報開示

本調査では、特に養護老人ホームの措置について、入所・入居に係る基準の情報開示がないことでいわゆる「措置控え」ではないかと感じている施設が多数みられた。実際、自治体の中には積極的に措置を行っていない理由に、財源が限られていること、措置までに時間がかかることを挙げているところもみられた。一方で、アンケート調査では入所判定会議において、本人の希望等、様々な要素から措置の決定を検討していることが明らかとなっている。

施設が地域に対して役割を果たすためにも、施設への入所情報開示や一定の入所・入居の基準を明確化することは今後の検討課題と言える。

○軽費老人ホームのケアハウスへの移行について

2008年の最低基準省令の制定以降、従来のA型、B型およびケアハウスの3類型はケアハウスの基準に統一され、A型・B型の施設は経過措置の対象として位置づけられている。しかし、アンケート調査では、ケアハウスへの移行は行わず現状維持を希望する軽費老人ホームA型、B型の施設が半数以上であった。その理由として、入居者の利用料負担が増加することでケアハウスを利用できない方がいること、建替え費用の工面が難しいことが挙げられていた。また、軽費老人ホームA型の3施設に対するヒアリングでは、いずれも建替えを予定しているところはなく、建物の老朽化が進む中、修繕を重ねてA型を維持していた。このことから、一定の入居者のニーズに応えるために機能を維持している経過措置施設がある一方で、これらの施設は将来的にも厳しい経営状況に直面していることが明らかとなった。さらに、自治体向けのアンケートでは、ケアハウスの移行について、施設の判断に委ねるといった意見が多数みられていた。その理由として、入居者負担の増加を指摘する意見がある一方、ケアハウスへの移行のための整備資金の確保が難しいといった意見が複数みられていた。

こうした軽費老人ホームのケアハウスへの移行が進まない状況や課題について、経過措置施設が担う地域ニーズを踏まえ、施設機能の維持・強化を含めた今後の方向性に係る検討が必要と言える。

○措置費、事務補助金等のあり方

大規模修繕・建替費用等の財源の確保について、多くの施設で厳しい状況にあることがわかった。特に、低所得である入所者・入居者の負担に配慮した運営を行う施設も散見されていることから、施設の経営努力だけでは難しい側面があると言える。しかしながら、多くの自治体で、建替えや耐震化の補助費は用意がされていない実態が確認された。

また、措置費、事務費補助金において、施設への加算の支給実績や消費税増税時の対応は、自治体間の格差があることが明らかとなった。特に、入所者処遇特別加算と施設機能強化推進費においては、支給実績のないところが多かった。

措置費や補助金等のあり方は、セーフティネットとしての役割を持つ養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営に直結するものであるとともに、現に入所・入居している利用者が安心した生活を送る上でも複雑化・多様化する課題を抱え、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、施設が今以上の役割を果たす上でも影響があると言える。

養護老人ホームも軽費老人ホーム・ケアハウスも地域共生社会の実現において、その一翼を担う重要な社会資源である。その社会資源を活かす上でも、本調査の主題としている「持続可能な経営」を考える上でも措置費・事務補助金等にかかわるより具体的な実態について、自治体における背景事情も含めて把握・分析し、今後のあり方を検討することは重要な検討課題と言える。

3 おわりに―地域共生社会の実現に向けた今後の検討課題―

これまで養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営や設備等の状況及び、施設経営を取り巻く環境や、各自治体の措置費及び補助金の実態、施設と関係機関との連携状況等を明らかにするとともに、地域共生社会の実現を果たすためにどうあるべきか、持続可能な経営の在り方とそれに向けた今後の課題等について、アンケート調査やヒアリングの結果を通して論じてきた。

ここでは、改めて先行研究の到達点等を振り返りつつ、今回のアンケート調査やヒアリングの結果を踏まえての検討委員会での意見や課題提起に基づき、今後の検討課題等について整理したい。

○在宅生活を支え、地域とつなぐ、生活の場としての機能の実際と強化に向けて

先行研究¹⁾では、地域における活動・支援の取組（地域活動）と経営ビジョンとの関連性についての指摘があり、より一層の地域活動の展開が求められることが提言されていた。また、その際に地域ケア会議や地域連携室（医療分野）などの他の機関等との連携強化ということの指摘があった。そうした地域の多様な機関等との連携強化はますます求められると言えるが、それに加えて、今回のアンケート調査やヒアリングの結果を踏まえて、検討委員会では養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスが地域で果たしている機能に関して様々な観点から意見や課題提起等があった。

大きくは地域住民の「在宅生活を支える」「地域とつなぐ」「生活の場」といった観点からの意見である。介護保険制度創設以降、特にケア（身体的な介護）を中心とする問題への対応が特別養護老人ホームをはじめとする入所施設や在宅関連の介護事業者に求められてきたと言える。その一方で、今日ではケア（身体的な介護）に止まらない多様な地域生活課題をもつ高齢者の問題が顕著となっている。今回の調査結果でも在宅の低所得高齢者や、DVや虐待被害を受けた高齢者、精神疾患や認知症をかかえる高齢者などへの対応が、従来の先行研究と同様に自治体から期待されていたが、それ以外にもヒアリング等を通して触法高齢者や身元保証人がいない高齢者への対応など、地域生活が困難な複雑な高齢者の対応が求められていることがわかった。しかし、一般に高齢者施設への入居・入所というどうしても終の棲家として選択するかどうかが問われるイメージがあり、入居・入所へのハードルが高くなり入居・入所につながらない傾向があるということが検討委員会で指摘された。それによって、問題が大きくなる前の早期の時点で、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを利用（契約利用、ショートステイ利用、短期間の入居等）をすることで、本人や環境上の問題が軽減され、地域生活に戻ることができたり、より長く地域生活の継続ができたりすることが妨げられている現状があることも指摘された。

また、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスは、生活の場であることから、利用者がその中で各自がもつ強みや得意なこと好きなことを活かす場や機会が多々ある

と言えるが、ヒアリングでは障害者の中間就労の場として軽費老人ホームの機能が発揮されていたことがわかった。検討委員会では 65 歳以上の高齢者を雇用する場として機能していることも指摘された。さらに、入居者は施設がある地域で生活をしている（地域住民）という視点からは、ヒアリングの中で自治会を作り地域の老人クラブにも加入していた事例があったこともあり、検討委員会では入居者の老人クラブへの加入に関して強化が求められると言った意見もあった。

以上から、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスがもつ上記のような在宅生活を支え、地域とつなぐ、生活の場としての機能を強化することが求められると言えるが、それにあたっては、自治体にもそうした機能をもっていることを発信し、今まで以上に多様な活用を求めていくことが今後の課題と言える。併せて、上記の機能強化においては、本調査で明らかになったように、現状の経営状況などを含めて勘案すると、入所者処遇改善加算における対象年齢の変更や精神障害者等が増えている軽費老人ホーム・ケアハウスにおける障害者等加算の導入、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの施設機能強化推進費の適用・拡充など、何らかの加算等を支給する仕組みについて検討をしていくことも今後の課題と言える。特に、検討委員会では、施設機能強化推進費において、施設が地域で役割を果たすためには、施設機能に着目することが重要であることから、どのような機能を持つことが重要であるか明確化することが経営の持続可能性を模索するために必要であるとの意見があった。ただ一方で、加算等の検討や導入は、自治体の財源の問題もあることから、その内容と効果についてより詳細な検討も求められると言える。

なお、先行研究²⁾では、軽費老人ホームに関して、「生活支援を基盤にした地域住民としての利用者主体のソーシャル・ワーク・モデル」が提案されている。そうしたモデル等も参考にしつつ、地域住民を支援していくという視点の周知とその展開が上記の機能強化等にも役立つと考えられる。

○入口支援の強化（手続きのあり方を含む）とバックアップ体制の強化に向けて

先行研究¹⁾では、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの入所・入居者の確保という観点から、地域ケア会議の参加や地域連携室（医療分野）などとの連携強化に関する指摘があった。今後も入所・入居者の確保の観点から、そうした対応や連携強化が求められるが、今回の検討委員会では、入所・入居の手続きを含む入口支援のあり方についての課題提起があった。養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの入所・入居にあたっては、終の棲家のイメージがもたれがちであることから、一度入所・入居をしたら地域に戻れないのではないかなというような心理的なハードルがあることについては、上述したとおりであるが、それに加えて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等に比べると、手続きの面で複雑であったり、時間がかかったりすることで、入所・入居につながらないということである。特に、養護老人ホームの場合は、入所判

定委員会の開催が必要であることから、より一層時間と手間がかかるため、利用者が諦めてしまうという指摘があった。また、病院からの退院支援などにおいても、手続きの問題から、退院先に養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスが選ばれないという報告があった。

以上から、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの入所・入居に関する入口の手続きのあり方を入所・入居希望者の手続きの煩雑さ、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの入所・入居を紹介する専門職の手続きの煩雑さ、さらには自治体における手続きのあり方等について、入口支援という点から検討することが今後の課題と言える。

また、入口支援ということに関連して、虐待やDV被害者の支援という点では、緊急性が求められることから、やはり入口の段階の手続きを含む支援のあり方の検討が求められると言える。さらに、地域包括支援センターでは、入所機能を持たず、地域の多様な問題を抱える高齢者の受入れ先（バックアップ）として養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスがより活用されることは望ましいことと言えることから、その強化方を検討することも課題と言える。

○地域共生社会の実現を支える養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに向けて

本国では、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されたところである。これにより、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、災害時の福祉支援体制づくり、関係機関との連携強化のためのネットワークづくり、要介護状態にはないものの、地域から孤立している高齢者に対する見守りといった、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている。養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにおいても、こうした動向を踏まえ、従来の施設サービスにとどまらず、地域ニーズに応じたソーシャルワーク機能を発揮していくことが求められていると言える。

また、先行研究¹⁾においても本研究においても、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスが、地域共生社会の実現を支える上で重要な社会資源であることは確認できたが、いまだ社会的な認知が十分でない部分の指摘も多々あったことから、今後さらに養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを活用していくための仕組みを考え、実践していくことが求められる。

その中で、検討委員会では、養護老人ホームにおいては、措置費制度の縛り（措置控え）の問題、軽費老人ホームにおいては、「経過措置施設」の位置づけとして、社会情勢や地域ニーズの変化に伴い、ケアハウスではなく新たな地域共生型の施設へ機能転換する方向性を検討する必要性等について、改めて課題提起があった。今回の研究事業では、それらについては十分な検討ができなかったが、前述の「地域における公益的な取組」の必要性も踏まえ、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスそれぞれが、施設機

能の在り方を含め、地域共生社会の実現に向けて将来的なビジョンが描けるような協議がさらに求められる。

折しも、昨年、厚生労働省から各自治体へ、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスに従事する職員の必要な処遇改善を図ることを目的とした「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）等が出され、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスに関する自治体の関心を高める機運が生まれたと言える。こうした機運を大切にしつつ、地域共生社会の実現を支える養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスのあり方をエビデンスに基づいて検討していくことが今後の課題と言える。

- 1) 令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業
- 2) 平成26年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康等事業 軽費老人ホームにおける生活困難者等による利用者支援のあり方に関する調査研究事業

参考資料

〈都道府県票 アンケート結果〉

問 15 軽費老人ホーム・ケアハウスに対して支給実績のある加算の有無（都道府県別一覧）

	問15.1. 入居者処遇特別加算			問15.2. 施設機能強化推進費			問15.3. 民間施設給与等改善費			問15.4. 寒冷地加算			問15.5. 事務用冬期採暖費		
	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし
全体	41	26.8	73.2	41	22	78	41	80.5	19.5	41	19.5	80.5	41	9.8	90.2
北海道	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	100	-
青森	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
岩手	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
宮城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
山形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100
茨城	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
栃木	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	100	-
群馬	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	100	-
東京	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
神奈川	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
新潟	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
富山	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
石川	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100
福井	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
山梨	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
長野	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100
岐阜	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
静岡	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
愛知	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
三重	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
滋賀	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	100	-
京都	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
大阪	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
兵庫	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
奈良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
鳥取	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
島根	1	100	-	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
岡山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
広島	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
山口	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
徳島	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
香川	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
愛媛	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
高知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
佐賀	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
長崎	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
熊本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
宮崎	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
鹿児島	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
沖縄	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100

	問15.6. ボイラー技士雇上費			問15.7. 単身赴任手当加算			問15.8. 降灰除去費			問15.9. 除雪費			問15.10. その他自治体独自の補助・加算		
	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし
全体	41	-	100	41	2.4	97.6	41	2.4	97.6	41	17.1	82.9	41	9.8	90.2
北海道	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100
青森	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
岩手	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100
宮城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
山形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
茨城	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
栃木	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
群馬	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
東京	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
神奈川	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
新潟	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100
富山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100
石川	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100
福井	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	100	-
山梨	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
長野	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100
岐阜	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
静岡	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
愛知	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
三重	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
滋賀	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
京都	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-
大阪	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
兵庫	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-
奈良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
鳥取	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
島根	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-
岡山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
広島	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
山口	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
徳島	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
香川	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
愛媛	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
高知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
佐賀	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
長崎	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
熊本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
宮崎	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
鹿児島	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
沖縄	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100

〈市区町村票 アンケート結果〉

問9【「1．指定都市」「2．中核市」と回答した方】養護老人ホームに対して行っている加算の支給実績の有無（都道府県別一覧）

	問9.1.1 寒冷地加算			問9.1.2 障害者等加算			問9.1.3 夜勤体制加算			問9.1.4 入所者処遇特別加算			問9.1.5 施設機能強化推進費		
	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし
全体	733	29.2	70.8	737	61.9	38.1	734	64	36	731	34.7	65.3	732	40.2	59.8
北海道	73	76.7	23.3	73	32.9	67.1	73	42.5	57.5	73	24.7	75.3	73	12.3	87.7
青森	2	100	0	2	100	0	2	100	0	2	50	50	2	50	50
岩手	21	95.2	4.8	21	71.4	28.6	21	76.2	23.8	21	47.6	52.4	21	57.1	42.9
宮城	15	60	40	16	68.8	31.3	15	40	60	15	6.7	93.3	15	20	80
秋田	13	100	0	13	76.9	23.1	13	76.9	23.1	13	15.4	84.6	13	38.5	61.5
山形	10	80	20	10	90	10	9	66.7	33.3	10	90	10	9	55.6	44.4
福島	28	64.3	35.7	28	71.4	28.6	28	57.1	42.9	28	46.4	53.6	28	50	50
茨城	23	8.7	91.3	24	79.2	20.8	23	60.9	39.1	23	26.1	73.9	24	83.3	16.7
栃木	19	5.3	94.7	19	47.4	52.6	19	68.4	31.6	19	21.1	78.9	19	63.2	36.8
群馬	20	20	80	20	25	75	20	45	55	20	20	80	20	30	70
埼玉	3	0	100	3	66.7	33.3	3	66.7	33.3	3	0	100	3	33.3	66.7
千葉	3	0	100	3	100	0	3	66.7	33.3	3	33.3	66.7	3	0	100
東京	20	15	85	21	85.7	14.3	20	65	35	20	40	60	20	60	40
神奈川	20	5	95	21	76.2	23.8	21	66.7	33.3	20	10	90	20	10	90
新潟	16	75	25	16	75	25	16	75	25	16	68.8	31.3	16	68.8	31.3
富山	8	87.5	12.5	8	62.5	37.5	8	87.5	12.5	8	75	25	8	12.5	87.5
石川	9	44.4	55.6	9	66.7	33.3	9	66.7	33.3	8	25	75	8	12.5	87.5
福井	11	72.7	27.3	11	54.5	45.5	11	54.5	45.5	11	0	100	11	36.4	63.6
山梨	8	12.5	87.5	8	62.5	37.5	8	50	50	8	25	75	8	50	50
長野	24	75	25	24	58.3	41.7	24	50	50	24	50	50	24	50	50
岐阜	26	23.1	76.9	26	50	50	26	50	50	26	19.2	80.8	26	23.1	76.9
静岡	28	0	100	28	89.3	10.7	28	78.6	21.4	28	46.4	53.6	28	67.9	32.1
愛知	26	11.5	88.5	26	34.6	65.4	26	34.6	65.4	26	15.4	84.6	26	26.9	73.1
三重	15	0	100	15	73.3	26.7	15	73.3	26.7	15	53.3	46.7	15	33.3	66.7
滋賀	9	11.1	88.9	9	66.7	33.3	9	66.7	33.3	9	22.2	77.8	9	44.4	55.6
京都	1	0	100	1	100	0	1	100	0	1	100	0	1	100	0
大阪	23	4.3	95.7	23	65.2	34.8	23	65.2	34.8	23	26.1	73.9	23	56.5	43.5
兵庫	25	8	92	25	64	36	25	84	16	25	60	40	25	56	44
奈良	9	0	100	9	33.3	66.7	9	55.6	44.4	9	33.3	66.7	9	33.3	66.7
和歌山	13	7.7	92.3	13	30.8	69.2	13	53.8	46.2	13	46.2	53.8	13	7.7	92.3
鳥取	8	12.5	87.5	8	75	25	8	62.5	37.5	8	37.5	62.5	8	62.5	37.5
島根	11	9.1	90.9	11	90.9	9.1	11	81.8	18.2	11	81.8	18.2	11	72.7	27.3
岡山	2	50	50	2	100	0	2	100	0	2	50	50	2	50	50
広島	13	0	100	13	100	0	13	69.2	30.8	13	53.8	46.2	13	69.2	30.8
山口	11	0	100	11	81.8	18.2	11	81.8	18.2	11	63.6	36.4	11	72.7	27.3
徳島	15	0	100	15	13.3	86.7	15	33.3	66.7	15	26.7	73.3	15	46.7	53.3
香川	10	20	80	11	72.7	27.3	10	80	20	10	0	100	10	10	90
愛媛	14	14.3	85.7	13	69.2	30.8	13	69.2	30.8	13	23.1	76.9	13	23.1	76.9
高知	9	0	100	9	88.9	11.1	9	100	0	9	44.4	55.6	9	77.8	22.2
福岡	41	0	100	41	65.9	34.1	41	80.5	19.5	41	29.3	70.7	41	34.1	65.9
佐賀	8	12.5	87.5	8	100	0	8	87.5	12.5	8	25	75	8	37.5	62.5
長崎	17	11.8	88.2	17	29.4	70.6	17	58.8	41.2	17	35.3	64.7	17	23.5	76.5
熊本	20	0	100	20	50	50	21	76.2	23.8	20	35	65	20	10	90
大分	9	11.1	88.9	9	88.9	11.1	9	88.9	11.1	9	22.2	77.8	9	22.2	77.8
宮崎	4	0	100	4	100	0	4	100	0	4	50	50	4	50	50
鹿児島	18	11.1	88.9	18	72.2	27.8	18	77.8	22.2	18	55.6	44.4	18	44.4	55.6
沖縄	2	0	100	2	0	100	3	66.7	33.3	2	0	100	3	66.7	33.3

	問9.1.6.民間施設給与等改善費			問9.1.7.介護保険料加算			問9.1.8.老人短期入所加算			問9.1.9.介護サービス利用者負担加算			問9.1.10. その他自治体独自の補助・加算		
	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし
全体	734	62.1	37.9	739	67.3	32.7	731	9.3	90.7	740	75.1	24.9	715	9	91
北海道	73	45.2	54.8	73	39.7	60.3	73	9.6	90.4	73	50.7	49.3	72	16.7	83.3
青森	2	100	0	2	100	0	2	0	100	2	100	0	2	0	100
岩手	21	66.7	33.3	21	71.4	28.6	21	14.3	85.7	21	85.7	14.3	21	0	100
宮城	15	46.7	53.3	16	37.5	62.5	15	13.3	86.7	16	43.8	56.3	13	0	100
秋田	13	46.2	53.8	13	84.6	15.4	13	23.1	76.9	13	100	0	13	0	100
山形	9	44.4	55.6	10	80	20	9	33.3	66.7	10	80	20	8	0	100
福島	28	53.6	46.4	28	53.6	46.4	28	17.9	82.1	28	64.3	35.7	28	7.1	92.9
茨城	23	60.9	39.1	23	65.2	34.8	23	4.3	95.7	23	56.5	43.5	23	13	87
栃木	19	63.2	36.8	19	47.4	52.6	19	0	100	20	80	20	18	0	100
群馬	20	55	45	20	75	25	20	0	100	20	80	20	20	5	95
埼玉	3	66.7	33.3	3	100	0	3	0	100	3	100	0	3	0	100
千葉	3	100	0	3	100	0	3	0	100	3	100	0	2	0	100
東京	20	75	25	21	85.7	14.3	21	38.1	61.9	21	81	19	20	0	100
神奈川	20	50	50	21	71.4	28.6	20	25	75	21	66.7	33.3	19	26.3	73.7
新潟	16	50	50	16	75	25	16	0	100	16	75	25	16	0	100
富山	8	87.5	12.5	8	75	25	8	0	100	8	75	25	8	0	100
石川	9	55.6	44.4	8	62.5	37.5	8	0	100	8	87.5	12.5	8	37.5	62.5
福井	11	63.6	36.4	11	45.5	54.5	11	0	100	11	54.5	45.5	11	18.2	81.8
山梨	8	50	50	8	62.5	37.5	8	12.5	87.5	8	75	25	8	0	100
長野	24	45.8	54.2	24	58.3	41.7	24	20.8	79.2	24	66.7	33.3	21	4.8	95.2
岐阜	26	65.4	34.6	27	66.7	33.3	26	11.5	88.5	27	85.2	14.8	26	11.5	88.5
静岡	28	42.9	57.1	28	71.4	28.6	28	3.6	96.4	28	75	25	28	7.1	92.9
愛知	26	57.7	42.3	26	61.5	38.5	26	3.8	96.2	26	69.2	30.8	25	8	92
三重	15	60	40	15	60	40	15	6.7	93.3	15	86.7	13.3	15	20	80
滋賀	9	66.7	33.3	9	66.7	33.3	9	0	100	9	66.7	33.3	9	0	100
京都	1	100	0	1	100	0	1	0	100	1	100	0	1	100	0
大阪	23	78.3	21.7	23	52.2	47.8	23	4.3	95.7	23	73.9	26.1	22	4.5	95.5
兵庫	25	76	24	25	88	12	25	4	96	25	96	4	25	4	96
奈良	9	44.4	55.6	9	77.8	22.2	9	0	100	9	88.9	11.1	9	11.1	88.9
和歌山	13	38.5	61.5	13	46.2	53.8	13	15.4	84.6	13	61.5	38.5	12	16.7	83.3
鳥取	8	75	25	8	87.5	12.5	8	0	100	8	75	25	8	12.5	87.5
島根	11	72.7	27.3	11	81.8	18.2	11	0	100	11	90.9	9.1	11	9.1	90.9
岡山	2	100	0	2	100	0	2	0	100	2	100	0	2	0	100
広島	13	84.6	15.4	13	84.6	15.4	13	7.7	92.3	13	100	0	13	0	100
山口	11	90.9	9.1	11	81.8	18.2	11	9.1	90.9	11	81.8	18.2	11	9.1	90.9
徳島	15	46.7	53.3	15	46.7	53.3	15	0	100	15	73.3	26.7	15	6.7	93.3
香川	11	81.8	18.2	11	72.7	27.3	10	0	100	11	81.8	18.2	10	0	100
愛媛	13	30.8	69.2	14	85.7	14.3	13	0	100	14	85.7	14.3	13	7.7	92.3
高知	9	55.6	44.4	9	77.8	22.2	9	0	100	9	77.8	22.2	8	25	75
福岡	41	87.8	12.2	41	75.6	24.4	41	4.9	95.1	41	82.9	17.1	41	17.1	82.9
佐賀	8	75	25	8	100	0	8	25	75	8	100	0	8	12.5	87.5
長崎	17	64.7	35.3	17	52.9	47.1	17	5.9	94.1	17	58.8	41.2	17	0	100
熊本	21	81	19	21	90.5	9.5	20	15	85	21	90.5	9.5	20	5	95
大分	9	88.9	11.1	9	100	0	9	0	100	9	88.9	11.1	9	0	100
宮崎	4	75	25	4	100	0	4	25	75	4	100	0	4	25	75
鹿児島	18	77.8	22.2	18	77.8	22.2	18	16.7	83.3	18	77.8	22.2	17	11.8	88.2
沖縄	3	100	0	3	100	0	2	50	50	3	100	0	2	0	100

問28【「1．指定都市」「2．中核市」と回答した方】軽費老人ホーム・ケアハウスに対して行っている加算の支給実績の有無（都道府県別一覧）

	問28.1.1. 入居者処遇特別加算			問28.1.2. 施設機能強化推進費			問28.1.3. 民間施設給与等改善費			問28.1.4. 寒冷地加算			問28.1.5. 事務用冬期採暖費		
	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし
全体	71	28.2	71.8	71	25.4	74.6	71	73.2	26.8	71	12.7	87.3	71	5.6	94.4
北海道	2	-	100	2	-	100	2	100	-	2	100	-	2	100	-
青森	2	50	50	2	50	50	2	100	-	2	50	50	2	-	100
岩手	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
宮城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
山形	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100
福島	3	33.3	66.7	3	100	-	3	100	-	3	-	100	3	-	100
茨城	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
栃木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬	2	-	100	2	-	100	2	100	-	2	-	100	2	-	100
埼玉	3	-	100	3	33.3	66.7	3	100	-	3	-	100	3	-	100
千葉	2	50	50	2	50	50	2	100	-	2	-	100	2	-	100
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	4	25	75	4	-	100	4	100	-	4	-	100	4	-	100
新潟	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
富山	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100
石川	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
福井	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100
山梨	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
長野	2	50	50	2	50	50	2	50	50	2	50	50	2	-	100
岐阜	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
静岡	2	50	50	2	50	50	2	100	-	2	-	100	2	-	100
愛知	4	25	75	4	-	100	4	-	100	4	-	100	4	25	75
三重	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
京都	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
大阪	7	-	100	7	-	100	7	28.6	71.4	7	-	100	7	-	100
兵庫	5	-	100	5	20	80	5	40	60	5	-	100	5	-	100
奈良	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
和歌山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
鳥取	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
島根	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山	2	-	100	2	-	100	2	100	-	2	-	100	2	-	100
広島	2	50	50	2	-	100	2	50	50	2	-	100	2	-	100
山口	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
徳島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
愛媛	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
高知	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
福岡	3	100	-	3	66.7	33.3	3	100	-	3	-	100	3	33.3	66.7
佐賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎	2	100	-	2	-	100	2	100	-	2	-	100	2	-	100
熊本	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
大分	1	100	-	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
宮崎	1	-	100	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
鹿児島	1	100	-	1	100	-	1	100	-	1	-	100	1	-	100
沖縄	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100

	問28.1.6. ボイラー技士雇上費			問28.1.7. 単身赴任手当加算			問28.1.8. 降灰除去費			問28.1.9. 除雪費			問28.1.10. その他自治体独自の補助・加算		
	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし	調査数	あり	なし
全体	71	1.4	98.6	71	-	100	71	1.4	98.6	71	4.2	95.8	71	9.9	90.1
北海道	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
青森	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	50	50	2	-	100
岩手	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
宮城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
山形	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100
福島	3	-	100	3	-	100	3	-	100	3	-	100	3	-	100
茨城	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
栃木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
埼玉	3	-	100	3	-	100	3	-	100	3	-	100	3	33.3	66.7
千葉	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	4	-	100	4	-	100	4	-	100	4	-	100	4	25	75
新潟	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
富山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
石川	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
福井	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	100	-
山梨	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
長野	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
岐阜	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
静岡	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
愛知	4	-	100	4	-	100	4	-	100	4	-	100	4	-	100
三重	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
京都	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-
大阪	7	-	100	7	-	100	7	-	100	7	-	100	7	14.3	85.7
兵庫	5	-	100	5	-	100	5	-	100	5	-	100	5	-	100
奈良	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
和歌山	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
鳥取	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-
島根	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
広島	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
山口	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
徳島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	100	-
愛媛	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
高知	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
福岡	3	33.3	66.7	3	-	100	3	-	100	3	-	100	3	-	100
佐賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100	2	-	100
熊本	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
大分	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
宮崎	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100
鹿児島	1	-	100	1	-	100	1	100	-	1	-	100	1	-	100
沖縄	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100	1	-	100

〈養護老人ホーム票 経営状況別-経営指標等の結果〉

問4. 令和2年度の年間延べ入所者数〔単位：人〕			
	調査数	平均	中央値
全体	354	4,894	650
黒字	167	5,148	683
赤字	123	3,887	600
プラスマイナスゼロ	40	6,924	655
回答不可	24	4,896	620

問5. 令和2年度の介護サービスを受けた延べ入所者数〔単位：人〕			
	調査数	平均	中央値
全体	235	1,871	315
黒字	117	1,984	356
赤字	81	1,701	264
プラスマイナスゼロ	25	1,524	315
回答不可	12	2,646	430

問6. 施設のサービス活動収益〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	339	166,356	154,253
黒字	166	178,242	168,077
赤字	121	151,676	135,579
プラスマイナスゼロ	38	165,497	149,213
回答不可	14	154,631	114,547

問7. 施設のサービス活動増減差額〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	340	6,523	3,074
黒字	167	15,027	8,212
赤字	121	-4,123	-3,988
プラスマイナスゼロ	38	3,835	2,345
回答不可	14	4,392	2,959

サービス活動収益対サービス活動増減差額比率〔単位：％〕			
	調査数	平均	中央値
全体	339	4.6	2.0
黒字	166	9.9	4.9
赤字	121	-1.7	-2.8
プラスマイナスゼロ	38	2.2	1.5
回答不可	14	3.1	2.1

問8. 人件費〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	340	100,722	89,418
黒字	167	106,549	94,652
赤字	121	94,923	82,925
プラスマイナスゼロ	38	98,871	88,866
回答不可	14	86,348	78,003

※人件費は社会保険料等を含む

問8-1. 支援員分の人件費〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	195	31,241	25,471
黒字	90	32,125	24,244
赤字	76	30,180	27,184
プラスマイナスゼロ	23	33,789	26,477
回答不可	6	21,640	19,101

※人件費は社会保険料等を含む

問8-2. 介護職員分の人件費〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	72	38,397	31,793
黒字	37	44,843	39,889
赤字	25	31,189	24,094
プラスマイナスゼロ	9	34,853	29,868
回答不可	1	12,000	12,000

※人件費は社会保険料等を含む

問9. 給食費（年額）〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	339	22,797	17,000
黒字	166	24,119	17,416
赤字	121	22,055	16,618
プラスマイナスゼロ	38	19,582	16,289
回答不可	14	22,250	17,669

問10. 事業費における水道光熱費（年額）〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	340	9,835	7,974
黒字	167	9,689	7,946
赤字	121	9,485	8,075
プラスマイナスゼロ	38	11,205	7,018
回答不可	14	10,876	7,913

問11. 事業費における燃料費（年額）〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	237	2,081	1,234
黒字	108	1,992	946
赤字	86	2,285	1,449
プラスマイナスゼロ	32	1,790	1,432
回答不可	11	2,208	1,054

職員1人当たり人件費〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	328	5,849	4,850
黒字	161	6,386	4,805
赤字	118	5,448	4,917
プラスマイナスゼロ	36	5,112	5,061
回答不可	13	4,887	4,811

※人件費は社会保険料等を含む

支援員1人当たり人件費〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	185	4,424	4,045
黒字	86	4,424	3,993
赤字	74	4,380	4,217
プラスマイナスゼロ	20	4,265	3,632
回答不可	5	5,718	4,048

※人件費は社会保険料等を含む

介護職員1人当たり人件費〔単位：千円／年〕			
	調査数	平均	中央値
全体	62	5,295	3,974
黒字	30	5,522	3,769
赤字	23	4,770	4,017
プラスマイナスゼロ	8	6,114	5,902
回答不可	1	4,000	4,000

※人件費は社会保険料等を含む

〈軽費老人ホーム・ケアハウス票 経営状況別-経営指標等の結果〉

問6. 令和2年度の年間延べ入居者数〔単位：人〕

	調査数	平均	中央値
全体	706	2,564	576
黒字	346	3,018	583
赤字	212	1,842	528
プラスマイナスゼロ	92	2,218	581
回答不可	56	3,058	489

問7. 令和2年度の介護サービスを受けた延べ入居者数〔単位：人〕

	調査数	平均	中央値
全体	425	1,663	327
黒字	205	2,211	353
赤字	120	1,333	276
プラスマイナスゼロ	59	869	305
回答不可	41	1,025	312

問8. 施設のサービス活動収益〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	698	96,104	85,589
黒字	347	105,131	90,158
赤字	210	81,130	74,689
プラスマイナスゼロ	90	96,453	91,131
回答不可	51	95,720	83,537

問9. 施設のサービス活動増減差額〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	698	4,089	2,000
黒字	347	7,042	4,234
赤字	210	-1,902	-1,856
プラスマイナスゼロ	90	2,781	1,688
回答不可	51	10,978	3,241

サービス活動収益対サービス活動増減差額比率〔単位：％〕

	調査数	平均	中央値
全体	698	3.5	2.7
黒字	347	6.7	5.1
赤字	210	-3.2	-2.6
プラスマイナスゼロ	90	3.5	2.4
回答不可	51	9.1	3.3

問10. 人件費〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	698	46,439	34,928
黒字	347	49,631	37,560
赤字	210	41,548	31,967
プラスマイナスゼロ	90	45,672	35,180
回答不可	51	46,215	33,814

※人件費は社会保険料等を含む

問10-1. 生活相談員の人件費〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	477	4,654	4,455
黒字	243	4,658	4,469
赤字	151	4,730	4,478
プラスマイナスゼロ	58	4,486	4,447
回答不可	25	4,542	4,130

※人件費は社会保険料等を含む

問10-2. 介護職員分の人件費〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	474	17,310	8,247
黒字	240	18,583	9,002
赤字	149	14,912	7,901
プラスマイナスゼロ	59	16,490	8,600
回答不可	26	21,165	6,942

※人件費は社会保険料等を含む

問11. 給食費（年額）〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	691	15,608	12,953
黒字	344	14,974	13,356
赤字	206	14,585	11,552
プラスマイナスゼロ	90	16,625	12,984
回答不可	51	22,227	13,083

問12. 事業費における水道光熱費（年額）〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	694	6,684	5,708
黒字	346	6,786	6,154
赤字	208	7,042	4,967
プラスマイナスゼロ	89	5,839	5,135
回答不可	51	5,996	5,102

問13. 事業費における燃料費（年額）〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	442	1,629	1,029
黒字	213	1,547	951
赤字	128	1,902	1,221
プラスマイナスゼロ	60	1,390	1,079
回答不可	41	1,551	599

問14. 1. 入居一時金の額〔単位：千円〕

	調査数	平均	中央値
全体	235	813	300
黒字	117	886	300
赤字	66	646	300
プラスマイナスゼロ	30	1,040	300
回答不可	22	623	300

職員1人当たり人件費〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	646	5,266	4,684
黒字	316	4,874	4,639
赤字	201	5,797	4,773
プラスマイナスゼロ	84	5,778	4,677
回答不可	45	4,684	4,299

※人件費は社会保険料等を含む

生活相談員1人当たり人件費〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	437	4,742	4,360
黒字	218	4,692	4,349
赤字	143	5,130	4,465
プラスマイナスゼロ	53	4,254	4,354
回答不可	23	3,941	4,000

※人件費は社会保険料等を含む

介護職員1人当たり人件費〔単位：千円／年〕

	調査数	平均	中央値
全体	433	3,931	3,351
黒字	218	3,777	3,300
赤字	138	4,193	3,495
プラスマイナスゼロ	53	4,176	3,333
回答不可	24	3,295	3,058

※人件費は社会保険料等を含む

〈経営指標及び算式〉

本アンケート調査結果にてお示しした経営指標の算式は以下のとおり。

	経営指標	算式
1	職員1人当たり人件費	人件費／年間平均常勤職員数
2	支援員1人当たり人件費	支援員分の人件費／支援員の年間平均常勤職員数
3	生活相談員1人当たり人件費	生活相談員分の人件費／生活相談員の年間平均常勤職員数
4	介護職員1人当たり人件費	介護職員分の人件費／介護職員の年間平均常勤職員数
5	令和2年度の月平均入所者数	令和2年度の年間延べ入所（居）者数／12（カ月）
6	サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	サービス活動増減差額／サービス活動収益
7	1人1月当たり食費	食費月額÷月平均入所（居）者数 ※（給食費／12）÷ 令和2年度の月平均入所（居）者数
8	1人1月当たり水道光熱費	水道光熱費月額÷月平均入所（居）者数 ※（事業費における水道光熱費（年額）／12）÷ 令和2年度の月平均入所（居）者数

ID

都道府県

令和3年度老人保健福祉推進事業

「養護老人ホームと軽費老人ホームの施設における
経営実態に関するアンケート調査」

ご回答方法

・高齢福祉担当の方、または養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスの所管課の方に回答をお願いします。
回答者が福祉部局となる場合は、下記、ご回答者の欄には、代案の方のご所属をご記入ください。

・選択する問題では、あてはまる番号を選択してください。

・四角枠の問題では具体的な数値、用語等をご記入ください。

・数値を記入する欄で、該当無しは「0（ゼロ）」をご記入ください。わからない場合は空欄のままとしてください。

・特に断りのない限り、令和3年11月1日現在の状況についてお答えください。

・設問に「**・**」がついている項目は、必ず回答してください。

養護老人ホーム

貴自治体における養護老人ホームの経営状況の把握についてお答えください。（あてはまるものを全て選択）

1. 収支計算等を提出してもらっている

2. 収支計画等を分析し、全体の傾向を把握している

3. 収支計画等を分析し、個別の経営状況を把握している

4. 施設関係者との意見交換等でおおまかに把握している

5. 特に把握していない

6. その他（ ）

問 1-1. 問 1 で「1.～3.」のいずれかを回答した方にお伺いします。
把握した情報の活かし方についてお答えください。（あてはまるものを全て選択）

1. 業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している

2. 課内で情報共有し、施設の立案・企画等の参考になっている

3. 自治体内の他部署と情報共有し、施設の立案・企画等の参考になっている

4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている

5. 現時点で十分に活かされていないと感じる

6. その他（ ）

問 1-2. 問 1 で「5.」特に把握していないと回答した方にお伺いします。
そのように考える理由についてお答えください。（自由記述）

養護老人ホームの空き情報の周知についてお答えください。（あてはまるものを全て選択）

1. 自治体 HP に空き情報を公開している

2. 社会福祉協議会に定期的に情報提供している

3. 地域包括支援センターに定期的に情報提供している

4. 民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している

5. 自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している

6. 自治体としては特に周知していない

7. その他（ ）

問 3. 養護老人ホームにおける BCP（事業継続計画）の策定支援についてお答えください。
（あてはまるものを全て選択）

1. 個別に策定支援を行っている

2. 介護施設・事業所向けに策定支援を行っている

3. 社会福祉施設・事業所（介護施設・事業所含む）向けに策定支援を行っている

4. 現在のところ支援していないが、今後する予定である

5. 特に策定支援は行っておらず、現在のところ予定はない

6. その他（ ）

3

4

236

問 9. 貴自治体における軽費老人ホーム A 型からケアハウスの転換数（平成 20 年以降）をお答えください。（数字を記入）	施設
問 10. 貴自治体における軽費老人ホーム B 型からケアハウスの転換数（平成 20 年以降）をお答えください。（数字を記入）	施設
* 問 11. 貴自治体における軽費老人ホーム A・B 型の今後のケアハウスへの移行について、今後の方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. ケアハウスへの移行を促進する 2. 現状を維持する 3. 施設の判断に委ねる 4. すべて移行済または移行が決まっている 5. その他（ ）	
問 11-1. 問 11 で「2. 現状を維持する」または「3. 施設の判断に委ねる」に回答した方にお伺いします。その理由をお答えください。（自由記述）	
* 問 12. ケアハウスの今後の方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 増やす予定 2. 現状のまま 3. 減らす予定 4. その他（ ）	
問 12-1. 問 12 の回答した理由をお答えください。（自由記述）	
* 問 13. 都市型軽費老人ホームの今後の方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 増やす予定 2. 現状のまま 3. 減らす予定 4. その他（ ）	
問 13-1. 問 13 の回答した理由をお答えください。（自由記述）	

3. 貴自治体における軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等についてお尋ねします。	
問 14. 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等についてお答えください。 ※令和 2 年度実績（数字を記入）	円/年
* 都道府県補助額（A）	
* 貴自治体が令和 2 年度に補助した総額を記入してください。	
* 本人徴収額（B） * 令和 2 年度に入居者から徴収した総額を記入してください。	円/年
* 事務費計（X）=（A）+（B）	円/年
* 利用者人数（Y） * 令和 2 年 10 月 1 日時点の入居者数（政令市・中核市分は除く）を記入してください。	人
* 1 人あたり事務費単価（X）／（Y） （小数第二位を四捨五入）	円/人
問 15. 軽費老人ホーム・ケアハウスに対して支給実績のある加算についてお答えください。 （それぞれあてはまるもの 1 つに選択） ※ 令和 2 年度実績	
* 1）入居者処遇特別加算 * 2）施設機能強化推進費 * 3）民間施設給与等改善費 * 4）寒冷地加算 * 5）事務用冬期冷暖費 * 6）ボイラー稼働土壌上費 * 7）車身赴任手当加算 * 8）障除除去費 * 9）除雪費 * 10）その他自治体独自の補助・加算	1. あり 2. なし
10) その他自治体独自の補助・加算で「1. あり」に回答した方は、支給実績のある主なるものを記入ください。 （最大 3 つ）	
1 つめ	
2 つめ	
3 つめ	

問 15-1. 問 15 の 1) ～9) のいずれかで「1. あり」と回答した方にお伺いします。 支給された加算が国の基準額*と比較してどうかについてお答えください。(それぞれあてはまるもの 1 つ選択) ※令和 2 年度実績 *「国の基準額」は、「経費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について (平成 20 年 5 月 30 日 老発第 0530003 号 厚生労働省老健局長通知)」で示されている基準を指します。				
	1. 基準額と同じ	2. 基準額より高い	3. 基準額より低い	4. わからない
*1	入居者処遇特別加算			
*2	施設機能強化推進費			
*3	民間施設給与等改善費			
*4	寒冷地加算			
*5	事務用冬期採暖費			
*6	ボイラー・排土塵上費			
*7	単身赴任手当加算			
*8	障除除去費			
*9	除雪費			
*問 16. 経費老人ホームの老朽化した建物の建替えや耐震化に向けた補助費についてお答えください。 (あてはまるもの 1 つ選択)				
1. 老朽化した建物の建替えと耐震化に向けた補助費両方を出している				
2. 老朽化した建物の建替えのみ補助費を出している				
3. 耐震化に向けた補助費のみ出している				
4. 現在のところ補助費は用意していない				
*問 17. 経費老人ホーム建替えの際に、費用負担増となる利用者への減免措置についてお答えください。 (あてはまるもの 1 つ選択)				
1. 減免措置がある				
2. 減免措置はない				
*問 18. 消費税 10%増税時 (令和元年 10 月) の経費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択)				
1. 特に対応しなかった				
2. 増税時に対応した				
3. 令和元年 11 月以降に対応した				
4. その他 ()				
*問 18-1. 問 18 で「1. 特に対応しなかった」と回答した方にお伺いします。 その理由をお答えください。(あてはまるもの全て選択)				
1. 予算要求が通らなかったため				
2. 施設から要望がなかったため				
3. 担当部 (局) 内の調整過程で要求しないという判断にいたったため				
4. その他 ()				

問 18-2. 問 18 で「1. 特に対応しなかった」と回答した方にお伺いします。 どうすれば消費税増税の対応ができるとお考えをお答えください。(自由記述)	
*問 19. 消費税 8%増税時 (平成 26 年 4 月) の経費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の対応についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択)	
1. 特に対応しなかった	
2. 増税時に対応した	
3. 令和 26 年 5 月以降に対応した	
4. その他 ()	
*問 19-1. 問 19 で「1. 特に対応しなかった」と回答した方にお伺いします。 その理由をお答えください。(あてはまるもの全て選択)	
1. 予算要求が通らなかったため	
2. 施設から要望がなかったため	
3. 担当部 (局) 内の調整過程で要求しないという判断にいたったため	
4. その他 ()	
問 19-2. 問 19 で「1. 特に対応しなかった」と回答した方にお伺いします。 どうすれば消費税増税の対応ができるとお考えをお答えください。(自由記述)	
*問 20. 平成 17 年 (2005 年) 以降、事務費補助金の改定についてお答えください。 (「1. 改定した」と回答した方は、直近の改定年を数字で記入)	
1. 改定した () 年 (西暦表記、4 桁)	
2. 改定していない	

4. 貴自治体における経費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握についてお尋ねします。	4. 貴自治体における経費老人ホーム・ケアハウスが地域に果たす役割として、期待していることについてお答えください。 (上位 3 つ選択)
* 問 21. 貴自治体内の経費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握についてお答えください。(あてはまるもの全て選択) 1. 収支計算書等を提出してもらっている 2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している 3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している 4. 施設関係者との意見交換等でおまかには把握している 5. 特に把握していない 6. その他 () * 問 21-1. 問 21 で「1. ～ 3.」のいずれかを回答した方にお伺いします。 把握した情報の活かし方についてお答えください。(あてはまるもの全て選択) 1. 業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している 2. 課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考になっている 3. 自治体内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考になっている 4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている 5. 現時点で十分に活かされていないと感じる 6. その他 () 問 21-2. 問 21 で「5.」特に把握していないと回答した方にお伺いします。 そのように考える理由についてお答えください。(自由記述)	1. 在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供 2. 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動 3. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等支援 4. 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての入所支援 5. 困難な生活課題（精神疾患やこも居敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等支援 6. 在宅生活が困難な高齢障害者の居所の確保 7. DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター） 8. 病院や施設から退所した高齢者の居所の確保 9. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者の居所の確保 10. 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援 11. 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援 12. 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援 13. その他 () 14. 特になし * 問 24-1. 経費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。(あてはまるもの全て選択) 1. 地域の要支援者に対する相談支援 2. 地域の要支援者に対する配食・見守り・移動等の生活支援 3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援 4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供 5. 既存事業の利用料の減額・免除 6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動 7. 地域住民に対する福祉教育 8. 地域関係者とのネットワークづくり 9. 自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等 10. その他 () 11. 特になし 問 24-2. 問 24-1 で「1. ～ 10.」のいずれかを回答した方にお伺いします。 貴自治体がこれまで経費老人ホーム・ケアハウスとの関わりや支援の中で取り組まれた具体的事例をお答えください。(自由記述)
* 問 22. 経費老人ホーム・ケアハウスの空き情報の周知についてお答えください。(あてはまるもの全て選択) 1. 自治体 HP に空き情報を公開している 2. 社会福祉協議会に定期的に情報提供している 3. 地域包括支援センターに定期的に情報提供している 4. 民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している 5. 自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している 6. 自治体としては特に周知していない 7. その他 () * 問 23. 経費老人ホーム・ケアハウスにおける BCP（事業継続計画）の策定支援についてお答えください。 (あてはまるもの全て選択) 1. 個別に策定支援を行っている 2. 介護施設・事業所向けに策定支援を行っている 3. 社会福祉施設・事業所（介護施設・事業所含む）向けに策定支援を行っている 4. 現在のところ支援していないが、今後する予定である 5. 特に策定支援は行っておらず、現在のところ予定はない 6. その他 ()	

5. 貴自治体における養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体についてお聞かせください。	
*問 25. 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体についてお答えください。 (あてはまるもの1つ選択)	1. 都道府県 2. 市町村 3. その他 () 4. 作成していない
*問 26. 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていることについてお答えください。(あてはまるもの全て選択)	
1. 自治体内の各施設のパネルやHP等を見ている 2. 自治体内の各施設に見学に行っている 3. 自治体内の各施設の関係者と意見交換会を行っている 4. 自治体内で研修を行っている 5. 外部研修等に参加している 6. その他 () 7. 特になし	
*問 27. 社会福祉法第24条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組の実施に関する業務が明記されましたが、貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況についてお答えください。 (あてはまるもの1つ選択) (※養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスを運営している法人に限らず)	
1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している 2. 連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない 3. 連携したネットワークがあることは把握していない 4. 現時点で連携したネットワークは存在しない 5. その他 ()	
*問 27-1. 問27で「1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」と回答した方にお伺いします。貴自治体の連携または関与についてお答えください。 (あてはまるもの1つ選択) (※以下の選択肢にて、「1. 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」を回答した場合、令和2年度の実績についてお答えください。)	
1. 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり） () 円 2. 自治体として連携または関与している（公費の捻出なし） 3. 自治体は連携または関与していない 4. その他 ()	
問 28. 社会福祉法人が担う「地域における公益的な取組」に、貴自治体が連携または関与することについて、どのようにお考えをお答えください。(自由記述)	

アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。調査項目は以上で終了です。

問4 養護老人ホームの措置について、貴自治体の活用状況をお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

- 回答欄
1. 積極的に活用している
2. 必要に応じて活用している
3. あまり活用していない
4. ほとんど活用していない
5. その他

→ 具体的に：

問4-1 問4の回答した理由をお答えください。（自由記述）

回答欄

問5 世帯福祉券による地方交付税額の算出把握状況についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

- 回答欄
1. 状況把握している
2. 状況把握していない

問6 貴自治体における、養護老人ホームの契約入所の実施状況についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

- 回答欄
1. 実施状況がある
2. 実施状況はない
3. わからない

問7 養護老人ホームの契約入所に關して、施設からの相談・問い合わせの毎週についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

- 回答欄
1. ある
2. ない
3. わからない

問7-1 あると回答した方がおられます。

問7-1 施設からの相談・問い合わせの内容についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

- 回答欄
1. 契約書や要請書等の送付等の内容について
2. 利用料金について
3. 介護保険の利用の可否について
4. 身元引受け人がない場合について
5. 権利について
6. 会計処理について
7. 対応書（入所書）について
8. 措置料（措置費）との関係について
9. その他

→ 具体的に：

2. 貴自治体における養護老人ホームの措置についてお答えします。 ※令和2年度実績

問8 貴自治体の措置費についてお答えください。（数字を記入）

措置費の町内負担額 (A) 円/年

*貴自治体が令和2年度に一般財源から負担している金額を入力してください。（本人取組費、扶養義務発生費は含まれません）

本人取組費 (B) 円/年

*令和2年度に本人取組費から負担した総額を入力してください。

扶養義務発生費 (C) 円/年

*令和2年度に扶養義務発生費から負担した総額を入力してください。

措置費計 (D) = (A) + (B) + (C) 円/年(自動計算)

*自動計算です。貴自治体が令和2年度に支払った措置費の総額を自動で入力してください。

措置人数 (E) 人

*令和2年10月1日時点の措置人数を入力してください。

1人あたり単価 (D) / (E) 円/人(自動計算)

問9 養護老人ホームに於て行っている措置の支給率の毎週についてお答えください。 ※令和2年度実績

(2. は、1.に、ありを適用した内容のみ回答。2. は、支給された措置が国の基準額 *と比較してどうだったかについてお答えください。)

*国の基準額は「老人福祉法第11条の規定による措置費の算出に係る指針について（平成18年1月24日 総務省0124001号 厚生労働省令第1号）」（総務省0412001号改正）で示されている基準を指します。

*貴自治体の養護老人ホームに適用している場合は「基準額より低い」を選択してください。

*施設によって国の基準額との比較が異なる場合は「基準額より低い」を選択してください。

- 【選択肢】
1. あり
2. 基準額より高い
3. 基準額より低い
4. わからない

1. 支給率の毎週 1. 国の基準額との比較

2. 国の基準額との比較

3. 国の基準額との比較

4. 国の基準額との比較

5. 国の基準額との比較

6. 国の基準額との比較

7. 国の基準額との比較

8. 国の基準額との比較

9. 国の基準額との比較

10. その他（国の基準額との比較が異なる場合は「基準額より低い」を選択してください）

※支給率のあるものを記入ください。（最大3つ）

具体的に：

問10 養護老人ホームの老朽化による建物の建て替えや耐震化に向けた補助費についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

- 回答欄
1. 老朽化による建物の建て替えや耐震化に向けた補助費を出している
2. 老朽化による建物の建て替えのみ補助費を出している
3. 耐震化に向けた補助費のみ出している
4. 該当の補助費は出していない

問11 消費税10%増税時（令和元年10月）の養老老人ホームの増費の対応についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

回答欄	1. 特に対応しなかった
	2. 増税時に対応した
	3. 令和元年11月以降に対応した
	4. その他
	→ 具体的に：

問11で1.、特に対応しなかったと回答した方にお伺いします。
問11-1 その理由をお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄	1. 予算等が足りなかったため
	2. 施設が影響がなかったため
	3. 担当部（課）内の調整経費で賄えないという判断にいたったため
	4. その他
	→ 具体的に：

問11で1.、特に対応しなかったと回答した方にお伺いします。
問11-2 どうすれば消費税増税の対応ができるかと考えください。（自由記述）

--	--

問12 消費税8%増税時（平成26年4月）の養老老人ホームの増費の対応についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

回答欄	1. 特に対応しなかった
	2. 増税時に対応した
	3. 平成26年5月以降に対応した
	4. その他
	→ 具体的に：

問12で1.、特に対応しなかったと回答した方にお伺いします。
問12-1 その理由をお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄	1. 予算等が足りなかったため
	2. 施設が影響がなかったため
	3. 担当部（課）内の調整経費で賄えないという判断にいたったため
	4. その他
	→ 具体的に：

問12で1.、特に対応しなかったと回答した方にお伺いします。
問12-2 どうすれば消費税増税の対応ができるかと考えください。（自由記述）

--	--

問13 平成18年（2006年）以降、1人1部屋消費税増税の対応についてお答えください。
（1. 各回答した方は、最近の改定年数まで入力）

回答欄	1. 改定した	→	年（西暦表記）
	2. 改定していない		

3. 貴自治体における養老老人ホームに対するお取組についてお尋ねします。

問14 貴自治体の養老老人ホームの経営状況の把握についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄	1. 経営計画等を提出してもらっている
	2. 経営計画等を分析し、全体の傾向を把握している
	3. 経営計画等を分析し、個別の経営状況を把握している
	4. 施設関係者との意見交換等をおこなっている
	5. 特に把握していない
	6. その他
	→ 具体的に：

問14で1.～3.のすべてを把握し方にお伺いします。
問14-1 把握した養老の各施設についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄	1. 施設全体と兼営で実施し、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している
	2. 個別で実施はしない、施設の広さ・企画等の参考としている
	3. 自治体内の他施設と実施はしない、施設の広さ・企画等の参考としている
	4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考としている
	5. 現時点で十分にまかなわれていないと感じる
	6. その他
	→ 具体的に：

問14で1.5. 特に把握していないを回答した方にお伺いします。
問14-2 そのように考える理由についてお答えください。（自由記述）

--	--

問15 養老老人ホームの空き部屋の取組についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄	1. 自治体中に空き部屋を公開している
	2. 社会福祉協議会に定期的に情報提供している
	3. 地域包括支援センターに定期的に情報提供している
	4. 民生委員連合会の関係者に定期的に情報提供している
	5. 自治体としては意図していないが、要望があった場合は情報提供している
	6. 自治体としては特に意図していない
	7. その他
	→ 具体的に：

問16 養老老人ホームにおけるBCP（事業継続計画）の簡易策についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄	1. 個別に簡易策を行っている
	2. 介護施設・事業所向けに簡易策を行っている
	3. 社会福祉協議会・事業所（介護施設・事業所等）向けに簡易策を行っている
	4. 現在のところ実施していないが、今後する予定である
	5. 特に簡易策は行っていないが、現在のところ予定はない
	6. その他
	→ 具体的に：

問17 養老老人ホームが地域に果たす役割として、期待していることについてお答えください。（上位3つを選択）

回答欄
1. 在宅生活を支える低所得高齢者への居住の提供
2. 在宅高齢者に対する相談支援・フットリサーチ活動
3. 介護や在宅生活に不安を抱える高齢者介護職員の人事支援
4. 特別養老老人ホーム入所までの待機・代替施設としての入所支援
5. 居間・生活相談（事件が急やケア・高齢者等の日常生活管理が困難等）を担える高齢者への入所等支援
6. 在宅生活が困難な高齢者に対する高齢者の居間の確保
7. DVA連携推進を促す高齢者の居間の確保（シムスター）
8. 病院や施設から退所した高齢者の居間の確保
9. 刑罰所や矯正施設から退所した高齢者の居間の確保
10. 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への入所等支援
11. 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援
12. 高齢者の居場所づくり、住まいづくりに関する支援
13. その他
14. 特になし

問17-1 養老老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（あてはまるものを全て選択）

回答欄
1. 地域の要支援者に対する相談支援
2. 地域の要支援者に対する配膳・見守り・移動等の生活支援
3. 地域の要支援者に対する生活利用支援
4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
5. 既有事業の利用目的の減価・売却
6. 地域の要支援者に対する生活支援（シムスター）
7. 地域に居たい高齢者に対する相談支援
8. 地域関係者とのネットワークづくり
9. 自治体内の他事業者と連携し、企画の立案・実施等
10. その他
11. 特になし

問17-1で1～10、100%が1つか2つ以上の方にお答えください。（自由記述）

問17-2 貴自治体がこれまで養老老人ホームの関わりや支援の中で取り組まれた具体的な事例をお答えください。（自由記述）

回答欄

指定都市・中核市以外の市区町村は、問38にお進みください。

※以下は、指定都市・中核市のみをお答えください。

【養老老人ホーム・ケアハウス】

4. 貴自治体に於ける養老老人ホーム・ケアハウスの現状についてお答えください。

問18 貴自治体の養老老人ホーム・ケアハウスの施設別・定員数等についてお答えください。
（1. はあてはまるものを選択し、17以下にあり該当しない場合は該当欄に数字を記入）
*（特定非営利施設）は、「特定非営利活動法人」の法人格を有している施設

【施設別】	1. 施設別	2. 施設数	3. 2020年度 特定非営利施設*	4. 定員	5. 入所者数
1) 養老老人ホームA型					
2) 養老老人ホームB型					
3) ケアハウス					
4) 都市型養老老人ホーム					

問19 生活保護受給者の養老老人ホーム・ケアハウスへの入居についてお答えください。（あてはまるものを選択）

回答欄
1. 入居できる
2. 入居できない

問19で2. 入居できないと回答した方にお答えください。

問19-1 その理由をお答えください。（自由記述）

回答欄

問20 養元保証者がいない方の養老老人ホーム・ケアハウスへの入居についてお答えください。（あてはまるものを選択）

回答欄
1. 入居できる
2. 原則的に入居を制限して利用している
3. 入居できない
4. 判断は施設に任せている

問21 養元保証者がいない方に対して、貴自治体でどのような支援を行っているかをお答えください。（あてはまるものを全て選択）

回答欄
1. 成年後見人の手続を行う
2. 養元保証人がいなくても入居できる施設を紹介する
3. その他
4. 特になし

問22 貴自治体に於ける養老老人ホームA型からケアハウスの配当額（平成20年以降）をお答えください。（数字を記入）

施設

問23 貴自治体に於ける養老老人ホームB型からケアハウスの配当額（平成20年以降）をお答えください。（数字を記入）

施設

問24 貴自治体における新築老人ホームA(世帯の今後のケアハウスの移行について、今後の方針をお答えください。(おてはまるの1つ選択)

回答欄

1. ケアハウスの移行を促進する
2. 現状を維持する
3. 施設の利用に委ねる
4. 全て移行済または移行が完了している
5. その他

→ 具体例に:

問24で2.現状を維持するまたは3.施設の利用に委ねると回答した方にお伺いします。

問24-1 その理由をお答えください。(自由記述)

問25 ケアハウスの今後の方針についてお答えください。(おてはまるの1つ選択)

回答欄

1. 増やす予定
2. 現状のまま
3. 減らす予定
4. その他

→ 具体例に:

問25-1 問25の回答した理由をお答えください。(自由記述)

問26 都市型新築老人ホームの今後の方針についてお答えください。(おてはまるの1つ選択)

回答欄

1. 増やす予定
2. 現状のまま
3. 減らす予定
4. その他

→ 具体例に:

問26-1 問26の回答した理由をお答えください。(自由記述)

5. 貴自治体における新築老人ホーム・ケアハウスの事業費等についてお答えします。

問27 新築老人ホーム・ケアハウスの1戸に対する補助費についてお答えください。 ※令和2年度実績 (数字を記入)

市 (国・道・市・中核市) 補助費 (A) 円/年

*貴自治体が令和1年度に補助した総額を入力してください。

本人補助費 (B) 円/年

*令和2年度に入居者が選択した総額を入力してください。

補助費計 (X) = (A) + (B) 円/年(自動計算)

利用費入居 (Y) 円

*令和2年10月1日時点の入居者の総額を入力してください。

1人あたり事業費単価 (X) / (Y) 円/人(自動計算)

問28 新築老人ホーム・ケアハウスの1戸に対して行っている加算の支給率の割合についてお答えください。 ※令和2年度実績

(2. は、1.で1.ありを選択した方のみの回答。2. は、支給された加算が国の基準額 *と比較してどうかについてお答えください。

(それぞれおてはまるの1つ選択)

*国の基準額は、「新築老人ホームの利用料等に関する取組」に基づいて (平成20年5月30日 老健第0530003号厚生労働省令(第5号))で示されている基準を指します。

【選択肢】
1. あり
2. なし

【選択肢】
1. 国に
2. 国より高い
3. 国より低い
4. わからない

1. 支給率 実績の割合	2. 国の 基準との 比較
1) 3. 国に準拠した加算	1)
2) 施設運営強化加算	2)
3) 施設運営強化加算	3)
4) 国・道・市・中核市補助費	4)
5) 事業費を軽減する加算	5)
6) ボランティア活動加算	6)
7) 施設運営強化加算	7)
8) 施設運営強化加算	8)
9) 施設運営強化加算	9)
10) その他自治体独自の補助加算	10)

※支給率がある主な理由をお答えください。(最大3つ)

→ 具体例に:

具体例に:

問29 新築老人ホームの老朽化による建物の建て替えや耐震化に向けた補助費についてお答えください。(おてはまるの1つ選択)

回答欄

1. 老朽化による建物の建て替えと耐震化に向けた補助費を出している
2. 老朽化による建物の建て替えのみ補助費を出している
3. 耐震化に向けた補助費のみ出している
4. 現在どこも補助費は出していない

問30 新築老人ホーム建て替えの際の、費用負担率となる利用費への減価償却についてお答えください。(おてはまるの1つ選択)

回答欄

1. 減価償却がある
2. 減価償却はない

問31 消費税率の増税時（令和元年10月）の消費老人ホーム・ケアハウスの事業費等の対比内容についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

回答欄

1. 特に対比しなかった

2. 増利増に対比した

3. 令和元年11月以降に対比した

4. その他

→ 具体的に：

問31で1. 特に対比しなかったと回答した方にお伺いします。

問31-1 その理由をお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 予算要求が通らなかったため

2. 施設から増減がなかったため

3. 担当部（課）内の事務最優先で増利しないという判断にいたったため

4. その他

→ 具体的に：

問31で1. 特に対比しなかったと回答した方にお伺いします。

問31-2 どうすれば消費税率の対比ができてしまうと考えるか教えてください。（自由記述）

問32 消費税率の増税時（平成26年4月）の消費老人ホームの事業費等の対比内容についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択）

回答欄

1. 特に対比しなかった

2. 増利増に対比した

3. 平成26年5月以降に対比した

4. その他

→ 具体的に：

問32で1. 特に対比しなかったと回答した方にお伺いします。

問32-1 その理由をお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 予算要求が通らなかったため

2. 施設から増減がなかったため

3. 担当部（課）内の事務最優先で増利しないという判断にいたったため

4. その他

→ 具体的に：

問32で1. 特に対比しなかったと回答した方にお伺いします。

問32-2 どうすれば消費税率の対比ができてしまうと考えるか教えてください。（自由記述）

問33 平成17年（2005年）以降、事業費増減率の改善についてお答えください。
（1. を回答した方は、直近の改善率を必ず入力）

回答欄

1. 改定した

2. 改定していない

→ 年（西暦表記）

6. 貴自治体における消費老人ホーム・ケアハウスの事業費等に対するお取組についてお尋ねします。

問34 貴自治体の消費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の把握についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 収支計画書等を提出してもらっている

2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している

3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している

4. 施設間・施設との職員交換等でもおまかせは把握している

5. 特に把握していない

6. その他

→ 具体的に：

問34で1.～3.のいずれかを回答した方にお伺いします。

問34-1 把握した経営状況の具体的な方についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 業界団体と職員交換も、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している

2. 経営で職員共有し、施設の立派・企業等の参考になっている

3. 自治体からの派遣と職員共有し、施設の立派・企業等の参考になっている

4. 施設から個人・法人や管理費がある立場の参考になっている

5. 現時点で十分に活用できていないと懸念する

6. その他

→ 具体的に：

問34で1. 特に把握していないと回答した方にお伺いします。

問34-2 そのように考える理由をお答えください。（自由記述）

問35 消費老人ホーム・ケアハウスの経営状況の周知についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 自治体中に空費情報を公開している

2. 社会福祉協議会に定期的に空費情報を提供している

3. 地域包括支援センターに定期的に空費情報を提供している

4. 民生委員等地域の関係者に定期的に空費情報を提供している

5. 自治体としては周知していないが、需要があった場合は空費情報を提供している

6. 自治体としては特に周知していない

7. その他

→ 具体的に：

問35で1. 特に把握していないと回答した方にお伺いします。

問35-1 周知した空費情報の具体的な方についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 自治体中に空費情報を公開している

2. 社会福祉協議会に定期的に空費情報を提供している

3. 地域包括支援センターに定期的に空費情報を提供している

4. 民生委員等地域の関係者に定期的に空費情報を提供している

5. 自治体としては周知していないが、需要があった場合は空費情報を提供している

6. 自治体としては特に周知していない

7. その他

→ 具体的に：

問35で1. 特に把握していないと回答した方にお伺いします。

問35-2 そのように考える理由をお答えください。（自由記述）

問36 消費老人ホーム・ケアハウスにおけるBCP（事業継続計画）の策定状況についてお答えください。（あてはまるもの全て選択）

回答欄

1. 個別に策定策定を行っている

2. 介護施設、事業所間での策定策定を行っている

3. 社会福祉協議会、事業所（介護施設、事業所等）向けに策定策定を行っている

4. 現在どこまで策定策定しているが、今後する予定である

5. 特に策定策定は行っていないが、現在どこまで策定策定している

6. その他

→ 具体的に：

247

ID

養護老人ホーム票

「養護老人ホームにおける経営実態に関するアンケート調査」

ご回答方法

- ・貴施設の管理者の方、もしくは、本調査内容に回答可能な方に回答をお願いしています。
- ・選択する問題では、あてはまる番号を選択してください。
- ・四角枠の問題では具体的な数値、用語等をご入力ください。
- ・数値を入力する欄で、該当無しは「0（ゼロ）」を、わからない場合は空欄のままとしてください。
- ・特に断りのない限り、令和3年11月1日現在の状況についてお答えください。
- ・設問に「※」がついている項目は、必ず回答してください。

1. 貴施設の基本情報についてお尋ねします。（令和3年11月1日現在）

問1. 基準省令の人員の基準に規定する職制について、基準上必要となる人数及び実数の配置職員数（該当する各欄に常勤換算で数字を記入。特定施設の指定を受けている場合、配置職員数のみ記入）

※相談支援専門員は特に相談支援事業者の指定がある場合にお答えください。

	施設長	生活相談員	生活相談員	介護職員	介護職員	介護職員	相談支援専門員	その他	合計
1. 基準	人	人	人	人	人	人	人	人	人
*2) 配置職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人

問2. 施設の定員数、部屋の数（該当する各欄に数字を記入）

1) 定員数	令和3年度定員数	令和2年度定員数	※定員数が令和3年度と異なる場合のみお答えください
2) 部屋数	※全部屋数	※うち個室	※うち2人部屋
	※うち4人部屋以上		

2. 貴施設の職員・入所者数や収容状況等についてお尋ねします。（令和2年度実績をご記入ください）

*問3. 年間平均常勤職員数（数字を入力） ※令和2年度実績

※「年間平均常勤職員数」は、毎月末、毎月1日および給与支給前など、各施設で配属している毎月1日の常勤職員の実数を合計し、その値を12ヶ月で除した数値を入力してください。（小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで入力してください。）

(例) ・職員数を毎月末で配属している施設で、
4月末～6月末：それぞれ70人、
7月末～3月末：それぞれ80人の場合
(70人×3ヶ月+80人×9ヶ月)÷12ヶ月=77.50人とします。

※また、重分率を用いている場合は、その比重をお答えいただくことも結構です。以降も同様。

問3-1. 問3の年間平均常勤職員数のうち、支援員分の年間平均常勤職員数（数字を記入） ※令和2年度実績

問3-2. 問3の年間平均常勤職員数のうち、介護職員分の年間平均常勤職員数（数字を記入） ※令和2年度実績

*問4. 令和2年度の年間延べ入所者数（数字を記入）

() 人

※月初・月末など毎月の一時点の入所者数を12ヶ月分合計してください。

*問5. 令和2年度の介護サービスを受けた延べ入所者数（数字を記入）

() 人

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、介護サービスを受けた入居者数を12ヶ月分合計してください。

2-1. 貴施設の収支等について

※令和2年度実績をご記入ください（問13、14は令和3年11月1日時点についてご記入ください）

*問6. 施設のサービス活動収益

() 円/年

*問7. 施設のサービス活動増減差額

() 円/年

*問8. 人件費 ※年間の合計額をご記入ください

() 円/年

問8-1. 問8の人件費のうち、支援員分の人件費

支援員 () 円/年

問8-2. 問8の人件費のうち、介護職員分の人件費

介護職員 () 円/年

*問9. 給食費（年額）

() 円/年

問9-1. (※給食業務の外部委託を行っている場合のみお答えください)

給食業務の委託費（年額）をお答えください。

問9-2. (※給食業務の外部委託を行っている場合のみお答えください)

給食業務委託費に材料費も含めている場合は材料費（年額）をお答えください。

*問10. 事業費における水道光熱費（年額）をお答えください。

() 円/年

*問11. 事業費における燃料費（年額）をお答えください。

() 円/年

3

4

249

*問 12. 本人支給金（年額）をお答えください。（ ）円/年

*問 12-1. 本人支給金についてお尋ねします。本人支給金は、平成 17 年度（2005 年度）の一般財源化以前と比べてどのように変化しているかお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択）

1. 増えている

2. 減っている

3. ほぼ変わらない

4. その他（ ）

問 13. 被措置者からの徴収額に関する、対象収入階層区分別人数 ※令和 3 年 11 月 1 日現在（該当する各欄に人数を記入）

階層	【対象収入による階層区分（年額）】	【費施設における該当人数】
1.	270,000 円以下	人
2.	270,001 円～280,000 円以下	人
3.	280,001 円～300,000 円以下	人
4.	300,001 円～320,000 円以下	人
5.	320,001 円～340,000 円以下	人
6.	340,001 円～360,000 円以下	人
7.	360,001 円～380,000 円以下	人
8.	380,001 円～400,000 円以下	人
9.	400,001 円～420,000 円以下	人
10.	420,001 円～440,000 円以下	人
11.	440,001 円～460,000 円以下	人
12.	460,001 円～480,000 円以下	人
13.	480,001 円～500,000 円以下	人
14.	500,001 円～520,000 円以下	人
15.	520,001 円～540,000 円以下	人
16.	540,001 円～560,000 円以下	人
17.	560,001 円～580,000 円以下	人
18.	580,001 円～600,000 円以下	人
19.	600,001 円～640,000 円以下	人
20.	640,001 円～680,000 円以下	人
21.	680,001 円～720,000 円以下	人
22.	720,001 円～760,000 円以下	人
23.	760,001 円～800,000 円以下	人
24.	800,001 円～840,000 円以下	人
25.	840,001 円～880,000 円以下	人
26.	880,001 円～920,000 円以下	人
27.	920,001 円～960,000 円以下	人
28.	960,001 円～1,000,000 円以下	人
29.	1,000,001 円～1,040,000 円以下	人
30.	1,040,001 円～1,080,000 円以下	人
31.	1,080,001 円～1,120,000 円以下	人

32.	1,120,001 円～1,160,000 円以下	人
33.	1,160,001 円～1,200,000 円以下	人
34.	1,200,001 円～1,260,000 円以下	人
35.	1,260,001 円～1,320,000 円以下	人
36.	1,320,001 円～1,380,000 円以下	人
37.	1,380,001 円～1,440,000 円以下	人
38.	1,440,001 円～1,500,000 円以下	人
39.	1,500,001 円以上	人
合計		人

*問 14. BCP（事業継続計画）の策定についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択）

1. 策定している

2. 策定に向けて準備している

3. まだ取り掛かっていない

3. 費施設の入所者の状況についてお尋ねします。（令和 3 年 11 月 1 日現在）																			
*問 15. 入所者の要人数（数字を記入）																			
（ ）人																			
問 16 入所者の身体の状態																			
問 16-1. 要介護度別入所者数（該当する各欄に数字を記入）																			
1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)									
自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	申請中	未申請	合計									
問 16-2. 認知症高齢者の日常生活自立度別入所者数（該当する各欄に数字を記入）																			
1)	自立	2)	I	3)	II	4)	III	5)	IV	6)	M	7)	不明	8)	合計				
問 16-3. 障害高齢者の日常生活自立度別入所者数（該当する各欄に数字を記入）																			
1)	自立	2)	J	3)	A1	4)	A2	5)	B1	6)	B2	7)	C1	8)	C2	9)	不明	10)	合計

問 17. 入所者の心身機能・生活上の課題等（該当する各欄に数字を記入） （複数の課題を抱えている場合は、それぞれにカウントください。） <table><tr><th colspan="2">【心身機能・生活上の課題等】</th><th>【該当者（人）】</th></tr><tr><td>1）自立歩行が困難（一部介助を含む）</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>2）食事介助が必要（一部介助を含む）</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>3）入浴介助が必要（一部介助を含む）</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>4）知的障害</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>5）精神障害（発達障害を含む）</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>6）視覚・聴覚障害</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>7）難治性疾患・難病</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>8）家族等からの虐待</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>9）矯正施設退所後の住居確保困難</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>10）医療的ケア（吸引、経管栄養、居間管理等が必要）</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>11）人間関係の構築に課題、集団生活が困難</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>12）通院や外出時の付き添いが必要</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>13）夜間の見守りが必要</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>14）その他の生活課題</td><td></td><td>人</td></tr></table> 問 18. 障害者手帳の所持者数（該当する各欄に数字を記入） <table><tr><th>1）身体障害者手帳</th><th>2）療育手帳</th><th>3）精神保健福祉手帳</th></tr><tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr></table> 問 19. 先天性・中途視覚・聴覚障害者数（数字を記入。障害認定を受けた方のみの人数をお答えください。） <table><tr><td>1）先天性聴覚障害者（ ）人</td><td></td></tr><tr><td>2）中途聴覚障害者（ ）人</td><td></td></tr><tr><td>3）2のうち、65歳以降に障害認定を受けた方（ ）人</td><td></td></tr><tr><td>4）先天性聴覚障害者（ ）人</td><td></td></tr><tr><td>5）中途聴覚障害者（ ）人</td><td></td></tr><tr><td>6）5のうち、65歳以降に障害認定を受けた方（ ）人</td><td></td></tr></table>	【心身機能・生活上の課題等】		【該当者（人）】	1）自立歩行が困難（一部介助を含む）		人	2）食事介助が必要（一部介助を含む）		人	3）入浴介助が必要（一部介助を含む）		人	4）知的障害		人	5）精神障害（発達障害を含む）		人	6）視覚・聴覚障害		人	7）難治性疾患・難病		人	8）家族等からの虐待		人	9）矯正施設退所後の住居確保困難		人	10）医療的ケア（吸引、経管栄養、居間管理等が必要）		人	11）人間関係の構築に課題、集団生活が困難		人	12）通院や外出時の付き添いが必要		人	13）夜間の見守りが必要		人	14）その他の生活課題		人	1）身体障害者手帳	2）療育手帳	3）精神保健福祉手帳	人	人	人	1）先天性聴覚障害者（ ）人		2）中途聴覚障害者（ ）人		3）2のうち、65歳以降に障害認定を受けた方（ ）人		4）先天性聴覚障害者（ ）人		5）中途聴覚障害者（ ）人		6）5のうち、65歳以降に障害認定を受けた方（ ）人		4. 貴施設の経営状況についてお尋ねします。（令和3年11月1日現在） *問 20. 貴施設の経営状況（あてはまるもの1つ選択）※令和2年度の事業活動収支/ランズ 1. 黒字 2. 赤字 3. プラスマイナスゼロ 4. 回答不可 *問 20-1. 平成17年度（2005年度）の一般財源化以前の経営状況についてお答えください。 （あてはまるもの1つ選択） 1. おもね黒字が続いていた 2. ほとんど赤字が続いていた 3. おもねプラスマイナスゼロであった 4. 黒字のときと赤字のときがあった 5. 回答不可 *問 20-2. 平成17年度（2005年度）の一般財源化以降の経営状況についてお答えください。 （あてはまるもの1つ選択） 1. おもね黒字が続いている 2. ほとんど赤字が続いている 3. おもねプラスマイナスゼロである 4. 黒字のときと赤字のときがある 5. 回答不可 *問 21. 貴施設の所在市町村における、消費税改定による措置費の改定についてお答えください。 （あてはまるもの1つ選択） 1. 改定は行われている（消費税10%） 2. 改定は行われていない（消費税8%から改定なし） 3. 改定は行われていない（消費税5%から改定なし） *問 21-1. 問21で「2. 改定は行われていない（消費税8%から改定なし）」「3. 改定は行われていない（消費税5%から改定なし）」と回答した方にお伺いします。改定されないことによる支障の有無についてお答えください。（あてはまるもの1つ選択） 1. 支障はある 2. 支障はない 問 21-2. 問21-1で「1. 支障はある」と回答した方にお伺いします。具体的な理由をお答えください。 （自由記述）
【心身機能・生活上の課題等】		【該当者（人）】																																																														
1）自立歩行が困難（一部介助を含む）		人																																																														
2）食事介助が必要（一部介助を含む）		人																																																														
3）入浴介助が必要（一部介助を含む）		人																																																														
4）知的障害		人																																																														
5）精神障害（発達障害を含む）		人																																																														
6）視覚・聴覚障害		人																																																														
7）難治性疾患・難病		人																																																														
8）家族等からの虐待		人																																																														
9）矯正施設退所後の住居確保困難		人																																																														
10）医療的ケア（吸引、経管栄養、居間管理等が必要）		人																																																														
11）人間関係の構築に課題、集団生活が困難		人																																																														
12）通院や外出時の付き添いが必要		人																																																														
13）夜間の見守りが必要		人																																																														
14）その他の生活課題		人																																																														
1）身体障害者手帳	2）療育手帳	3）精神保健福祉手帳																																																														
人	人	人																																																														
1）先天性聴覚障害者（ ）人																																																																
2）中途聴覚障害者（ ）人																																																																
3）2のうち、65歳以降に障害認定を受けた方（ ）人																																																																
4）先天性聴覚障害者（ ）人																																																																
5）中途聴覚障害者（ ）人																																																																
6）5のうち、65歳以降に障害認定を受けた方（ ）人																																																																

7

8

問 22. 市町村からの措置費の状況について、支給実績の有無をお答えください。 (それぞれあてはまるもの 1 つ選択) ※令和 2 年度実績		1. あり	2. なし
*1	寒冷地加算		
*2	障害者等加算		
*3	夜勤体制加算		
*4	入所者処遇特別加算		
*5	施設機能強化推進費		
*6	民間施設給与等改善費		
*7	除雪費		
*8	介護保険料加算		
*9	老人短期入所加算		
*10	介護サービス利用者負担加算		
*11	その他自治体独自の補助・加算		
*12	補助・加算の未申請		
11) その他自治体独自の補助・加算で「1. あり」に回答した方は、支給実績のあるものを下記記入ください。 (最大 3 つ)			
1 つめ			
2 つめ			
3 つめ			
問 22-1. 問 22 の 1)～10)いずれかで「1. あり」に回答した方にお伺いします。 市町村からの措置費の状況について、国の基準額※に照らして「同じ・高い・低い」のいずれかをお答えください。 (それぞれあてはまるもの 1 つ選択) ※令和 2 年度実績 ※「国の基準額」とは、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成 18 年 1 月 24 日 老第 0124-001 号 厚生労働省老健局長通知）（第 4 号 改正）」で示されている基準を指します。			
		1. 基準額と同じ	2. 基準額より高い
		3. 基準額より低い	4. わからない
*1	寒冷地加算		
*2	障害者等加算		
*3	夜勤体制加算		
*4	入所者処遇特別加算		
*5	施設機能強化推進費		
*6	民間施設給与等改善費		
*7	除雪費		
*8	介護保険料加算		
*9	老人短期入所加算		
*10	介護サービス利用者負担加算		

4-1. 員施設の入所者について	
問 23. 直近 3 年の施設全体の年間延べ入所者数についてお答えください。(該当する各欄に数字を記入) ※措置入所・契約入所を含む ※月・月未など毎月の一時点の入所者数を 12 ヶ月分合計してください。	
*1	平成 30 年度 (人/年)
*2	令和元年度 (人/年)
3) 令和 2 年度 ※問 4 で回答いただいているため、回答不要です。	
問 24. 直近 3 年の契約入所の年間延べ入所者数についてお答えください。(該当する各欄に数字を記入) ※契約入所のみ ※月・月未など毎月の一時点の契約入所者数を 12 ヶ月分合計してください。	
*1	平成 30 年度 (人/年)
*2	令和元年度 (人/年)
*3	令和 2 年度 (人/年)
※問 25. 現在の施設全体の利用率の状況についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択)	
1. 適正ではない (改善のために具体的な検討をしている)	
2. 適正ではない (具体的な対応を検討できていない)	
3. 適正である	
4. その他 ()	
問 26. 直近 3 年の年度末時点での待機者数と令和 3 年 11 月 1 時点での待機者数についてお答えください。 (待機者数なしの場合は、0 と記入)	
1)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月時点) () 人
2)	令和元年度 (令和 2 年 3 月時点) () 人
3)	令和 2 年度 (令和 3 年 3 月時点) () 人
*4)	令和 3 年度 (令和 3 年 11 月 1 日時点) () 人
※問 27. 問 25 で「1. 適正ではない (改善のために具体的な検討をしている)」 「2. 適正ではない (具体的な対応を検討できていない)」に回答した方にお伺いします。 利用率が上らない原因についてお答えください。(あてはまるもの全て選択)	
1. 措置入所が決定せず、入所者自体が集まらない	
2. 職員の人件費が困難なため、入所者の数を制限している	
3. 周囲に適合他施設がある	
4. 施設が老朽化しており、入所者にとって魅力がない	
5. 情報発信等が少なく、地域の中で、養護老人ホームの存在がよく知られていない	
6. 契約入所を活用できていない	
7. 外部へのアクセスが不便な立地である	
8. その他 ()	
9. 特に原因は思い浮かばない	

1314

問 37-2. これから取り組みたいことについてお答えください。 <table><tr><th></th><th>これから取り組みたいこと</th><th>取組内容（概要）</th></tr><tr><td>1.</td><td>地域の要支援者に対する相談支援</td><td></td></tr><tr><td>2.</td><td>地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援</td><td></td></tr><tr><td>3.</td><td>地域の要支援者に対する権利擁護支援</td><td></td></tr><tr><td>4.</td><td>地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供</td><td></td></tr><tr><td>5.</td><td>既存事業の利用料の減額・免除</td><td></td></tr><tr><td>6.</td><td>地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動</td><td></td></tr><tr><td>7.</td><td>地域住民に対する福祉教育</td><td></td></tr><tr><td>8.</td><td>地域関係者とのネットワークづくり</td><td></td></tr><tr><td>9.</td><td>その他</td><td></td></tr></table> *問 38. 「地域における公益的な取組」を行ううえで、社会福祉協議会や他法人等との連携状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している 2. ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている 3. ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない 4. その他（ ） *問 38-1. 問 38 で「1. 社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」と回答した方にお伺いします。参加しているネットワークの規模についてお答えください。 （複数に参加している場合は、あてはまるもの全て選択） 1. 市町村単位 2. 市町村・特別区単位 3. 地区単位 4. その他（ ） 問 38-2. 問 38 で「2. ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている」「3. ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」と回答した方にお伺いします。 その理由をお答えください。（自由記述） <table><tr><td>*問 39. 地域における高齢者ホームの認知状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. よく認知されていると思う 2. まあまあ認知されていると思う 3. あまり認知されていないと思う 4. ほとんど認知されていないと思う</td></tr></table>		これから取り組みたいこと	取組内容（概要）	1.	地域の要支援者に対する相談支援		2.	地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援		3.	地域の要支援者に対する権利擁護支援		4.	地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供		5.	既存事業の利用料の減額・免除		6.	地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動		7.	地域住民に対する福祉教育		8.	地域関係者とのネットワークづくり		9.	その他		*問 39. 地域における高齢者ホームの認知状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. よく認知されていると思う 2. まあまあ認知されていると思う 3. あまり認知されていないと思う 4. ほとんど認知されていないと思う	<table><tr><th>問 39-1. 問 39 の理由をお答えください。（自由記述）</th></tr><tr><td>問 40. 地域のニーズに対応しながら持続可能な経営を実現していくため、地域共生社会における役割の発揮が重要となります。高齢者ホームが地域共生社会の中で、力を発揮するにはどうしたら良いか、お答えをお聞かせください。（自由記述）</td></tr></table> <table><tr><td>8. 貴施設の今後の方向性についてお尋ねします。 *問 41. 今後の高齢者ホームの事業展開の方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 拡充させたい 2. 拡充させたいとは思わない 問 41-1. 問 41 で「1. 拡充させたい」と回答した方にお伺いします。 下記 1）～5）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択） はい いいえ *1）定員を増加させたい *2）高齢者福祉分野の施設を新設したい *3）高齢者福祉以外の分野に進出したい *4）他法人から事業を譲り受けたい *5）他法人との吸収・合併を進めたい 問 41-2. 問 41 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方にお伺いします。 下記 1）～6）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択） はい いいえ *1）最低限、現状を維持したい *2）法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない *3）定員を縮小したい *4）将来的に閉園したい *5）他法人へ施設・事業を譲渡したい *6）他法人へ法人を譲渡したい</td></tr></table>	問 39-1. 問 39 の理由をお答えください。（自由記述）	問 40. 地域のニーズに対応しながら持続可能な経営を実現していくため、地域共生社会における役割の発揮が重要となります。高齢者ホームが地域共生社会の中で、力を発揮するにはどうしたら良いか、お答えをお聞かせください。（自由記述）	8. 貴施設の今後の方向性についてお尋ねします。 *問 41. 今後の高齢者ホームの事業展開の方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 拡充させたい 2. 拡充させたいとは思わない 問 41-1. 問 41 で「1. 拡充させたい」と回答した方にお伺いします。 下記 1）～5）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択） はい いいえ *1）定員を増加させたい *2）高齢者福祉分野の施設を新設したい *3）高齢者福祉以外の分野に進出したい *4）他法人から事業を譲り受けたい *5）他法人との吸収・合併を進めたい 問 41-2. 問 41 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方にお伺いします。 下記 1）～6）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択） はい いいえ *1）最低限、現状を維持したい *2）法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない *3）定員を縮小したい *4）将来的に閉園したい *5）他法人へ施設・事業を譲渡したい *6）他法人へ法人を譲渡したい
	これから取り組みたいこと	取組内容（概要）																																	
1.	地域の要支援者に対する相談支援																																		
2.	地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援																																		
3.	地域の要支援者に対する権利擁護支援																																		
4.	地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供																																		
5.	既存事業の利用料の減額・免除																																		
6.	地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動																																		
7.	地域住民に対する福祉教育																																		
8.	地域関係者とのネットワークづくり																																		
9.	その他																																		
*問 39. 地域における高齢者ホームの認知状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. よく認知されていると思う 2. まあまあ認知されていると思う 3. あまり認知されていないと思う 4. ほとんど認知されていないと思う																																			
問 39-1. 問 39 の理由をお答えください。（自由記述）																																			
問 40. 地域のニーズに対応しながら持続可能な経営を実現していくため、地域共生社会における役割の発揮が重要となります。高齢者ホームが地域共生社会の中で、力を発揮するにはどうしたら良いか、お答えをお聞かせください。（自由記述）																																			
8. 貴施設の今後の方向性についてお尋ねします。 *問 41. 今後の高齢者ホームの事業展開の方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 拡充させたい 2. 拡充させたいとは思わない 問 41-1. 問 41 で「1. 拡充させたい」と回答した方にお伺いします。 下記 1）～5）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択） はい いいえ *1）定員を増加させたい *2）高齢者福祉分野の施設を新設したい *3）高齢者福祉以外の分野に進出したい *4）他法人から事業を譲り受けたい *5）他法人との吸収・合併を進めたい 問 41-2. 問 41 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方にお伺いします。 下記 1）～6）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択） はい いいえ *1）最低限、現状を維持したい *2）法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない *3）定員を縮小したい *4）将来的に閉園したい *5）他法人へ施設・事業を譲渡したい *6）他法人へ法人を譲渡したい																																			

256

17

18

貴施設と回答者様についてお尋ねします。(令和3年11月1日現在)				
※選択がある場合は、あてはまるものを選択してください				
法人設立年	(西暦)	年	施設開設年	(西暦)
所在地	都・道・府・県	市	区・町・村	年
貴施設の種別	1. 養護老人ホーム 2. 介護老人ホーム 3. 障害者養護老人ホーム			
事業所指定等の有無	1. なし 2. 特定施設入居者生活介護(一般型) 3. 特定施設入居者生活介護(外部サービス型) 4. 特定相談支援事業者 5. 同行介護事業のサービス事業者			
設置主体	1. 社会福祉法人 2. 地方公共団体(広域連合含む) 3. その他()			
運営主体	1. 社会福祉法人(設置主体と同じ) 2. 社会福祉法人(設置主体より受託・指定管理) 3. 地方公共団体(広域連合含む) 4. その他()			
法人が運営する養護老人ホーム以外の事業(あてはまるもの1つ選択)				
1. あり				
2. なし				
＜養護老人ホーム以外の事業がある場合＞法人が運営する事業と収益が最も多い事業(あてはまるもの1つ選択)				
1. 老人福祉事業				
2. 介護保険事業				
3. 児童福祉事業				
4. 保育事業				
5. 就労支援事業				
6. 障害福祉サービス等事業				
7. 生活保護事業				
8. 医療事業				
9. その他()				

*併設している施設・事業所(あてはまるもの全て選択)	1. なし 2. 特別養護老人ホーム 3. 軽費老人ホーム・ケアハウス 4. 介護老人保健施設 5. 病院・診療所 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 介護医療院 8. 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅 9. 訪問介護事業所 10. 訪問看護事業所 11. 通所事業所(デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む) 12. 小規模多機能型居宅介護 13. 居宅介護支援事業所 14. 地域包括支援センター 15. 老人介護支援センター(在宅介護支援センター) 16. その他()
*法人全体のサービス活動収益計(あてはまるもの1つ選択)	1. 3億円未満 2. 3～5億円未満 3. 5～10億円未満 4. 10億円以上
*法人全体の職員数(正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答)(あてはまるもの1つ選択)	1. 30人未満 2. 30～50人未満 3. 50～100人未満 4. 100～150人未満 5. 150～200人未満 6. 200～250人未満 7. 250～300人未満 8. 300人以上
*回答者：氏名	
*回答者：役職	
*回答者：電話番号	
*回答者：E-mail	

アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。調査項目は以上で終了です。

ID

経費老人ホーム
ケアハウス 栗

「経費老人ホーム・ケアハウスにおける経営実態に関するアンケート調査」

ご回答方法

- ・貴施設の管理者の方、もしくは、本調査内容に回答可能な方に回答をお願いしています。
- ・選択する問題では、あてはまる番号を選択してください。
- ・四角枠の問題では具体的な数値、用語等をご入力ください。
- ・数値を入力する問題で、該当無しは「0（ゼロ）」を、わからぬ場合は空欄のままとしてください。
- ・特に断りのない限り、令和3年11月1日現在の状況についてお答えください。
- ・総計に「※」がついている項目は、必ず回答してください。

法人名

施設名

1. 貴施設の基本情報についてお尋ねします。（令和3年11月1日現在）

問1. 基準省令の人員の基準に規定する職種について、基準上必要となる人数及び実際の配置職員数（該当する各欄に常勤換算で数字を記入。特定施設の指定を受けている場合、配置職員数のみ記入）

	施設長	事務員	生活 相談員	介護職員	看護職員	その他	合計
1) 基準	人	人	人	人	人	人	人
*2) 配置 職員数	人	人	人	人	人	人	人

問2. 施設の定員数、2人部屋の数（該当する各欄に数字を記入）

1) 定員数	*令和3年度定員数		人
	令和2年度定員数		人
	※定員数が令和3年度と異なる場合は「0」を記入してください		人
2) 部屋数	*全部屋数		部屋
	*うち2人部屋		部屋
	※2人部屋が無い場合は「0」を記入してください。		

*問3. 身元保証人や緊急連絡先を確保できない高齢者からの入居申し込みがあった場合の受入れ（あてはまるもの1つ選択）

1. 受け入れている

2. 受け入れている

3. 成年後見人等がいれば受入可

4. その他（ ）

*問4. 生活保護受給者の入居申し込みがあった場合の受入れ（あてはまるもの1つ選択）

1. 受け入れている

2. 受け入れている

2. 貴施設の職員・入居者数や収容状況等についてお尋ねします。（令和2年度実績を記入ください）

*問5. 年間平均常勤職員数（数字を記入） ※令和2年度実績

※「年間平均常勤職員数」は、毎月末、毎月1日および給与支給時など、各施設で把握している毎月
の常勤職員の集計を合計し、その値を12ヶ月で割った数値を入力してください。（小数点第3
位を四捨五入して、小数点第2位まで入力してください。）

（例）・職員数を毎月末で把握している施設で、
4月末～6月末：それぞれ70人、
7月末～3月末：それぞれ80人の場合
（70人×3ヶ月＋80人×9ヶ月）÷12ヶ月＝77.50人と並びます。
※また、差分支を用いている場合は、その比率をお答えいただくことも結構です。以降も同様。

問5-1. 問5の年間平均常勤職員数のうち、生活相談員分の年間平均常勤職員数（数字を記入） ※令和2年度実績

問5-2. 問5の年間平均常勤職員数のうち、介護職員分の年間平均常勤職員数（数字を記入） ※令和2年度実績

*問6. 令和2年度の年間延べ入居者数（数字を記入）

（ ）人

※月初・月末と毎月の一時点の入居者数を12ヶ月分合計してください。

*問7. 令和2年度の介護サービスを受けた延べ入居者数（数字を記入）
（特定施設入居者生活介護の指定に係る年間延べ入居者数）

（ ）人

※月初・月末と毎月の一時点の特定施設入居者生活介護の指定に係る入居者数を12ヶ月分合計してください。
※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、介護サービスを受けた入居者数を12ヶ月分合計してください。

258

2-1. 費施設の収支等について		※令和2年度実績をご記入ください	
*問 8. 施設のサービス活動収益	() 円/年		
*問 9. 施設のサービス活動増減差額	() 円/年		
*問 10. 人件費 ※年間の合計額をご記載ください	() 円/年		
問 10-1. 問 10 の人件費のうち、生活相談員の人件費	生活相談員() 円/年		
問 10-2. 問 10 の人件費のうち、介護職員分の人件費	介護職員() 円/年		
*問 11. 給食費 (年額)	() 円/年		
問 11-1. (※給食業務の外部委託を行っている場合のみお答えください) 給食業務の委託費 (年額) をお答えください	() 円/年		
問 11-2. (※給食業務の外部委託を行っている場合のみお答えください) 給食業務委託費に材料費も含めている場合は材料費 (年額) をお答えください。	() 円/年		
*問 12. 事業費における水道光熱費 (年額) をお答えください。	() 円/年		
*問 13. 事業費における燃料費 (年額) をお答えください。	() 円/年		
*問 14. 入居一時金の有無 (あてはまるもの1つ選択)			
1. なし			
2. あり (円)			
◆ケアハウスの場合について (令和3年11月1日現在)			
問 15. 居住に関する費用の支払い (あてはまるもの1つ選択)			
1. 一括払い方式			
2. 分割払い方式			
3. 併用払い方式			
問 16. 軽費老人ホーム A 型、B 型からの転換の有無 (あてはまるもの1つ選択)			
1. 軽費老人ホーム A 型から転換			
2. 軽費老人ホーム B 型から転換			
3. ケアハウス/介護型転換			

問 17. 入居者本人からの徴収額に関する、対象収入階層区別人数 ※令和3年11月1日現在 (該当する各欄に人数を記入)		【対象収入による階層区分（年間）】	【實施区における該当人数】
階層			
A.	生活保護受給者		人
1.	1,500,000 円以下（上記 A を除く）		人
2.	1,500,001 円～1,600,000 円以下		人
3.	1,600,001 円～1,700,000 円以下		人
4.	1,700,001 円～1,800,000 円以下		人
5.	1,800,001 円～1,900,000 円以下		人
6.	1,900,001 円～2,000,000 円以下		人
7.	2,000,001 円～2,100,000 円以下		人
8.	2,100,001 円～2,200,000 円以下		人
9.	2,200,001 円～2,300,000 円以下		人
10.	2,300,001 円～2,400,000 円以下		人
11.	2,400,001 円～2,500,000 円以下		人
12.	2,500,001 円～2,600,000 円以下		人
13.	2,600,001 円～2,700,000 円以下		人
14.	2,700,001 円～2,800,000 円以下		人
15.	2,800,001 円～2,900,000 円以下		人
16.	2,900,001 円～3,000,000 円以下		人
17.	3,000,001 円～3,100,000 円以下		人
18.	3,100,001 円～3,200,000 円以下		人
19.	3,200,001 円～3,300,000 円以下		人
20.	3,300,001 円～3,400,000 円以下		人
21.	3,400,001 円以上		人
	合計		人

※問 18. BCF（事業継続計画）は策定についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択）

- 策定している
- 策定に向けて準備している
- まだ取り組まれていない

3. 貴施設の入居者の状況についてお知らせします。(令和3年11月1日現在)

*問 19. 入居者の実人数 (数字を記入)

() 人										
問 20. 入居者の身体の状態										
問 20-1. 要介護度別入居者数 (該当する各欄に数字を記入)										
1) 自立	2) 要支援1	3) 要支援2	4) 要介護1	5) 要介護2	6) 要介護3	7) 要介護4	8) 要介護5	9) 申請中	10) 未申請	11) 合計
問 20-2. 認知症高齢者の日常生活自立度別入居者数 (該当する各欄に数字を記入)										
1) 自立	2) I	3) II	4) III	5) IV	6) M	7) 不明	8) 合計			
問 20-3. 障害高齢者の日常生活自立度別入居者数 (該当する各欄に数字を記入)										
1) 自立	2) J	3) A1	4) A2	5) B1	6) B2	7) C1	8) C2	9) 不明	10) 合計	
問 21. 入居者の心身機能・生活上の課題等 (該当する各欄に数字を記入) (複数の課題を抱えている場合は、それぞれにカウントください。)										
								【該当者 (人)】		
【心身機能・生活上の課題等】										
1) 自立歩行が困難 (一部介助を含む)								人		
2) 食事介助が必要 (一部介助を含む)								人		
3) 入浴介助が必要 (一部介助を含む)								人		
4) 知的障害								人		
5) 精神障害 (発達障害を含む)								人		
6) 視覚・聴覚障害								人		
7) 難治性疾患・難病								人		
8) 家族等からの虐待								人		
9) 矯正施設対処後の住居確保困難								人		
10) 医療的ケア (酸素吸引、経管栄養、服薬管理等が必要)								人		
11) 人間関係の構築に課題、集団生活が困難								人		
12) 通院や外出時の付き添いが必要								人		
13) 夜間の見守りが必要								人		
14) その他の生活課題								人		

問 22. 障害者手帳の所持者数 (該当する各欄に数字を記入)		人	人	人
1) 身体障害者手帳	2) 療育手帳			3) 精神保健福祉手帳

4. 貴施設の経営状況についてお尋ねします。(令和 3 年 11 月 1 日現在)	
*問 23. 貴施設の経営状況 (あてはまるもの 1 つ選択) ※ 令和 2 年度の事業活動収支(変)安 1. 黒字 2. 赤字 3. プラスマイナスゼロ 4. 回答不可 *問 23-1 平成 16 年度 (2004 年度) の一般財源化以前の経営状況についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択) 1. おおむね黒字が続いていた 2. ほとんど赤字が続いていた 3. おおむねプラスマイナスゼロであった 4. 黒字のときと赤字のときがあった 5. 回答不可 *問 23-2 平成 16 年度 (2004 年度) の一般財源化以降の経営状況についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択) 1. おおむね黒字が続いている 2. ほとんど赤字が続いている 3. おおむねプラスマイナスゼロである 4. 黒字のときと赤字のときがある 5. 回答不可	
*問 24. 貴施設の所在する都道府県 (指定都市・中核市含む) における、消費税改定による事務費補助改定についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択) 1. 改定は行われている (消費税 10%) 2. 改定は行われていない (消費税 8%から改定なし) 3. 改定は行われていない (消費税 5%から改定なし) *問 24-1 問 24 で「2. 改定は行われていない (消費税 8%から改定なし)」「3. 改定は行われていない (消費税 5%から改定なし)」と回答した方にお伺いします。 改定されないことによる支障の有無についてお答えください。(あてはまるもの 1 つ選択) 1. 支障はある 2. 支障はない	問 24-2. 問 24-1 で「1. 支障はある」と回答した方にお伺いします。 具体的理由をお答えください。(自由記述)

10

12

1314

◆ 軽費老人ホーム A 型・B 型の場合について 問 37. 今後のケアハウスへの移行の考え・予定についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. ケアハウスへ移行する予定・考えがある 2. できれば現状のままがよい 3. ケアハウスへ移行する予定はない 4. その他（ ） 5. 未定 問 37-1. 問 37 で「2. できれば現状のままがよい」「3. ケアハウスへ移行する予定はない」と回答した方にお伺いします。その理由をお答えください。（あてはまるもの全て選択） 1. 建替えの費用の工面が難しいため 2. ケアハウス移行により利用料が高くなるため（入居者の負担増） 3. 耐震等の関係から建替えが困難なため 4. その他（ ）	問 38-2. これから取り組みたいことについてお答えください。 これから取り組みたいこと 取組内容（概要） 1. 地域の要支援者に対する相談支援 2. 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援 3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援 4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供 5. 既存事業の利用料の減額・免除 6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動 7. 地域住民に対する福祉教育 8. 地域関係者とのネットワークづくり 9. その他 *問 39. 「地域における公益的な取組」を行ううえで、社会福祉協議会や他法人等との連携状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. 社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している 2. ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている 3. ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない 4. その他（ ） *問 39-1. 問 39 で「1. 社会福祉協議会、他法人等と連携したネットワークに参加している」と回答した方にお伺いします。参加しているネットワークの規模についてお答えください。（複数に参加している場合は、あてはまるもの全て選択） 1. 都道府県単位 2. 市町村・特別区単位 3. 地区単位 4. その他（ ） 問 39-2. 問 39 で「2 ネットワークには参加していないが、自法人で取組を行っている」「3. ネットワークにも参加しておらず、自法人でも取組は行っていない」と回答した方にお伺いします。その理由をお答えください。（自由記述） *問 40. 地域における軽費老人ホーム・ケアハウスの認知状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つ選択） 1. よく認知されていると思う 2. まあまあ認知されていると思う 3. あまり認知されていないと思う 4. ほとんど認知されていないと思う 問 40-1. 問 40 の理由をお答えください。（自由記述）
---	--

問 41. 地域のニーズに対応し、ながら持続可能な経営を果たしていくため、地域共生社会における役割の発揮が重要となります。軽費老人ホーム・ケアハウスが地域共生社会の中で、力を発揮するにはどうしたら良いか、お考えをお書きください。（自由記述）

6. 貴施設の今後の方向性についてお尋ねします。

*問 42. 今後の軽費老人ホーム・ケアハウスの事業展開の方針についてお答えください。

1. 拡充させたい

2. 拡充させたいとは思わない

問 42-1. 問 42 で「1. 拡充させたい」と回答した方にお伺いします。

下記 1）～5）の内容についてお答えください。（それぞれあてはまるもの 1 つ選択）

*1）定員を増加させたい

*2）高齢者福祉分野の施設を新設したい

*3）高齢者福祉以外の分野に進出したい

*4）他法人から事業を譲り受けたい

*5）他法人との吸収・合併を望みたい

問 42-2. 問 42 で「2. 拡充させたいとは思わない」と回答した方にお伺いします。

下記 1）～6）の内容について、（それぞれあてはまるもの 1 つ選択）

*1）最低限、現状を維持したい

*2）法人内の他事業所が好調なために拡充の必要はない

*3）定員を縮小したい

*4）将来的に閉園したい

*5）他法人へ施設・事業を譲渡したい

*6）他法人へ法人を譲渡したい

貴施設のご回答者様についてお尋ねします。（令和 3 年 11 月 1 日現在）

※選択肢があるものは、あてはまるものを選択してください。

法人設立年

（西暦）

年

施設開設年

（西暦）

年

*所在地

都・道・府・県

市

区・町・村

*貴施設の種別

1. 軽費老人ホーム A 型

2. 軽費老人ホーム B 型

3. ケアハウス単独型

4. 特養併設ケアハウス（定員 20 人未満）

5. 特養併設ケアハウス（定員 20 人以上）

6. その他併設ケアハウス（特別養護老人ホーム以外の施設、地域密着型、居宅サービス）

7. 都市型軽費老人ホーム

*特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無

1. なし

2. 指定を受けている（一般型）

3. 指定を受けている（外部サービス型）

*設置主体

1. 社会福祉法人

2. 地方公共団体（広域連合含む）

3. その他（ ）

*運営主体

1. 社会福祉法人（設置主体と同じ）

2. 社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）

3. 地方公共団体（広域連合含む）

4. その他（ ）

*法人が運営する軽費老人ホーム以外の事業（あてはまるもの 1 つ選択）

1. あり

2. なし

*＜軽費老人ホーム以外の事業がある場合＞法人が運営する事業と収益が最も多い事業

*法人が運営する事業

（あてはまるものを全て選択）

*収益が最も多い事業

（あてはまる 1 つ選択）

1. 老人福祉事業

2. 介護保険事業

3. 児童福祉事業

4. 保育事業

5. 就労支援事業

6. 障害福祉サービス等事業

7. 生活保護事業

8. 医療事業

9. その他（ ）

17

18

265

厚生労働省 令和3年度
老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に
関する調査研究事業
報告書

令和4年（2022年）年3月

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9階・10階
Tel 03-3221-7011（代表）
FAX 03-3221-7022